

## 第2章 財政状況

2-0 本章では、第1節で被保険者の現状及び推移、第2節で受給権者の現状及び推移を述べた後、これらを踏まえ、第3節で公的年金各制度の財政収支の現状及び推移、第4節で財政指標（年金扶養比率、総合費用率等）の現状及び推移について述べる。

### 第1節 被保険者の現状及び推移

2-1-1 本節における被保険者の現状及び推移における平成27(2015)年9月以前の数値については、一元化前の各制度における数値である。

#### 1 被保険者数

2-1-2 令和6(2024)年度末の被保険者数は、**図表2-1-1**及び**図表2-1-2**に示すとおり、公的年金制度全体で6,757万人であり、うち、厚生年金の被保険者が4,748万人、国民年金第1号被保険者が1,368万人、国民年金第3号被保険者が641万人である。

厚生年金の被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）が4,285万人、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）が107万人、第3号厚生年金被保険者（地方公務員）が295万人、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）が61万人となっている。このうち、短時間労働者は、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）が111万人、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）が1万人となっている<sup>1</sup>。

ここで、国共済と地共済については、共済組合の組合員は常時勤務に服することを要する公務員とされているため、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）及び第3号厚生年金被保険者（地方公務員）には短時間労働者はいない。国及び地方公共団体等において短時間労働者に該当する職員が雇用されている場合は、第1号厚生年金被保険者として適用されている。

2-1-3 令和6(2024)年度の対前年度増減率をみると、公的年金制度全体で0.2%の増加となっている。これは、国民年金第1号被保険者及び国民年金第3号被保険者が減少したものの、厚生年金の被保険者が増加したためである。厚生年金の被保険者数の対前年度増減率は1.6%<sup>2</sup>となっているが、短時間労働者を除いた対前年度増減率は1.2%、短時間労働者の対前年度増減率は21.2%<sup>3</sup>となっている。短時間労働者が大幅

<sup>1</sup> 短時間労働者のうち労使合意に基づき厚生年金に適用された被保険者は、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）12千人、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）1.1千人である。

<sup>2</sup> 厚生年金被保険者の前年度からの増加76万人のうち、短時間労働者を除いた被保険者の増加が56万3千人、短時間労働者の増加が19万7千人となっている。

<sup>3</sup> 男性の短時間労働者数の対前年度増減率は16.8%、女性の短時間労働者数の対前年度増減率は22.5%となっており、女性の短時間労働者数の増加が大きい。

第2章◆財政状況

に増加しているのは、令和6(2024)年10月に被用者保険の適用拡大(従業員100人超から50人超の企業等に拡大)を実施した影響と考えられる。

被保険者数の推移をみると、厚生年金被保険者は増加している一方、国民年金第1号被保険者及び国民年金第3号被保険者は減少が続いている。これは、生産年齢人口が減少する中で被用者化が進み、国民年金第1号被保険者及び国民年金第3号被保険者から厚生年金被保険者にシフトしている影響、また、高齢者や女性の雇用が進展している影響と考えられる。

図表2-1-1 被保険者数<sup>4</sup>の推移

年度末	厚生年金											国民年金		公的年金制度全体 ①+②+③
	計			第1号(民間被用者)			第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)			第1号	第3号	
	①	短時間労働者を除く	短時間労働者	短時間労働者を除く	短時間労働者	(国家公務員)	(地方公務員)	短時間労働者を除く	短時間労働者	②	③			
平成/令和	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
17 (2005)	37,621	37,621	・	33,022	33,022	・	1,082	3,069	448	448	・	21,903	10,922	70,447
22 (2010)	38,829	38,829	・	34,411	34,411	・	1,055	2,878	485	485	・	19,382	10,046	68,258
27 (2015)	41,289	41,289	・	36,864	36,864	・	1,064	2,832	529	529	・	16,679	9,151	67,119
28 (2016)	42,665	42,372	292	38,218	37,927	291	1,066	2,839	542	540	2	15,754	8,890	67,309
29 (2017)	43,581	43,196	385	39,112	38,729	383	1,071	2,846	552	549	3	15,052	8,701	67,335
30 (2018)	44,284	43,846	438	39,806	39,371	435	1,073	2,845	561	558	3	14,711	8,467	67,462
元 (2019)	44,879	44,404	476	40,374	39,902	472	1,078	2,857	570	566	4	14,533	8,203	67,616
2 (2020)	45,134	44,600	534	40,472	39,942	530	1,084	2,998	580	576	4	14,495	7,930	67,558
3 (2021)	45,354	44,781	574	40,645	40,076	569	1,086	3,037	586	582	4	14,312	7,627	67,293
4 (2022)	46,179	45,348	831	41,569	40,747	822	1,079	2,935	596	586	9	14,047	7,212	67,438
5 (2023)	46,718	45,789	929	42,109	41,190	919	1,071	2,937	601	591	10	13,871	6,856	67,445
6 (2024)	47,477	46,352	1,126	42,849	41,737	1,112	1,071	2,947	610	597	13	13,680	6,408	67,566
対前年度増減率(%)														
17 (2005)	1.3	1.3	・	1.6	1.6	・	△0.4	△1.3	1.5	1.5	・	△1.2	△0.6	0.2
22 (2010)	0.4	0.4	・	0.5	0.5	・	1.1	△1.0	1.4	1.4	・	△2.4	△1.6	△0.7
27 (2015)	2.2	2.2	・	2.4	2.4	・	0.3	0.0	2.3	2.3	・	△4.3	△1.8	△0.0
28 (2016)	3.3	2.6	・	3.7	2.9	・	0.2	0.2	2.5	2.1	・	△5.5	△2.9	0.3
29 (2017)	2.1	1.9	31.9	2.3	2.1	31.8	0.4	0.3	1.8	1.7	45.9	△4.5	△2.1	0.04
30 (2018)	1.6	1.5	13.6	1.8	1.7	13.6	0.1	△0.1	1.6	1.6	17.5	△2.3	△2.7	0.2
元 (2019)	1.3	1.3	8.6	1.4	1.3	8.6	0.5	0.4	1.7	1.6	18.2	△1.2	△3.1	0.2
2 (2020)	0.6	0.4	12.3	0.2	0.1	12.3	0.6	4.9	1.7	1.6	12.1	△0.3	△3.3	△0.1
3 (2021)	0.5	0.4	7.4	0.4	0.3	7.4	0.2	1.3	1.1	1.1	10.6	△1.3	△3.8	△0.4
4 (2022)	1.8	1.3	44.9	2.3	1.7	44.5	△0.6	△3.4	1.6	0.8	104.2	△1.9	△5.4	0.2
5 (2023)	1.2	1.0	11.7	1.3	1.1	11.7	△0.7	0.1	0.9	0.7	12.3	△1.3	△4.9	0.0
6 (2024)	1.6	1.2	21.2	1.8	1.3	21.1	△0.0	0.4	1.5	1.0	29.8	△1.4	△6.5	0.2

注1 国民年金第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 平成28(2016)年10月に一定の要件(従業員500人超の企業等において、月収8.8万円以上、週所定労働時間20時間以上等)を満たす短時間労働者の厚生年金への適用拡大が実施された。その後平成29(2017)年4月には、従業員500人以下の企業等も、労使合意に基づき、企業単位で適用拡大が可能となり、国・地方公共団体は、規模にかかわらず強制適用となった。更に、令和4(2022)年10月には従業員100人超の企業等に、令和6(2024)年10月には従業員50人超の企業等に拡大している。(その他の適用拡大については、第1章の脚注6を参照。)

<sup>4</sup> 厚生労働省年金局の集計によると、外国人の公的年金加入者数は281万人(令和7(2025)年3月末現在)で、その内訳をみると、国民年金第1号被保険者は77万人、国民年金第2号被保険者等(厚生年金被保険者)は178万人、国民年金第3号被保険者25万人となっている。

また、公的年金制度全体の被保険者数は平成 18(2006)年度以降一貫して減少<sup>5</sup>していたが、平成 28(2016)年度からは増加に転じた。その後、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度は減少したものの、令和 4(2022)年度からは再び増加しているが、これは外国人の入国超過数が増加傾向にある<sup>6</sup>影響もあると考えられる。

外国人の入国超過数が今後も増加し、公的年金被保険者に占める外国人の割合が上昇していくことも考えられるなかで、外国人被保険者における年齢階級別、性別、標準報酬月額階級別の分布の変動等を把握し、外国人被保険者の動向が公的年金制度に与える影響を分析することについて、今後検討が望まれる。

**2-1-4** 厚生年金の被保険者の種別別では、第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）、第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員）及び第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）は増加しているが、第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）は減少している。

平成 28(2016)年 10 月に一定の要件<sup>7</sup>を満たす短時間労働者の厚生年金への適用拡大が実施されたことから、平成 28(2016)年度末には 29 万人の短時間労働者が厚生年金の被保険者となった。その後の制度改正<sup>8</sup>等や令和 4(2022)年 10 月<sup>9</sup>及び令和 6(2024)年 10 月<sup>10</sup>の更なる適用拡大の影響も受けて短時間労働者は増加を続け、令和 6(2024)年度末には 113 万人（厚生年金に占める割合は 2.4%）となっている。

---

<sup>5</sup> 被保険者数の推移は長期時系列表を参照。なお、公的年金制度全体の被保険者数が最も多かったのは平成 11(1999)年度末である(70,616 千人)。

<sup>6</sup> 外国人の入国超過数の推移については図表 3-2-8 を参照。

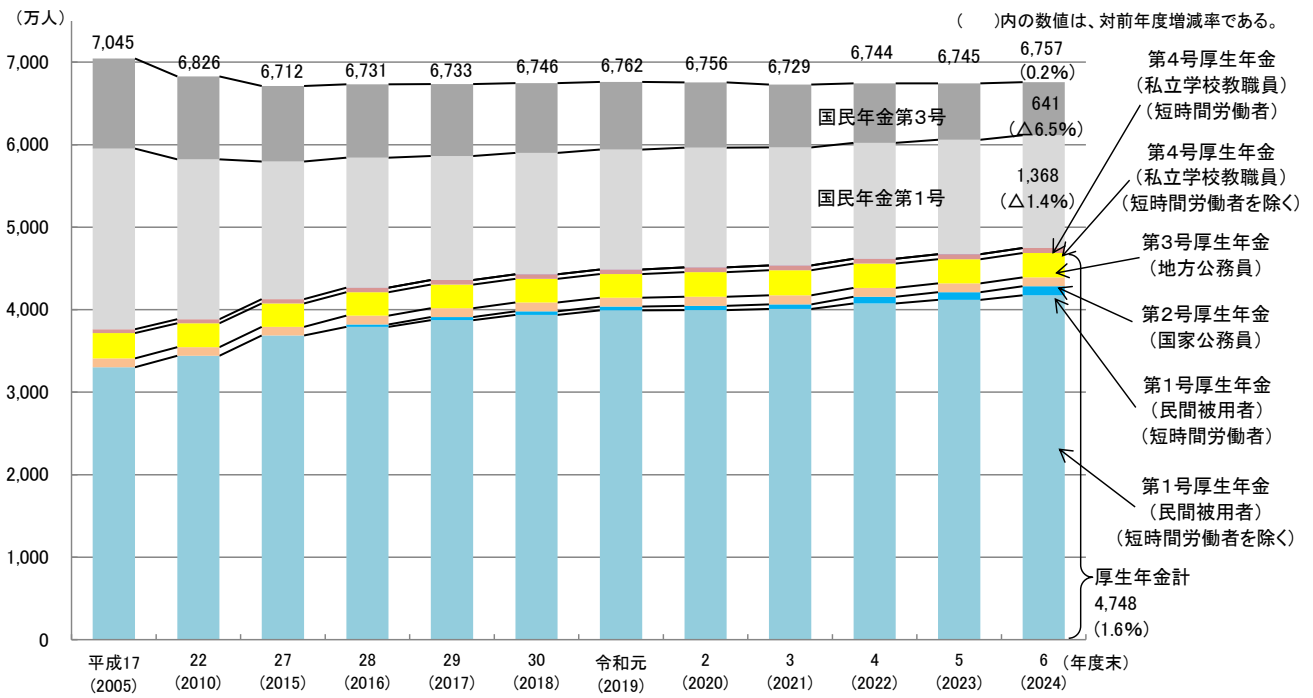
<sup>7</sup> 従業員 500 人超の企業等において、月収 8.8 万円以上、週所定労働時間 20 時間以上等。

<sup>8</sup> 平成 29(2017)年 4 月に、従業員 500 人以下の企業等も、労使合意に基づき、企業単位で適用拡大が可能となった。(国・地方公共団体は、規模にかかわらず強制適用)

<sup>9</sup> 従業員 100 人超の企業等に拡大された。

<sup>10</sup> 従業員 50 人超の企業等に拡大された。その他の適用拡大については、第 1 章の脚注 6(3 頁)を参照。

図表2-1-2 被保険者数の推移



## 2 男女構成

2-1-5 図表 2-1-3 は、令和 6 (2024) 年度末の男女別被保険者数を示したものである。厚生年金の被保険者に占める女性の割合は 41.1%となっている。被保険者の種別別では、第 4 号厚生年金被保険者(私立学校教職員)の女性の割合が 61.1%で最も大きく、第 2 号厚生年金被保険者(国家公務員)の 30.0%が最も小さい。短時間労働者の女性の割合は、第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)、第 4 号厚生年金被保険者(私立学校教職員)ともに 7 割を超えており、短時間労働者は女性の割合が大きい。

また、国民年金の女性の割合は、第 1 号被保険者で 47.2%、第 3 号被保険者で 97.9%となっている。

図表 2-1-3 男女別被保険者数 - 令和 6 (2024) 年度末 -

区分	厚生年金											国民年金		公的年金制度全体
	計			第 1 号(民間被用者)			第 2 号	第 3 号	第 4 号(私立学校教職員)			第 1 号	第 3 号	
	短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者		(国家公務員)	(地方公務員)	短時間労働者を除く	短時間労働者				
千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	47,477	46,352	1,126	42,849	41,737	1,112	1,071	2,947	610	597	13	13,680	6,408	67,566
男性	27,947	27,687	260	25,286	25,029	258	750	1,674	237	235	3	7,226	133	35,306
女性	19,530	18,665	865	17,563	16,708	855	321	1,273	373	362	11	6,455	6,275	32,260
女性割合	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	41.1	40.3	76.9	41.0	40.0	76.8	30.0	43.2	61.1	60.7	79.8	47.2	97.9	47.7

注 国民年金第 1 号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

## 3 年齢分布

### (1) 年齢分布

2-1-6 図表 2-1-4 は、令和 6 (2024) 年度末の被保険者の平均年齢及び年齢分布を示したものであり、図表 2-1-5 は、令和 6 (2024) 年度末の被保険者の年齢分布を男女別で図示したものである。平均年齢は、厚生年金は 44.7 歳、国民年金第 1 号被保険者は 39.1 歳、国民年金第 3 号被保険者は 46.2 歳、公的年金制度全体では 43.7 歳である。

厚生年金の被保険者の種別別では、第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)が 44.9 歳で最も高く、第 2 号厚生年金被保険者(国家公務員)が 42.6 歳で最も低い。短時間労働者では、第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)が 50.8 歳、第 4 号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が 48.9 歳と短時間労働者を除く平均年齢より高い。

2-1-7 令和 6 (2024) 年度末における被保険者の年齢分布をみると、厚生年金計では 50～54 歳の年齢階級の割合が最も大きく、国民年金第 1 号被保険者では 20～24 歳の年齢階級、国民年金第 3 号被保険者では 50～54 歳の年齢階級の割合が最も大きい。

第2章◆財政状況

厚生年金の被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）及び第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）では65歳以上の年齢階級の割合がそれぞれ4.8%、4.6%となっているのに対し、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）、第3号厚生年金被保険者（地方公務員）ではいずれも0.8%と小さくなっている。第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）は、25～29歳の年齢階級の割合が最も大きく、特に女性の被保険者は若い年齢階級に多い。

短時間労働者（第1号厚生年金（民間被用者）＋第4号厚生年金（私立学校教職員））では、男性は60歳以上の被保険者が多く、女性は45～64歳の被保険者が多い。

図表2-1-4 被保険者の年齢 -令和6(2024)年度末-

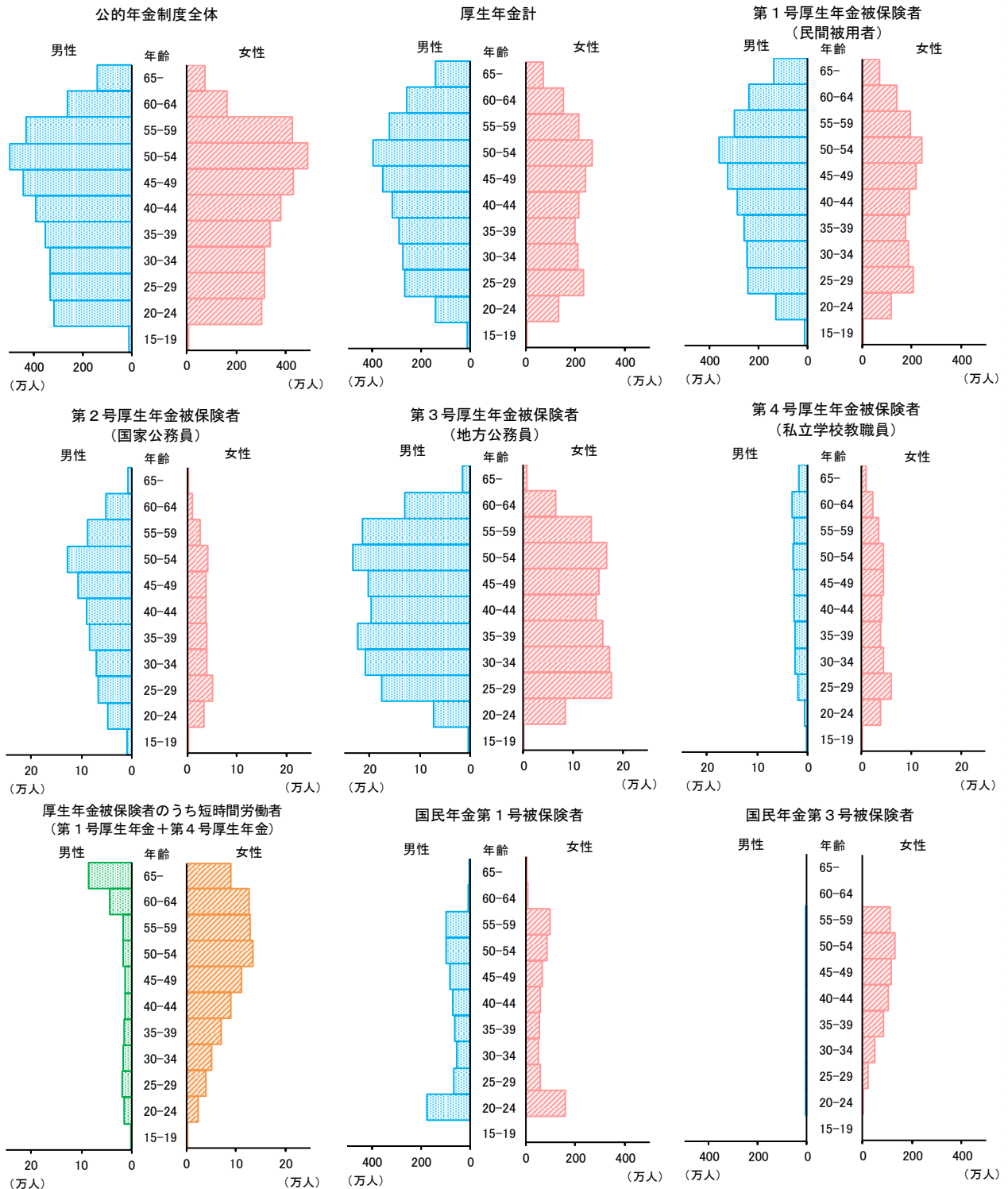
区分	厚生年金											国民年金		公的年金制度全体	
	計			第1号（民間被用者）			第2号	第3号	第4号（私立学校教職員）			第1号	第3号		
	短時間労働者を除く	短時間労働者	計	短時間労働者を除く	短時間労働者	計	（国家公務員）	（地方公務員）	短時間労働者を除く	短時間労働者	計				
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	44.7	44.6	50.8	44.9	44.8	50.8	42.6	42.9	43.7	43.6	48.9	39.1	46.2	43.7	
男性	45.4	45.3	52.9	45.5	45.5	52.9	43.8	43.8	47.4	47.4	50.7	39.0	46.4	44.1	
女性	43.8	43.5	50.2	44.0	43.7	50.2	39.7	41.7	41.4	41.2	48.4	39.2	46.2	43.3	
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
20歳未満	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	1.1	0.2	0.0	0.0	0.0	・	・	0.3	
20～24歳	5.8	5.9	3.4	5.8	5.9	3.4	7.7	5.4	7.2	7.3	3.3	24.8	0.7	9.2	
25～29歳	10.6	10.7	5.2	10.4	10.6	5.2	11.1	12.0	13.0	13.1	6.8	9.2	3.5	9.6	
30～34歳	10.3	10.4	6.1	10.1	10.2	6.1	10.4	12.9	11.1	11.2	7.2	7.8	8.2	9.6	
35～39歳	10.4	10.4	7.6	10.1	10.2	7.6	11.5	13.0	10.5	10.6	8.8	8.5	13.3	10.3	
40～44歳	11.2	11.3	9.2	11.2	11.2	9.2	11.9	11.6	10.9	10.9	11.4	9.7	16.6	11.4	
45～49歳	12.7	12.7	11.1	12.7	12.7	11.0	13.5	12.1	11.7	11.7	12.6	11.1	18.4	12.9	
50～54歳	14.0	14.0	13.4	14.0	14.1	13.4	15.8	13.6	12.0	11.9	13.9	13.5	21.2	14.6	
55～59歳	11.5	11.5	12.9	11.5	11.5	12.9	10.6	11.9	10.0	9.9	11.7	14.2	18.2	12.7	
60～64歳	8.6	8.5	15.1	8.8	8.7	15.1	5.7	6.6	9.0	8.9	12.8	1.2	・	6.3	
65歳以上	4.5	4.2	15.7	4.8	4.6	15.7	0.8	0.8	4.6	4.4	11.5	0.0	・	3.2	

注1 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 第1号厚生年金（民間被用者）の坑内員・船員は男性に計上している。

注3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加えた数値である。

図表2-1-5 被保険者の年齢分布 —令和6(2024)年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

## (2) 年齢分布の変化

2-1-8 図表 2-1-6 は、被保険者の年齢分布について、この10年間の変化をみるために、令和6(2024)年度末の年齢階級別被保険者数を、10年前の平成26(2014)年度末及び5年前の令和元(2019)年度末の年齢階級別被保険者数と比較したものである。また、図表 2-1-7 は、被保険者の年齢分布の10年間の変化を総人口比<sup>11</sup>でみたものである。なお、平成28(2016)年10月に適用拡大の対象となった短時間労働者については、5年前の令和元(2019)年度末の年齢階級別被保険者数のみと比較している。

2-1-9 厚生年金計の男性では、最も被保険者数が多い年齢階級が10年前は40～44歳、5年前は45～49歳、令和6(2024)年度末では50～54歳にシフトしているが、これは団塊ジュニア世代の年齢が高くなったことによる。厚生年金計の女性では、5年前と比べて15～24歳を除き被保険者数が増加している。

被保険者数を総人口比でみると、5年前と比べ、男性の15～19歳及び25～34歳、女性の15～19歳を除き上昇しているが、65～69歳ではこの5年で、男性が29.1%から40.2%に、女性が11.5%から19.6%になっており、65歳以上の雇用が進展していることが窺える。

2-1-10 厚生年金計のうち短時間労働者については、5年前と比べ、男女とも全ての年齢階級で被保険者が増加している。被保険者数を総人口比でみると、5年前と比べ、男女とも全ての年齢階級で増加している。

2-1-11 第1号厚生年金被保険者(民間被用者)及びそのうちの短時間労働者については、その数が厚生年金被保険者の約9割(短時間労働者については99%)を占めるため、厚生年金計とほぼ同様の变化である。

2-1-12 第2号厚生年金被保険者(国家公務員)の男性では、5年前と比べ、25～29歳及び50歳以上の被保険者数が増加する一方で、15～24歳及び30～49歳の被保険者数が減少している。第2号厚生年金被保険者(国家公務員)の女性では、5年前と比べ、15～19歳、30～34歳及び40～49歳を除き被保険者数が増加している。

2-1-13 第3号厚生年金被保険者(地方公務員)の男性では、5年前と比べ、20～24歳、35～39歳、50～54歳及び60歳以上の被保険者数が増加している一方で15～19歳、25～34歳、40～49歳及び55～59歳の被保険者数が減少している。第3号厚生年金被保険者(地方公務員)の女性では、5年前と比べ、15～19歳及び45～49歳を除き被保険者数が増加している。

---

<sup>11</sup> 総務省統計局「人口推計」による平成27(2015)年4月1日現在、令和2(2020)年4月1日現在及び令和7(2025)年4月1日現在の総人口に対する比である。

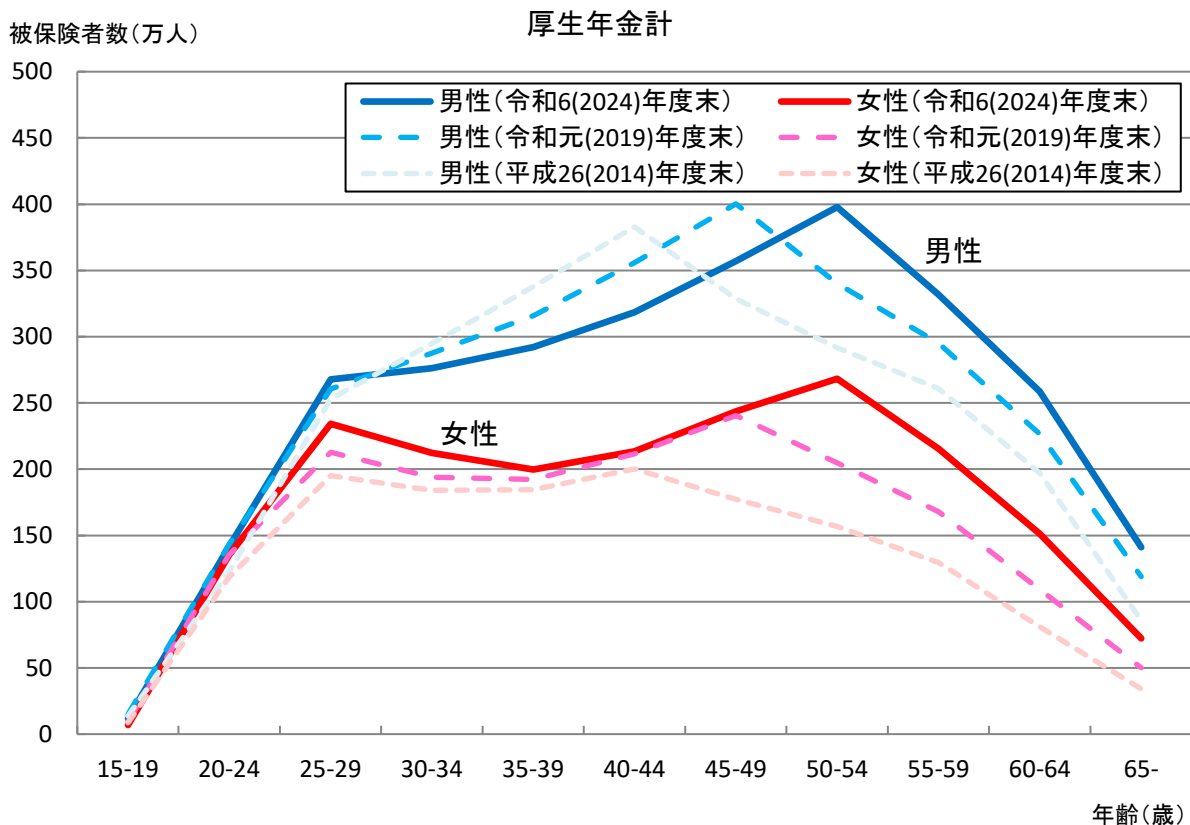
2-1-14 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の男性では、5年前と比べ、15～24歳、50～54歳及び60歳以上の被保険者数が増加している。第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の女性では、5年前と比べ、15～24歳を除き被保険者数が増加している。

2-1-15 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）のうち短時間労働者については、5年前と比べ、男女とも全ての年齢階級で被保険者数が増加している。

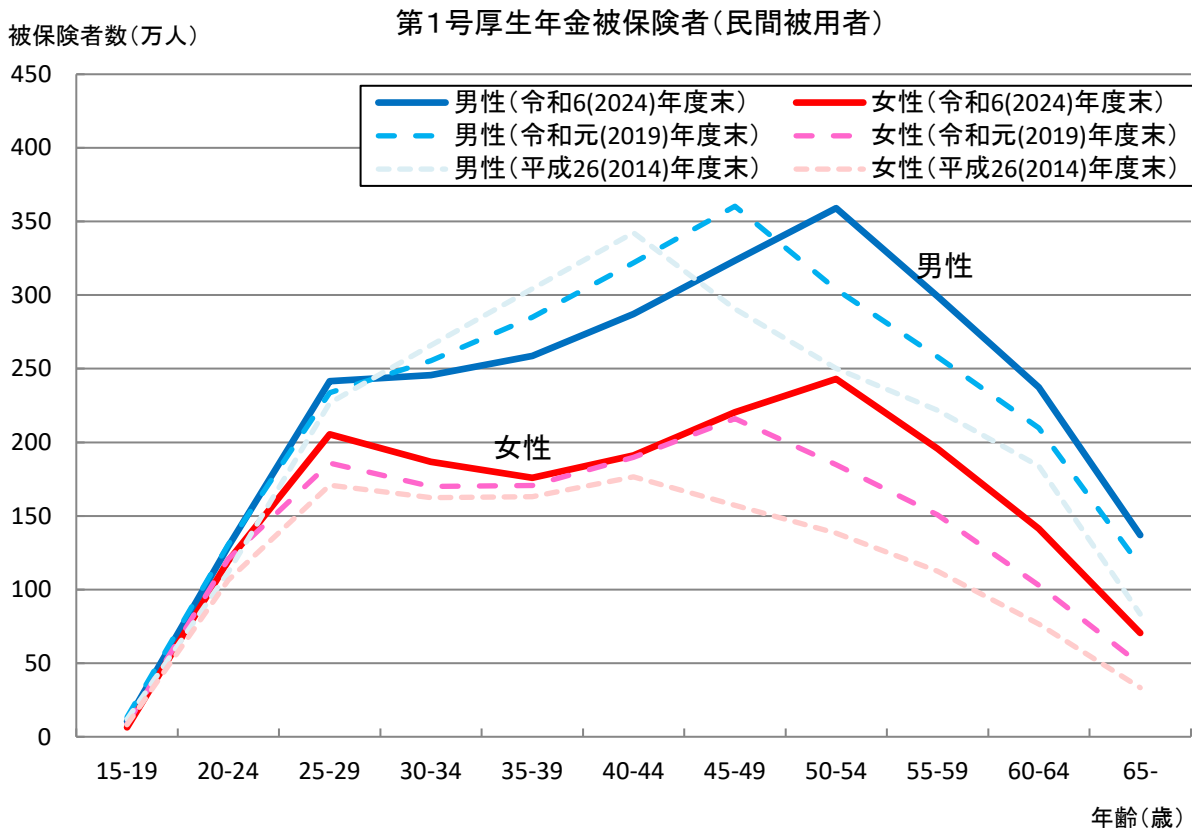
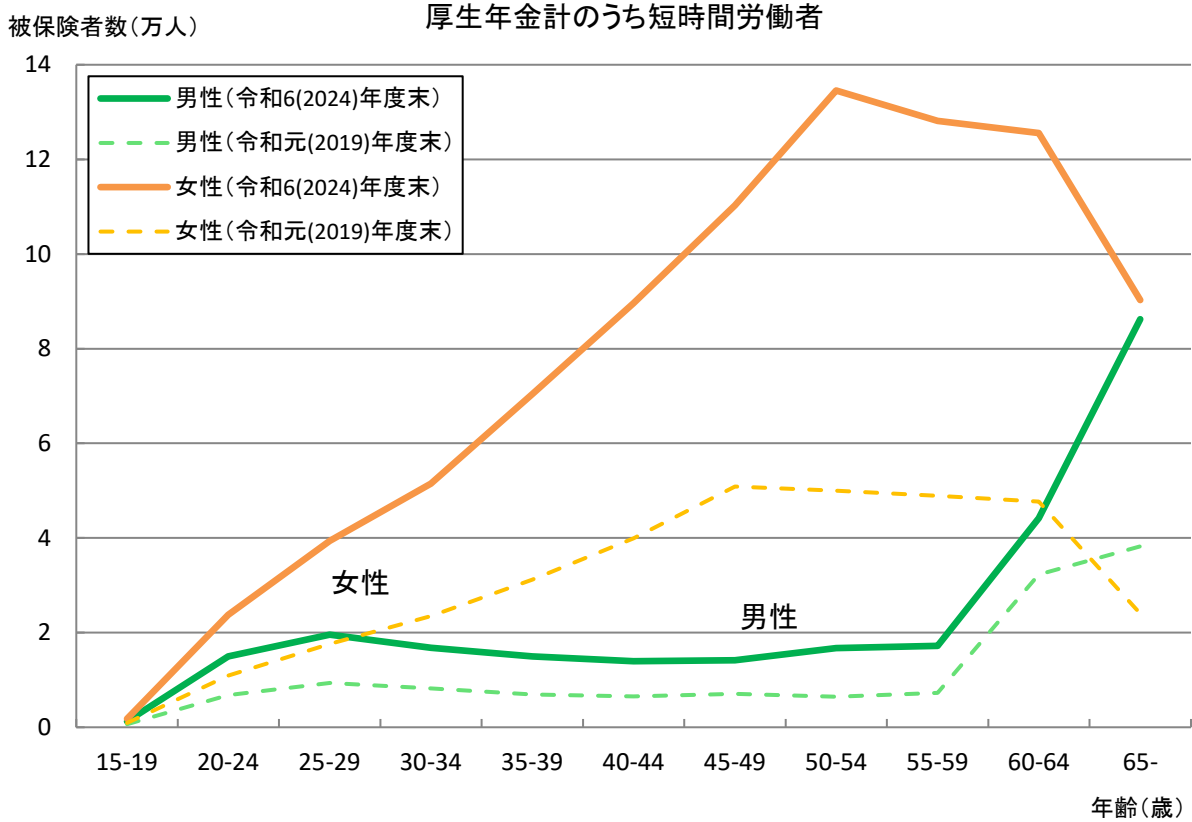
2-1-16 国民年金第1号被保険者では、団塊ジュニア世代のシフトを除くと、男女ともに全体的に被保険者数が減少している。被保険者数を総人口比で見ると、5年前と比べ、男性は20～24歳及び60～64歳を除き低下している。女性は20～24歳を除き低下している。

2-1-17 国民年金第3号被保険者の女性では、49歳以下の被保険者数の減少が著しい。被保険者数を総人口比で見ると、男性は5年前から大きな変化はなく、女性は5年前と比べ、全ての年齢階級で低下している。

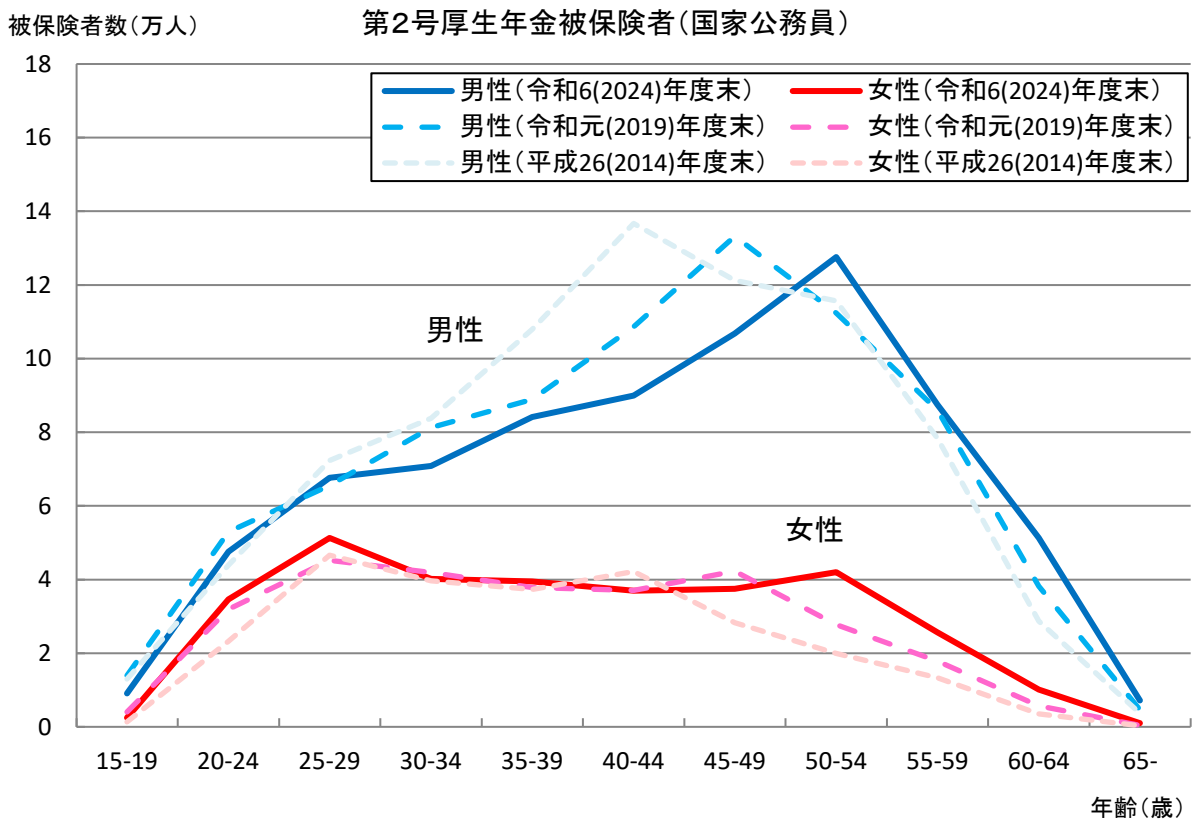
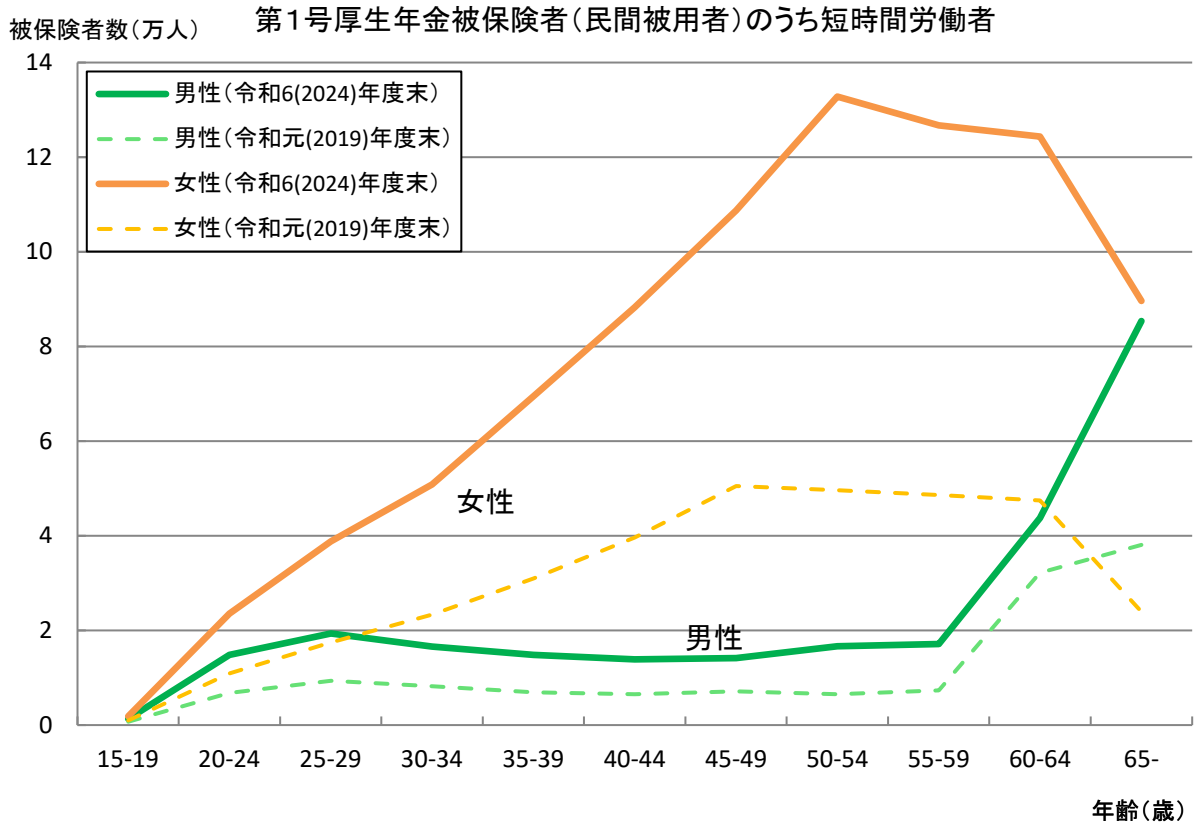
図表2-1-6 被保険者の年齢分布の変化



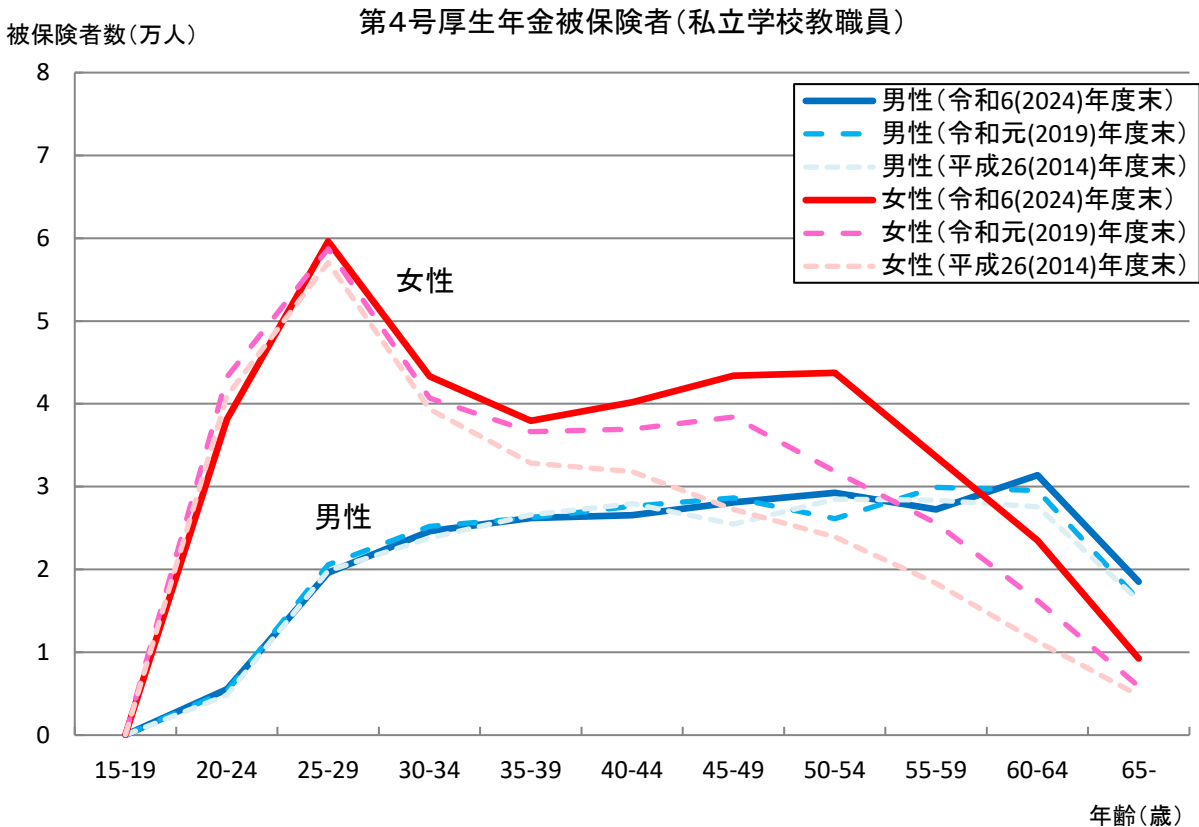
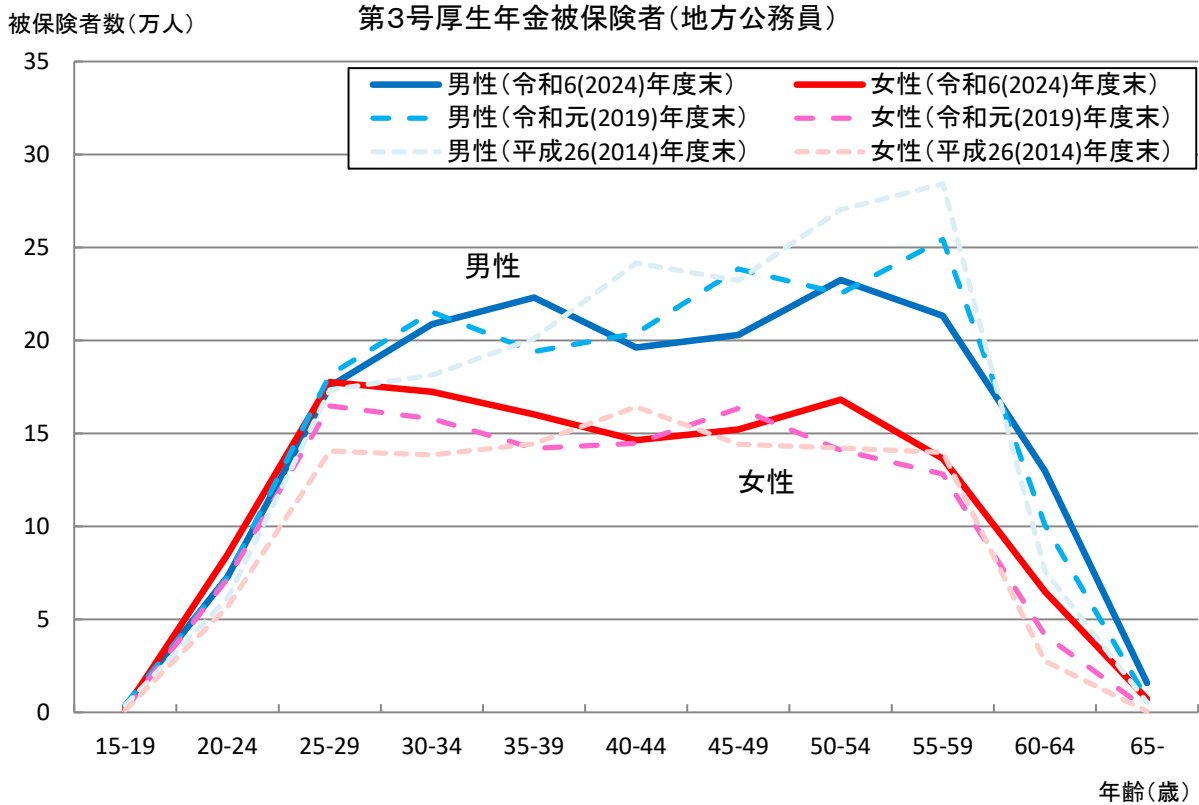
図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）



図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）

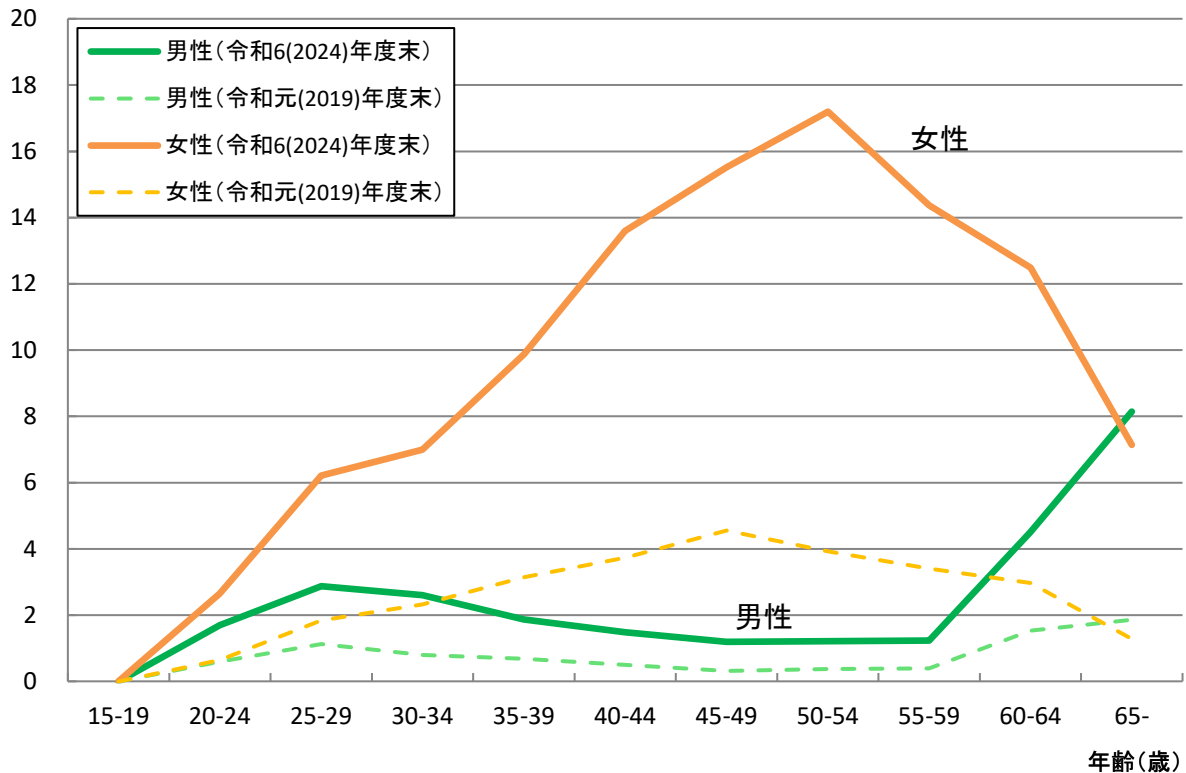


図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）

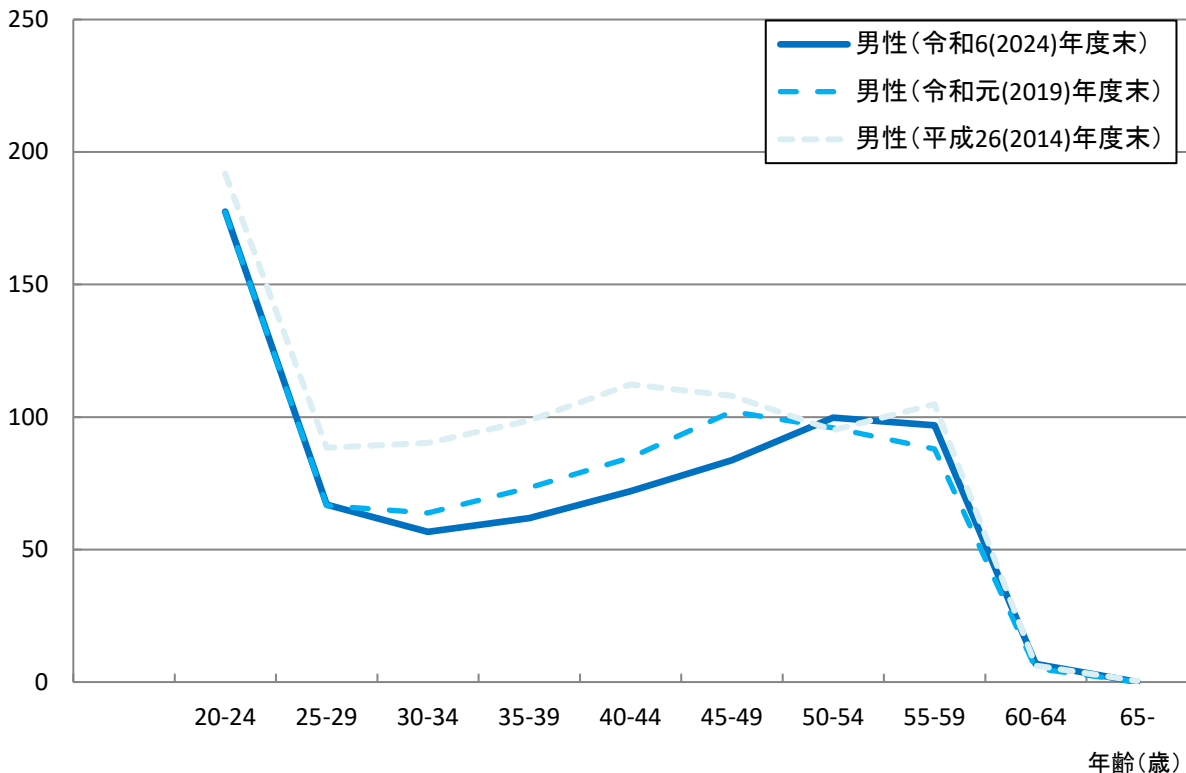


図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）

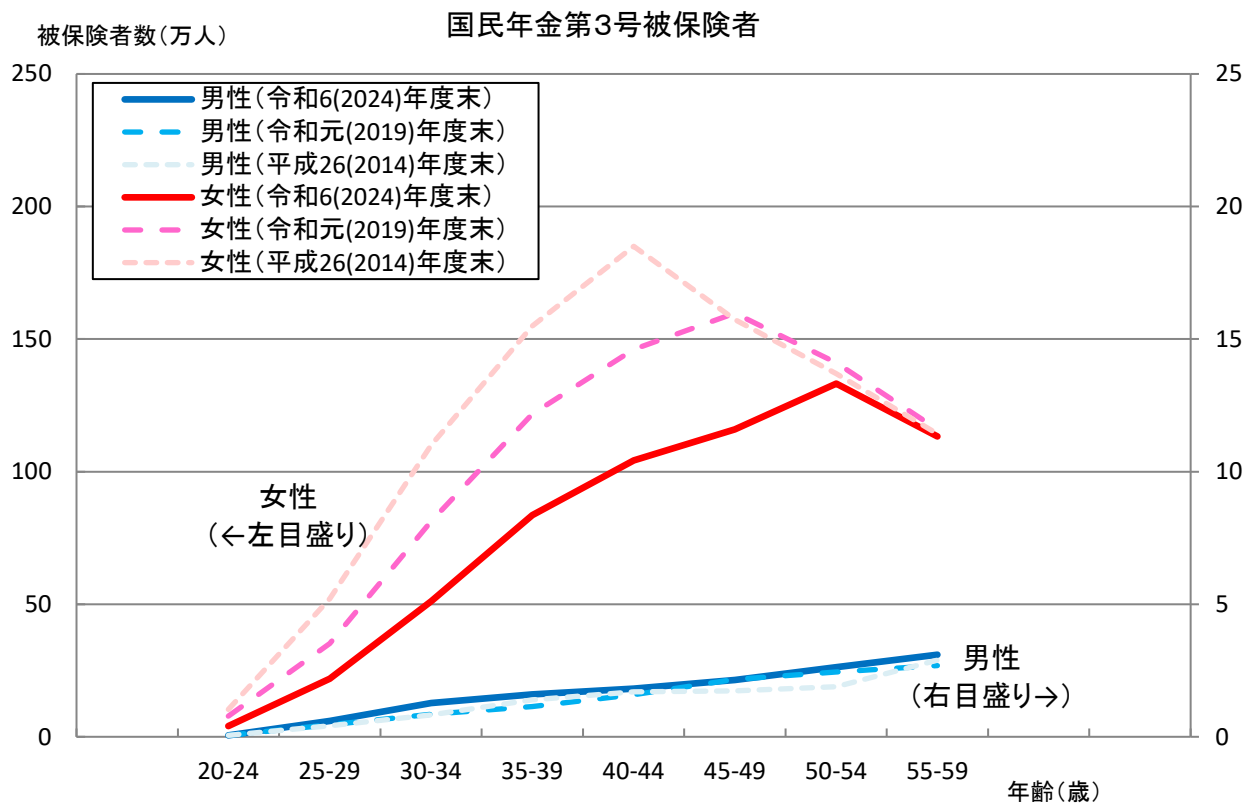
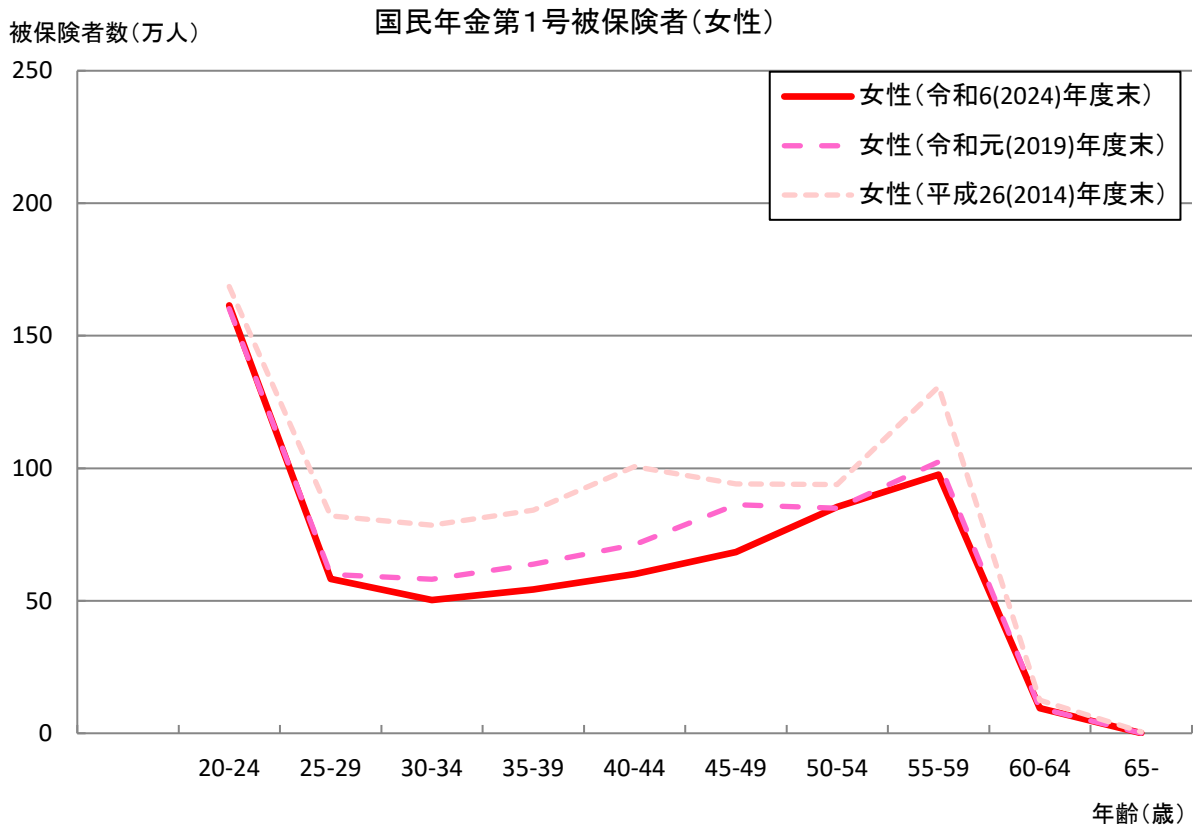
被保険者数(百人) 第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)のうち短時間労働者



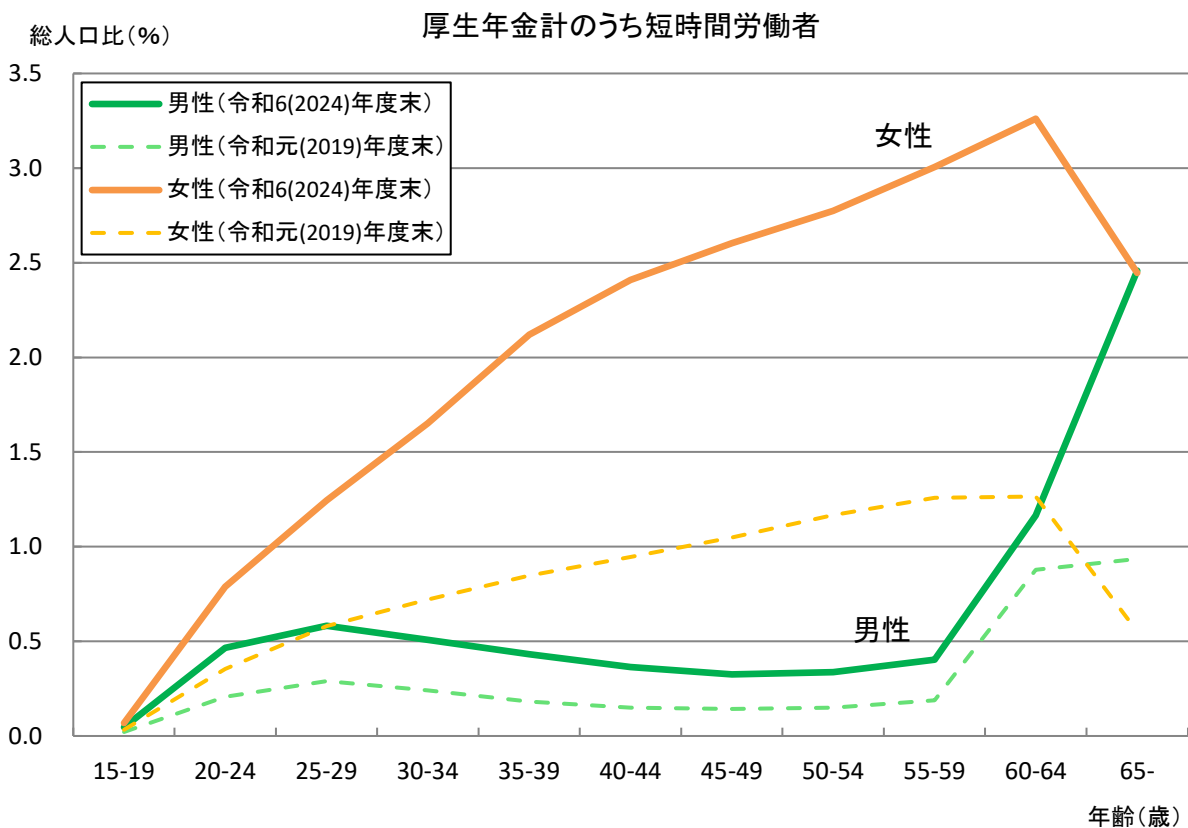
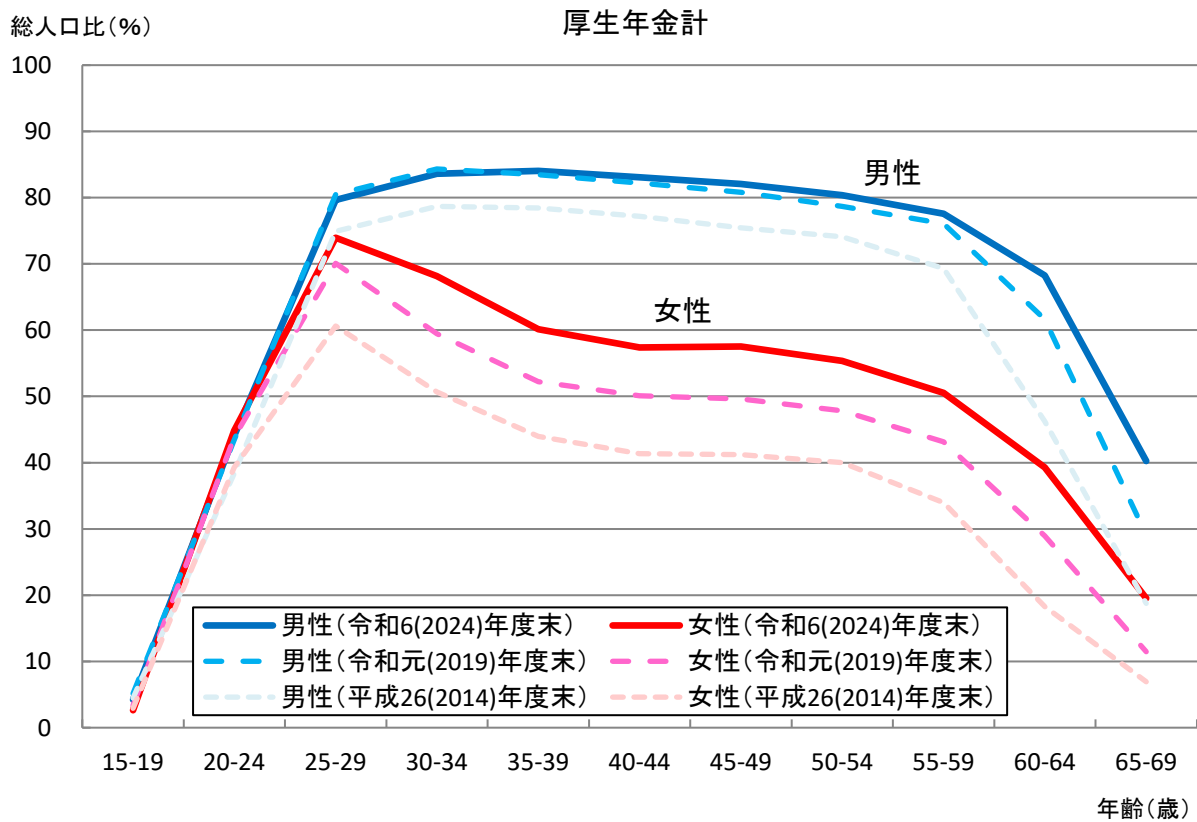
被保険者数(万人) 国民年金第1号被保険者(男性)



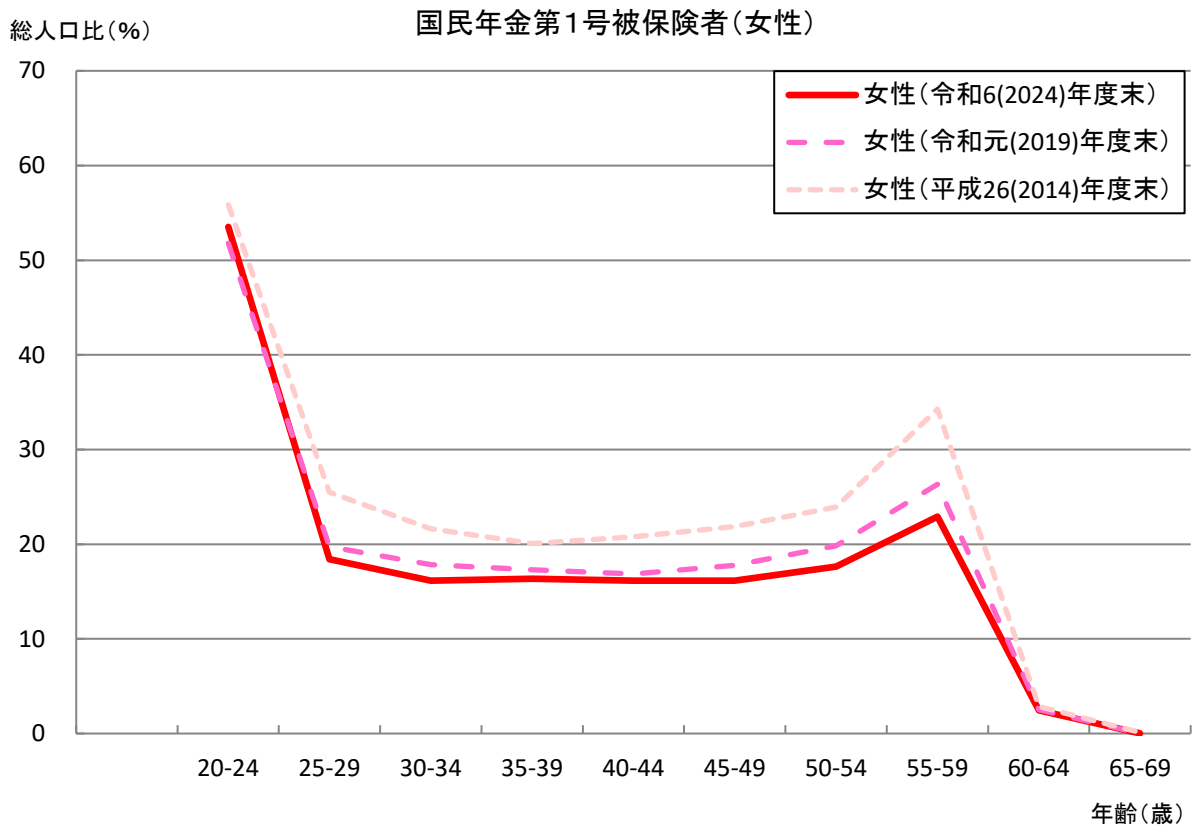
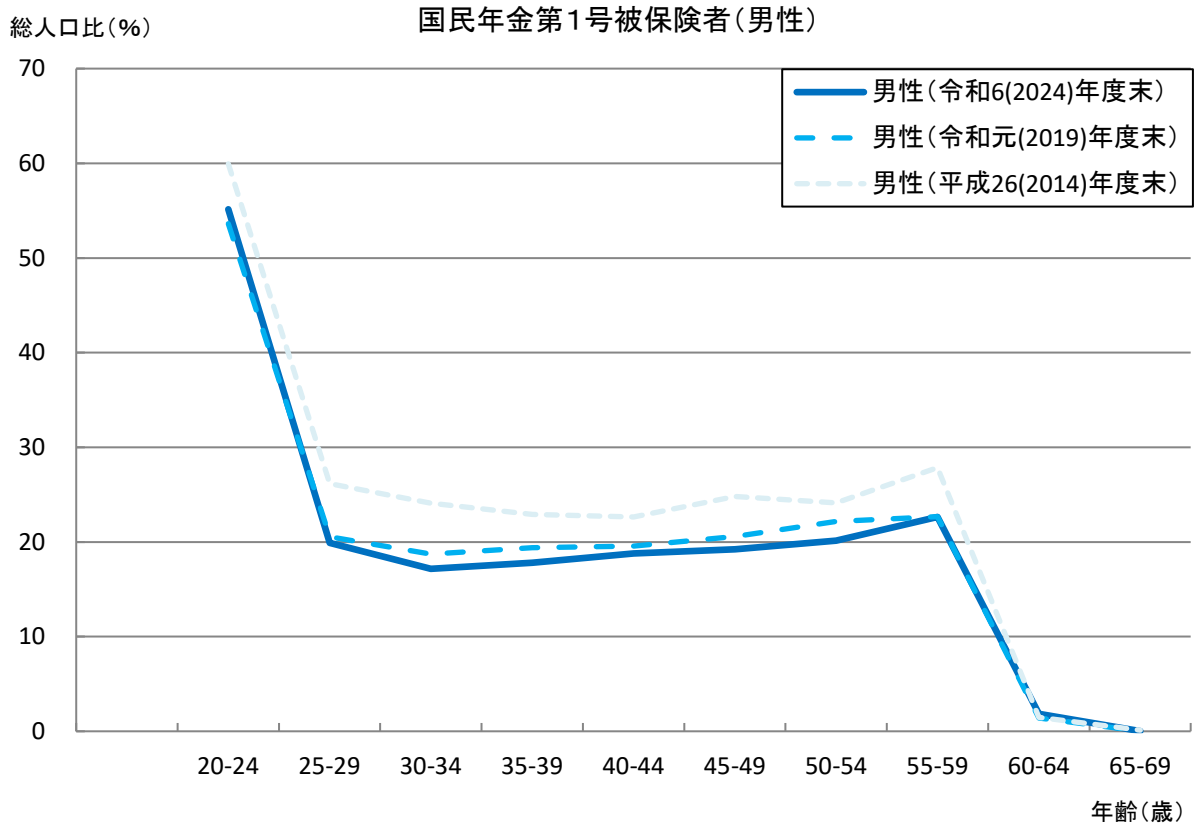
図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）



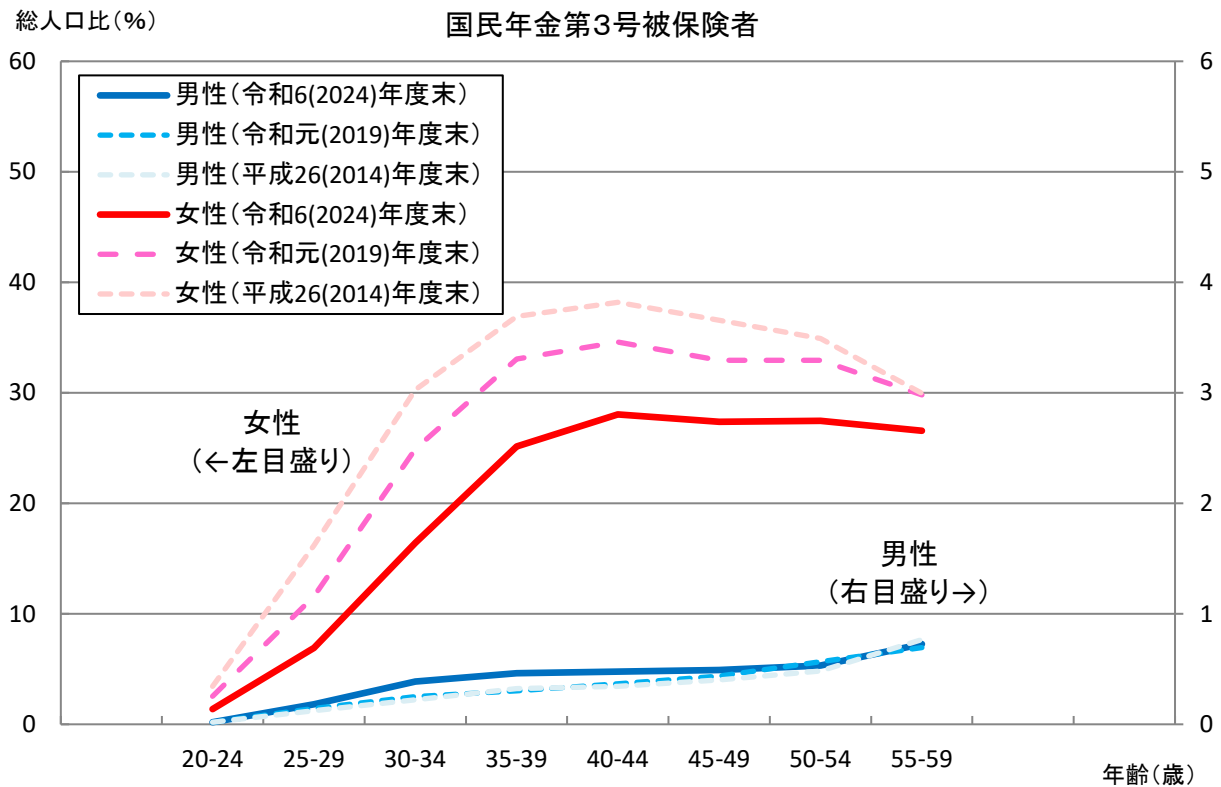
図表2-1-7 年齢階級別被保険者数の総人口比



図表 2-1-7 年齢階級別被保険者数の総人口比（続き）



図表 2-1-7 年齢階級別被保険者数の総人口比（続き）



※ 図表 2-1-7 に掲載した数値

区分		年度末	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
厚生年金計	男性	平成26(2014)	4.5	38.4	74.9	78.7	78.4	77.2	75.4	74.1	69.3	46.2	18.8	
		令和元(2019)	5.2	43.4	80.5	84.3	83.4	82.2	80.8	78.7	76.0	61.6	29.1	
		6(2024)	4.2	44.1	79.6	83.6	84.0	83.1	82.0	80.4	77.6	68.3	40.2	
	女性	平成26(2014)	2.9	39.3	60.6	50.7	44.0	41.4	41.2	40.0	34.0	18.3	7.0	
		令和元(2019)	3.4	43.8	70.1	59.5	52.2	50.1	49.6	47.9	43.1	29.0	11.5	
		6(2024)	2.6	44.8	74.0	68.1	60.1	57.4	57.5	55.3	50.5	39.3	19.6	
厚生年金計のうち 短時間労働者	男性	令和元(2019)	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.9	0.9	
		6(2024)	0.0	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	1.2	2.5	
		令和元(2019)	0.0	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.3	1.3	0.6	
	女性	6(2024)	0.1	0.8	1.2	1.7	2.1	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	2.4	
		平成26(2014)	・	59.9	26.2	24.1	22.9	22.6	24.8	24.1	27.9	1.5	0.1	
		令和元(2019)	・	53.6	20.6	18.7	19.4	19.6	20.6	22.2	22.7	1.4	0.0	
国民年金 第1号被保険者	男性	6(2024)	・	55.2	19.9	17.2	17.8	18.8	19.2	20.2	22.7	1.8	0.0	
		平成26(2014)	・	55.8	25.5	21.6	20.1	20.8	21.9	23.9	34.3	2.8	0.1	
		令和元(2019)	・	51.8	19.7	17.8	17.3	16.9	17.8	19.8	26.3	2.5	0.0	
	女性	6(2024)	・	53.5	18.4	16.1	16.3	16.2	16.2	17.6	22.9	2.5	0.0	
		平成26(2014)	・	0.0	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.8	・	・	
		令和元(2019)	・	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.4	0.6	0.7	・	・	
国民年金 第3号被保険者	男性	6(2024)	・	0.0	0.2	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	・	・	
		平成26(2014)	・	3.4	16.2	30.3	36.9	38.2	36.6	34.9	30.0	・	・	
		令和元(2019)	・	2.5	11.6	24.9	33.1	34.6	32.9	32.9	29.8	・	・	
	女性	6(2024)	・	1.4	6.9	16.4	25.2	28.0	27.4	27.5	26.6	・	・	
		平成26(2014)	・	0.0	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.6	0.7	・	・
		令和元(2019)	・	0.0	0.2	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	・	・	

注1 総務省統計局「人口推計」による平成27(2015)年4月1日現在、令和2(2020)年4月1日現在及び令和7(2025)年4月1日現在の総人口に対する比である。  
 注2 平成26(2014)年度末の第2号厚生年金被保険者（国家公務員）及び第3号厚生年金被保険者（地方公務員）についても、65～69歳の被保険者数を用いて算出している。

#### 4 厚生年金の1人当たり標準報酬額

2-1-18 令和6(2024)年度の厚生年金の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)<sup>12</sup>は、図表2-1-8に示すとおり、厚生年金計では40.6万円である。被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が39.1万円、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)が56.7万円、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)が55.1万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が46.9万円となっている。短時間労働者の1人当たり標準報酬額は、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)で16.6万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)で19.5万円である。

2-1-19 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)の対前年度増減率をみると、厚生年金計では1.8%増加となっている。被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)は1.8%増加、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)は2.0%増加、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)は2.0%増加、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)は0.4%増加している。

ここで、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)については、短時間労働者を除く1人当たり標準報酬額は2.0%増加した一方、短時間労働者は4.6%増加している。

第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)については、短時間労働者を除く1人当たり標準報酬額が0.6%増加した一方、短時間労働者の1人当たり標準報酬額は1.5%増加している。

1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)の動きは、賃金動向等の経済要素の影響を受けるが、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)及び第3号厚生年金被保険者(地方公務員)については、人事・給与制度の変更や特例措置の状況にも影響を受ける<sup>13</sup>。

---

<sup>12</sup> 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)は、賞与を含む総報酬ベースの標準報酬総額(年度累計)を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。

<sup>13</sup> 例えば、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)については、国家公務員の給与の特例減額(平成24(2012)年4月から2年間の、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑みた「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による給与減額の措置)が平成25(2013)年度までで終了したこと、当該終了が標準報酬月額に反映されたのが、定時決定が適用される平成26(2014)年9月であったこと、被用者年金一元化に伴う標準報酬の範囲の整理等により、平成26(2014)年度及び27(2015)年度の1人当たり標準報酬額の対前年度増減率がそれぞれ4.0%、1.4%と他の実施機関に比べて高くなっている。

第3号厚生年金被保険者(地方公務員)については、地方公務員法の改正により、令和2(2020)年4月1日から臨時的任用職員が常時勤務を要する職員として位置づけられ、採用の日から地方公務員等共済組合法が適用された影響もあり、令和2(2020)年度の1人当たり標準報酬額の対前年度増減率がマイナス2.2%となっている。また、令和4(2022)年10月1日より臨時的任用職員が第3号厚生年金被保険者から第1号厚生年金被保険者となったことによる影響もあり、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度の1人当たり標準報酬額の対前年度増減率がそれぞれ0.6%、1.6%となっている。

図表2-1-8 厚生年金の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)の推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)		
	短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者		(国家公務員)	(地方公務員)	短時間労働者を除く	短時間労働者	
平成/令和	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17 (2005)	399,171	399,171	・	374,238	374,238	・	545,501	602,790	490,336	490,336	・
22 (2010)	379,564	379,564	・	358,838	358,838	・	532,662	556,707	475,929	475,929	・
27 (2015)	383,396	383,396	・	365,096	365,096	・	538,909	547,209	464,788	464,788	・
28 (2016)	382,586	383,382	131,124	364,587	365,408	130,885	545,562	546,225	462,651	463,119	168,002
29 (2017)	383,008	385,022	140,618	365,507	367,579	140,331	546,619	546,447	461,605	462,873	181,726
30 (2018)	385,703	387,977	148,280	368,694	371,032	148,008	550,363	546,669	461,412	462,848	187,130
元 (2019)	387,589	390,036	151,452	370,862	373,376	151,144	551,096	548,014	462,020	463,677	191,951
2 (2020)	385,178	387,842	155,095	368,684	371,427	154,797	546,285	535,894	462,255	464,074	194,293
3 (2021)	389,029	391,911	157,896	373,308	376,291	157,541	547,437	528,883	465,575	467,522	203,395
4 (2022)	393,554	397,187	157,330	378,549	382,308	156,977	545,586	532,020	466,140	469,397	192,203
5 (2023)	398,725	403,383	159,346	383,866	388,676	158,976	555,918	540,357	467,318	471,966	191,985
6 (2024)	405,882	411,244	166,666	390,945	396,472	166,338	566,850	551,027	469,221	474,730	194,769
対前年度増減率(%)											
17 (2005)	△0.3	△0.3	・	△0.2	△0.2	・	0.4	△0.1	△0.6	△0.6	・
22 (2010)	△0.4	△0.4	・	△0.1	△0.1	・	△1.2	△2.1	△0.6	△0.6	・
27 (2015)	0.3	0.3	・	0.4	0.4	・	1.4	△0.7	△0.4	△0.4	・
28 (2016)	△0.2	△0.0	・	△0.1	0.1	・	1.2	△0.2	△0.5	△0.4	・
29 (2017)	0.1	0.4	7.2	0.3	0.6	7.2	0.2	0.0	△0.2	△0.1	8.2
30 (2018)	0.7	0.8	5.4	0.9	0.9	5.5	0.7	0.0	△0.0	△0.0	3.0
元 (2019)	0.5	0.5	2.1	0.6	0.6	2.1	0.1	0.2	0.1	0.2	2.6
2 (2020)	△0.6	△0.6	2.4	△0.6	△0.5	2.4	△0.9	△2.2	0.1	0.1	1.2
3 (2021)	1.0	1.0	1.8	1.3	1.3	1.8	0.2	△1.3	0.7	0.7	4.7
4 (2022)	1.2	1.3	△0.4	1.4	1.6	△0.4	△0.3	0.6	0.1	0.4	△5.5
5 (2023)	1.3	1.6	1.3	1.4	1.7	1.3	1.9	1.6	0.3	0.5	△0.1
6 (2024)	1.8	1.9	4.6	1.8	2.0	4.6	2.0	2.0	0.4	0.6	1.5

注1 総報酬ベースの標準報酬総額(年度累計)を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、給料月額を標準報酬月額ベースに換算した上で算出している。

注3 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号(民間被用者)及び第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の平均である。

注4 平成28(2016)年度の第1号(民間被用者)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」(厚生労働省)の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。

注5 平成28(2016)年度の第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分(短時間労働者ではなかった期間も含む)を用いて算出したものである。

2-1-20 令和6(2024)年度の厚生年金の1人当たり標準報酬月額<sup>14</sup>は、**図表 2-1-9**に示すとおり、厚生年金計では33.7万円である。被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が32.9万円、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)42.6万円、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)は41.0万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が36.9万円となっている。また、短時間労働者では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が15.4万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が18.4万円である。

この1人当たり標準報酬月額の対前年度増減率をみると、厚生年金計では1.6%増加している。被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)は1.7%増加、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)は1.6%増加、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)は0.7%増加、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)は0.5%増加している。

第1号厚生年金被保険者(民間被用者)については、短時間労働者を除いた1人当たり標準報酬月額は1.9%増加、短時間労働者は2.5%増加している。

第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)については、短時間労働者を除いた1人当たり標準報酬月額が0.7%増加、短時間労働者は1.4%増加している。

令和6(2024)年度における厚生年金の1人当たり標準報酬月額の対前年度増減率について、1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)(**図表 2-1-8**)と比較すると、1人当たり標準報酬月額の方が増加の幅が小さくなっている。これを被保険者の種別別にみると、短時間労働者以外の第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)を除いて、1人当たり標準報酬月額の方が1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)よりも増加率が小さくなっている。

---

<sup>14</sup> 標準報酬月額と言った場合には、賞与は含まれない。また、1人当たり標準報酬月額は、標準報酬月額総額(年度累計)を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。

図表 2-1-9 厚生年金の1人当たり標準報酬月額推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)		
	短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者		(国家公務員)	(地方公務員)	短時間労働者を除く	短時間労働者	
平成/令和	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17 (2005)	327,464	327,464	・	312,674	312,674	・	407,137	452,836	367,267	367,267	・
22 (2010)	317,297	317,297	・	304,554	304,554	・	407,739	429,452	365,340	365,340	・
27 (2015)	318,921	318,921	・	308,007	308,007	・	412,920	417,492	360,262	360,262	・
28 (2016)	318,345	318,953	126,289	307,896	308,535	126,062	415,569	413,488	358,853	359,167	161,285
29 (2017)	318,376	319,892	135,826	308,352	309,942	135,560	415,637	411,678	358,105	358,940	173,927
30 (2018)	320,459	322,157	143,252	310,870	312,648	142,997	416,367	410,886	358,910	359,849	179,596
元 (2019)	322,334	324,158	146,313	312,996	314,906	146,026	416,794	411,521	359,750	360,829	184,017
2 (2020)	321,906	323,938	146,430	312,838	314,976	146,131	414,151	403,964	361,531	362,725	185,637
3 (2021)	324,415	326,616	147,879	315,728	318,053	147,527	414,362	401,341	364,075	365,346	192,944
4 (2022)	327,749	330,511	148,143	319,409	322,321	147,792	415,742	403,905	365,791	367,966	182,826
5 (2023)	331,347	334,871	150,276	323,319	327,028	149,920	419,565	406,929	367,140	370,269	181,778
6 (2024)	336,693	340,786	154,082	328,965	333,277	153,729	426,108	409,628	369,144	372,854	184,318
対前年度増減率(%)											
17 (2005)	△0.1	△0.1	・	△0.1	△0.1	・	0.8	0.3	△0.1	△0.1	・
22 (2010)	△0.6	△0.6	・	△0.5	△0.5	・	△0.3	△0.9	△0.2	△0.2	・
27 (2015)	0.2	0.2	・	0.4	0.4	・	1.5	△1.2	△0.3	△0.3	・
28 (2016)	△0.2	0.0	・	△0.0	0.2	・	0.6	△1.0	△0.4	△0.3	・
29 (2017)	0.0	0.3	7.6	0.1	0.5	7.5	0.0	△0.4	△0.2	△0.1	7.8
30 (2018)	0.7	0.7	5.5	0.8	0.9	5.5	0.2	△0.2	0.2	0.3	3.3
元 (2019)	0.6	0.6	2.1	0.7	0.7	2.1	0.1	0.2	0.2	0.3	2.5
2 (2020)	△0.1	△0.1	0.1	△0.1	0.0	0.1	△0.6	△1.8	0.5	0.5	0.9
3 (2021)	0.8	0.8	1.0	0.9	1.0	1.0	0.1	△0.6	0.7	0.7	3.9
4 (2022)	1.0	1.2	0.2	1.2	1.3	0.2	0.3	0.6	0.5	0.7	△5.2
5 (2023)	1.1	1.3	1.4	1.2	1.5	1.4	0.9	0.7	0.4	0.6	△0.6
6 (2024)	1.6	1.8	2.5	1.7	1.9	2.5	1.6	0.7	0.5	0.7	1.4

注1 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬月額、給料月額を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

注2 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号(民間被用者)及び第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬月額は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の平均である。

2-1-21 図表 2-1-10 は、令和 6 (2024)年度の厚生年金 1 人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）を男女別に示したものである。1 人当たり標準報酬額の男女間の差を、男性を 100 とした女性の水準でみると厚生年金計では 70.3 である。被保険者の種別別では、第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）、第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員）がそれぞれ 82.3、86.2 となっており、第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）の 68.4、第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の 69.4 に比べて男女間の差が小さい。短時間労働者では、第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）は 89.9 と男女間の差は小さいが、第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）では 73.0 と男女間の差が大きい。

図表2-1-10 厚生年金の男女別1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）  
—令和6（2024）年度—

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)		
	円	円	円	円	円	円	(国家公務員)	(地方公務員)	円	円	円
		短時間労働者を除く	短時間労働者	短時間労働者を除く	短時間労働者	短時間労働者			短時間労働者を除く	短時間労働者	
計	405,882	411,244	166,666	390,945	396,472	166,338	566,850	551,027	469,221	474,730	194,769
男性	461,975	464,452	181,000	448,662	451,251	180,309	598,600	585,927	576,956	580,479	247,522
女性	324,916	331,863	162,252	307,053	313,892	162,028	492,822	505,099	400,365	406,110	180,774
男性を100とした女性の水準	70.3	71.5	89.6	68.4	69.6	89.9	82.3	86.2	69.4	70.0	73.0

注1 総報酬ベースの標準報酬総額（年度累計）を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。  
注2 第1号（民間被用者）の坑内員・船員は男性に計上している。

2-1-22 図表2-1-11は、令和6（2024）年度の厚生年金1人当たり標準報酬月額を男女別に示したものである。1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とした女性の水準でみると、総報酬ベース（図表2-1-10）に比べやや高めとなっている。このことから、賞与の男女間の差に比べると毎月の給与の男女間の差の方が小さいことが分かる。

図表2-1-11 厚生年金の男女別1人当たり標準報酬月額 —令和6（2024）年度—

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		短時間労働者を除く	短時間労働者	短時間労働者を除く	短時間労働者	短時間労働者	(国家公務員)	(地方公務員)	短時間労働者を除く	短時間労働者	
計	336,693	340,786	154,082	328,965	333,277	153,729	426,108	409,628	369,144	372,854	184,318
男性	379,918	381,796	166,835	373,605	375,606	166,163	448,161	435,269	447,729	450,041	231,461
女性	274,300	279,602	150,155	264,079	269,463	149,893	374,690	375,886	318,918	322,767	171,812
男性を100とした女性の水準	72.2	73.2	90.0	70.7	71.7	90.2	83.6	86.4	71.2	71.7	74.2

注 第1号（民間被用者）の坑内員・船員は男性に計上している。

## 5 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布

2-1-23 図表 2-1-12 は、令和 6 (2024) 年度末の厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布を示したものである。この 10 年間の変化をみるために、平成 26 (2014) 年度末及び令和元 (2019) 年度末の分布も併せて示している。ただし、第 3 号厚生年金被保険者 (地方公務員) の平成 26 (2014) 年度については、地共済が給料月額ベースであったため標準報酬月額の分布はなく、結果として厚生年金計にも第 3 号厚生年金被保険者 (地方公務員) は含まれていない。また、第 1 号厚生年金被保険者 (民間被用者) のうち短時間労働者と第 4 号厚生年金被保険者 (私立学校教職員) のうち短時間労働者については、平成 28 (2016) 年 10 月に適用拡大が実施されたため、5 年前の令和元 (2019) 年度末の分布のみ併せて示している。

なお、令和 2 (2020) 年 9 月に標準報酬月額の上限が改定され<sup>15</sup>、従前の標準報酬月額の上限等級 (62 万円) の上に一等級 (65 万円)<sup>16</sup>追加されている。

このため、5 年前と比較する際には、令和 6 (2024) 年度末の 62 万円と 65 万円の被保険者数を合計したものを、令和元 (2019) 年度末の 62 万円の被保険者数と比較し、62 万円以上の増減としている。

2-1-24 厚生年金計の男性は、65 万円の被保険者が最も多くなっており、他には、30 万円と 41 万円にピークがある分布となっている。厚生年金計の女性は、22 万円にピークがある分布となっている。5 年前の分布と比較すると、男性では、9.8~28 万円を除き被保険者数が増加している。女性では、9.8~19 万円を除き増加している。

2-1-25 厚生年金計のうち短時間労働者は、男性、女性ともに 12.6 万円にピークがある。5 年前の分布と比較すると、令和 4 (2022) 年 10 月及び令和 6 (2024) 年 10 月施行の適用拡大により短時間労働者の被保険者数が大幅に増加したことから、男女とも全ての等級で被保険者数が増加している。

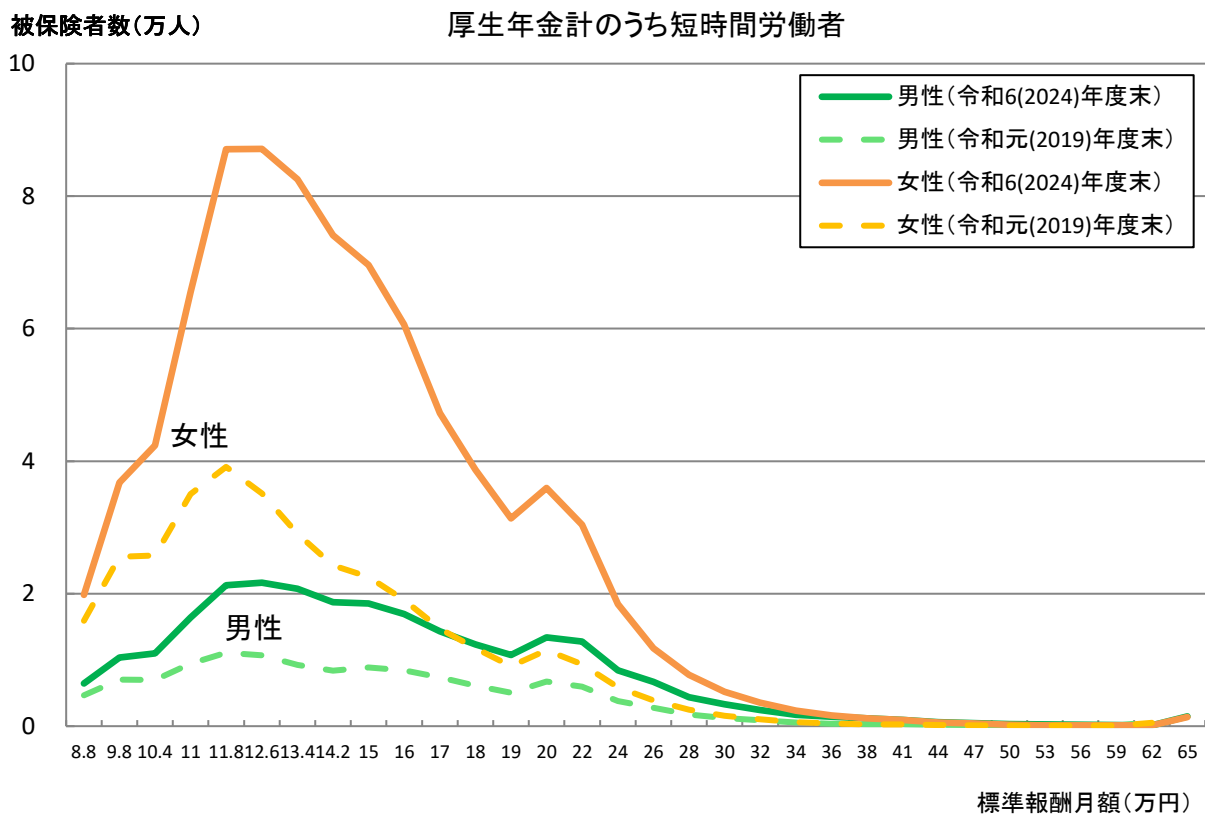
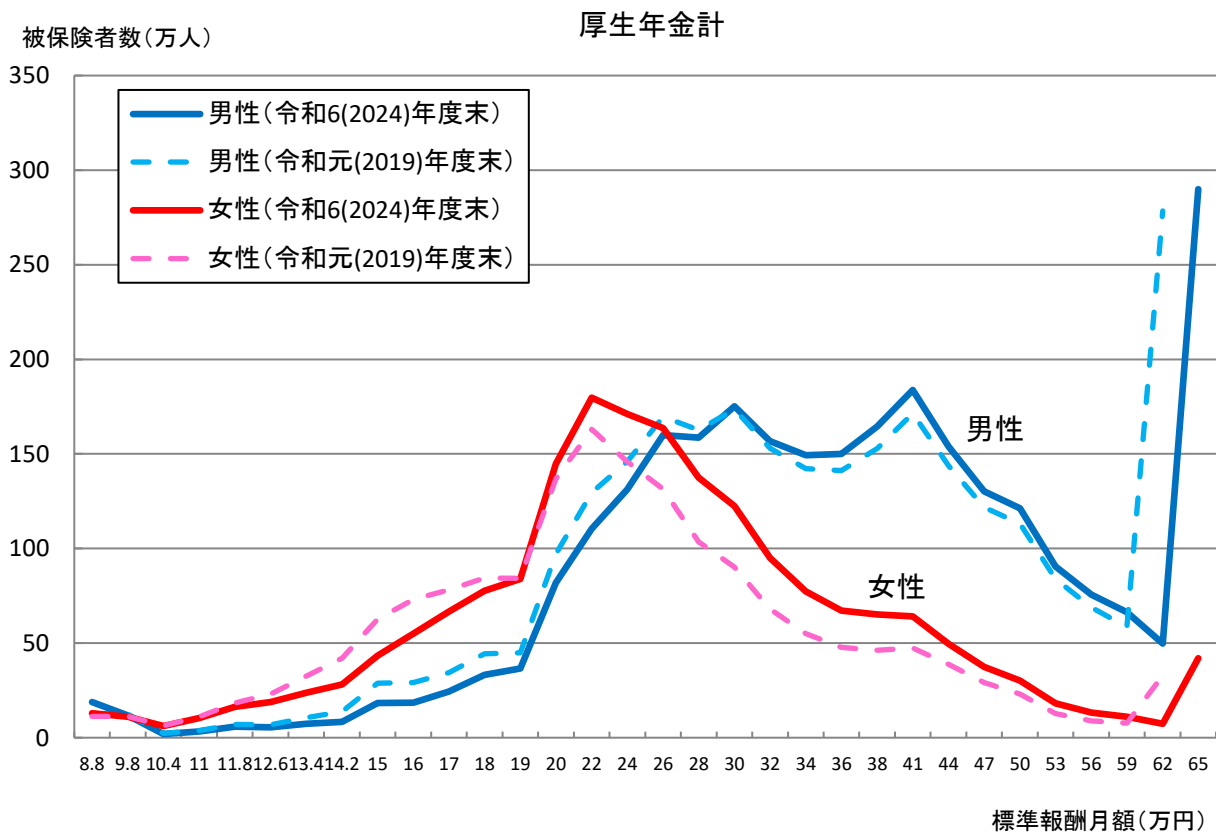
2-1-26 第 1 号厚生年金被保険者 (民間被用者) の分布は厚生年金計の分布とほぼ同様である。5 年前の分布と比較すると、男性では、9.8~28 万円を除き被保険者数が増加している。女性では、9.8~18 万円を除き増加している。

<sup>15</sup> 年度末における全被保険者の標準報酬月額の平均の 2 倍に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で、最高等級の上に等級を追加することができることとされている。なお、令和 7 年年金制度改正法 (令和 7 年 6 月 20 日法律第 74 号) により標準報酬月額の上限が令和 9 (2027) 年 9 月から 68 万円、令和 10 (2028) 年 9 月から 71 万円、令和 11 (2029) 年 9 月から 75 万円に段階的に引き上げられることとなっている。

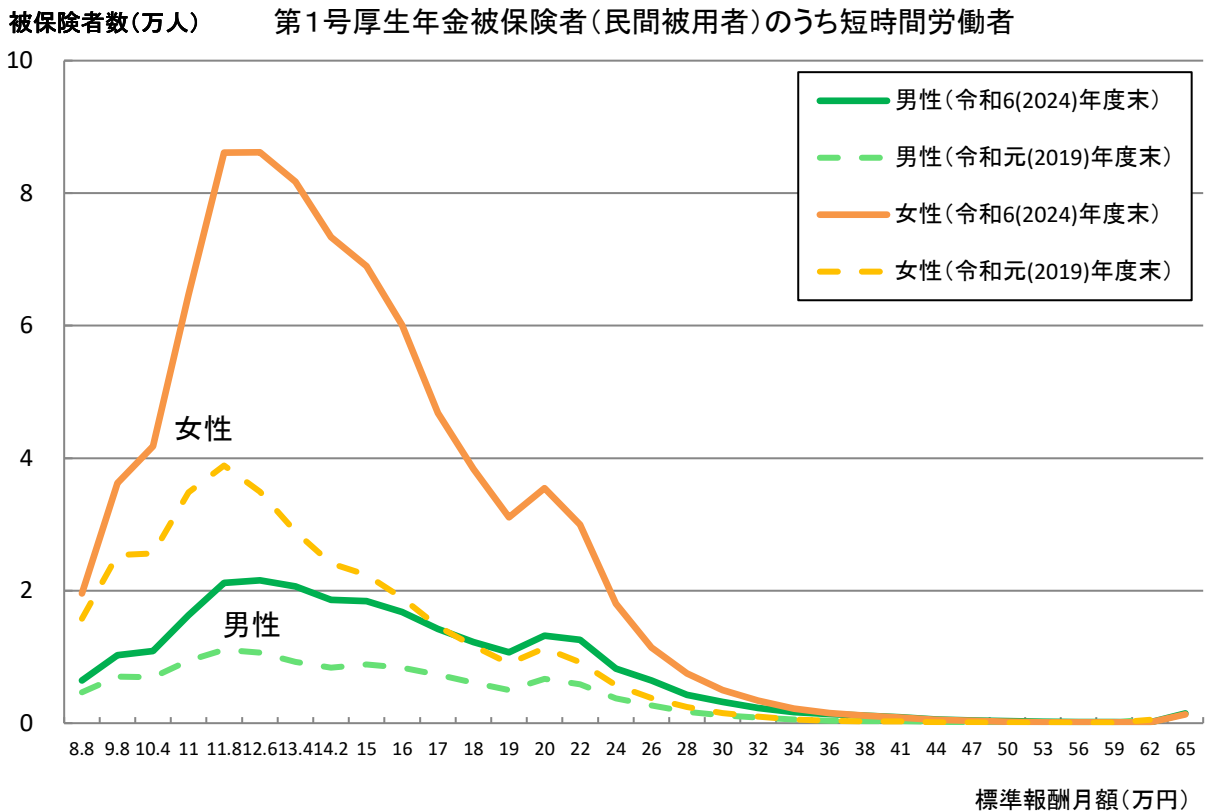
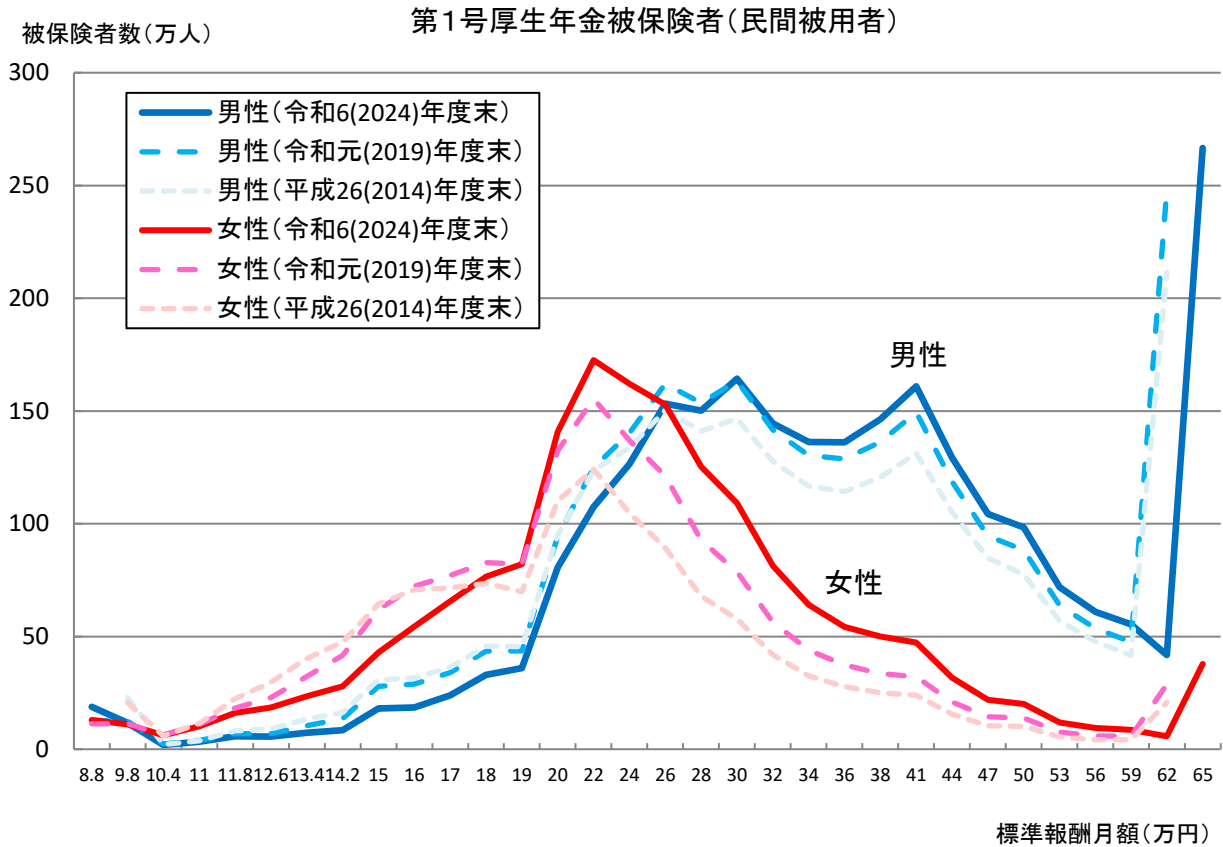
<sup>16</sup> 平成 28 (2016) 年 10 月には標準報酬月額の下限の変更が行われている。

- 2-1-27 第1号厚生年金被保険者（民間被用者）のうち短時間労働者の分布は厚生年金計の短時間労働者の分布とほぼ同様である。5年前の分布と比較すると、令和4（2022）年10月及び令和6（2024）年10月施行の適用拡大により短時間労働者の被保険者数が大幅に増加したことから、男女とも全ての等級で被保険者数が増加している。
- 2-1-28 第2号厚生年金被保険者（国家公務員）の男性は、65万円の被保険者数が最も多くなっており、次いで44万円が多くなっている。第2号厚生年金被保険者（国家公務員）の女性は、22～53万円に広く被保険者が分布している。5年前の分布と比較すると、男性では、被保険者総数が減少する中で、17万円、26～34万円、59万円以上の被保険者数が増加している。女性では、被保険者総数が増加する中で、9.8万円、12.6～22万円の被保険者数が減少している。
- 2-1-29 第3号厚生年金被保険者（地方公務員）では、男性は47万円、女性は44万円にピークがある分布になっている。第3号厚生年金被保険者（地方公務員）の分布では、男性と女性でグラフの形状が比較的似通ったものとなっていることが特徴である。平成27（2015）年10月の被用者年金一元化前については、地共済は給料月額ベースであったため、平成26（2014）年度の標準報酬月額別の分布はない。5年前の分布と比較すると、男性では、被保険者総数が減少する中で、8.8万円、30～41万円、62万円以上の被保険者数が増加している。女性では、被保険者総数が増加する中で、10.4～16万円、24～26万円、44万円の被保険者数が減少している。
- 2-1-30 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の男性は、全体の約2割が65万円に集中しているのが特徴である。一方、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の女性は24万円にピークがある分布となっている。5年前の分布と比較すると、男女ともに、被保険者総数が増加する中で、男性は9.8万円、12.6～28万円、56～59万円で被保険者数が減少、女性は15～22万円で被保険者数が減少している。
- 2-1-31 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）のうち短時間労働者は、男性では26万円の被保険者が最も多くなっている。一方女性では、12.6万円の被保険者が最も多くなっている。5年前の分布と比較すると、令和4（2022）年10月及び令和6（2024）年10月施行の適用拡大により短時間労働者の被保険者数が大幅に増加したことから、男女とも全ての等級で被保険者数が増加している。
- 2-1-32 なお、令和6（2024）年度末の厚生年金の標準報酬月額別構成割合をみると、**図表2-1-13**のとおりである。

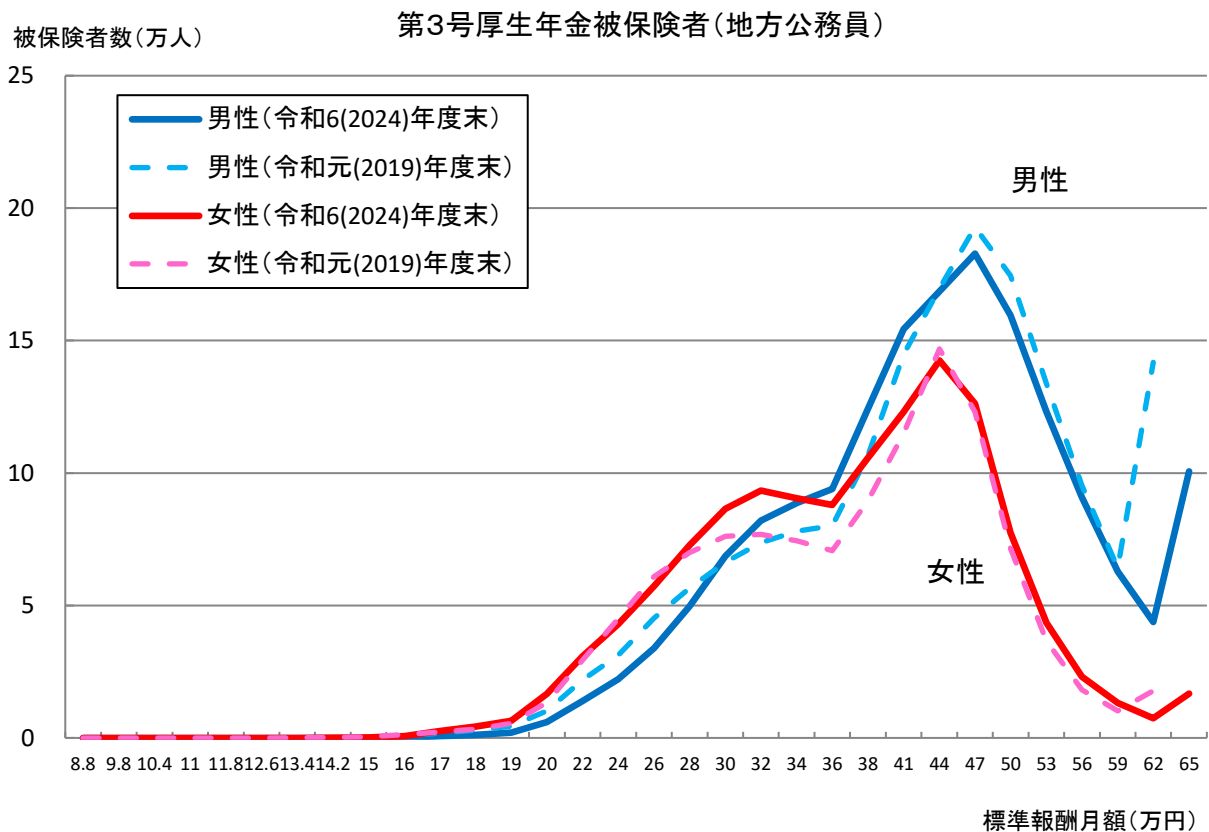
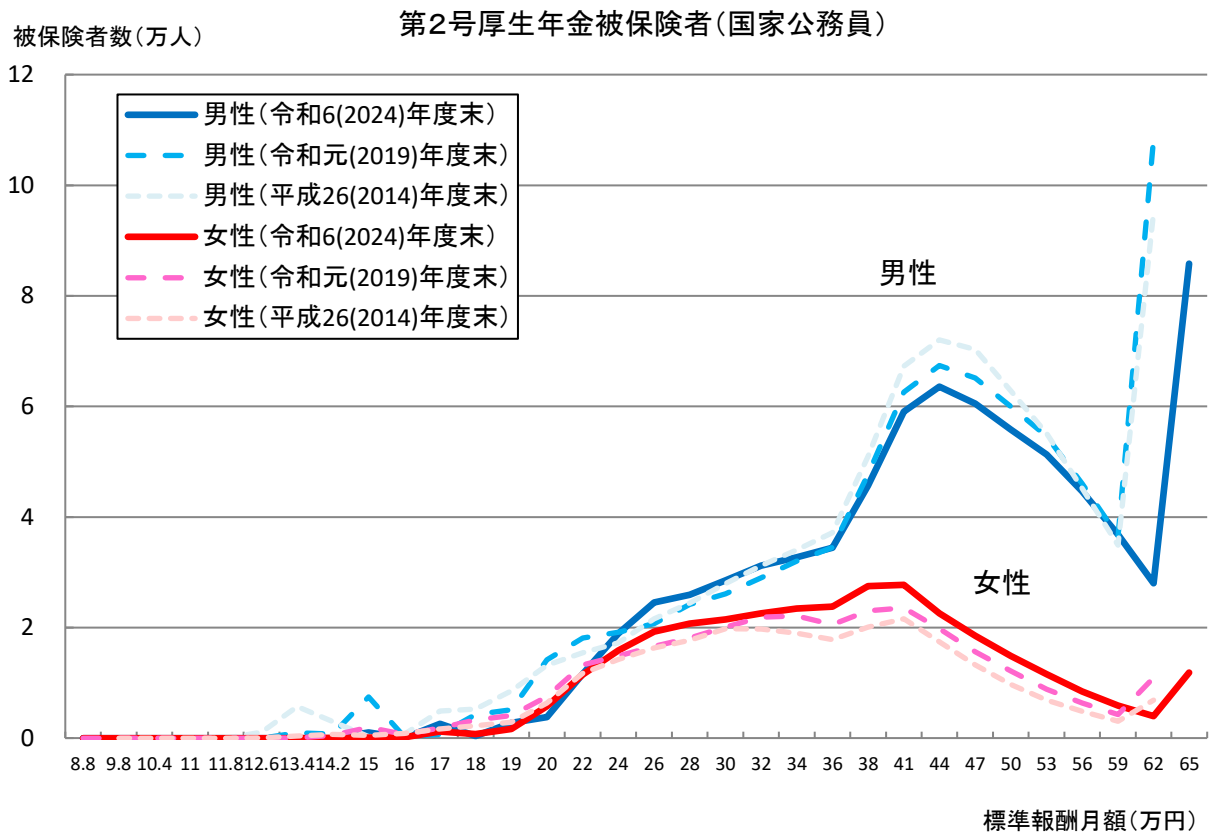
図表2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布



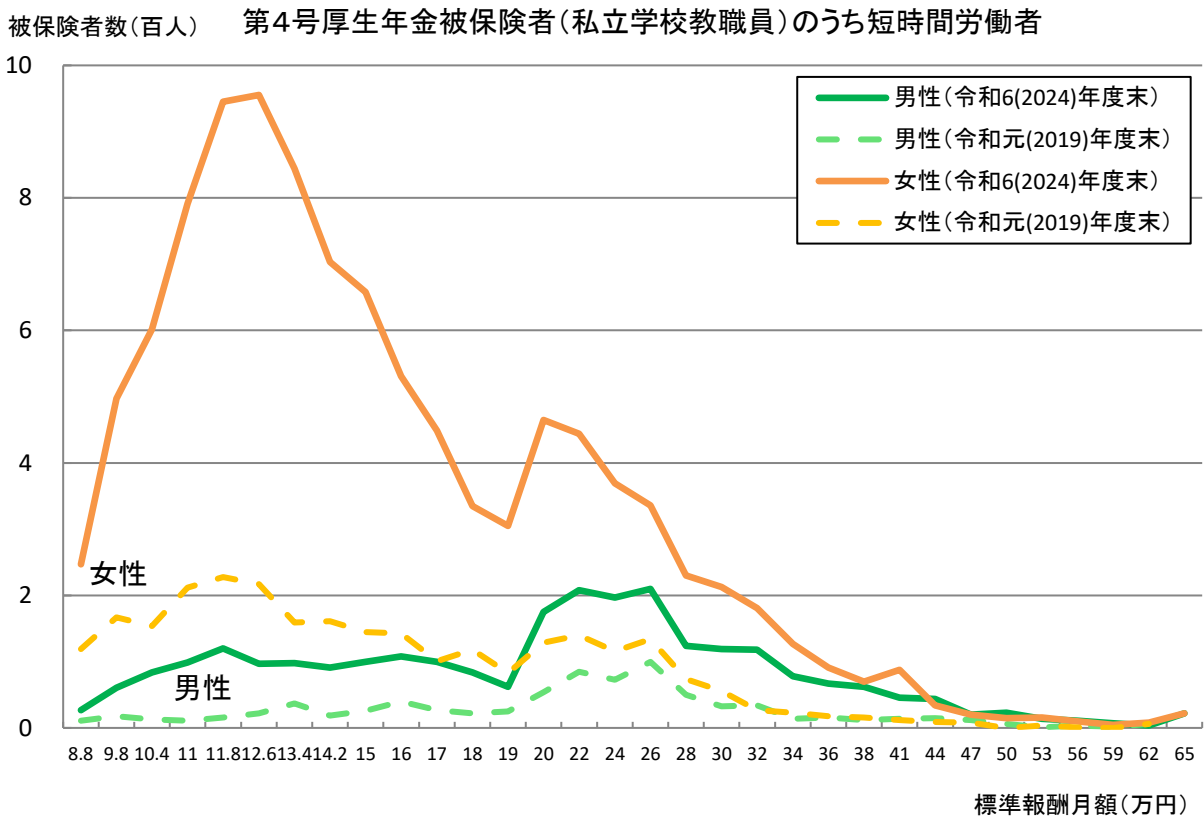
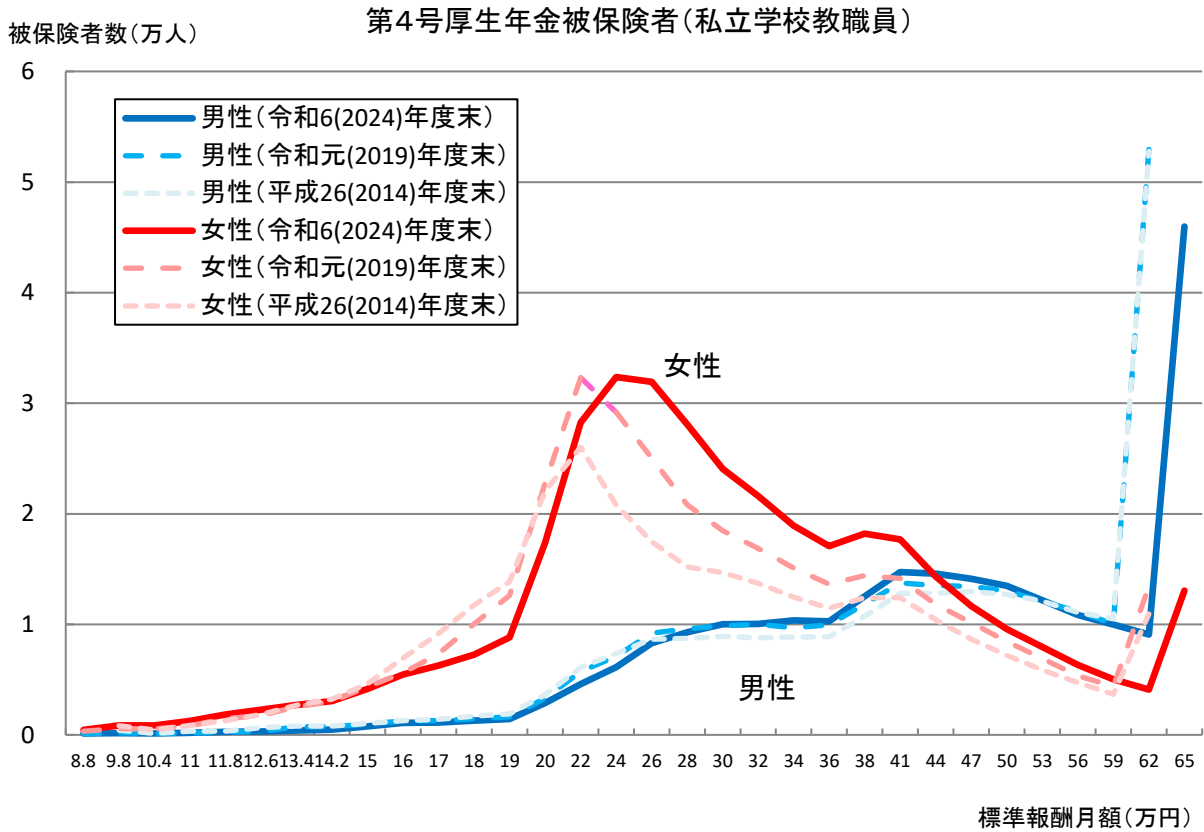
図表 2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）



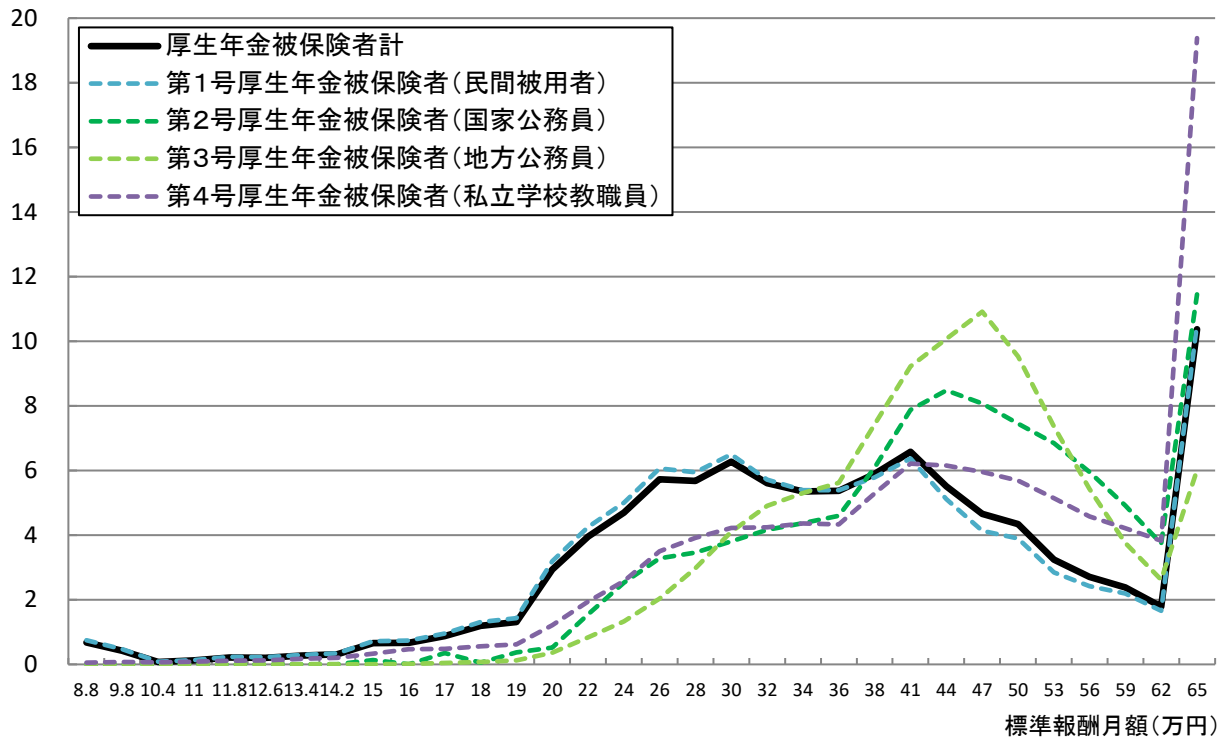
図表 2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）



図表 2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）

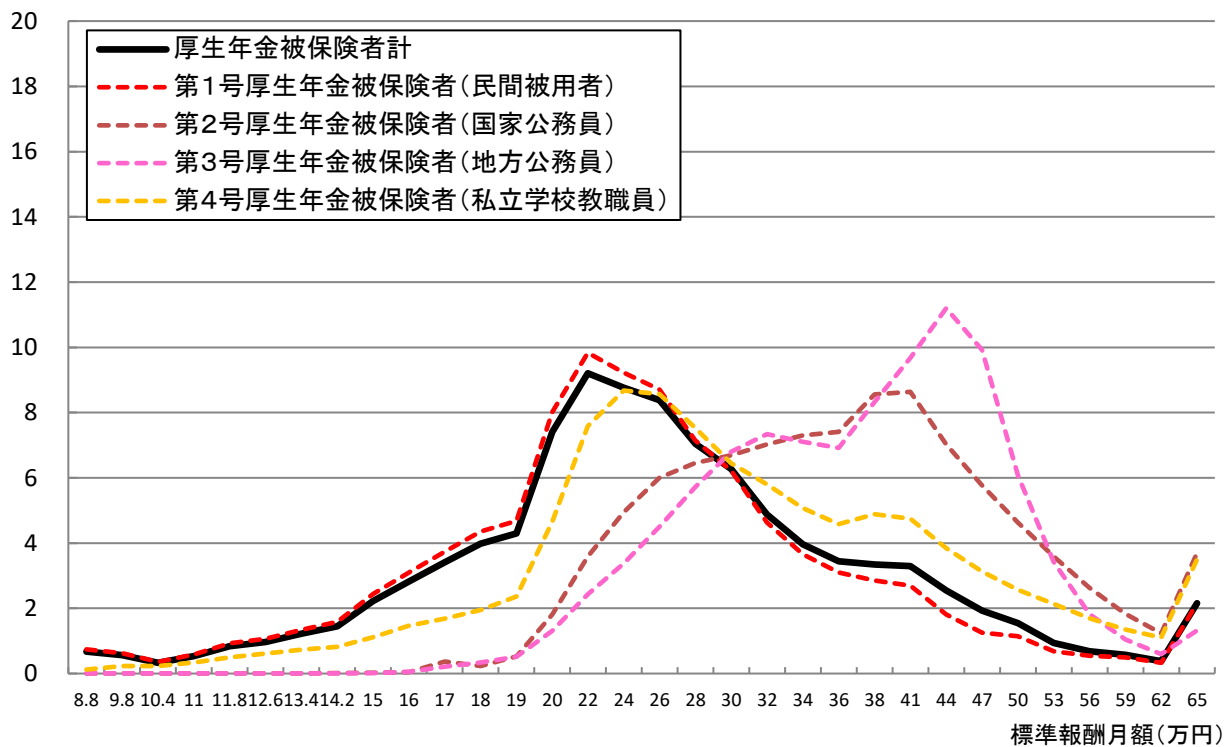


図表2-1-13 厚生年金の標準報酬月額別構成割合 ー令和6(2024)年度末ー  
(%)  
男性(令和6(2024)年度末)



注 令和6(2024)年度末の男性の被保険者数は、厚生年金計で2,795万人、第1号厚生年金被保険者で2,529万人、第2号厚生年金被保険者で75万人、第3号厚生年金被保険者で167万人、第4号厚生年金被保険者で24万人である。

(%)  
女性(令和6(2024)年度末)



注 令和6(2024)年度末の女性の被保険者数は、厚生年金計で1,953万人、第1号厚生年金被保険者で1,756万人、第2号厚生年金被保険者で32万人、第3号厚生年金被保険者で127万人、第4号厚生年金被保険者で37万人である。

第2章◆財政状況

※ 図表 2-1-13 に掲載した数値

男性（令和6(2024)年度末）

標準報酬月額（万円）	8.8	9.8	10.4	11	11.8	12.6	13.4	14.2	15	16	17	18	19	20	22	24
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
厚生年金被保険者計	0.7	0.4	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.7	0.7	0.9	1.2	1.3	2.9	4.0	4.7
第1号厚生年金被保険者（民間被用者）	0.7	0.5	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.7	0.7	0.9	1.3	1.4	3.2	4.3	5.0
第2号厚生年金被保険者（国家公務員）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.1	0.4	0.5	1.5	2.5
第3号厚生年金被保険者（地方公務員）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	0.8	1.3
第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.5	0.5	0.6	0.6	1.2	1.9	2.6

標準報酬月額（万円）	26	28	30	32	34	36	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
厚生年金被保険者計	5.7	5.7	6.3	5.6	5.3	5.4	5.9	6.6	5.5	4.7	4.3	3.2	2.7	2.4	1.8	10.4
第1号厚生年金被保険者（民間被用者）	6.1	5.9	6.5	5.7	5.4	5.4	5.8	6.4	5.1	4.1	3.9	2.8	2.4	2.2	1.7	10.5
第2号厚生年金被保険者（国家公務員）	3.3	3.5	3.8	4.2	4.4	4.6	6.1	7.9	8.5	8.1	7.4	6.8	6.0	4.9	3.7	11.4
第3号厚生年金被保険者（地方公務員）	2.0	3.0	4.1	4.9	5.3	5.6	7.4	9.2	10.1	10.9	9.5	7.4	5.4	3.8	2.6	6.0
第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）	3.5	3.9	4.2	4.2	4.4	4.3	5.3	6.2	6.1	5.9	5.7	5.1	4.6	4.2	3.8	19.4

女性（令和6(2024)年度末）

標準報酬月額（万円）	8.8	9.8	10.4	11	11.8	12.6	13.4	14.2	15	16	17	18	19	20	22	24
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
厚生年金被保険者計	0.7	0.6	0.3	0.5	0.8	1.0	1.2	1.4	2.2	2.8	3.4	4.0	4.3	7.4	9.2	8.8
第1号厚生年金被保険者（民間被用者）	0.7	0.6	0.4	0.6	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	3.1	3.7	4.4	4.7	8.0	9.8	9.2
第2号厚生年金被保険者（国家公務員）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2	0.5	1.8	3.6	4.9
第3号厚生年金被保険者（地方公務員）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.5	1.3	2.4	3.4	
第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）	0.1	0.2	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	0.8	1.1	1.5	1.7	1.9	2.4	4.7	7.6	8.7

標準報酬月額（万円）	26	28	30	32	34	36	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
厚生年金被保険者計	8.4	7.0	6.3	4.9	4.0	3.4	3.3	3.3	2.5	1.9	1.5	0.9	0.7	0.6	0.4	2.2
第1号厚生年金被保険者（民間被用者）	8.7	7.1	6.2	4.6	3.7	3.1	2.9	2.7	1.8	1.2	1.1	0.7	0.5	0.5	0.3	2.2
第2号厚生年金被保険者（国家公務員）	6.0	6.5	6.7	7.0	7.3	7.4	8.6	8.6	7.0	5.8	4.6	3.6	2.6	1.8	1.2	3.7
第3号厚生年金被保険者（地方公務員）	4.5	5.7	6.8	7.3	7.1	6.9	8.3	9.7	11.2	9.9	6.1	3.4	1.8	1.0	0.6	1.3
第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）	8.6	7.5	6.4	5.8	5.1	4.6	4.9	4.7	3.8	3.1	2.6	2.1	1.7	1.3	1.1	3.5

6 厚生年金の標準報酬総額

2-1-33 厚生年金の令和6(2024)年度の標準報酬総額(総報酬ベース・年度間累計)は、**図表2-1-14**に示すとおり、231.3兆円である。

被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が201.1兆円、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)が7.3兆円、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)が19.5兆円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が3.4兆円である。そのうち短時間労働者分は、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)で2兆545億円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)で281億円である。

標準報酬総額の推移をみると、令和6(2024)年度は、全ての被保険者種別で増加しており、厚生年金計では3.2%増加している。なお、短時間労働者分は、第1号厚生年金被保険者、第4号厚生年金被保険者ともに増加し、厚生年金計では21.8%と、短時間労働者以外よりも大きく増加している。

図表2-1-14 厚生年金の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)の推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
	短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者				短時間労働者を除く	短時間労働者	
平成/令和(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17(2005)	1,806,849	1,806,849	・	1,487,083	1,487,083	・	70,654	222,616	26,495	26,495	・
22(2010)	1,779,480	1,779,480	・	1,492,051	1,492,051	・	67,137	192,503	27,788	27,788	・
27(2015)	1,896,341	1,896,341	・	1,611,726	1,611,726	・	68,744	186,294	29,577	29,577	・
28(2016)	1,945,852	1,943,748	2,104	1,659,457	1,657,370	2,086	69,880	186,392	30,123	30,105	17
29(2017)	2,004,021	1,997,959	6,062	1,716,136	1,710,128	6,008	70,237	186,983	30,665	30,611	54
30(2018)	2,052,704	2,045,216	7,488	1,763,725	1,756,303	7,422	70,841	186,981	31,157	31,091	66
元(2019)	2,093,630	2,085,240	8,390	1,802,599	1,794,289	8,310	71,105	188,228	31,699	31,619	80
2(2020)	2,095,606	2,085,947	9,659	1,799,640	1,790,072	9,568	71,025	192,668	32,272	32,181	91
3(2021)	2,127,839	2,117,202	10,638	1,830,599	1,820,067	10,532	71,399	192,919	32,921	32,815	106
4(2022)	2,178,280	2,165,091	13,189	1,883,094	1,870,067	13,027	70,861	190,974	33,351	33,189	162
5(2023)	2,240,811	2,223,718	17,093	1,944,434	1,927,572	16,863	71,705	190,854	33,818	33,587	231
6(2024)	2,313,396	2,292,569	20,826	2,010,667	1,990,121	20,545	72,966	195,347	34,417	34,135	281
対前年度増減率(%)											
17(2005)	0.9	0.9	・	1.3	1.3	・	△0.1	△1.5	0.9	0.9	・
22(2010)	△0.4	△0.4	・	0.0	0.0	・	△1.9	△3.1	0.7	0.7	・
27(2015)	2.3	2.3	・	2.7	2.7	・	1.8	△0.7	1.7	1.7	・
28(2016)	2.6	2.5	・	3.0	2.8	・	1.7	0.1	1.8	1.8	・
29(2017)	3.0	2.8	188.2	3.4	3.2	187.9	0.5	0.3	1.8	1.7	213.7
30(2018)	2.4	2.4	23.5	2.8	2.7	23.5	0.9	△0.0	1.6	1.6	20.9
元(2019)	2.0	2.0	12.0	2.2	2.2	12.0	0.4	0.7	1.7	1.7	22.0
2(2020)	0.1	0.0	15.1	△0.2	△0.2	15.1	△0.1	2.4	1.8	1.8	13.9
3(2021)	1.5	1.5	10.1	1.7	1.7	10.1	0.5	0.1	2.0	2.0	15.9
4(2022)	2.4	2.3	24.0	2.9	2.7	23.7	△0.8	△1.0	1.3	1.1	52.4
5(2023)	2.9	2.7	29.6	3.3	3.1	29.4	1.2	△0.1	1.4	1.2	42.7
6(2024)	3.2	3.1	21.8	3.4	3.2	21.8	1.8	2.4	1.8	1.6	21.9

注1 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)は、給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。  
 注2 第1号(民間被用者)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月までの累計)であり、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」(厚生労働省)の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。  
 注3 第4号(私立学校教職員)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月までの累計)であり、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分(短時間労働者ではなかった期間も含む)を用いて算出している。

## 7 厚生年金の年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート分析

2-1-34 被保険者の種別別に標準報酬総額の動向をより詳細に把握するため、ここでは、年齢別コーホート<sup>17</sup>（＝同じ出生年度の集団）に着目して、令和元（2019）年度から令和6（2024）年度にかけての5年間の標準報酬総額の動向及びその要因を分析する。

### （1）分析方法

2-1-35 この分析においては、各年齢における標準報酬総額（推計値）<sup>18</sup>を

1人当たり標準報酬額×年度間平均被保険者数

で算出し、年齢別のコーホート増減額を推計する。

2-1-36 こうして得られたコーホート別標準報酬総額の増減を、以下の方法で、「人数の変化分」、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」の3つの要因に分解する。

- ・まず、令和元（2019）年度の年齢別コーホートの標準報酬総額について、被保険者数だけを令和6（2024）年度の当該コーホートの人数に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「人数の変化分<sup>19</sup>」とする。
- ・次に、1人当たり標準報酬額を令和元（2019）年度における5歳上の年齢の値に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「年齢上昇に伴う賃金の変化分」とする。
- ・さらに、1人当たり標準報酬額を令和元（2019）年度と同一年齢の令和6（2024）年度の値に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「マクロベースの賃金の変化分」とする。

2-1-37 ここで、短時間労働者については、その影響を分けて示している。

---

<sup>17</sup> 年齢別コーホートは、年度末時点で同年齢の集団であり、同じ出生年度の集団であるため、「出生年度別コーホート」とも呼ばれる。例えば、令和元（2019）年度末に25歳であった者の集団が令和6（2024）年度末に30歳になるまでの動きを捉えるものである。すなわち、「n-5年度末にx-5歳」であった者が「n年度末にx歳」になるまでの動向を、このコーホートに着目して分析するものであり、ここでは、n年度末の年齢（x歳）を基準として表記している。

<sup>18</sup> 各年齢における標準報酬総額を推計する際の年齢分布は、年度末のものである。

<sup>19</sup> 人数の増減の他、年齢構成の変化による影響も含まれる。

## (2) 分析結果

2-1-38 分析の結果は図表 2-1-15 であり、これを増減率ベースとしたものが図表 2-1-16 である。令和元(2019)年度から令和 6 (2024)年度にかけての厚生年金計の標準報酬総額の変動を、図表 2-1-16 上段の総増減額でコーホート別にみると、令和 6 (2024)年度末に 60 歳以上の各コーホートで減少する一方、59 歳以下の各コーホートで増加している。

第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)の男性及び女性では、厚生年金計のコーホート別の状況と同様となっている。

第 2 号厚生年金被保険者(国家公務員)及び第 3 号厚生年金被保険者(地方公務員)では、55 歳以上の各コーホートで減少する一方、54 歳以下の各コーホートで増加している。

第 4 号厚生年金被保険者(私立学校教職員)では、60 歳以上の各コーホートで減少する一方、59 歳以下の各コーホートで増加している。

また、短時間労働者については、全てのコーホートで増加している。

2-1-39 次に、要因分析の結果(下の 3 段)をみると、厚生年金計の年齢計では「人数の変化分」が減少し、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」は増加している。コーホート別にみると、「人数の変化分」及び「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は 55 歳以上の各コーホートを除き増加、「マクロベースの賃金の変化分」は全てのコーホートで増加している。

2-1-40 第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)の男性は、年齢計では「人数の変化分」が減少し、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」は増加している。コーホート別にみると、「人数の変化分」は 34 歳以下の各コーホートを除いて減少、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は 55 歳以上の各コーホートを除き増加、「マクロベースの賃金の変化分」は全てのコーホートで増加している。

2-1-41 第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)の女性は、年齢計では「人数の変化分」が減少し、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」は増加している。コーホート別にみると、「人数の変化分」は 30~34 歳を除く 59 歳以下の各コーホートで増加、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は 49 歳以下の各コーホートで増加、「マクロベースの賃金の変化分」は全てのコーホートで増加している。

2-1-42 第 2 号厚生年金被保険者(国家公務員)は、年齢計では「人数の変化分」が減少し、「マクロベースの賃金の変化分」及び「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は増加している。コーホート別では、「人数の変化分」において 44 歳以下のコーホートを除いて減少、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は 60 歳以上の各コーホートを除き増加、「マクロベースの賃金の変化分」は 50 歳以上の各コーホートを除き増加している。

2-1-43 第3号厚生年金被保険者(地方公務員)は、年齢計では「人数の変化分」が減少し、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」は増加している。コーホート別では、「人数の変化分」は49歳以下のコーホートを除く各コーホートで減少しているが、60～64歳のコーホートの減少が特に大きい。「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は60歳以下の各コーホートを除き増加している。「マクロベースの賃金の変化分」は50～59歳及び65歳以上のコーホートを除く各コーホートで増加している。

2-1-44 第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)は、年齢計では、「人数の変化分」は減少し、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」は増加している。コーホート別では、「人数の変化分」における30～39歳及び60歳以上の各コーホートで減少しているが、30～39歳のコーホートの減少は出産・育児等での離職の影響も考えられる。「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は60歳以上の各コーホートを除き増加、「マクロベースの賃金の変化分」は45歳以上の各コーホートを除いて増加している。

2-1-45 各要因の影響を実施機関別にみると、「人数の変化分」については、いずれも高年齢のコーホートで標準報酬総額の増減に対してマイナスの寄与となっているが、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)の男性では35歳以上のコーホートと他よりも比較的若年齢のコーホートからマイナスの寄与となっている。また、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)の女性と女性割合の高い第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)において30歳代前半または30歳代のコーホートでマイナスの寄与となっている。

「年齢上昇に伴う賃金の変化分」については、いずれの実施機関においても、若年のコーホートではプラスの寄与となっており、高年齢のコーホートでマイナスに転じている。

「マクロベースの賃金の変化分」については、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)はいずれのコーホートでもプラスの寄与となっているが、その他については高年齢のコーホートでマイナスの寄与となっている。

また、短時間労働者についてはいずれのコーホートでも標準報酬総額が増加しているが、特に「人数の変化分」の寄与が大きくなっている。

図表2-1-15 厚生年金の年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の要因分析（令和元(2019)年度→令和6(2024)年度）

年齢階級 (令和6 (2024) 年度末)	厚生年金計			第1号（民間被用者）						第2号 〔国家 公務員〕	第3号 〔地方 公務員〕	第4号（私立学校教職員）			
	短期間労働者 を除く	短期間 労働者	短期間 労働者	男性			女性					短期間労働者 を除く	短期間 労働者	短期間労働者 を除く	短期間 労働者
				短期間労働者 を除く	短期間 労働者	短期間 労働者	短期間労働者 を除く	短期間 労働者	短期間 労働者						
総 増 減 額	～24歳	93,591	92,947	644	44,486	44,249	236	37,061	36,665	396	3,402	7,002	1,641	1,629	12
	25～29歳	120,140	119,287	853	62,569	62,246	323	40,469	39,960	509	2,963	12,420	1,720	1,700	20
	30～34歳	43,583	42,799	784	29,248	29,083	165	7,991	7,387	603	1,150	5,164	30	15	15
	35～39歳	36,760	35,745	1,015	23,278	23,118	160	7,881	7,044	837	1,252	3,955	394	376	18
	40～44歳	39,488	38,226	1,262	20,631	20,464	167	13,674	12,601	1,073	1,201	3,397	586	563	22
	45～49歳	39,643	38,136	1,506	17,591	17,426	164	17,739	16,420	1,319	938	2,691	684	661	23
	50～54歳	29,805	27,996	1,810	12,236	12,004	231	15,430	13,879	1,552	354	1,217	568	542	26
	55～59歳	5,054	3,353	1,702	659	414	245	6,862	5,427	1,435	△1,913	△840	287	265	22
	60～64歳	△69,804	△72,095	2,291	△39,107	△39,927	820	△6,740	△8,184	1,444	△4,489	△19,106	△362	△389	27
	65歳～	△118,495	△119,065	569	△80,057	△80,223	166	△23,832	△24,220	388	△2,997	△8,780	△2,830	△2,845	15
計	219,765	207,329	12,436	91,533	88,854	2,679	116,535	106,979	9,556	1,861	7,119	2,718	2,517	201	
人 数 の 変 化 分	～24歳	54,595	53,909	685	27,428	27,058	370	23,503	23,188	315	1,611	1,687	365	365	0
	25～29歳	63,810	63,232	578	32,908	32,755	153	21,621	21,210	411	1,147	7,393	740	726	14
	30～34歳	3,736	3,068	668	3,097	2,974	123	△531	△1,062	531	36	1,593	△459	△474	15
	35～39歳	1,182	305	877	△365	△477	112	1,044	297	747	52	548	△96	△114	18
	40～44歳	5,339	4,295	1,044	△1,238	△1,325	88	5,944	5,012	932	46	412	176	151	25
	45～49歳	8,245	6,987	1,258	△2,069	△2,185	116	9,512	8,396	1,116	△60	495	367	341	26
	50～54歳	3,377	1,918	1,459	△4,298	△4,430	132	7,830	6,528	1,301	△402	△72	319	294	25
	55～59歳	△7,317	△8,704	1,386	△6,169	△6,345	177	2,180	991	1,189	△2,169	△1,303	143	122	20
	60～64歳	△40,072	△42,017	1,945	△15,951	△16,744	792	△5,001	△6,129	1,128	△3,583	△15,425	△113	△137	24
	65歳～	△112,801	△113,573	772	△74,897	△75,409	512	△23,953	△24,200	247	△2,898	△8,429	△2,625	△2,638	14
計	△19,905	△30,579	10,674	△41,553	△44,128	2,575	42,150	34,232	7,918	△6,219	△13,101	△1,183	△1,364	181	
年 齢 上 昇 に 伴 う 賃 金 の 変 化 分	～24歳	29,964	30,033	△68	12,891	13,023	△132	10,193	10,139	54	1,332	4,413	1,135	1,126	9
	25～29歳	37,336	37,199	137	20,175	20,091	84	11,647	11,598	49	1,321	3,414	779	775	4
	30～34歳	21,257	21,249	8	15,685	15,688	△3	1,610	1,598	12	806	2,782	375	376	△1
	35～39歳	20,136	20,196	△61	13,634	13,703	△69	1,754	1,746	8	1,060	3,241	445	445	0
	40～44歳	16,549	16,521	28	10,819	10,781	38	1,625	1,632	△7	1,012	2,697	397	399	△2
	45～49歳	14,519	14,579	△59	10,464	10,484	△21	731	767	△36	884	2,090	350	353	△3
	50～54歳	12,132	12,138	△6	9,619	9,573	46	△150	△99	△51	848	1,518	297	298	△1
	55～59歳	△4,104	△4,106	2	△3,505	△3,575	70	△2,014	△1,945	△69	314	841	258	258	0
	60～64歳	△49,554	△49,679	125	△37,859	△37,930	71	△6,757	△6,807	50	△812	△3,880	△247	△250	3
	65歳～	△12,756	△12,264	△492	△10,862	△10,411	△451	△1,566	△1,521	△45	△74	△89	△165	△170	4
計	85,479	85,866	△387	41,060	41,428	△368	17,074	17,108	△34	6,692	17,027	3,625	3,610	14	
マ ク ロ ベ ー ス の 賃 金 の 変 化 分	～24歳	9,032	9,005	27	4,166	4,169	△2	3,365	3,338	27	458	902	140	138	2
	25～29歳	18,994	18,856	138	9,486	9,399	86	7,201	7,152	49	494	1,613	201	198	3
	30～34歳	18,590	18,482	107	10,467	10,421	46	6,911	6,851	60	309	789	114	112	1
	35～39歳	15,442	15,243	199	10,009	9,892	117	5,083	5,001	82	139	166	45	45	△1
	40～44歳	17,600	17,410	190	11,051	11,008	42	6,105	5,957	148	143	288	13	13	△0
	45～49歳	16,878	16,570	307	9,196	9,127	69	7,496	7,258	238	114	105	△33	△33	1
	50～54歳	14,296	13,939	356	6,914	6,861	53	7,750	7,449	301	△91	△229	△48	△50	2
	55～59歳	16,476	16,162	314	10,332	10,334	△2	6,695	6,380	314	△58	△378	△114	△115	1
	60～64歳	19,823	19,601	222	14,704	14,747	△43	5,018	4,752	266	△95	199	△3	△2	△1
	65歳～	7,062	6,773	289	5,702	5,596	105	1,687	1,501	186	△25	△262	△39	△37	△3
計	154,191	152,042	2,149	92,026	91,554	472	57,310	55,638	1,672	1,388	3,192	276	271	5	

注 年齢階級は、各コーホートの令和6(2024)年度末における年齢である。

図表2-1-16 厚生年金の年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の要因分析（令和元（2019）年度→令和6（2024）年度・増減率ベース）

年齢階級 （令和6 （2024） 年度末）	厚生年金計			第1号（民間被用者）						第2号 （国家 公務員）	第3号 （地方 公務員）	第4号（私立学校教職員）			
	短時間労働者 を除く	短時間 労働者	%	男性			女性					短時間労働者 を除く	短時間 労働者	短時間労働者 を除く	短時間 労働者
				%	%	%	%	%	%	%					
総 増 減 額	～24歳	4.5	4.5	7.7	3.5	3.5	9.2	7.0	7.0	6.9	4.8	3.7	5.2	5.2	14.4
	25～29歳	5.7	5.7	10.2	4.9	4.9	12.6	7.7	7.7	8.9	4.2	6.6	5.4	5.4	25.5
	30～34歳	2.1	2.1	9.3	2.3	2.3	6.4	1.5	1.4	10.5	1.6	2.7	0.1	0.0	19.1
	35～39歳	1.8	1.7	12.1	1.8	1.8	6.2	1.5	1.4	14.6	1.8	2.1	1.2	1.2	22.6
	40～44歳	1.9	1.8	15.0	1.6	1.6	6.5	2.6	2.4	18.7	1.7	1.8	1.8	1.8	27.7
	45～49歳	1.9	1.8	18.0	1.4	1.4	6.4	3.4	3.1	23.0	1.3	1.4	2.2	2.1	28.9
	50～54歳	1.4	1.3	21.6	1.0	0.9	9.0	2.9	2.7	27.0	0.5	0.6	1.8	1.7	32.6
	55～59歳	0.2	0.2	20.3	0.1	0.0	9.5	1.3	1.0	25.0	△2.7	△0.4	0.9	0.8	26.9
	60～64歳	△3.3	△3.5	27.3	△3.1	△3.1	31.9	△1.3	△1.6	25.2	△6.3	△10.2	△1.1	△1.2	33.3
	65歳～	△5.7	△5.7	6.8	△6.3	△6.3	6.5	△4.5	△4.6	6.8	△4.2	△4.7	△8.9	△9.0	19.0
計	10.5	9.9	148.2	7.2	7.0	104.2	22.1	20.5	166.5	2.6	3.8	8.6	8.0	250.0	
人 数 の 変 化 分	～24歳	2.6	2.6	8.2	2.2	2.1	14.4	4.5	4.4	5.5	2.3	0.9	1.2	1.2	0.0
	25～29歳	3.0	3.0	6.9	2.6	2.6	5.9	4.1	4.1	7.2	1.6	3.9	2.3	2.3	17.5
	30～34歳	0.2	0.1	8.0	0.2	0.2	4.8	△0.1	△0.2	9.3	0.1	0.8	△1.4	△1.5	18.3
	35～39歳	0.1	0.0	10.5	△0.0	△0.0	4.4	0.2	0.1	13.0	0.1	0.3	△0.3	△0.4	23.0
	40～44歳	0.3	0.2	12.4	△0.1	△0.1	3.4	1.1	1.0	16.2	0.1	0.2	0.6	0.5	30.6
	45～49歳	0.4	0.3	15.0	△0.2	△0.2	4.5	1.8	1.6	19.5	△0.1	0.3	1.2	1.1	32.0
	50～54歳	0.2	0.1	17.4	△0.3	△0.3	5.1	1.5	1.3	22.7	△0.6	△0.0	1.0	0.9	31.5
	55～59歳	△0.3	△0.4	16.5	△0.5	△0.5	6.9	0.4	0.2	20.7	△3.1	△0.7	0.5	0.4	25.4
	60～64歳	△1.9	△2.0	23.2	△1.3	△1.3	30.8	△0.9	△1.2	19.7	△5.0	△8.2	△0.4	△0.4	30.1
	65歳～	△5.4	△5.4	9.2	△5.9	△5.9	19.9	△4.5	△4.6	4.3	△4.1	△4.5	△8.3	△8.3	16.9
計	△1.0	△1.5	127.2	△3.3	△3.5	100.1	8.0	6.6	138.0	△8.7	△7.0	△3.7	△4.3	225.4	
年 齢 上 昇 に 伴 う 賃 金 の 変 化 分	～24歳	1.4	1.4	△0.8	1.0	1.0	△5.1	1.9	1.9	0.9	1.9	2.3	3.6	3.6	11.8
	25～29歳	1.8	1.8	1.6	1.6	1.6	3.3	2.2	2.2	0.8	1.9	1.8	2.5	2.5	4.7
	30～34歳	1.0	1.0	0.1	1.2	1.2	△0.1	0.3	0.3	0.2	1.1	1.5	1.2	1.2	△1.0
	35～39歳	1.0	1.0	△0.7	1.1	1.1	△2.7	0.3	0.3	0.1	1.5	1.7	1.4	1.4	0.5
	40～44歳	0.8	0.8	0.3	0.8	0.8	1.5	0.3	0.3	△0.1	1.4	1.4	1.3	1.3	△2.6
	45～49歳	0.7	0.7	△0.7	0.8	0.8	△0.8	0.1	0.1	△0.6	1.2	1.1	1.1	1.1	△4.0
	50～54歳	0.6	0.6	△0.1	0.8	0.8	1.8	△0.0	△0.0	△0.9	1.2	0.8	0.9	0.9	△1.5
	55～59歳	△0.2	△0.2	0.0	△0.3	△0.3	2.7	△0.4	△0.4	△1.2	0.4	0.4	0.8	0.8	0.2
	60～64歳	△2.4	△2.4	1.5	△3.0	△3.0	2.8	△1.3	△1.3	0.9	△1.1	△2.1	△0.8	△0.8	4.3
	65歳～	△0.6	△0.6	△5.9	△0.9	△0.8	△17.6	△0.3	△0.3	△0.8	△0.1	△0.0	△0.5	△0.5	5.6
計	4.1	4.1	△4.6	3.2	3.3	△14.3	3.2	3.3	△0.6	9.4	9.0	11.4	11.4	18.0	
マ ク ロ ベ ー ス の 賃 金 の 変 化 分	～24歳	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	△0.1	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	2.6
	25～29歳	0.9	0.9	1.6	0.7	0.7	3.4	1.4	1.4	0.9	0.7	0.9	0.6	0.6	3.2
	30～34歳	0.9	0.9	1.3	0.8	0.8	1.8	1.3	1.3	1.0	0.4	0.4	0.4	0.4	1.8
	35～39歳	0.7	0.7	2.4	0.8	0.8	4.6	1.0	1.0	1.4	0.2	0.1	0.1	0.1	△0.8
	40～44歳	0.8	0.8	2.3	0.9	0.9	1.6	1.2	1.1	2.6	0.2	0.2	0.0	0.0	△0.4
	45～49歳	0.8	0.8	3.7	0.7	0.7	2.7	1.4	1.4	4.1	0.2	0.1	△0.1	△0.1	0.9
	50～54歳	0.7	0.7	4.2	0.5	0.5	2.1	1.5	1.4	5.2	△0.1	△0.1	△0.2	△0.2	2.5
	55～59歳	0.8	0.8	3.7	0.8	0.8	△0.1	1.3	1.2	5.5	△0.1	△0.2	△0.4	△0.4	1.4
	60～64歳	0.9	0.9	2.6	1.2	1.2	△1.7	1.0	0.9	4.6	△0.1	0.1	△0.0	△0.0	△1.1
	65歳～	0.3	0.3	3.4	0.4	0.4	4.1	0.3	0.3	3.2	△0.0	△0.1	△0.1	△0.1	△3.5
計	7.4	7.3	25.6	7.2	7.2	18.4	10.9	10.7	29.1	2.0	1.7	0.9	0.9	6.6	

注 年齢階級は、各コーホートの令和6（2024）年度末における年齢である。

## 8 短時間労働者の適用拡大の状況

2-1-46 1-2-5 で述べたように平成 28(2016)年 10 月より、一定の要件を満たす短時間労働者について厚生年金の適用拡大が実施されたが、ここでは、これまでの適用拡大による影響をみることにする。令和 6(2024)年度までの短時間労働者への適用拡大は以下のような段階<sup>20</sup>を経ている。

- ① 平成 28(2016)年 10 月：(i)従業員数 500 人超の企業等の適用事務所に勤務し、(ii)週の所定労働時間が 20 時間以上、(iii)月の所定内賃金が 8.8 万円以上、(iv)雇用期間の見込みが 1 年以上であり、(v)学生でない短時間労働者に対し、厚生年金への適用拡大が実施された。
- ② 平成 29(2017)年 4 月：(ii)～(v)の条件の下、従業員数 500 人以下<sup>21</sup>の企業の適用事務所の短時間労働者に対し、労使間の合意に基づき、企業単位で、適用拡大が可能になった。また、国・地方公共団体の適用事業所に使用される短時間労働者は、規模にかかわらず適用されることになった。
- ③ 令和 4(2022)年 10 月：①の 5 つの要件のうち、(iv)雇用期間の見込みが 1 年以上の要件は撤廃<sup>22</sup>され、(i)の企業規模要件は 100 人超になった。また、常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所<sup>23</sup>に係る適用業種が見直され、弁護士・税理士等の法律・会計事務を取り扱う士業が適用業種に追加された。
- ④ 令和 6(2024)年 10 月：企業規模要件が 50 人超になった。

2-1-47 図表 2-1-17 は、厚生年金計（第 1 号厚生年金（民間被用者）＋第 4 号厚生年金（私立学校教職員））のうち短時間労働者数の平成 28(2016)年 10 月以降の月次推移をみたものである。厚生年金に適用される短時間労働者数を月次でみたとき、男女ともに概ね増加し続けているが、女性の伸びが男性よりも高い傾向にある。また、短時間労働者数は、新たに適用拡大が実施された月の前後で大きく増加している。

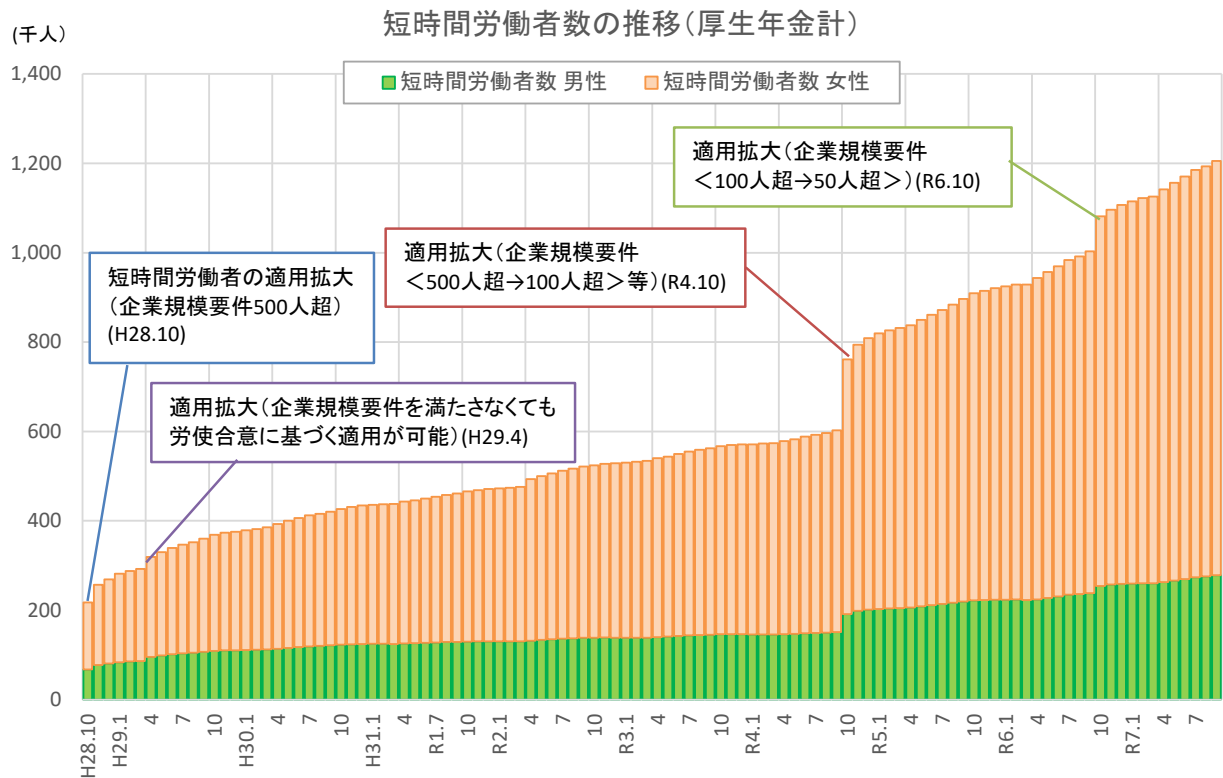
<sup>20</sup> 令和 7 年年金制度改正法（令和 7 年 6 月 20 日法律第 74 号）により、今後(iii)の賃金要件は撤廃され、(i)の企業規模要件についても段階的に撤廃されることになる。また、常時 5 人以上を使用する個人事業所の非適用業種は解消されることになる（詳細は、第 1 章脚注 6（3 頁）を参照）。

<sup>21</sup> 企業規模要件を満たさない適用事業所の従業員数であり、令和 4(2022)年 10 月～令和 6(2024)年 9 月は従業員数 100 人以下、令和 6(2024)年 10 月以降は従業員数 50 人以下となっている。

<sup>22</sup> フルタイムの労働者と同じ取扱いがなされることとなり、雇用期間の見込みが 2 か月超の要件を適用することとなった。

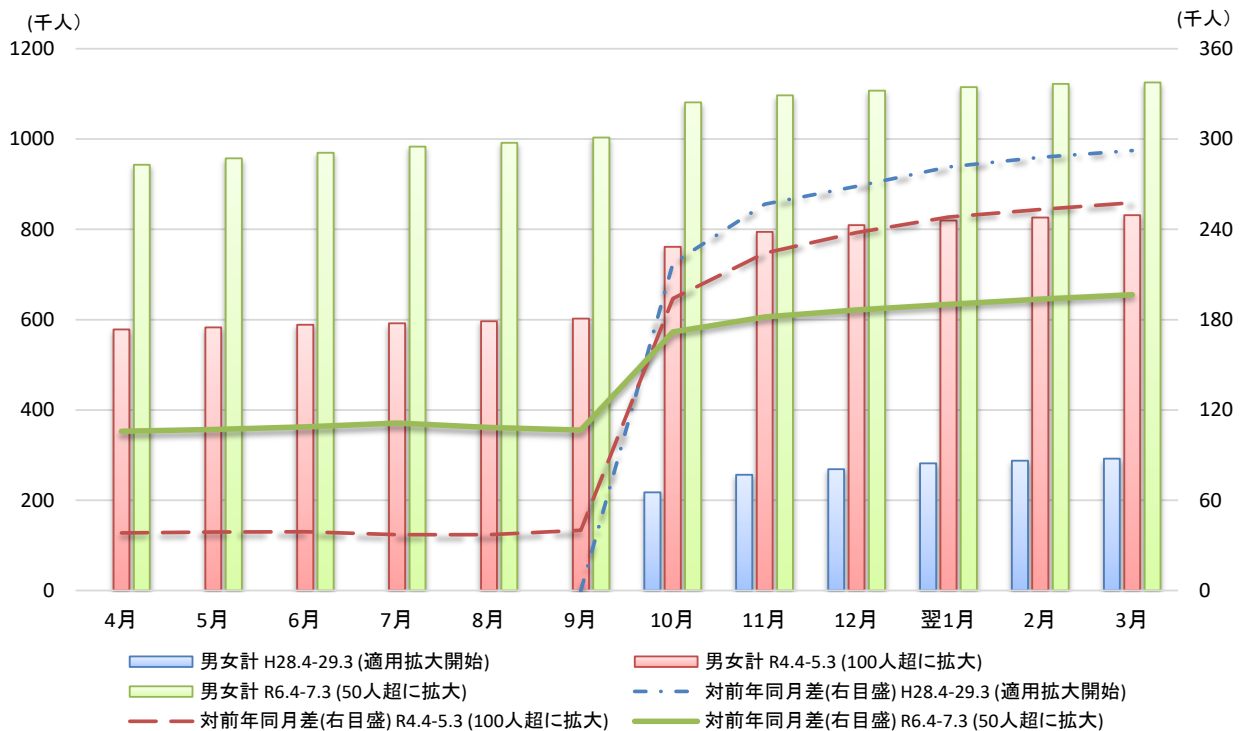
<sup>23</sup> 常時 1 名以上の従業員を使用する法人事業所については、被用者保険は強制適用となっている。

図表2-1-17 厚生年金計のうち短時間労働者数の月次推移



2-1-48 適用拡大前後の状況を詳しくみるために、2-1-46の①平成28(2016)年10月、③令和4(2022)年10月、④令和6(2024)年10月において、前後6月の月次推移と対前年同月差をそれぞれ棒グラフと折れ線グラフ(右目盛り)でみたものが図表2-1-18である。

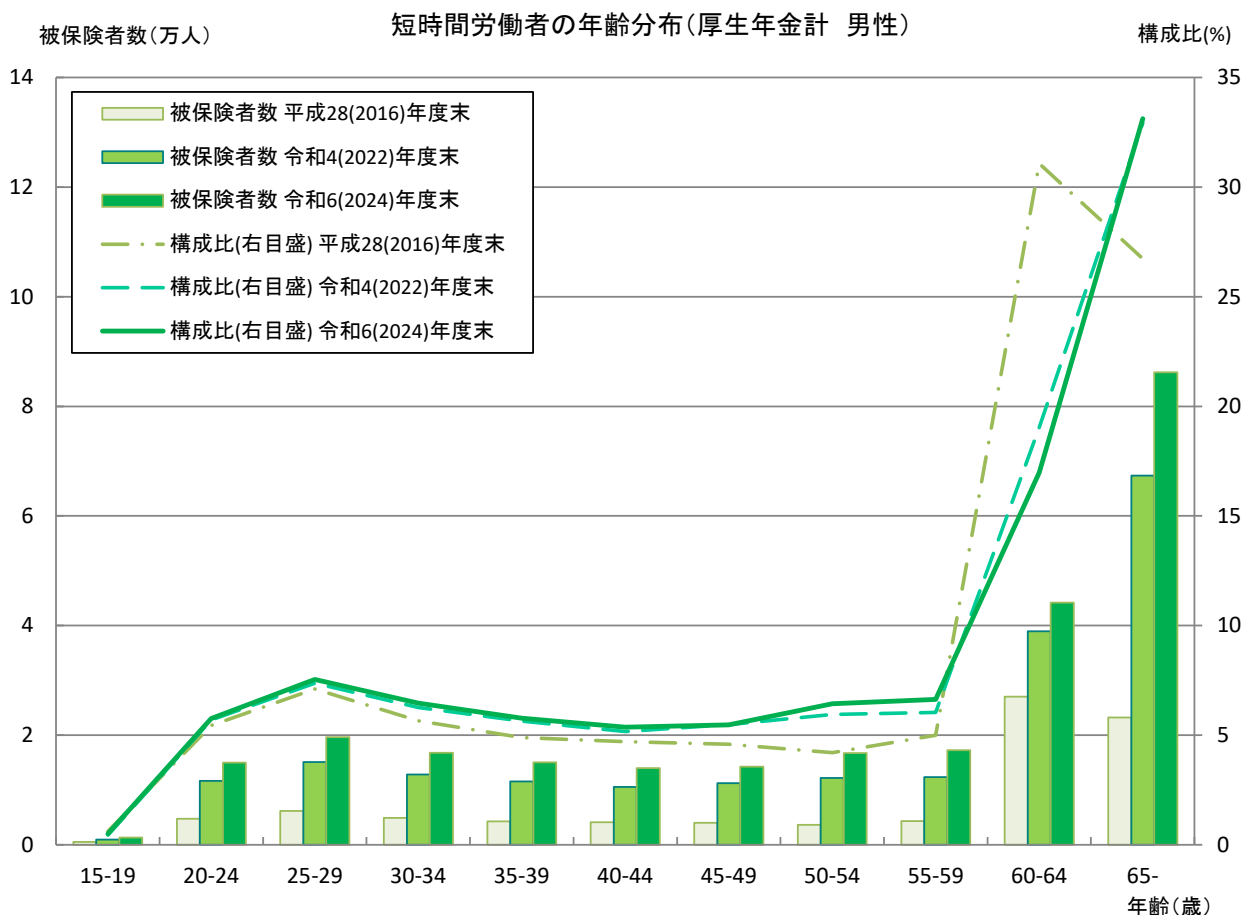
図表2-1-18 月次推移でみた適用拡大前後の短時間労働者数の状況



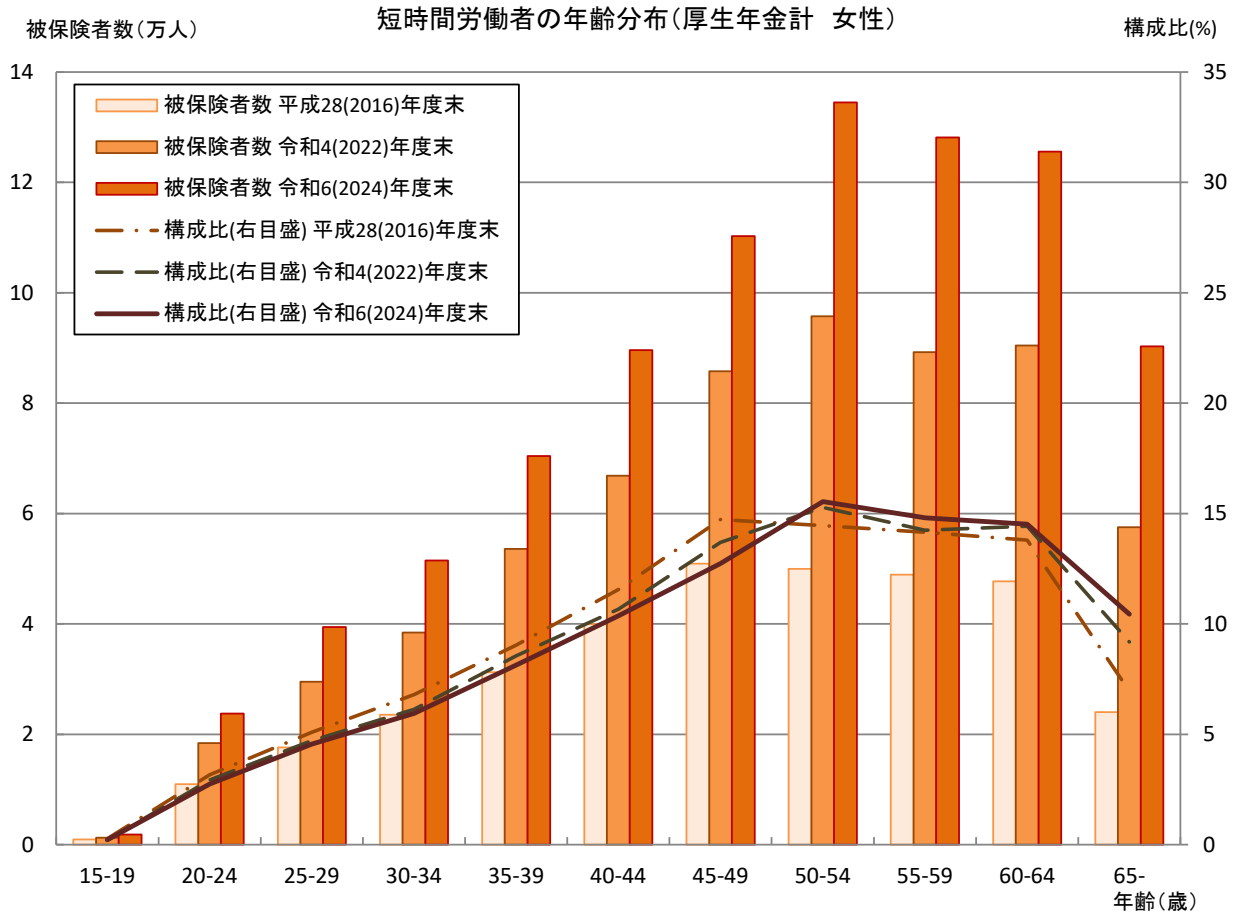
2-1-49 適用拡大前後6月の月次推移をみると、いずれの適用拡大においても、適用拡大を実施した10月末で短時間労働者数が大きく増加している。対前年同月差でも、10月末で大きく増加しているが、増加幅は平成28(2016)年10月末が最も大きく、令和6(2024)年10月末が最も小さい。

2-1-50 図表2-1-19は、短時間労働者へ適用拡大が段階的に実施されてきたなかで、これまでの短時間労働者の年齢分布の変化をみるために、2-1-47でみた適用拡大の3時点の年度末である平成28(2016)年度末、令和4(2022)年度末、令和6(2024)年度末における短時間労働者の男女別の年齢分布を比較したものである。棒グラフ(左目盛り)は年齢階級別被保険者数を、折れ線グラフ(右目盛り)は構成比を示している。なお、各時点間の変化には、適用拡大だけでなく他の就労状況の変化の影響も含まれていることについて留意が必要である。

図表2-1-19 短時間労働者の年齢分布の変化



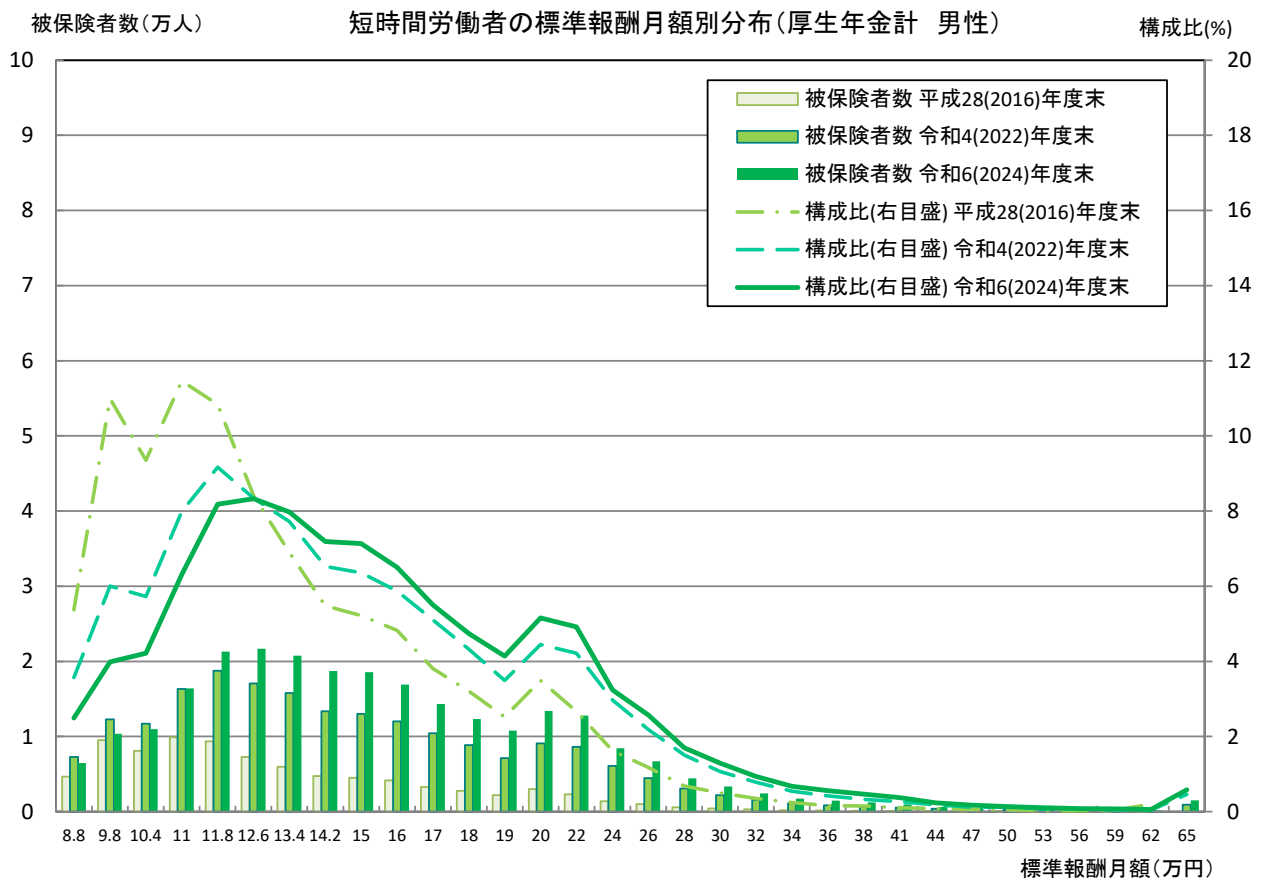
図表 2-1-19 短時間労働者の年齢分布の変化（続き）



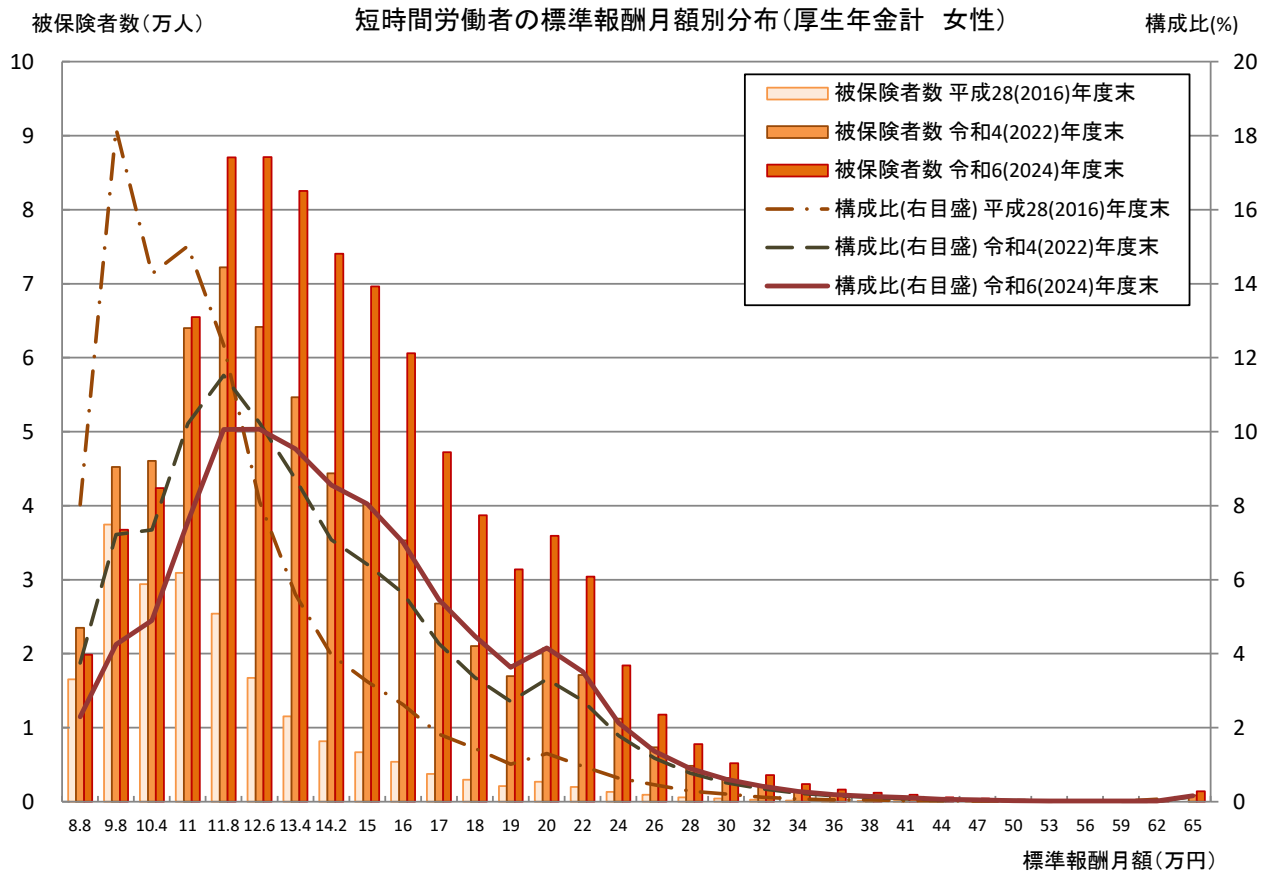
2-1-51 令和 6 (2024)年度末の短時間労働者は、平成 28(2016)年度末や令和 4 (2022)年度末と比べて、男女とも、全ての年齢階級で増加している。構成比で見ると、男性では、平成 28(2016)年度末は60～64歳の割合が31.1%と最も高かったが、令和 6 (2024)年度末は65歳以上の割合が33.1%と最も高くなっており、女性では、平成 28(2016)年度末は45～49歳の割合が14.7%と最も高かったが、令和 6 (2024)年度末は50～54歳の割合が15.5%と最も高くなっている。年齢分布は、男女とも、ピークが年齢階級の高い方にシフトしている。

2-1-52 図表 2-1-20 は、短時間労働者の標準報酬月額別分布の変化をみるために、図表 2-1-19 と同様に、平成 28(2016)年度末、令和 4(2022)年度末、令和 6(2024)年度末における短時間労働者の男女別の標準報酬月額別分布を比較したものである。棒グラフ(左目盛り)は標準報酬月額別の被保険者数を、折れ線グラフ(右目盛り)は構成比を示している。なお、各時点間の変化には、適用拡大だけでなく他の就労状況の変化の影響も含まれていることについて留意が必要である。

図表 2-1-20 短時間労働者の標準報酬月額別分布の変化



図表 2-1-20 短時間労働者の標準報酬月額別分布の変化（続き）



2-1-53 令和6(2024)年度末の短時間労働者は、平成28(2016)年度末と比べて、男女とも、標準報酬月額等級62万円を除く<sup>24</sup>全ての等級で、また、令和4(2022)年度末と比べて、男女とも標準報酬月額等級10.4万円以下を除く全ての等級で増加している。構成比で見ると、男性では、平成28(2016)年度末は標準報酬月額が11万円の割合が11.5%と最も高かったが、令和6(2024)年度末は標準報酬月額が12.6万円の割合が8.3%と最も高くなっており、女性では、平成28(2016)年度末は標準報酬月額が9.8万円の割合が18.2%と最も高かったが、令和6(2024)年度末は標準報酬月額が12.6万円の割合が10.1%と最も高くなっている。標準報酬月額別分布は、男女とも、ピークが等級の高い方にシフトしている。

<sup>24</sup> 令和2(2020)年9月に標準報酬等級として65万円が新たに設けられたため、これまで最高等級であった62万円に属する被保険者数が減少したと考えられる。

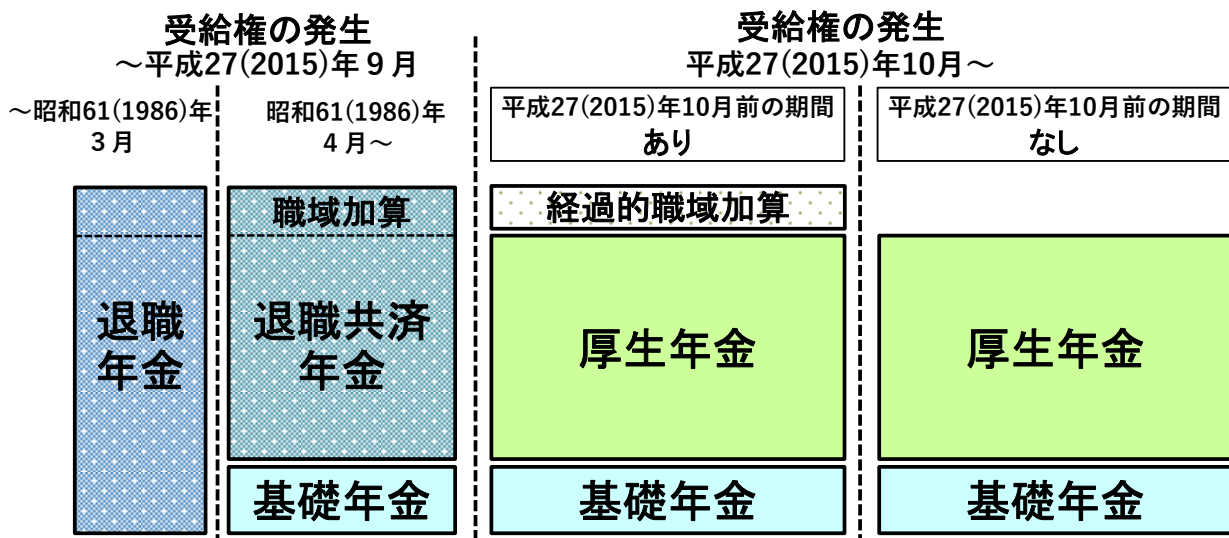
## 第2節 受給権者の現状及び推移

2-2-1 被用者年金の一元化後も、給付については、基本的に各実施機関の加入期間に応じて各実施機関から支給される。また、一元化（平成27(2015)年10月）前に受給権が発生した共済年金の年金額には、職域加算部分<sup>25</sup>が含まれる（図表2-2-1参照）。

これらを踏まえ、本節における受給権者の現状及び推移については、厚生年金勘定から直接給付される受給権者及びその年金については「旧厚生年金」とし、旧厚生年金、国共済、地共済、私学共済を各制度と呼び、各制度別表章を基本としている。その際、年金総額等における合計は職域加算部分が含まれる（経過的職域加算額は含まない）ことから被用者年金計とし、厚生年金計と区別している。

また、被用者年金の受給権者は、基礎年金の受給権を有するだけでなく、一元化後の厚生年金でも複数の実施機関から給付を受ける受給権者がいることから、受給権者数や受給者数については、原則として合計は表章していない。

図表2-2-1 共済組合等の年金給付の概念図



### 1 受給権者数

#### (1) 受給権者数

2-2-2 令和6(2024)年度末の受給権者数は、図表2-2-2に示すとおり、旧厚生年金3,756万人、国共済133万人、地共済325万人、私学共済65万人、国民年金<sup>26</sup>3,696万人である。

2-2-3 令和6(2024)年度は、旧厚生年金以外の全ての制度で増加しており、旧厚生年金0.3%の減少、国共済1.0%、地共済1.2%、私学共済4.3%、国民年金0.1%の増加

<sup>25</sup> 退職年金にも職域加算部分に相当する分があり、これと職域加算部分を合わせて職域加算部分と呼ぶ。

<sup>26</sup> 国民年金の数値は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。

となっている。

2-2-4 ここで、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和6(2024)年度末の厚生年金の受給権者数は、国共済62.7万人、地共済161.0万人、私学共済36.8万人である。

2-2-5 これら受給権者は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有する等1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。これらの重複を除いた、何らかの公的年金の受給権を有する実受給権者数は、3,941万人である。なお、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

図表2-2-2 受給権者数の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成 /令和 (西暦)	千人	千人	千人	千人	千人
17 (2005)	25,110	984	2,289	281	24,393
22 (2010)	31,982	1,178	2,742	370	28,857
27 (2015)	35,999	1,280	3,055	467	33,832
28 (2016)	36,257	1,279	3,065	486	34,470
29 (2017)	37,179	1,293	3,117	513	35,469
30 (2018)	37,347	1,314	3,185	541	35,933
元 (2019)	37,355	1,303	3,157	552	36,287
2 (2020)	37,684	1,312	3,183	573	36,604
3 (2021)	37,685	1,320	3,237	598	36,791
4 (2022)	37,488	1,309	3,198	602	36,818
5 (2023)	37,671	1,318	3,212	621	36,910
6 (2024)	37,556	1,331	3,250	648	36,958
対前年度増減率(%)					
17 (2005)	3.6	2.3	2.2	3.6	4.1
22 (2010)	4.6	3.5	3.7	6.5	2.0
27 (2015)	2.1	1.4	2.5	6.1	2.5
28 (2016)	0.7	△ 0.1	0.3	4.1	1.9
29 (2017)	2.5	1.1	1.7	5.6	2.9
30 (2018)	0.5	1.6	2.2	5.4	1.3
元 (2019)	0.0	△ 0.9	△ 0.9	2.0	1.0
2 (2020)	0.9	0.7	0.8	3.7	0.9
3 (2021)	0.0	0.6	1.7	4.5	0.5
4 (2022)	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.2	0.7	0.1
5 (2023)	0.5	0.6	0.4	3.1	0.2
6 (2024)	△ 0.3	1.0	1.2	4.3	0.1

注 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

## (2) 受給者数

2-2-6 図表 2-2-3 は、受給者数（受給権者のうち、年金が全額支給停止<sup>27</sup>されている者を除く人数）の推移をみたものである。受給権者数の動向とおおむね同様の傾向となっている。

2-2-7 ここで、平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和 6 (2024)年度末の厚生年金の受給者数は、国共済 60.4 万人、地共済 156.1 万人、私学共済 35.8 万人である。

図表 2-2-3 受給者数の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成 /令和 (西暦)	千人	千人	千人	千人	千人
17 (2005)	23,156	956	2,206	259	23,954
22 (2010)	29,433	1,144	2,613	345	28,343
27 (2015)	33,703	1,253	2,945	449	33,229
28 (2016)	34,094	1,250	2,954	468	33,858
29 (2017)	35,060	1,260	2,995	493	34,839
30 (2018)	35,296	1,274	3,048	517	35,294
元 (2019)	35,432	1,265	3,024	531	35,645
2 (2020)	35,815	1,274	3,050	552	35,961
3 (2021)	35,878	1,280	3,100	577	36,142
4 (2022)	35,981	1,277	3,080	589	36,164
5 (2023)	36,225	1,285	3,094	609	36,255
6 (2024)	36,189	1,296	3,129	635	36,302
対前年度増減率(%)					
17 (2005)	3.7	2.4	2.5	4.8	4.2
22 (2010)	4.6	3.5	3.7	6.7	2.0
27 (2015)	2.3	1.7	2.2	6.5	2.5
28 (2016)	1.2	△ 0.2	0.3	4.2	1.9
29 (2017)	2.8	0.8	1.4	5.4	2.9
30 (2018)	0.7	1.1	1.8	4.9	1.3
元 (2019)	0.4	△ 0.7	△ 0.8	2.6	1.0
2 (2020)	1.1	0.8	0.9	4.1	0.9
3 (2021)	0.2	0.4	1.7	4.5	0.5
4 (2022)	0.3	△ 0.2	△ 0.6	2.0	0.1
5 (2023)	0.7	0.6	0.4	3.5	0.3
6 (2024)	△ 0.1	0.8	1.1	4.3	0.1

注 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者数の合計である。

<sup>27</sup> 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額または一部が支給停止となることがある。例えば、遺族年金では、配偶者と子は同順位の受給権者であるが、配偶者が受給している間、子は全額支給停止となっている。

2 受給権者数の年金種別別構成

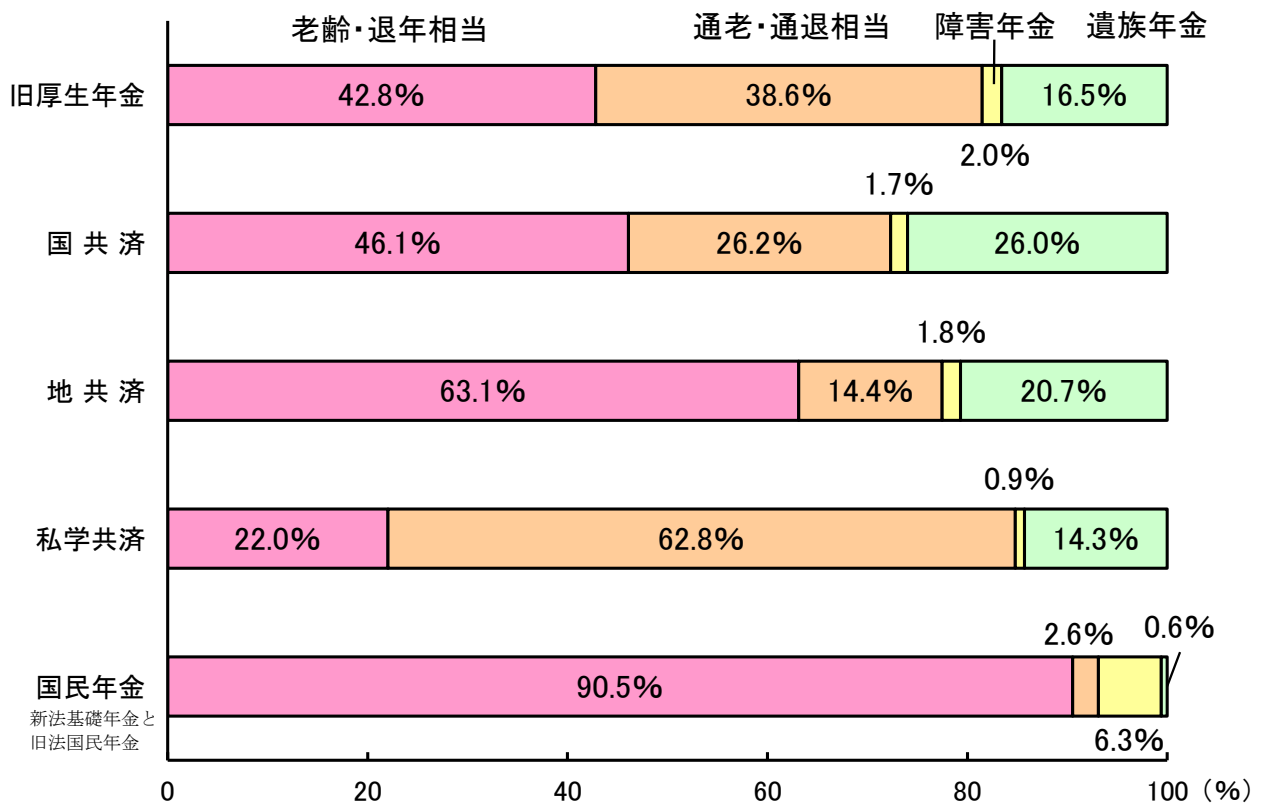
2-2-8 受給権者数を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金<sup>28</sup>（以下「老齢・退年相当<sup>29</sup>」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当<sup>30</sup>」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

2-2-9 受給権者数の年金種別別構成をみると、図表 2-2-4 及び図表 2-2-5 に示すように、旧厚生年金、国共済、地共済、国民年金では老齢・退年相当の割合が最も大きくなっている。ただし、私学共済では通老・通退相当の割合が最も大きい等、制度によってその構成には違いが見られる。

図表 2-2-4 受給権者数の年金種別別構成 —令和6(2024)年度末—



<sup>28</sup> 国民年金及び厚生年金は老齢年金、共済年金は退職年金であったため、「老齢・退職年金」としている。

<sup>29</sup> 「老齢・退年相当」とは、当該制度の加入期間が25年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む）の新法の老齢厚生年金・退職共済年金・老齢基礎年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことである。

<sup>30</sup> 「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金・老齢基礎年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。

- 2-2-10 年金種別別にみた受給権者数の構成比をみると、旧厚生年金では、老齢・退年相当の割合が 42.8%と最も大きく、次いで通老・通退相当の割合が 38.6%となっている。遺族年金の割合は 16.5%、障害年金の割合は 2.0%となっている。
- 2-2-11 国共済では、老齢・退年相当の割合が 46.1%、通老・通退相当の割合は 26.2%となっており、旧厚生年金に比べて老齢・退年相当の割合が大きくなっている。また、遺族年金の割合が 26.0%で、各制度で最も大きくなっている。
- 2-2-12 地共済では、老齢・退年相当の割合が 63.1%、通老・通退相当の割合は 14.4%となっており、老齢・退年相当の割合が国共済よりもさらに大きい。また、遺族年金の割合が 20.7%で国共済に次いで大きい。
- 2-2-13 私学共済では、通老・通退相当の割合が 62.8%と 6 割以上を占めている。通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりもその割合が大きいことが、他制度に比べて特徴的<sup>31</sup>である。
- 2-2-14 国民年金では、老齢・退年相当の割合が 90.5%で、全体の 9 割以上を占めている。また、遺族年金の割合が 0.6%と被用者年金に比べて小さく、障害年金の 6.3%よりも小さい水準である。国民年金で遺族年金の割合が被用者年金より小さいのは、国民年金の遺族基礎年金<sup>32</sup>の受給権が、基本的には 18 歳未満の子<sup>33</sup>または 18 歳未満の子を持つ配偶者<sup>34</sup>にしか発生しないためである。これに対し、被用者年金の遺族年金は、原則として、死亡した老齢・退職年金受給権者の配偶者にも受給権が発生する。
- 2-2-15 図表 2-2-5 の下段には、受給者の年金種別別構成を示しているが、受給者の年金種別別構成は、受給権者の年金種別別構成とおおむね同様の傾向となっている。

<sup>31</sup> 私学共済では、幼稚園の教諭や国公立大学を退職し高齢で再就職する私立大学の教員など短期間で退職する者が多いためと考えられる。

<sup>32</sup> 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるが、ウェイトは小さい。

<sup>33</sup> 正確には、18 歳に到達した年度の末日までにある子または 20 歳未満の障害等級の 1 級・2 級の障害の状態にある子のことである。

<sup>34</sup> 平成 25(2013)年度まで妻であったが、平成 26(2014)年度から配偶者となっている。

図表2-2-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 ー令和6(2024)年度末ー

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	新法基礎年金と旧法国民年金 千人
受給権者数					
計	37,556	1,331	3,250	648	36,958
老齢・退職年金	老齢・退年相当	613	2,052	143	33,455
	通老・通退相当	14,514	349	466	955
障害年金	741	23	59	6	2,328
遺族年金	6,215	346	673	92	221
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	46.1	63.1	22.0	90.5
	通老・通退相当	38.6	26.2	14.4	2.6
障害年金	2.0	1.7	1.8	0.9	6.3
遺族年金	16.5	26.0	20.7	14.3	0.6
受給者数					
計	36,189	1,296	3,129	635	36,302
老齢・退職年金	老齢・退年相当	607	2,026	141	33,052
	通老・通退相当	14,021	342	458	944
障害年金	545	17	33	5	2,218
遺族年金	5,842	331	612	87	88
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	46.8	64.7	22.2	91.0
	通老・通退相当	38.7	26.4	14.6	2.6
障害年金	1.5	1.3	1.1	0.7	6.1
遺族年金	16.1	25.5	19.6	13.7	0.2

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、被用者年金一元化前の共済年金の受給（権）者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給（権）者数の合計である。

### 3 年金総額

#### (1) 年金総額

2-2-16 図表 2-2-6 及び図表 2-2-7 は、受給権者の年金総額（年度末における受給権者の年金額の総額）の推移を示したものである。令和 6（2024）年度末の年金総額は、旧厚生年金 27.0 兆円、国共済 1.4 兆円、地共済 4.4 兆円、私学共済 0.4 兆円、国民年金<sup>35</sup>26.3 兆円となっており、公的年金制度全体では 59.6 兆円である。令和 6（2024）年度末の年金総額は、旧厚生年金の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられ、62 歳の受給権者が大きく減少したものの、年金額改定率がプラス<sup>36</sup>だったこともあり、前年度末に比べ、全ての制度で増加しており、旧厚生年金 2.3%、国共済 1.0%、地共済 2.0%、私学共済 3.8%、国民年金 3.1%の増加となっている。

2-2-17 過去に年金総額が減少した年度があるのは、支給開始年齢の引上げが影響している<sup>37</sup>。

令和 4（2022）年度末の被用者年金制度の年金総額が、前年度末に比べ減少しているのは、令和 4（2022）年度から男性及び共済組合等の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 64 歳に引き上げられ、63 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

また、令和 3（2021）年度末の年金総額が、前年度末に比べ旧厚生年金で減少しているのは、令和 3（2021）年度から旧厚生年金の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、61 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

同様に、令和元（2019）年度末の被用者年金制度の年金総額が、前年度末に比べ減少しているのは、令和元（2019）年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられ、62 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

さらに、平成 30（2018）年度末の年金総額が、前年度末に比べ旧厚生年金で減少しているのは、平成 30（2018）年度から旧厚生年金の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられ、60 歳の受給権者が大きく減少するとともに特別支給の定額部分がなくなったことが影響している。

平成 28（2016）年度末の年金総額が、前年度末に比べ被用者年金制度で減少しているのは、平成 28（2016）年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、61 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

<sup>35</sup> 国民年金は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。この額には、旧法被用者年金の基礎年金相当分は含まれていない。

<sup>36</sup> 2.7%の引上げ。

<sup>37</sup> 用語解説「特別支給の老齢・退職年金」（302 頁）、用語解説参考図表 4（314 頁）を参照。

2-2-18 ここで、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和6(2024)年度末の厚生年金の受給権者の年金総額は、国共済0.6兆円、地共済1.9兆円、私学共済0.2兆円である。

図表2-2-6 受給権者の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
22 (2010)	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
27 (2015)	270,460	16,638	47,570	3,497	338,165	225,500	563,665
28 (2016)	268,132	16,167	46,489	3,504	334,291	230,966	565,257
29 (2017)	268,863	15,854	46,072	3,536	334,324	236,514	570,839
30 (2018)	267,035	15,652	45,920	3,575	332,182	240,297	572,479
元 (2019)	264,361	15,249	44,878	3,583	328,071	243,670	571,741
2 (2020)	264,886	15,036	44,654	3,616	328,192	247,137	575,329
3 (2021)	264,180	14,721	44,486	3,660	327,047	248,936	575,983
4 (2022)	259,858	14,258	43,195	3,628	320,939	248,889	569,829
5 (2023)	264,222	14,288	43,492	3,718	325,721	255,146	580,867
6 (2024)	270,353	14,437	44,351	3,859	333,000	263,052	596,052

対前年度増減率(%)

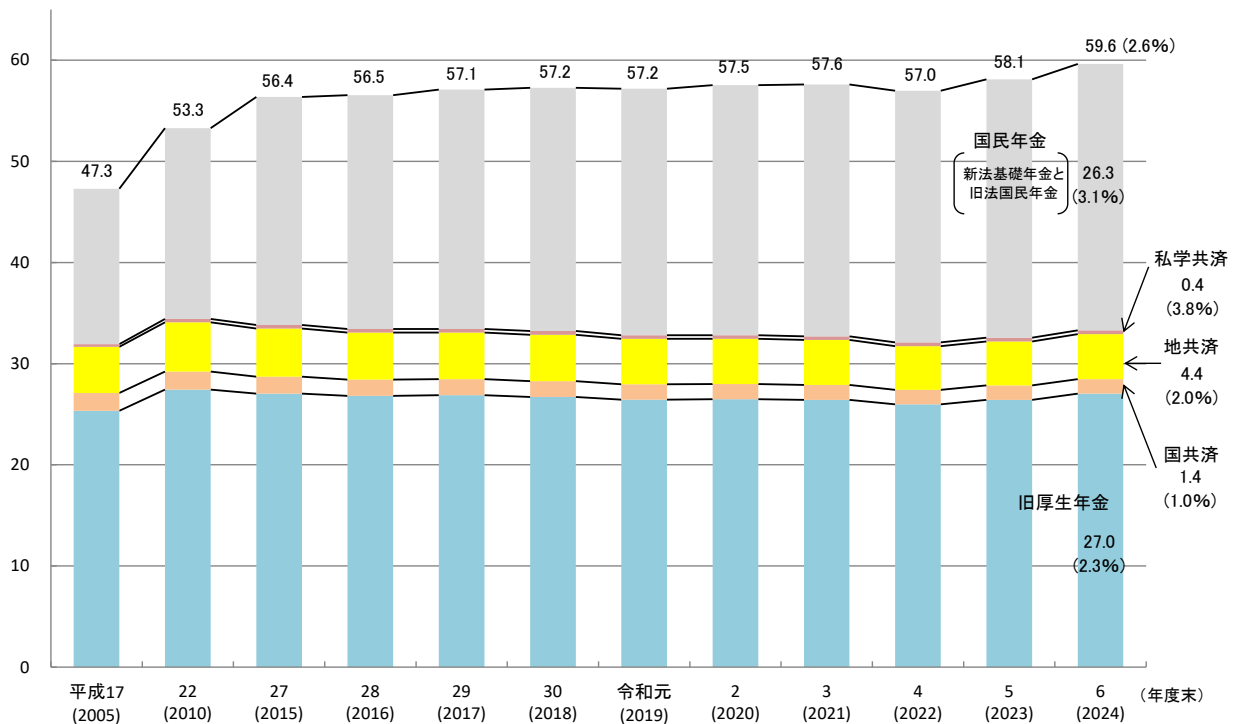
17 (2005)	1.7	0.2	1.0	2.7	1.6	5.2	2.7
22 (2010)	1.4	△0.4	0.9	2.1	1.3	2.7	1.8
27 (2015)	0.7	0.1	1.5	3.9	0.8	4.1	2.1
28 (2016)	△0.9	△2.8	△2.3	0.2	△1.1	2.4	0.3
29 (2017)	0.3	△1.9	△0.9	0.9	0.0	2.4	1.0
30 (2018)	△0.7	△1.3	△0.3	1.1	△0.6	1.6	0.3
元 (2019)	△1.0	△2.6	△2.3	0.2	△1.2	1.4	△0.1
2 (2020)	0.2	△1.4	△0.5	0.9	0.0	1.4	0.6
3 (2021)	△0.3	△2.1	△0.4	1.2	△0.3	0.7	0.1
4 (2022)	△1.6	△3.1	△2.9	△0.9	△1.9	△0.0	△1.1
5 (2023)	1.7	0.2	0.7	2.5	1.5	2.5	1.9
6 (2024)	2.3	1.0	2.0	3.8	2.2	3.1	2.6

注 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

図表 2-2-7 受給権者の年金総額の推移

(兆円)

( )内の数値は、対前年度増減率である。



2-2-19 全額支給停止されている年金額を除いた受給者ベースで見ると、図表 2-2-8 に示すとおり、公的年金制度全体の年金総額は、令和 6 (2024) 年度末で 58.3 兆円である。受給者の年金総額の動向は、受給権者の年金総額の動向とおおむね同様の傾向となっている。

なお、受給者ベースの年金総額において、一部が支給停止となっている年金については、支給停止前の年金額となっている。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、その全てが支給されているわけではないことに留意が必要である。

2-2-20 ここで、平成 27 (2015) 年 10 月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和 6 (2024) 年度末の厚生年金の受給者の年金総額は、国共済 0.6 兆円、地共済 1.8 兆円、私学共済 0.2 兆円である。

図表2-2-8 受給者の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	240,934	17,186	44,271	2,491	304,881	150,681	455,562
22 (2010)	258,761	17,385	46,906	2,908	325,960	185,352	511,311
27 (2015)	258,123	16,305	46,019	3,304	323,751	221,751	545,502
28 (2016)	257,008	15,839	45,016	3,335	321,198	227,156	548,354
29 (2017)	258,091	15,512	44,483	3,380	321,465	232,642	554,107
30 (2018)	256,643	15,263	44,197	3,422	319,524	236,380	555,904
元 (2019)	254,965	14,894	43,207	3,453	316,519	239,742	556,262
2 (2020)	255,715	14,697	42,959	3,495	316,866	243,212	560,079
3 (2021)	254,996	14,365	42,781	3,535	315,678	244,997	560,674
4 (2022)	253,087	13,973	41,708	3,540	312,308	244,936	557,244
5 (2023)	257,560	13,998	41,975	3,638	317,172	251,109	568,281
6 (2024)	263,750	14,124	42,766	3,773	324,414	258,897	583,311
対前年度増減率(%)							
22 (2010)	1.3	△0.3	0.9	2.6	1.2	2.7	1.7
27 (2015)	0.8	0.4	1.0	3.9	0.9	4.1	2.1
28 (2016)	△0.4	△2.9	△2.2	0.9	△0.8	2.4	0.5
29 (2017)	0.4	△2.1	△1.2	1.3	0.1	2.4	1.0
30 (2018)	△0.6	△1.6	△0.6	1.2	△0.6	1.6	0.3
元 (2019)	△0.7	△2.4	△2.2	0.9	△0.9	1.4	0.1
2 (2020)	0.3	△1.3	△0.6	1.2	0.1	1.4	0.7
3 (2021)	△0.3	△2.3	△0.4	1.1	△0.4	0.7	0.1
4 (2022)	△0.7	△2.7	△2.5	0.1	△1.1	△0.0	△0.6
5 (2023)	1.8	0.2	0.6	2.8	1.6	2.5	2.0
6 (2024)	2.4	0.9	1.9	3.7	2.3	3.1	2.6

注 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者の年金総額の合計である。

## (2) 年金総額の年金種別別構成

2-2-21 年金種別別の年金総額（受給権者ベース）の構成比をみると、図表 2-2-9 に示すように、全ての制度で老齢・退年相当の割合が最も大きくなっている。老齢・退年相当の割合は、被用者年金では6～7割程度であるのに対し、国民年金では9割と大きい。被用者年金で比較すると、私学共済の通老・通退相当の割合が2割と、他制度に比べて大きくなっている。

また、被用者年金では、遺族年金の割合が2～3割程度、障害年金の割合が1～2%程度であるのに対し、国民年金では、遺族年金の割合が0.7%、障害年金の割合が7.9%と、2-2-14 で述べたのと同様の違いがみられる。

図表 2-2-9 年金種別別にみた年金総額 -令和6(2024)年度末-

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体	
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	270,353	14,437	44,351	3,859	333,000	263,052	596,052	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	178,071	9,541	33,126	2,332	223,070	238,103	461,173
	通老・通退相当	26,877	589	1,066	815	29,347	2,390	31,737
障害年金	5,313	213	654	57	6,236	20,812	27,048	
遺族年金	60,093	4,094	9,505	655	74,346	1,747	76,093	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	65.9	66.1	74.7	60.4	67.0	90.5	77.4
	通老・通退相当	9.9	4.1	2.4	21.1	8.8	0.9	5.3
障害年金	2.0	1.5	1.5	1.5	1.9	7.9	4.5	
遺族年金	22.2	28.4	21.4	17.0	22.3	0.7	12.8	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	263,750	14,124	42,766	3,773	324,414	258,897	583,311	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	175,720	9,436	32,632	2,309	220,097	235,720	455,817
	通老・通退相当	26,018	568	1,037	804	28,427	2,363	30,790
障害年金	3,723	152	350	41	4,265	19,879	24,144	
遺族年金	58,288	3,968	8,748	620	71,623	936	72,559	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	66.6	66.8	76.3	61.2	67.8	91.0	78.1
	通老・通退相当	9.9	4.0	2.4	21.3	8.8	0.9	5.3
障害年金	1.4	1.1	0.8	1.1	1.3	7.7	4.1	
遺族年金	22.1	28.1	20.5	16.4	22.1	0.4	12.4	

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給(権)者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給(権)者の年金総額の合計である。

#### 4 老齢・退年相当の受給権者

2-2-22 ここでは、受給権者のうち老齢・退年相当の受給権者に焦点を当て、その受給権者数、男女構成、平均年齢、年齢分布、平均年金月額等の状況を見る。

なお、老齢・退年相当の受給権者とは、当該制度の被保険者期間を原則 25 年以上有する老齢・退職年金の受給権者<sup>38</sup>であり、複数の被用者年金の老齢・退年相当の受給権を持つことは極めて限定的であることから、老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢については被用者年金計も表章している。

##### (1) 老齢・退年相当の受給権者数の推移

2-2-23 令和 6 (2024) 年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、**図表 2-2-10** に示すとおり、被用者年金計で 1,889 万人、国民年金で 3,345 万人である。被用者年金の内訳は、旧厚生年金 1,609 万人、国共済 61 万人、地共済 205 万人、私学共済 14 万人となっている。

2-2-24 老齢・退年相当の受給権者数の推移をみると、令和 6 (2024) 年度末は、前年度末に比べ、被用者年金計では 0.2% の増加、国民年金では 0.0% の減少となっている。

なお、令和 4 (2022) 年度末の被用者年金計で減少しているのは、令和 4 (2022) 年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 64 歳に引き上げられ、63 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

同様に、令和元 (2019) 年度末の被用者年金計で減少しているのは、令和元 (2019) 年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられ、62 歳の受給権者が大きく減少したことが、平成 28 (2016) 年度末の被用者年金計の老齢・退年相当の受給権者数が前年度末に比べ減少しているのは、平成 28 (2016) 年度から男性及び共済組合等の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、61 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

---

<sup>38</sup> 用語解説「老齢・退年相当と通老・通退相当」(307 頁)を参照。

図表2-2-10 老齢・退年相当の受給権者数の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成 /令和 (西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人
17 (2005)	11,523	633	1,578	89	13,823	20,929
22 (2010)	14,413	691	1,882	116	17,102	25,642
27 (2015)	15,684	692	2,054	133	18,562	30,964
28 (2016)	15,688	674	2,033	133	18,528	31,657
29 (2017)	15,900	666	2,053	135	18,754	32,247
30 (2018)	16,087	666	2,089	138	18,980	32,664
元 (2019)	15,987	649	2,055	137	18,829	32,992
2 (2020)	16,100	643	2,060	139	18,942	33,282
3 (2021)	16,180	638	2,086	141	19,045	33,429
4 (2022)	15,997	620	2,041	140	18,798	33,416
5 (2023)	16,055	615	2,039	141	18,849	33,456
6 (2024)	16,086	613	2,052	143	18,894	33,455
対前年度増減率(%)						
17 (2005)	3.2	0.6	1.7	3.9	2.9	5.1
22 (2010)	4.0	1.3	3.5	4.7	3.9	2.5
27 (2015)	1.7	0.1	2.1	2.9	1.7	3.0
28 (2016)	0.0	△ 2.6	△ 1.0	0.2	△ 0.2	2.2
29 (2017)	1.3	△ 1.1	1.0	1.6	1.2	1.9
30 (2018)	1.2	△ 0.0	1.8	1.7	1.2	1.3
元 (2019)	△ 0.6	△ 2.6	△ 1.6	△ 0.0	△ 0.8	1.0
2 (2020)	0.7	△ 0.9	0.3	1.1	0.6	0.9
3 (2021)	0.5	△ 0.8	1.2	1.6	0.5	0.4
4 (2022)	△ 1.1	△ 2.8	△ 2.1	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.0
5 (2023)	0.4	△ 0.8	△ 0.1	0.6	0.3	0.1
6 (2024)	0.2	△ 0.3	0.7	1.3	0.2	△ 0.0

注 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

(2) 老齢・退年相当の受給権者の男女構成及び平均年齢

2-2-25 老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、**図表 2-2-11** に示すとおり、被用者年金計で 33.5%、国民年金で 56.9%となっている。被用者年金では、国共済が 16.3%で女性の割合が小さく、その他の制度では 30~40%台である。

平均年齢は、被用者年金計で 76.4 歳、国民年金が 77.8 歳となっている。被用者年金では、男女ともに、国共済の受給権者の平均年齢が他の制度より高くなっている。

2-2-26 なお、図表中「公的年金制度全体 34,574 千人」とあるのは老齢基礎年金等受給権者の人数（推計値）<sup>39</sup>である。

**図表 2-2-11 老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢** —令和 6 (2024) 年度末—

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数計	千人 16,086	千人 613	千人 2,052	千人 143	千人 18,894	千人 33,455	千人 34,574
男性	10,680	514	1,281	85	12,560	14,406	老齢基礎年金等受給権者数 (推計値)
女性	5,406	100	771	57	6,334	19,049	
女性割合 (%)	33.6	16.3	37.6	40.2	33.5	56.9	
平均年齢計	歳 76.3	歳 77.4	歳 76.3	歳 77.0	歳 76.4	歳 77.8	
男性	75.9	77.0	75.9	76.5	75.9	76.9	
女性	77.2	79.8	76.9	77.7	77.2	78.6	

注 1 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加えた数値である。

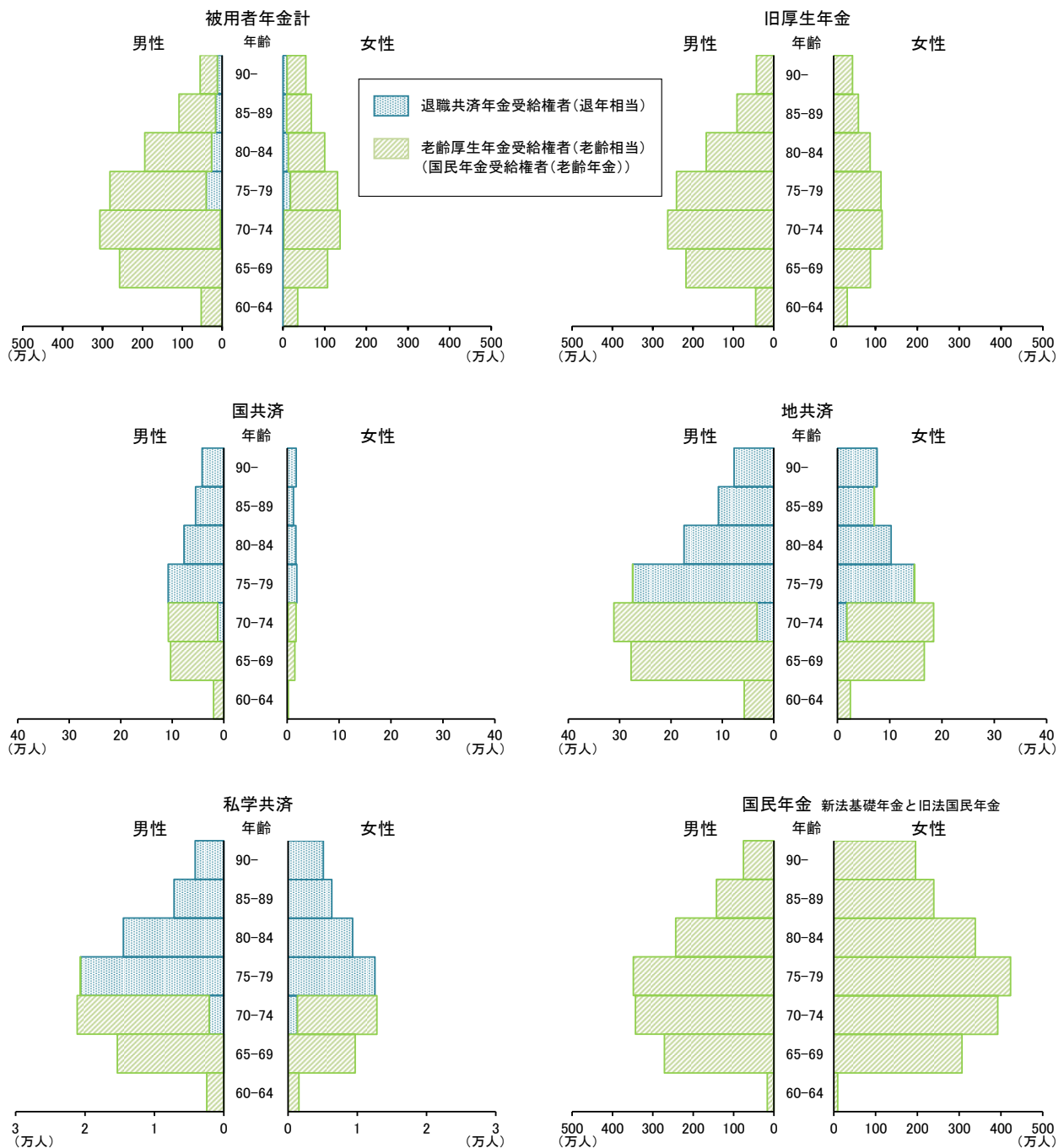
注 2 国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給権者は、退年相当の退職共済年金受給権者と老齢相当の老齢厚生年金受給権者の合計（平均）である。

<sup>39</sup> 老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の 65 歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

(3) 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布

2-2-27 図表 2-2-12 は、令和6(2024)年度末の老齢・退年相当の受給権者の年齢分布を図示したものであるが、国共済及び国民年金では75～79歳の受給権者数が、それ以外は70～74歳の受給権者数が最も多くなっている。国共済の女性では、受給権者が少ないことと65歳以上の各年齢階級における受給権者数にあまり差がないのが特徴である。また、共済組合等において平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降に裁定された老齢厚生年金の受給権者は、原則60～74歳の年齢階級にのみ存在する。

図表 2-2-12 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布 —令和6(2024)年度末—



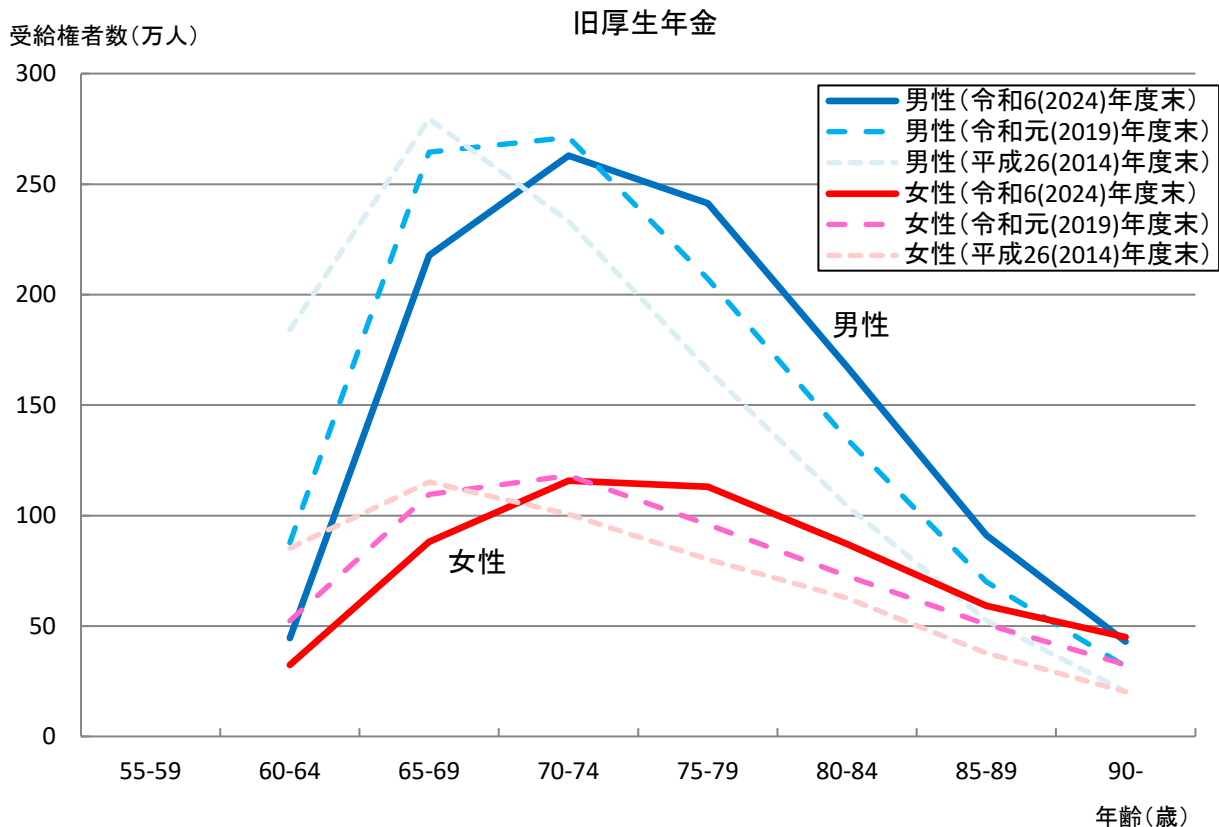
2-2-28 図表 2-2-13 は、老齢・退年相当の受給権者の年齢分布について、この10年間の変化をみるために、令和6(2024)年度末の年齢階級別受給権者数を、10年前の平成26(2014)年度末及び5年前の令和元(2019)年度末の年齢階級別受給権者数と比較したものである。

2-2-29 旧厚生年金では、10年前は65～69歳にピークがあり年齢とともに受給権者数が減少していたが、令和6(2024)年度末は70～74歳にピークがシフトしている。これは、団塊世代を中心とした人口構造の変化の影響によるものである。なお、60～64歳の受給権者数の減少については支給開始年齢の引上げの影響も受けたものである。

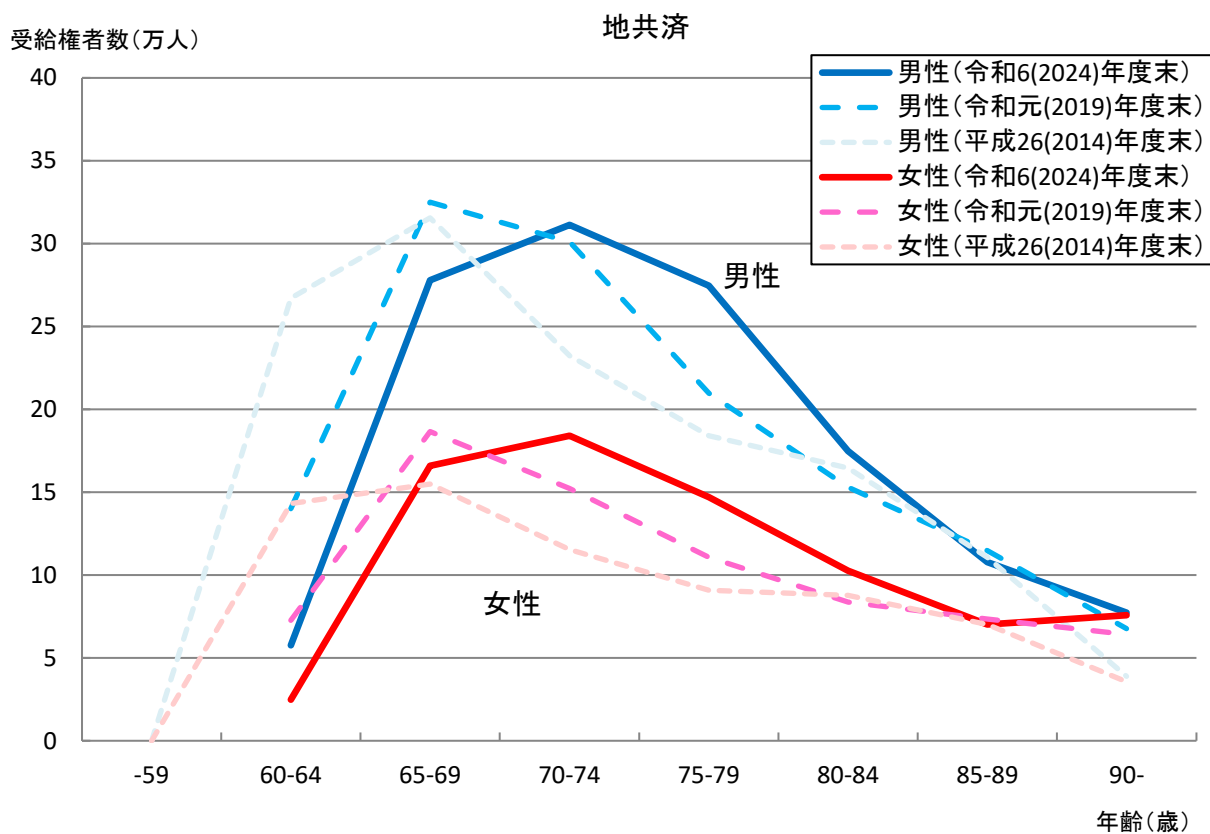
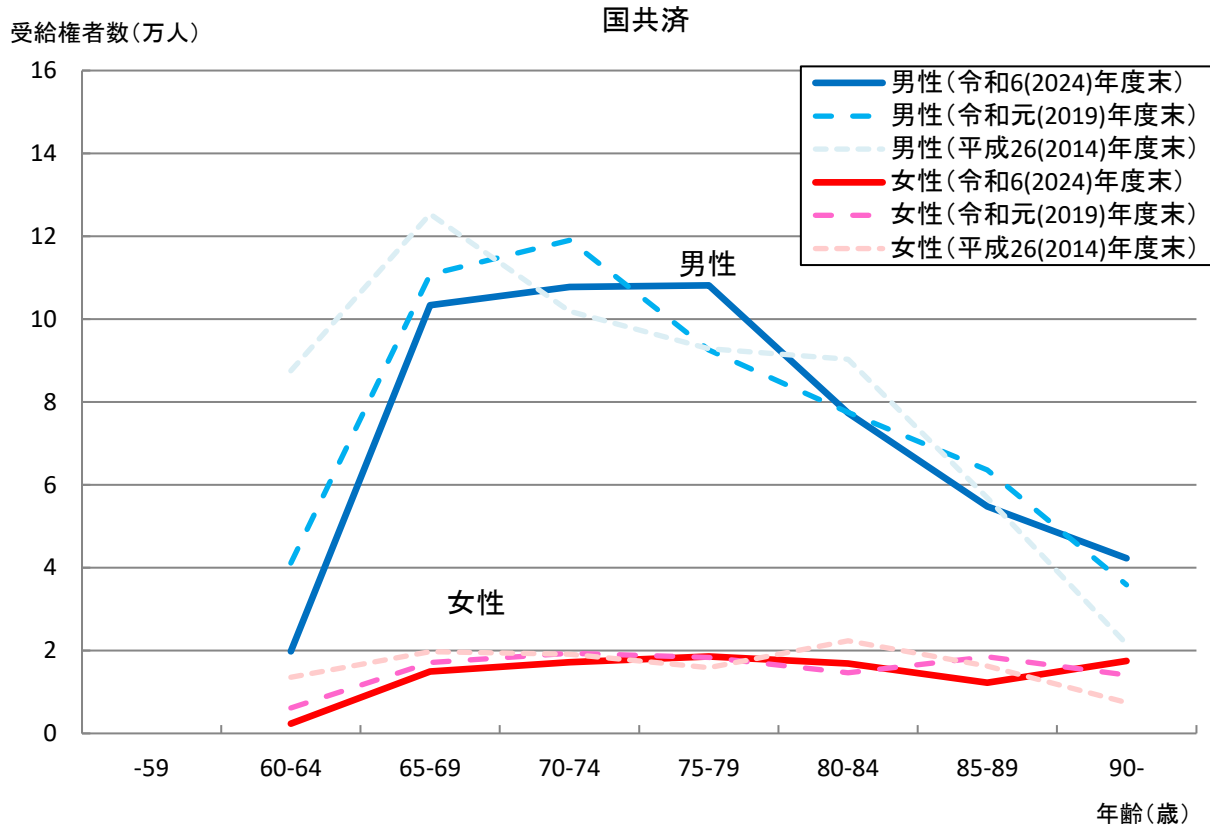
2-2-30 国共済、地共済及び私学共済でも旧厚生年金と同じような変化をしている。

2-2-31 国民年金では、10年前は65～69歳にピークがあったが、5年前は70～74歳に、令和6(2024)年度末は75～79歳にシフトしている。なお、10年前の85歳以上の受給権者数が少ないことには、昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法の厚生年金及び共済年金の受給権者は、基礎年金相当給付である1階部分の定額給付も各制度から給付されており、これらの老齢・退年相当の受給権者が旧法国民年金の老齢相当の受給権者でもあることは少ないことも影響している。

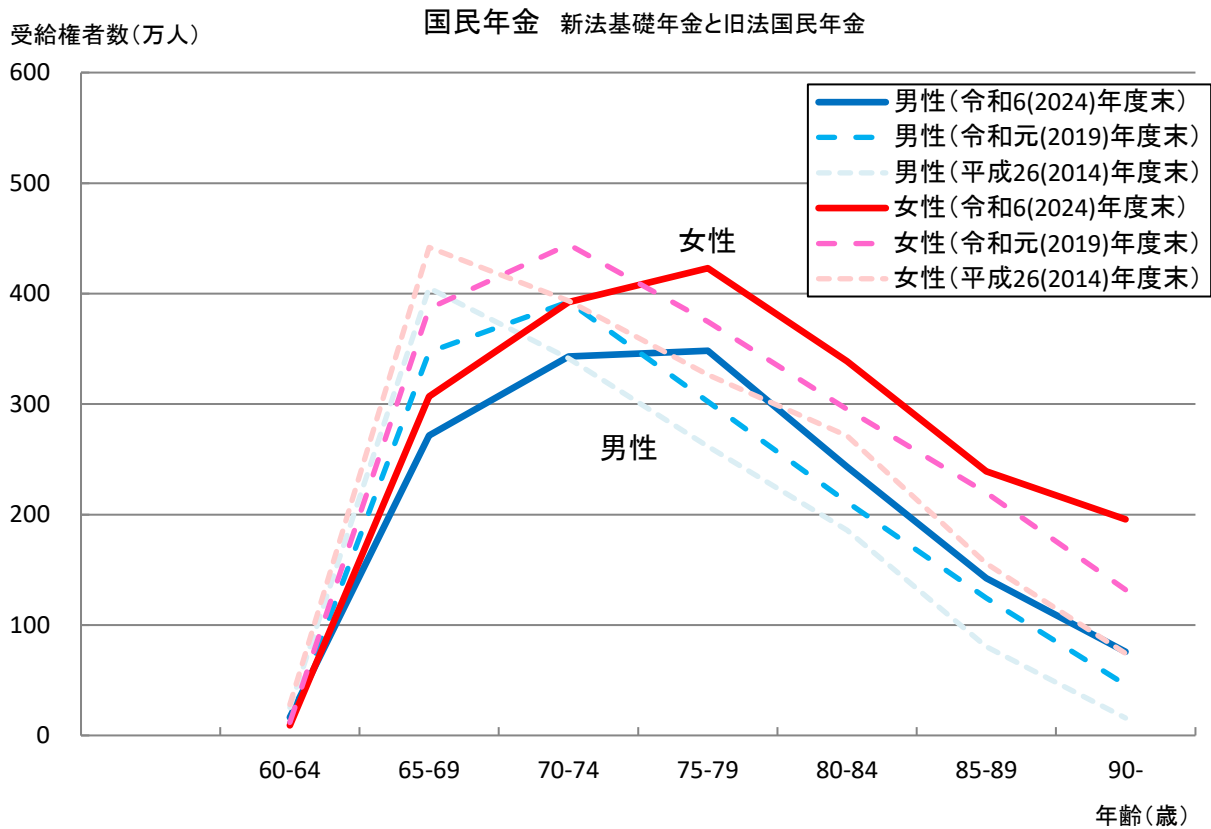
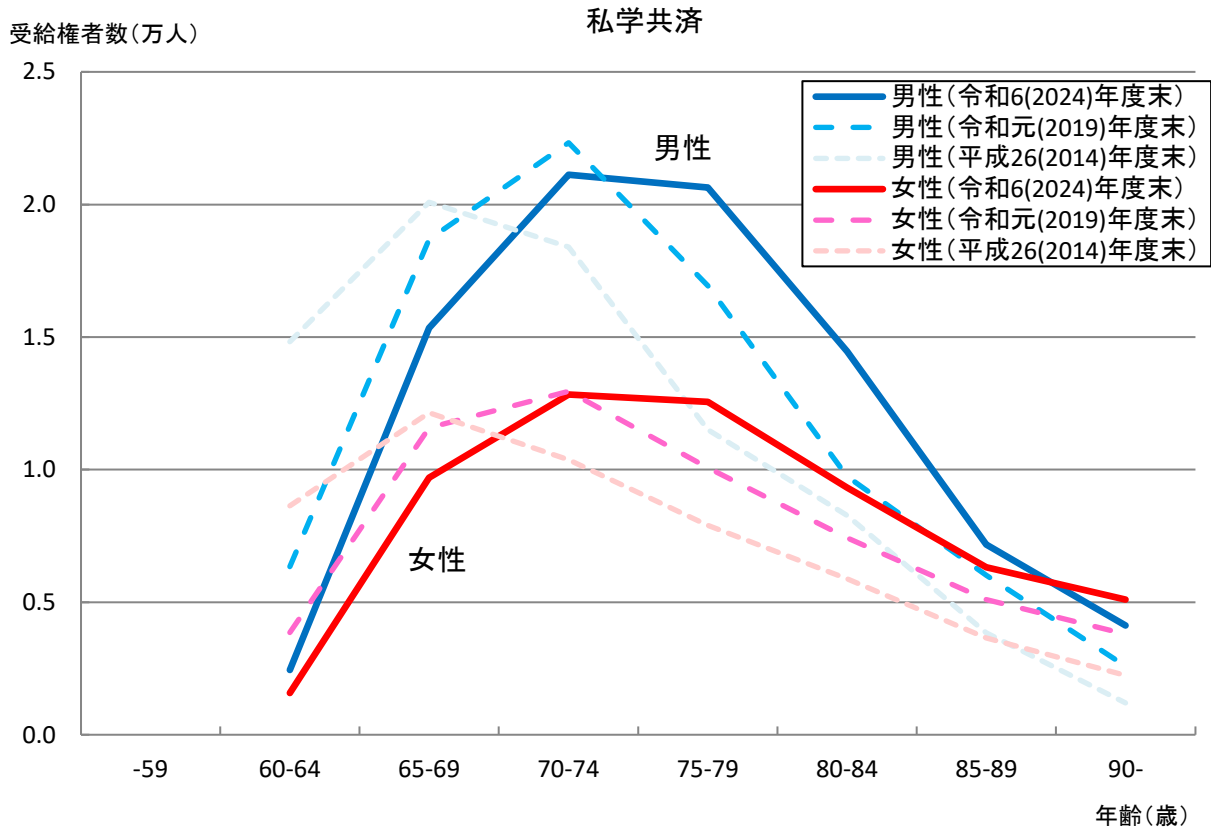
図表 2-2-13 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布の変化



図表 2-2-13 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布の変化（続き）



図表 2-2-13 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布の変化（続き）



#### (4) 老齢・退年相当の平均年金月額

2-2-32 令和6(2024)年度末の老齢・退年相当の平均年金月額<sup>40</sup>(老齢基礎年金分を含む)をみると、**図表 2-2-14**に示すとおり、被用者年金では、私学共済が最も高く19.6万円、次いで地共済19.5万円、国共済19.1万円、旧厚生年金(厚生年金基金が代行している部分も含む)15.0万円となっている。また、国民年金では5.9万円である。

2-2-33 平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額または増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者<sup>41</sup>

を除くと、地共済19.8万円、私学共済19.4万円、国共済19.4万円、旧厚生年金(厚生年金基金が代行している部分も含む)15.4万円となる(**図表 2-2-14**の下段参照)。

2-2-34 老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げ支給を除いたものの平均年金月額は6.1万円である。

2-2-35 令和6(2024)年度末の女性の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)をみると、旧厚生年金は11.1万円、男性17.0万円の66%程度の水準である。これに対し、国共済や地共済では90%程度となっており、男女間の差が小さい。これは、国共済及び地共済では、加入期間や標準報酬額の男女間の差が小さいためと考えられる。

2-2-36 ここで、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和6(2024)年度末の老齢相当の老齢厚生年金の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)は、国共済17.9万円、地共済17.9万円、私学共済17.9万円である。

<sup>40</sup> 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」(304頁)を参照。

<sup>41</sup> 65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、2-2-17(87頁)で述べたとおり、定額部分の支給がなくなり、報酬比例部分についても、男性及び共済組合等の女性において、平成25(2013)年度から61歳に、平成28(2016)年度から62歳に、令和元(2019)年度から63歳に、令和4(2022)年度から64歳に、また、旧厚生年金の女性において、平成30(2018)年度から61歳に、令和3(2021)年度から62歳、令和6(2024)年度から63歳に引き上げられている。なお、旧厚生年金については、特別支給の老齢厚生年金を除いている。

図表2-2-14 老齢・退年相当の平均年金月額 — 令和6(2024)年度末 —

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	150,289	190,976	194,699	195,836	59,310	
男性	169,967	194,422	201,378	213,090	61,595	
女性	111,413	173,235	183,594	170,168	57,582	
男性を100とした女性の水準	65.5	89.1	91.2	79.9	93.5	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	413	437	435	412	405	
男性	447	441	447	422	433	
女性	346	417	415	397	385	
繰上げ・繰下げ等除く平均年金月額 <sup>注1</sup> (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	注2 老齢基礎 年金平均 年金月額 円
計	153,608	194,427	197,865	194,483	60,805	60,367

- 注1 繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。  
特別支給の老齢・退職年金について、定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く（旧厚生年金については、特別支給の老齢厚生年金を除く。）。
- ただし、国民年金については、繰上げ支給されたものを除いた平均年金月額である。
- 注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。
- 注3 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

## (5) 老齢・退年相当の平均年金月額の分析

2-2-37 老齢・退年相当の平均年金月額について、共済組合等の共済年金には職域加算部分が含まれており、そのままでは厚生年金計の平均年金月額を算出できないことから、共済組合等について職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の年金額を推計した上で、旧厚生年金も合わせた厚生年金全体の平均年金月額を算出することとする。その際、職域加算部分の推計は、次により行っている。

- ① 昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の退職年金については、年金額の 110 分の 10 を職域加算部分に相当する分とみなすこと
- ② 昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入後の退職共済年金については、経過的加算や加給年金を考慮した上で、生年月日に応じた職域加算部分の給付乗率分とすること

2-2-38 共済組合等の職域加算部分を除いた厚生年金計の老齢・退年相当の平均年金月額を、こうした考え方で推計したものが**図表 2-2-15**であり、同平均年金月額は 15.5 万円である。男女別では男性 17.3 万円、女性 12.0 万円となっており、男性を 100 とした女性の水準は 69.6 となっている。

2-2-39 共済組合等についてみると、職域加算部分を除いた平均年金月額は、国共済が 18.0 万円、地共済が 18.4 万円、私学共済が 18.4 万円となっており、**図表 2-2-14**でみた職域加算部分を含む平均年金月額と比べると、いずれの共済組合等においても 1 割弱低い水準となっている。男女別にみても同様である。

2-2-40 また、実施機関別にみると、職域加算部分を除いても、共済組合等の平均年金月額は旧厚生年金より約 2 割高い水準となっている。

2-2-41 男性の平均年金月額は、旧厚生年金に比べ国共済では 8%程度、地共済では 12%程度、私学共済では 18%程度高くなっている。平均加入期間は旧厚生年金の方が国共済及び私学共済より長いものの、平均年金月額は旧厚生年金の方が低くなっているのは、年金額の算定基礎となる標準報酬額が共済組合等の方が高いと考えられること、また、**図表 2-2-11** 及び**図表 2-2-12** でみたように、共済組合等における受給権者の年齢が旧厚生年金より高いことによると考えられる。受給権者の年齢と年金額との関係については、**2-2-54** で分析している。

2-2-42 一方、女性では、共済組合等の平均年金月額が旧厚生年金より 5 割前後高くなっている。これは、年金額の算定基礎となる標準報酬額に差があると考えられること、共済組合等の平均加入期間が旧厚生年金よりも相当程度長いこと、また、国共済及び

私学共済においては受給権者の年齢が旧厚生年金より高いことによって差が生じたと考えられる。

2-2-43 このように、平均年金月額、受給権者の年齢分布や男女構成、年金額の算定基礎となる標準報酬額、平均加入期間などにより差が生じることに留意しつつ比較を行う必要がある。

図表2-2-15 共済組合等の職域加算部分を除いた老齢・退年相当の平均年金月額(推計)  
—令和6(2024)年度末—

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	150,289	180,378	184,218	184,339	155,208
男性	169,967	183,697	190,371	200,098	172,815
女性	111,413	163,291	173,988	160,894	120,293
男性を100とした女性の水準	65.5	88.9	91.4	80.4	69.6
平均加入期間	月	月	月	月	月
計	413	437	435	412	416
男性	447	441	447	422	446
女性	346	417	415	397	356

注1 国共済、地共済及び私学共済の退年相当の退職共済年金の職域加算部分を除いた年金額は推計値である。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

## (6) 本来支給、特別支給の平均年金月額

### 2-2-44 老齢・退年相当の平均年金月額について、さらに詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6（1994）年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられ、男性及び共済組合等の女性の場合、平成25（2013）年度に、旧厚生年金の女性についても、平成30（2018）年度に定額部分の支給はなくなった。報酬比例部分については、男性及び共済組合等の女性において、平成25（2013）年度から61歳に、平成28（2016）年度から62歳に、令和元（2019）年度から63歳に、令和4（2022）年度から64歳に引き上げられている。また、旧厚生年金の女性において、平成30（2018）年度から61歳に、令和3（2021）年度から62歳に、令和6（2024）年度から63歳に引き上げられている。こうした状況<sup>42</sup>を示したものが図表2-2-16である。ここで、国共済、地共済及び私学共済の平均年金月額は、被用者年金一元化前に裁定された退年相当の退職共済年金の受給権者と被用者年金一元化後に裁定された老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均<sup>43</sup>である。したがって、被用者年金一元化前に裁定された受給権者については職域加算を含み、被用者年金一元化後に裁定された受給権者については経過職域加算を含まない。

2-2-45 今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、令和6（2024）年度末で旧厚生年金15.4万円、国共済19.5万円、地共済19.8万円、私学共済が19.9万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

2-2-46 65歳未満の新法特別支給分についてみると、65歳以上の本来支給分に比べ平均年金月額が低くなっている。これには、65歳未満には支給開始年齢到達前に報酬比例部分を繰り上げて年金額が減額されている者がいること、また、65歳以上には配偶者に係る加給年金が加算される者がいることが反映されている。また、支給開始年齢未満における基礎年金額を加算した平均年金月額が支給開始年齢以上に比べて高くなっているのは、支給開始年齢到達前に報酬比例部分を繰り上げた場合、基礎年金も合わせて繰り上げることになるからである。

<sup>42</sup> 用語解説参考図表4（314頁）を参照。

<sup>43</sup> 令和6（2024）年度末では、被用者年金一元化前に裁定された退年相当の退職共済年金の受給権者は「65歳以上本来支給分」及び「旧法部分」にのみ存在する。

図表2-2-16 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） ー令和6（2024）年度末ー

（単位：円）

男女合計		旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		92,251 〔150,289〕	129,608 〔190,976〕	134,527 〔194,699〕	136,129 〔195,836〕
新 法 支 給 部 分	特 別 支 給 分				
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	〔99,664〕	71,360 〔121,693〕	73,852 〔122,498〕	67,822 〔67,822〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	〔104,455〕	74,358 〔125,954〕	80,901 〔130,853〕	72,998 〔72,998〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	〔109,323〕	79,328 〔132,124〕	109,184 〔126,342〕	78,900 〔78,900〕
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	〔68,758〕	80,550 〔133,021〕	112,953 〔127,835〕	77,958 〔77,958〕
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	〔83,901〕	110,959 〔113,858〕	115,864 〔117,456〕	107,635 〔108,910〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	92,777 〔153,851〕	129,008 〔194,665〕	133,680 〔197,945〕	136,905 〔199,162〕
旧法部分		138,368	169,063 136,858	203,778 111,520	153,200 116,772

男性		旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		109,869 〔169,967〕	132,442 〔194,422〕	140,323 〔201,378〕	153,103 〔213,090〕
新 法 支 給 部 分	特 別 支 給 分				
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	〔102,162〕	71,678 〔122,019〕	74,755 〔123,428〕	70,477 〔70,477〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	〔106,659〕	74,482 〔126,083〕	81,837 〔131,666〕	75,810 〔75,810〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	〔111,783〕	79,320 〔132,155〕	111,317 〔125,905〕	84,925 〔84,925〕
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	〔114,507〕	80,967 〔133,381〕	114,979 〔127,489〕	82,821 〔82,821〕
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	〔96,980〕	112,354 〔115,486〕	118,595 〔120,453〕	117,522 〔119,054〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	110,534 〔172,958〕	132,215 〔197,992〕	140,834 〔205,290〕	154,228 〔216,243〕
旧法部分		190,527	177,329 141,048	212,594 125,843	176,851 130,024

女性		旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		57,444 〔111,413〕	115,027 〔173,235〕	124,890 〔183,594〕	110,896 〔170,168〕
新 法 支 給 部 分	特 別 支 給 分				
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	〔87,483〕	61,084 〔111,114〕	71,594 〔120,166〕	60,446 〔60,446〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	〔92,097〕	72,446 〔123,968〕	76,968 〔127,453〕	66,108 〔66,108〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	〔94,706〕	79,502 〔131,449〕	88,763 〔130,533〕	57,973 〔57,973〕
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	〔59,209〕	72,536 〔126,082〕	90,284 〔131,724〕	66,515 〔66,515〕
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	〔55,371〕	100,528 〔101,679〕	110,843 〔111,947〕	92,926 〔93,807〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	56,485 〔114,801〕	111,826 〔176,839〕	121,410 〔185,350〕	110,602 〔173,208〕
旧法部分		114,632	155,793 83,884	201,146 102,988	148,515 108,656

注1 国共済、地共済及び私学共済は、退職相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。  
 注2 〔 〕内は基礎年金額（国共済、地共済及び私学共済については基礎年金額の推計値）を加算した平均年金額である（60～63歳（旧厚生年金の女性は60～62歳）については報酬比例部分を繰り上げた者について加算している。）。  
 注3 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。  
 注4 共済の「旧法部分」は、上段が旧法適用かつ通年方式で算定されている者、下段が旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。  
 注5 新法特別支給分において、報酬比例部分の支給開始年齢に到達した部分は色を濃くしている。ただし、男女合計の旧厚生年金の63歳については、女性のみ支給開始年齢に到達しているため、色を変えている。

## (7) 老齢・退年相当の平均年金月額推移

2-2-47 図表 2-2-17 は、老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移を示したものである。令和6（2024）年度は、年金額改定率がプラスだったこともあり、全ての制度で増加しており、旧厚生年金で2.6%、国共済で2.1%、地共済で2.0%、私学共済で2.0%、国民年金で3.0%の増加となっている。

図表 2-2-17 平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移 —老齢・退年相当—

年度末 平成 /令 (西暦)	旧厚生年金 円	国共済 円	地共済 円	私学共済 円	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金 円
17 (2005)	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
22 (2010)	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
27 (2015)	145,305	187,220	192,075	189,549	55,157
28 (2016)	145,638	187,169	191,539	190,522	55,373
29 (2017)	144,903	186,200	189,695	189,639	55,518
30 (2018)	143,761	184,426	187,484	188,385	55,708
元 (2019)	144,268	185,330	188,357	189,436	55,946
2 (2020)	144,366	185,491	188,741	189,648	56,252
3 (2021)	143,965	184,102	187,401	188,450	56,368
4 (2022)	143,973	184,220	187,614	188,722	56,316
5 (2023)	146,429	187,115	190,847	192,027	57,584
6 (2024)	150,289	190,976	194,699	195,836	59,310
対前年度増減率 (%)					
17 (2005)	△0.2	△0.1	△0.2	0.2	0.9
22 (2010)	△2.2	△1.8	△2.4	△2.0	0.5
27 (2015)	0.3	0.6	0.4	0.8	1.4
28 (2016)	0.2	△0.0	△0.3	0.5	0.4
29 (2017)	△0.5	△0.5	△1.0	△0.5	0.3
30 (2018)	△0.8	△1.0	△1.2	△0.7	0.3
元 (2019)	0.4	0.5	0.5	0.6	0.4
2 (2020)	0.1	0.1	0.2	0.1	0.5
3 (2021)	△0.3	△0.7	△0.7	△0.6	0.2
4 (2022)	0.0	0.1	0.1	0.1	△0.1
5 (2023)	1.7	1.6	1.7	1.8	2.3
6 (2024)	2.6	2.1	2.0	2.0	3.0

注 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

2-2-48 図表 2-2-18 は、被用者年金の老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含まない）の推移を示したものである。被用者年金の老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含まない）は、令和4（2022）年度まで低下傾向にあり、その後は増加に転じているが、その要因については2-2-54～2-2-56で分析している。

図表 2-2-18 平均年金月額（老齢基礎年金分を含まない）の推移 —老齢・退年相当—

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成 /令和 (西暦)	円	円	円	円
17 (2005)	131,132	176,827	190,441	172,474
22 (2010)	111,656	158,062	168,480	152,827
27 (2015)	98,541	140,835	147,961	142,442
28 (2016)	96,912	138,576	144,955	141,234
29 (2017)	95,210	136,030	141,688	139,077
30 (2018)	93,306	133,372	138,531	136,853
元 (2019)	92,259	132,059	136,692	136,071
2 (2020)	91,489	130,704	135,375	135,211
3 (2021)	90,615	128,697	133,362	133,664
4 (2022)	89,556	127,022	131,682	132,579
5 (2023)	90,457	127,888	132,666	133,995
6 (2024)	92,251	129,608	134,527	136,129
対前年度増減率(%)				
17 (2005)	△1.7	△1.3	△1.2	△0.9
22 (2010)	△3.2	△2.6	△2.9	△2.6
27 (2015)	△1.3	△0.4	△0.7	△0.1
28 (2016)	△1.7	△1.6	△2.0	△0.8
29 (2017)	△1.8	△1.8	△2.3	△1.5
30 (2018)	△2.0	△2.0	△2.2	△1.6
元 (2019)	△1.1	△1.0	△1.3	△0.6
2 (2020)	△0.8	△1.0	△1.0	△0.6
3 (2021)	△1.0	△1.5	△1.5	△1.1
4 (2022)	△1.2	△1.3	△1.3	△0.8
5 (2023)	1.0	0.7	0.7	1.1
6 (2024)	2.0	1.3	1.4	1.6

注 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

2-2-49 図表 2-2-19 は、新法 65 歳以上<sup>44</sup>の老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移を男女別に示したものである。令和 6（2024）年度は、年金額改定率がプラスだったこともあり、全ての制度、男性・女性で増加しており、特に女性の増加が大きくなっている。

図表 2-2-19 新法 65 歳以上の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移  
－老齢・退年相当－

年度末	旧厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成 /令和 (西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円
17 (2005)	198,489	114,598	227,452	196,295	241,181	200,777	252,136	190,555
22 (2010)	191,322	112,518	219,320	189,465	233,124	196,149	242,368	184,195
27 (2015)	178,049	109,214	203,893	178,142	214,877	186,374	226,268	174,481
28 (2016)	175,892	108,961	201,607	176,617	212,100	184,650	223,311	172,849
29 (2017)	173,893	108,757	199,364	175,210	209,439	183,028	220,335	171,423
30 (2018)	172,217	108,725	197,545	174,169	207,182	181,821	217,786	170,251
元 (2019)	170,882	108,777	196,159	173,383	205,358	180,994	215,931	169,435
2 (2020)	170,059	109,179	195,218	172,934	203,971	180,611	214,520	168,958
3 (2021)	168,757	109,241	193,634	171,870	201,951	179,666	212,483	168,025
4 (2022)	167,217	109,154	191,572	170,427	199,424	178,271	210,043	166,802
5 (2023)	169,365	111,474	194,026	173,015	201,564	181,081	212,333	169,320
6 (2024)	172,958	114,801	197,992	176,839	205,290	185,350	216,243	173,208
対前年度増減率(%)								
17 (2005)	△0.9	△0.6	△0.9	△0.8	△0.8	△0.7	△0.7	△0.7
22 (2010)	△0.5	△0.1	△0.6	△0.5	△0.6	△0.2	△0.5	△0.4
27 (2015)	△0.2	0.7	△0.0	0.2	△0.2	0.3	△0.3	0.0
28 (2016)	△1.2	△0.2	△1.1	△0.9	△1.3	△0.9	△1.3	△0.9
29 (2017)	△1.1	△0.2	△1.1	△0.8	△1.3	△0.9	△1.3	△0.8
30 (2018)	△1.0	△0.0	△0.9	△0.6	△1.1	△0.7	△1.2	△0.7
元 (2019)	△0.8	0.0	△0.7	△0.5	△0.9	△0.5	△0.9	△0.5
2 (2020)	△0.5	0.4	△0.5	△0.3	△0.7	△0.2	△0.7	△0.3
3 (2021)	△0.8	0.1	△0.8	△0.6	△1.0	△0.5	△0.9	△0.6
4 (2022)	△0.9	△0.1	△1.1	△0.8	△1.3	△0.8	△1.1	△0.7
5 (2023)	1.3	2.1	1.3	1.5	1.1	1.6	1.1	1.5
6 (2024)	2.1	3.0	2.0	2.2	1.8	2.4	1.8	2.3

注 旧厚生年金は、65歳以上の老齢相当の新法厚生年金の受給権者の平均であり、国共済、地共済及び私学共済は、65歳以上の退年相当の(新法)退職共済年金の受給権者(みなし従前額保障を適用される者を除く)と65歳以上の老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

<sup>44</sup> 給付体系の異なる旧法の受給権者、支給開始年齢の引上げにより報酬比例部分だけの年金になっている受給権者や年金を繰り上げた受給権者が大半を占める年齢の受給権者を除いた平均年金月額の推移となっている。

(8) 老齢・退年相当の平均加入期間

2-2-50 平均年金月額の影響を与える平均加入期間の動向をみる。令和6(2024)年度末の老齢・退年相当の受給権者の平均加入期間は、**図表 2-2-20** のとおり、旧厚生年金 413 月、国共済 437 月、地共済 435 月、私学共済 412 月、国民年金 405 月となっており、全ての制度で前年度より長くなっている。

2-2-51 受給権者の平均加入期間の推移をみると、おおむね年々長くなってきている。特に国民年金については、近年、年 3~4 月の増加となっており、令和6(2024)年度末は、平成17(2005)年度末からの19年間で83月延びている。この要因としては、昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前に国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間(いわゆる「カラ」期間)を有する者の割合が減少していることが考えられる。

**図表 2-2-20 受給権者の平均加入期間の推移** —老齢・退年相当—

年度末 平成 /令和 (西暦)	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	月	月	月	月	月
17 (2005)	380	420	415	378	322
22 (2010)	394	425	421	387	353
27 (2015)	405	428	426	396	377
28 (2016)	405	429	427	398	381
29 (2017)	405	430	428	400	384
30 (2018)	404	431	429	402	388
元 (2019)	405	432	430	403	391
2 (2020)	406	433	431	405	394
3 (2021)	408	434	432	407	397
4 (2022)	410	435	433	409	400
5 (2023)	412	436	434	410	403
6 (2024)	413	437	435	412	405
<b>対前年度増減差</b>					
17 (2005)	3	1	1	2	8
22 (2010)	2	1	1	2	5
27 (2015)	2	1	1	1	4
28 (2016)	△0	0	1	2	4
29 (2017)	△0	2	1	2	3
30 (2018)	△0	1	1	2	3
元 (2019)	0	1	1	1	3
2 (2020)	2	1	1	2	3
3 (2021)	1	1	1	2	3
4 (2022)	3	1	1	2	3
5 (2023)	2	1	1	1	3
6 (2024)	1	1	1	2	3

注 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

## (9) 老齢・退年相当の新規裁定者の平均年金月額及び平均加入期間

2-2-52 新規裁定者について平均年金月額の推移をみたのが、**図表 2-2-21** である。

新規裁定者の平均年金月額については、

- ・旧厚生年金及び国民年金については老齢基礎年金分を含み、国共済、地共済及び私学共済については老齢基礎年金分を含まない。
- ・旧厚生年金は、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給）を受給するようになった場合は、厚生年金及び国民年金ともに新規裁定者には計上していない。
- ・国共済及び地共済については、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達した以降、本来支給の退職共済年金・老齢厚生年金を受給するようになった場合は、新規裁定者には計上していない。

ことから、旧厚生年金の男性、国共済、地共済、私学共済の特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上がった平成 13(2001)年度に大きく減少している。旧厚生年金の女性については 5 年遅れの引上げスケジュール（国共済、地共済及び私学共済の女性は男性と同じスケジュール）を受けて、平成 18(2006)年度に大きく減少している。なお、当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者に計上されていることから、平成 12(2000)年度（旧厚生年金の女性については平成 17(2005)年度、以下同様）以前に支給開始年齢に達し、かつ平成 13(2001)年度に裁定された者の影響が、平成 13(2001)年度（旧厚生年金の女性については平成 18(2006)年度）の数値に現れていると考えられる。

また、平成 27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済については、職域加算部分を含む退職共済年金の新規裁定者と職域加算部分がない老齢厚生年金の新規裁定者の平均となっていることから、平成 27(2015)年度から平成 28(2016)年度にかけて新規裁定者の平均年金月額が大きく減少している。

旧厚生年金の男性及び共済では、報酬比例部分の支給開始年齢が平成 25(2013)年度に 61 歳、平成 28(2016)年度に 62 歳、令和元(2019)年度に 63 歳、令和 4(2022)年度に 64 歳へ引き上げられたため、旧厚生年金の女性では、平成 30(2018)年度に 61 歳、令和 3(2021)年度に 62 歳、令和 6(2024)年度に 63 歳へ引き上げられたため、

これらの年度では新規裁定者数が大きく減少<sup>45</sup>しており、この影響も平均年金月額に現れていると考えられる。

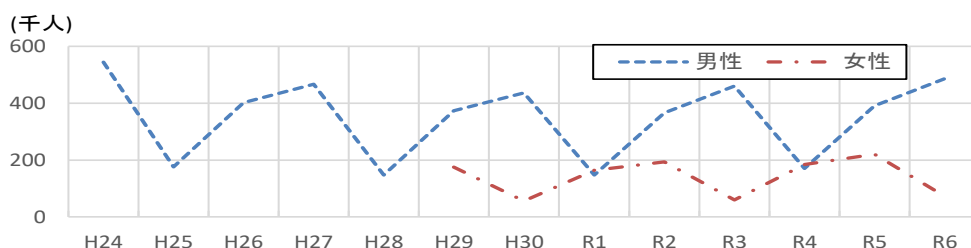
男女をあわせた旧厚生年金の全体では、支給開始年齢の引上げがあった年度に新規裁定者の男女構成の変化により平均年金月額に大きな変化が生じている。

男女をあわせた旧厚生年金の全体で、

- ① 平成 28(2016)年度、令和元(2019)年度及び令和 4 (2022)年度に新規裁定者の平均年金月額が大きく減少しているのは、男性の支給開始年齢の引上げにより、女性と比較して平均年金月額の高い男性の新規裁定者が減少したことにより、男性と比較して平均年金月額が低い女性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことによる。令和元(2019)年度及び令和 4 (2022)年度については、③の理由で前年度に女性の新規裁定者が減少した状況が解消されたことによる影響もある。
- ② 平成 29(2017)年度、令和 2 (2020)年度及び令和 5 (2023)年度に新規裁定者の平均年金月額が大きく増加しているのは、前年度の男性の支給開始年齢の引上げにより、女性の割合が大きくなっていた新規裁定者の男女構成が元に戻ったことによる。
- ③ 平成 30(2018)年度、令和 3 (2021)年度及び令和 6 (2024)年度に新規裁定者の平均年金月額が大きく増加しているのは、女性の支給開始年齢の引上げにより、男性と比較して平均年金月額の低い女性の新規裁定者が減少したことにより、女性と比較して平均年金月額の高い男性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことによる。

国民年金で平成 29(2017)年度に大きく減少したのは、新規裁定者の加入期間が前年に比べ短いことに影響され、平成 30(2018)年度に大きく増加したのは、新規裁定者の加入期間が前年に比べ長いことに影響されたと考えられる (2-2-53 及び図表 2-2-22 参照)。

<sup>45</sup> 例えば、旧厚生年金（老齢年金・加入期間 20 年以上）の新規裁定者数の推移は以下の通り。なお、報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上がるのは、男性が平成 25(2013)年度、女性が平成 30(2018)年度からであるため、その前年度から表示している。



図表2-2-21 新規裁定者の平均年金月額推移 —老齢・退年相当—

年度末 平成 /令和 (西暦)	老齢基礎年金分を含む			老齢基礎年金分を含まない			老齢基礎年金分 を含む
	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	円	円	円				
17 (2005)	105,783	104,468	110,035	129,379	146,977	150,048	54,103
22 (2010)	84,672	97,682	49,937	122,789	132,450	138,113	49,192
27 (2015)	82,630	95,491	50,610	120,838	125,311	129,619	51,859
28 (2016)	73,181	101,554	50,332	108,312	112,678	116,872	52,336
29 (2017)	81,175	95,909	49,774	105,772	110,201	113,235	49,896
30 (2018)	92,077	96,452	58,054	105,850	110,602	112,721	53,572
元 (2019)	76,621	106,359	49,874	109,851	113,467	119,126	53,914
2 (2020)	83,104	100,495	50,184	107,972	110,339	116,535	54,421
3 (2021)	94,711	99,542	57,617	108,004	110,957	115,170	54,050
4 (2022)	79,659	110,118	51,492	110,299	112,087	118,194	53,619
5 (2023)	86,218	105,312	52,369	109,603	113,372	119,000	55,256
6 (2024)	102,757	108,379	65,239	116,299	116,013	121,599	56,375
対前年度増減率(%)							
17 (2005)	△2.6	△3.0	△1.5	△0.8	0.1	2.2	1.9
22 (2010)	△2.4	△2.3	△0.4	△0.9	△2.5	△1.5	0.0
27 (2015)	2.0	0.3	0.4	△1.7	△5.4	△3.5	1.6
28 (2016)	△11.4	6.3	△0.5	△10.4	△10.1	△9.8	0.9
29 (2017)	10.9	△5.6	△1.1	△2.3	△2.2	△3.1	△4.7
30 (2018)	13.4	0.6	16.6	0.1	0.4	△0.5	7.4
元 (2019)	△16.8	10.3	△14.1	3.8	2.6	5.7	0.6
2 (2020)	8.5	△5.5	0.6	△1.7	△2.8	△2.2	0.9
3 (2021)	14.0	△0.9	14.8	0.0	0.6	△1.2	△0.7
4 (2022)	△15.9	10.6	△10.6	2.1	1.0	2.6	△0.8
5 (2023)	8.2	△4.4	1.7	△0.6	1.1	0.7	3.1
6 (2024)	19.2	2.9	24.6	6.1	2.3	2.2	2.0

注1 旧厚生年金及び平成26(2014)年度までの地共済については、加入期間20年以上の新規裁定者に係る平均年金額である。

注2 旧厚生年金については、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(本来支給)を受給するようになった場合は、厚生年金及び国民年金ともに新規裁定者には計上されていない。

注3 国共済及び地共済については、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、本来支給の退職共済年金・老齢厚生年金を受給するようになった場合は、新規裁定には計上していない。

注4 当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者に計上されている。

注5 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済については、退年相当の退職共済年金の新規裁定者と老齢相当の老齢厚生年金の新規裁定者の平均である。

2-2-53 新規裁定者について平均加入期間の推移をみたのが、**図表 2-2-22** である。令和 6 (2024) 年度の新規裁定者の平均加入期間は、旧厚生年金の男性の 457 月が最も長く、次いで国共済の 451 月、地共済の 449 月、私学共済の 428 月、国民年金の 428 月、旧厚生年金の女性の 369 月の順となっている。

国民年金で平成 29 (2017) 年度に 16 月の減少と大きく減少したのは、平成 29 (2017) 年 8 月に施行された受給資格期間の短縮に伴い、短縮により受給権が発生するであろうと年金請求を行ったところ従前の短縮前の受給要件を満たしていることが判明した者が一定数存在し、このような新規裁定者の加入期間は比較的短いことが影響していると考えられる。こうした事情は、平成 30 (2018) 年度には、平均加入期間の増加が 24 月と前年度の減少幅を上回っていたことから、ほぼ解消しているものと考えられる。

旧厚生年金については、支給開始年齢の引上げが行われた年度には当該年齢への到達に伴う新規裁定者が基本的には生じないこと、またその翌年度以降は支給開始年齢が引き上がったことで支給開始年齢時点での加入期間が伸びていると考えられ、平均加入期間にはこうした事情を反映したと思われる変化が見られる。

旧厚生年金の男性について見ると、平成 25 (2013) 年度、平成 28 (2016) 年度、令和元 (2019) 年度及び令和 4 (2022) 年度に支給開始年齢が引き上げられており、これらの年度の平均加入期間は前年度より減少し、その翌年度には前年度の減少を上回って増加している。

男女をあわせた旧厚生年金の全体では、支給開始年齢の引上げがあった年度に新規裁定者の男女構成の変化により平均加入期間に大きな変化が生じている。平成 25 (2013) 年度、平成 28 (2016) 年度、令和元 (2019) 年度及び令和 4 (2022) 年度には、男性の支給開始年齢の引上げにより、女性と比較して平均加入期間の長い男性の新規裁定者が減少したことにより、男性と比較して平均加入期間が短い女性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことから、平均加入期間が大幅に減少している。また平成 30 (2018) 年度、令和 3 (2021) 年度及び令和 6 (2024) 年度には、女性の支給開始年齢の引上げにより、男性と比較して平均加入期間の短い女性の新規裁定者が減少したことにより、女性と比較して平均加入期間が長い男性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことから、平均加入期間が大幅に増加している。

図表2-2-22 新規裁定者の平均加入期間の推移 ー老齢・退年相当ー

年度	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	男性	女性					
平成 /令和 (西暦)	月	月	月	月	月	月	月
17 (2005)	412	434	344	436	431	396	374
22 (2010)	407	427	352	427	430	399	387
27 (2015)	411	432	359	433	439	401	403
28 (2016)	388	423	360	435	441	400	405
29 (2017)	411	436	358	440	442	407	389
30 (2018)	431	440	359	443	441	413	414
元 (2019)	397	433	365	439	443	416	417
2 (2020)	419	446	366	444	442	419	420
3 (2021)	439	449	364	446	444	422	419
4 (2022)	405	441	372	443	445	421	423
5 (2023)	426	456	372	450	449	427	426
6 (2024)	445	457	369	451	449	428	428
対前年度増減差							
17 (2005)	△1	0	1	0	0	3	6
22 (2010)	△1	△1	2	△2	1	0	3
27 (2015)	4	2	1	△1	2	△6	3
28 (2016)	△24	△9	1	1	2	△0	2
29 (2017)	23	13	△2	5	0	7	△16
30 (2018)	20	4	1	3	△0	5	24
元 (2019)	△34	△7	6	△3	2	4	4
2 (2020)	22	14	1	5	△1	3	3
3 (2021)	21	3	△2	2	3	3	△1
4 (2022)	△34	△8	8	△3	1	△1	4
5 (2023)	21	15	1	7	4	6	2
6 (2024)	19	1	△4	1	0	1	2

注1 旧厚生年金及び平成26(2014)年度までの地共済については、加入期間20年以上の新規裁定者に係る平均加入期間である。

注2 旧厚生年金については、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(本来支給)を受給するようになった場合は、厚生年金及び国民年金ともに新規裁定者には計上されていない(このため、特別支給の老齢厚生年金の受給権者となった以降の加入期間については反映されていない。)

注3 国共済及び地共済については、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、本来支給の退職共済年金・老齢厚生年金を受給するようになった場合は、新規裁定には計上していない(このため、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者となった以降の加入期間については反映されていない。)

注4 当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者に計上されている。

注5 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済については、退年相当の退職共済年金の新規裁定者と老齢相当の老齢厚生年金の新規裁定者の平均である。

(10) 被用者年金の平均年金月額の変動要因

2-2-54 被用者年金の平均年金月額は、受給権者全体の平均加入期間が伸長する中で、令和4(2022)年度までは減少傾向にあったが、令和5(2023)年度以降は上昇に転じている(図表2-2-18、図表2-2-20参照)。

2-2-55 まず、令和4(2022)年度まで平均年金月額の減少が続いた要因として以下のことが考えられる。なお、以下の要因は、その影響の大きさの順に掲げたものではない。

① 報酬比例部分の給付乗率の引下げ

給付乗率の大きい年金の受給権者が年々減少していくこと。なお、給付乗率は、昭和2(1927)年4月1日以前生まれ(令和6(2024)年度末で98歳以上)の者の1000分の7.308から昭和21(1946)年4月2日以後生まれ(令和6(2024)年度末で78歳以下)の者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて逡減している。

② 定額部分の定額単価の引下げ

定額単価の高い受給権者が年々減少していくこと。なお、定額単価は、生年月日に応じて異なる乗率(昭和2(1927)年4月1日以前生まれ(令和6(2024)年度末で98歳以上)の者の1.875から昭和21(1946)年4月2日以後生まれ(令和6(2024)年度末で78歳以下)の者の1.000まで、生年月日に応じて逡減)を乗じることにより算出される。また、経過的加算額<sup>46</sup>についても、定額単価の引下げに合わせて引き下がっていくことになる。

③ 定額部分の支給開始年齢の引上げ<sup>47</sup>

- ・ 男性及び共済組合等の女性では、平成13(2001)年度に特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成16(2004)年度に62歳、平成19(2007)年度に63歳、平成22(2010)年度に64歳に引き上げられ、平成25(2013)年度には定額部分がなくなったこと。
- ・ 旧厚生年金の女性では、平成18(2006)年度に定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成21(2009)年度に62歳、平成24(2012)年度に63歳、平成27(2015)年度に64歳に引き上げられ、平成30(2018)年度には定額部分がなくなったこと。

---

<sup>46</sup> 経過的に生じる定額単価と老齢基礎年金の加入1年当たりの単価との差額分や昭和36(1961)年4月前の期間、20歳前及び60歳以後の期間(老齢基礎年金は額計算の基礎となる期間を20歳以上60歳未満としているため、20歳前・60歳以降の厚生年金保険の加入期間を有する人については、その期間に対応する定額部分相当額が老齢厚生年金に加算される)に係る定額部分に相当する額の加算。

<sup>47</sup> 用語解説参考図表4(314頁)を参照。

④ 加給年金の対象者の減少<sup>48</sup>

男性の生涯未婚率の増加により単身者割合が増加するなど、配偶者に係る加給年金が加算される受給権者が減少していること。

⑤ 年金額改定率<sup>49</sup>

平成 15(2003)年度、平成 16(2004)年度、平成 18(2006)年度、平成 23(2011)年度、平成 24(2012)年度、平成 29(2017)年度、令和 3(2021)年度、令和 4(2022)年度については、年金額改定率がそれぞれ 0.9%、0.3%、0.3%、0.4%、0.3%、0.1%、0.1%、0.4%の引下げであったこと（⑥を除く）。

⑥ 特例水準の解消<sup>50</sup>

平成 25(2013)年 9 月分までの年金は、平成 12(2000)年度から平成 14(2002)年度にかけての物価下落の中でも、特例法によりマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、本来の年金額より 2.5%高い水準（特例水準）となっていたが、世代間公平の観点から、特例水準の計画的な解消が行われたこと。具体的には、平成 25(2013)年 10 月に 1.0%、平成 26(2014)年 4 月に 1.0%、平成 27(2015)年 4 月に 0.5%解消され、特例水準は解消された。（第 1 章第 2 節 6(3)参照）。

## ⑦ 被用者年金一元化法による追加費用削減のための恩給期間に係る給付の引下げ

国共済及び地共済については、平成 25(2013)年 8 月（同 10 月支給分）から、追加費用削減のため、追加費用財源の恩給期間に係る給付について、減額率の上限を共済年金全体の 10%とし年間 230 万円以下の給付（共済年金全体）は減額しない配慮措置を設けた上で、負担に見合った水準まで一律に 27%引き下げたこと。

## ⑧ 被用者年金一元化法に伴う共済組合等の職域加算部分の廃止

共済組合等について、被用者年金の一元化に伴い職域加算部分が廃止されたこと。

**2-2-56** 次に、令和 5(2023)年度以降は増加傾向に転じている要因は、前述の減少要因はある（2-2-55 の③、⑤、⑥は除く）ものの、令和 5(2023)年度については既裁定年金は+1.9%、新規裁定年金は+2.2%、令和 6(2024)年度については既裁定年金、新規裁定年金ともに+2.7%と、年金額改定率がそれまでと比べて大きかったことによる。

**2-2-57** 図表 2-2-23、図表 2-2-24 は、旧厚生年金の老齢相当の受給権者について、令和 6(2024)年度、令和元(2019)及び平成 26(2014)年度の年齢階級別の平均年金月額を

<sup>48</sup> 世帯の年金額としてみた場合には、減少要因にならない場合もある。

<sup>49</sup> 平成 11(1999)年度以降の年金額改定率の推移については、図表 1-2-17 を参照。なお、マクロ経済スライドの発動により、給付水準は抑制されるが、年金の名目額を引き下げないよう実施されるため、平均年金月額減少要因とはならない。

<sup>50</sup> 特例水準解消までの経緯については、図表 1-2-16 を参照。

示したものである。男性、女性ともに、おおむね年齢階級が高くなるほど平均年金月額が高くなっている。これは、2-2-54 で述べた報酬比例部分の給付乗率の引下げの影響が大きいと考えられる。ただし、年齢階級別に平均年金月額をみる場合には、平均年金月額に影響を与える平均加入期間に係る経過措置<sup>51</sup>に留意する必要がある。

なお、男性について、65～69 歳から 70～74 歳で平均年金月額が低くなっているのは、配偶者に係る加給年金は配偶者が 65 歳に達すると加算されなくなる影響もあると考えられる。また、女性について、65～79 歳の間は年齢階級が低いほど平均年金月額が高くなっているのは、平均加入期間が伸びている影響もあると考えられる。

令和 6 (2024) 年度末と令和元 (2019) 年度末を比較すると、男性は 70～89 歳の各年齢階級で平均年金月額が減少しているが、女性は全ての年齢階級で増加している。

図表 2-2-23 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額  
—令和 6 (2024) 年度末—

年齢階級	男女計		男性		女性	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	円	千人	円	千人	円
60～64歳	770	82,267	446	99,650	324	58,322
65～69歳	3,058	151,753	2,178	165,622	881	117,466
70～74歳	3,787	147,730	2,629	162,232	1,158	114,817
75～79歳	3,543	151,377	2,413	169,872	1,130	111,901
80～84歳	2,545	157,689	1,673	181,340	872	112,286
85～89歳	1,503	165,486	912	197,343	591	116,318
90歳～	879	164,027	429	210,489	450	119,669
計(平均)	16,086	150,289	10,680	169,967	5,406	111,413
65歳～ 計(平均)	15,316	153,710	10,234	173,033	5,082	114,797

注 平均年金月額には基礎年金分を含む。

<sup>51</sup> 老齢相当とは、加入期間が 25 年以上の老齢厚生年金のことであるが、経過的に期間短縮を受けているものを含む。経過的期間短縮とは、昭和 27(1952)年 4 月 1 日以前生まれ (令和 6 (2024) 年度末で 73 歳以上) の 20 年から昭和 30(1955)年 4 月 2 日以後昭和 31(1956)年 4 月 1 日以前生まれ (令和 6 (2024) 年度末で 69 歳) の者の 24 年まで (中高齢特例については、昭和 22(1947)年 4 月 1 日以前生まれ (令和 6 (2024) 年度末で 78 歳以上) の 15 年から昭和 25(1950)年 4 月 2 日以後昭和 26(1951)年 4 月 1 日以前生まれ (令和 6 (2024) 年度末で 74 歳) の者の 19 年まで)、生年月日に応じて短縮された資格期間のことである。

図表 2-2-23 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額（続き）

—令和元(2019)年度末—

年齢階級	男女計		男性		女性	
	受給権者数 千人	平均年金月額 円	受給権者数 千人	平均年金月額 円	受給権者数 千人	平均年金月額 円
60～64歳	1,400	76,681	877	91,793	524	51,385
65～69歳	3,740	142,972	2,644	158,204	1,096	106,207
70～74歳	3,892	146,421	2,711	163,578	1,181	107,040
75～79歳	3,032	151,963	2,072	172,604	960	107,388
80～84歳	2,073	160,575	1,346	187,269	727	111,151
85～89歳	1,207	163,489	700	199,170	507	114,216
90歳～	642	161,044	316	208,913	326	114,572
計(平均)	15,987	144,268	10,667	164,770	5,320	103,159
65歳～ 計(平均)	14,587	150,757	9,790	171,305	4,796	108,813

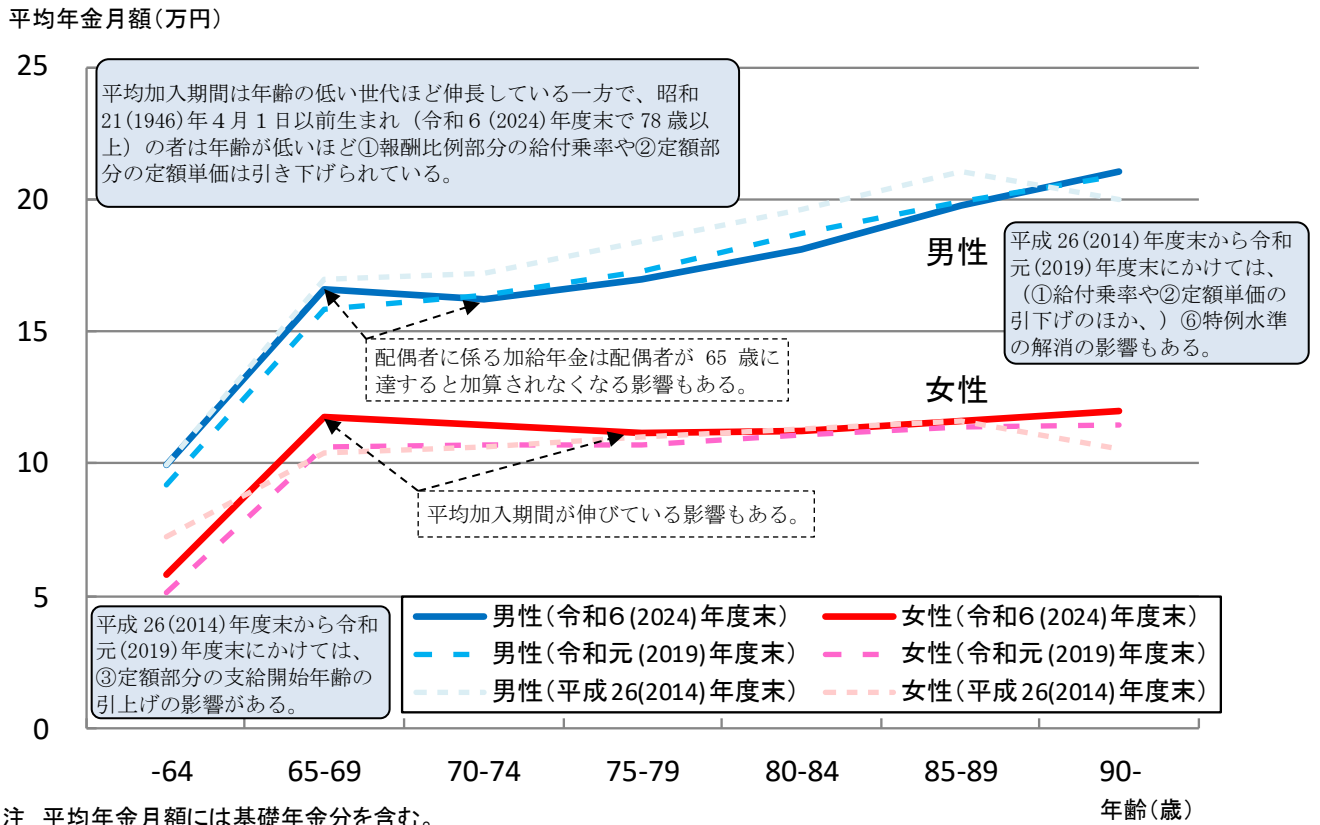
注 平均年金月額には基礎年金分を含む。

—平成 26(2014)年度末—

年齢階級	男女計		男性		女性	
	受給権者数 千人	平均年金月額 円	受給権者数 千人	平均年金月額 円	受給権者数 千人	平均年金月額 円
60～64歳	2,694	91,058	1,841	99,747	853	72,299
65～69歳	3,948	150,561	2,796	169,567	1,152	104,417
70～74歳	3,339	152,326	2,333	172,148	1,006	106,352
75～79歳	2,462	160,100	1,660	184,321	802	109,947
80～84歳	1,670	164,829	1,044	195,783	627	113,282
85～89歳	904	171,191	526	210,739	377	116,077
90歳～	406	152,868	204	199,856	202	105,345
計(平均)	15,422	144,886	10,404	165,450	5,018	102,252
65歳～ 計(平均)	12,728	156,279	8,563	179,578	4,165	108,384

注 平均年金月額には基礎年金分を含む。

図表2-2-24 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額



## 5 老齢（退職）年金の年金月額別の受給権者数

2-2-58 図表 2-2-25 は、老齢（退職）年金の受給権者について、年金月額階級別の受給権者数を、老齢（退年）相当、通老（通退）相当別に示したものである<sup>52</sup>。

なお、国共済、地共済及び私学共済では、被用者年金一元化前に受給権が発生した共済年金の受給権者と一元化後に受給権が発生した厚生年金の受給権者に分けて示している。国民年金については、「新法基礎年金と旧法国民年金」及び「基礎のみ共済なし・旧国年」<sup>53</sup>を示している。

ここで、この統計を見る際の留意点に触れておきたい。第一に、旧厚生年金の年金月額には基礎年金分<sup>54</sup>を含み、国共済、地共済及び私学共済の年金月額には基礎年金分を含まないため、これらの中で比較することはできないことである。

第二に、年金の全額または一部が支給停止となる者を含むとともに、旧厚生年金と共済組合等の年金の両方を受給している場合には、それぞれの統計に人数が重複して計上され、年金月額はそれぞれの実施機関の被保険者期間にかかる額となっており、一人の受給権者に対して実際に支給されている年金額全てを合算し、その月額別に集計されたものではないことである。

第三に、老齢（退年）相当・通老（通退）相当を区分する際、被用者年金一元化後の平成 27(2015)年 10 月以降に受給権の発生した受給権者の被保険者期間は、国共済、地共済及び私学共済の統計ではそれぞれの実施機関の被保険者期間であるが、旧厚生年金の統計では共済組合等の被保険者期間も合算していることである<sup>55</sup>。

<sup>52</sup> 本報告では、年度末における年金月額階級別の受給権者数を分析している。年金月額階級別の新規裁定者数については、事業年報（厚生労働省年金局）を参照。

<sup>53</sup> 基礎のみ共済なしは、老齢基礎年金受給権者のうち、老齢厚生年金（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない者について集計をしている。ここで旧共済組合とは、旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された時点でこれらの受給権が発生していた者の年金のことである。なお、共済組合等については用語解説（289 頁）を参照。

また、旧国年は、旧法国民年金（5 年年金除く）の受給権者について集計している。

<sup>54</sup> 旧厚生年金の統計の年金月額には基礎年金も含まれているが、特別支給の者や基礎年金のみを繰り下げている者については、基礎年金が支給されていない。

<sup>55</sup> この項で指摘する課題はあるものの、年金月額階級別受給権者数について、被用者年金一元化後に裁定された受給権者の年金月額に共済組合員期間分を含めた統計とそれを含まない統計を比較した限りでは、年金月額の分布に大きな差異はなく、年金月額の分布の概略を把握する目的で利用する限りにおいては一定の情報を提供するものと考えられる。（厚生年金保険・国民年金令和 5 年度事業年報参照。なお、令和 6 年度事業年報は 2026 年 6 月現在で一部未公表。）

2-2-59 これらの留意点に関して、年金受給者の給付実態の把握のため、実施機関間のデータ授受に制限がある<sup>56</sup>ことも踏まえて、全被保険者期間の通算が可能となる、被用者年金一元化以降に受給権の発生した受給者について、基礎年金を含めた受給者に係る年金月額（支給停止分を含まない）の分布統計の作成や、老齢（退職）年金だけでなく併給している遺族年金も含めた年金月額の分布統計の作成について検討が望まれる。

2-2-60 旧厚生年金についてみると、基礎年金を含む額で、老齢相当で男性は18～19万円に、女性は10～11万円にピークがあるのに対し、通老相当では男女共に7～8万円にピークがある。

2-2-61 国共済についてみると、老齢（退年）相当で、共済年金の受給権者の男性は13～14万円に、女性は11～14万円に山があり、厚生年金の受給権者の男性は10～14万円に、女性は9～11万円に山がある。通老（通退）相当では、共済年金及び厚生年金の男女とも1万円未満の受給権者が最も多い。

2-2-62 地共済についてみると、老齢（退年）相当で、共済年金の受給権者の男性は15～16万円に、女性は14～15万円にピークがあり、厚生年金の受給権者は男女とも12～13万円にピークがある。厚生年金の受給権者の男性では15～16万円にも山があるが、これは、加給年金が加算されている影響と考えられる。通老（通退）相当では、共済年金及び厚生年金の男女とも1万円未満の受給権者が最も多い。

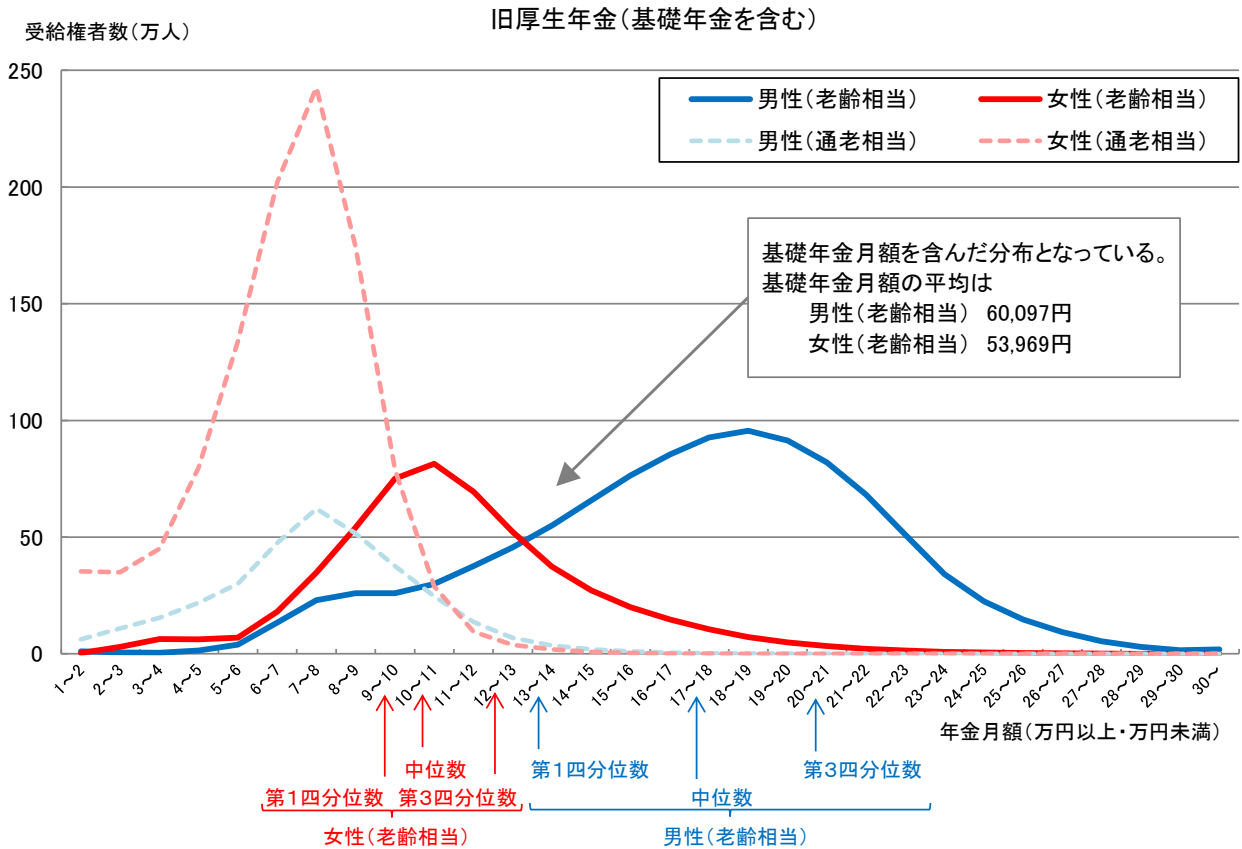
2-2-63 私学共済についてみると、老齢（退年）相当で、共済年金の受給権者の男性は15～20万円の受給権者が多くなっているのに対し、女性は6～15万円で多くなっている。厚生年金の受給権者の男性は12～16万円の受給権者が多くなっているのに対し、女性は7～12万円で多くなっている。通老（通退）相当では、共済年金及び厚生年金の男女とも1万円未満の受給権者が最も多い。

2-2-64 国民年金についてみると、新法基礎年金と旧法国民年金では、老齢相当で男女とも6～7万円にピークがあるのに対して、通老相当では1～2万円にピークがある。基礎のみ共済なし・旧国年では、老齢相当では男女とも6～7万円にピークがあるのに対し、通老相当では男女ともに1～2万円にピークがある。

---

<sup>56</sup> 統計作成を目的として、被用者年金一元化前の共済年金等の給付記録を他共済等（実施機関）へ提供することや、被用者年金一元化後の厚生年金の給付記録を厚生労働大臣以外が他の実施機関から提供を受けることは、法令上の規定がないためできない。

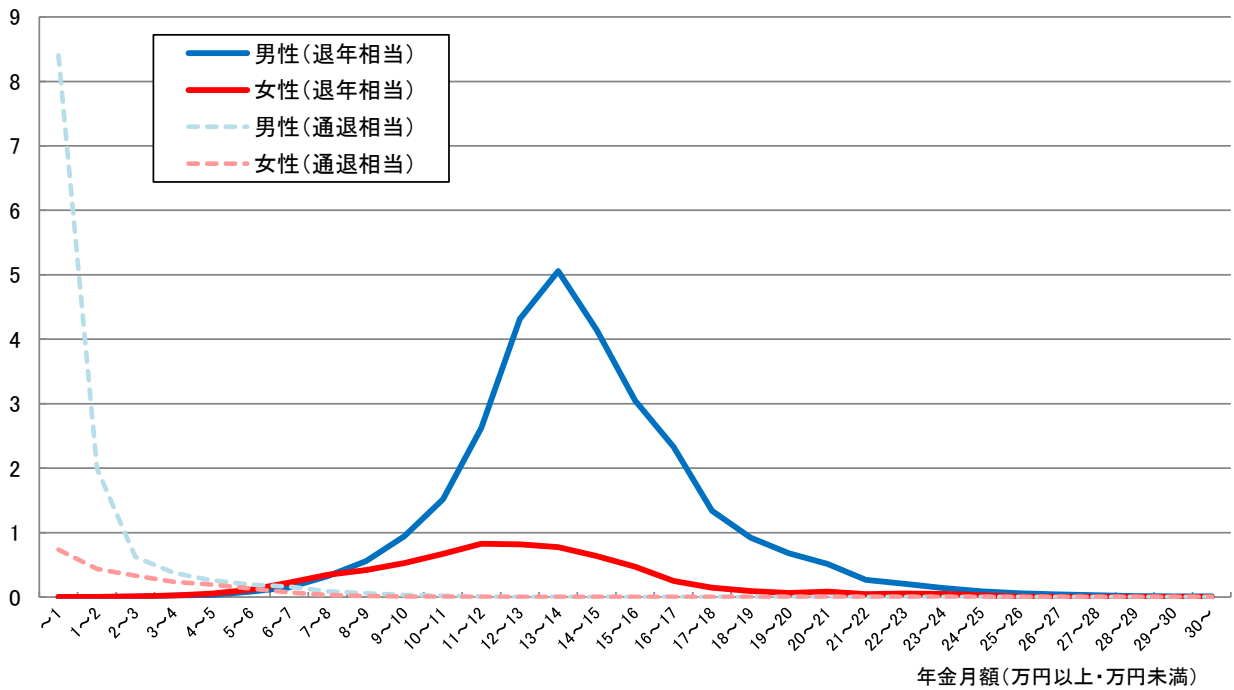
図表2-2-25 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数—令和6（2024）年度末—



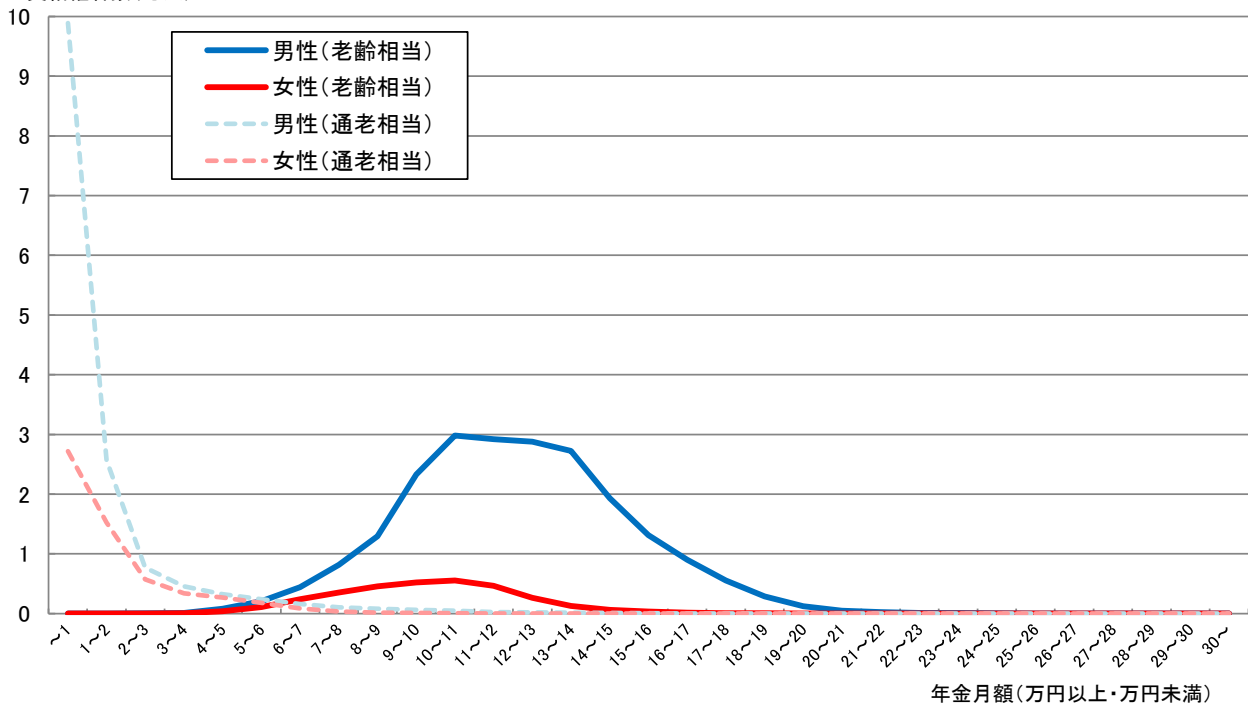
※ 第1四分位数、中位数、第3四分位数が含まれる階級を表示した。なお、国共済、地共済及び私学共済については、基礎年金を含まないこと、被用者年金一元化前に受給権が発生した受給権者と一元化後に受給権が発生した受給権者に分かれていることから、この表示を省略した。

図表 2-2-25 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数－令和6（2024）年度末－（続き）

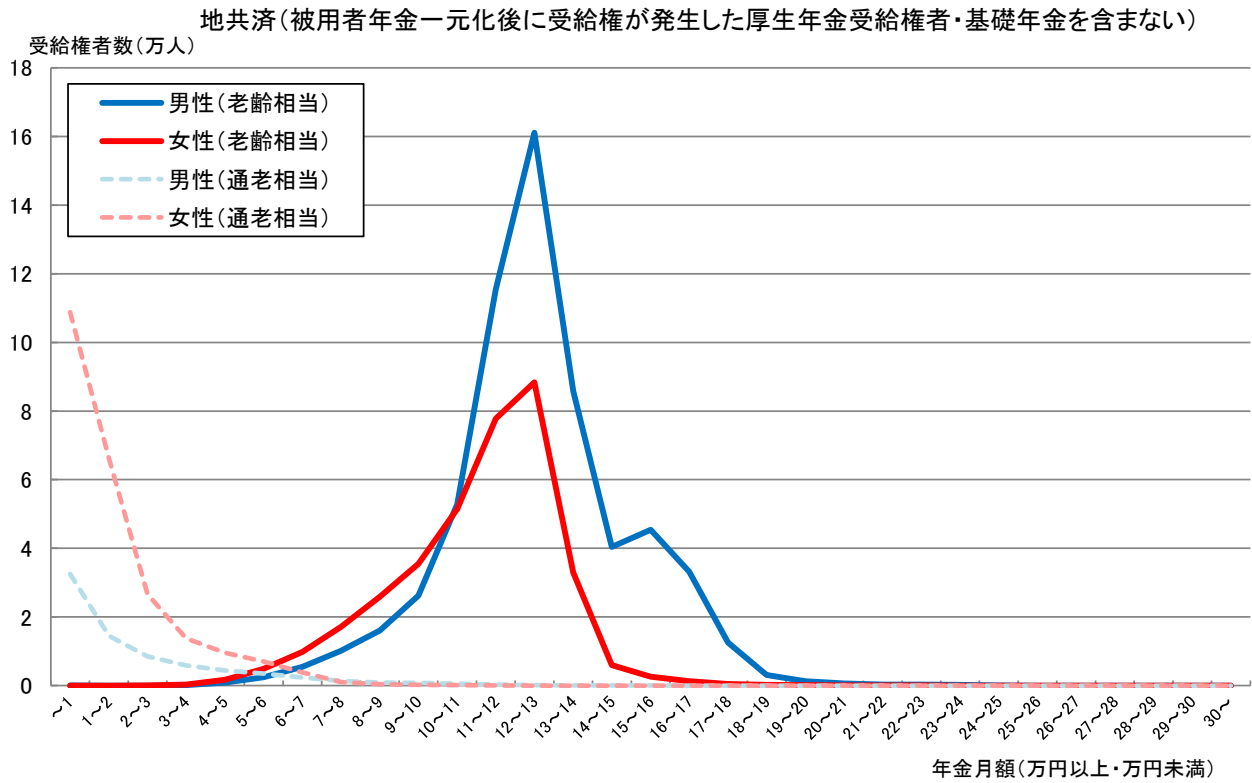
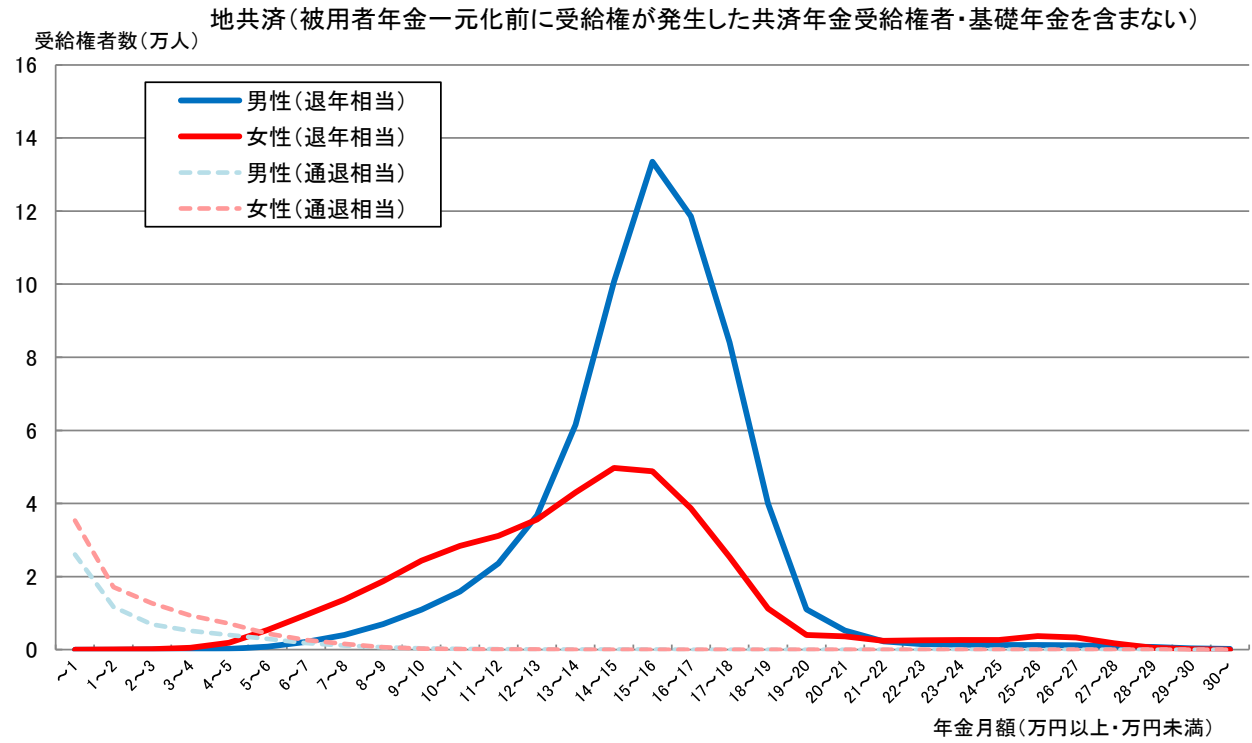
国共済（被用者年金一元化前に受給権が発生した共済年金受給権者・基礎年金を含まない）  
受給権者数(万人)



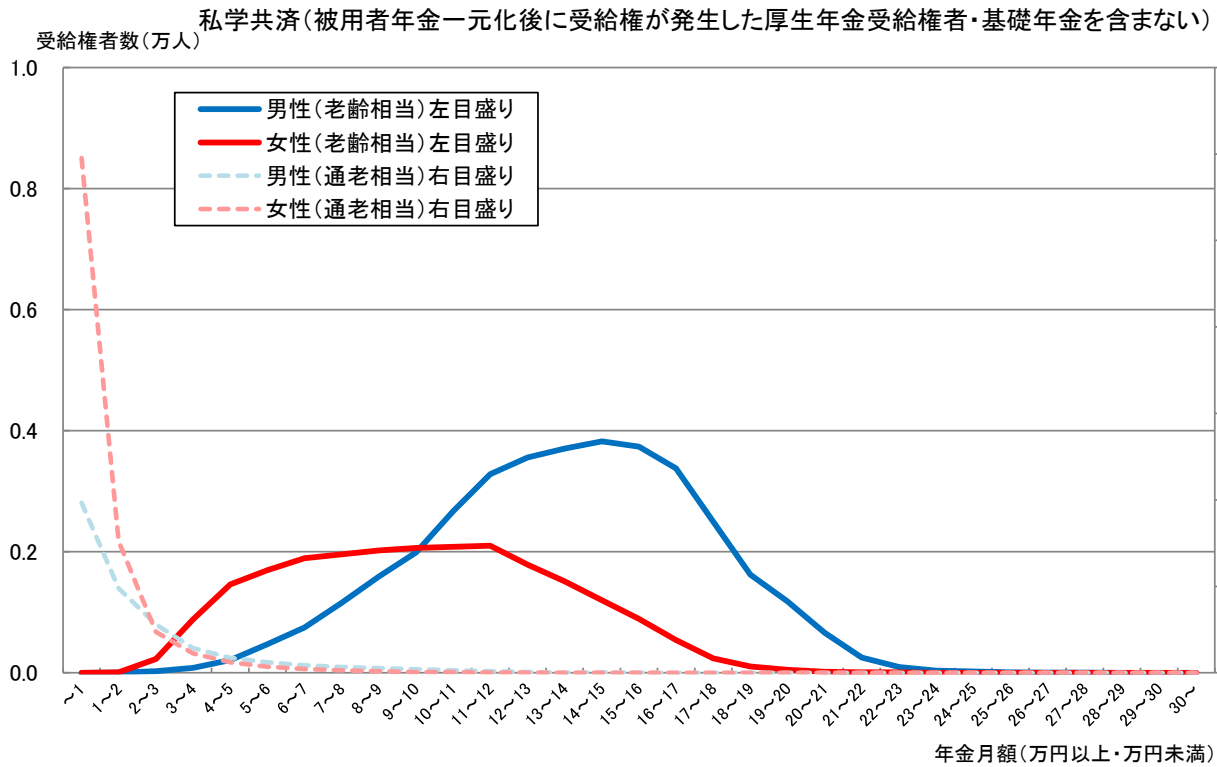
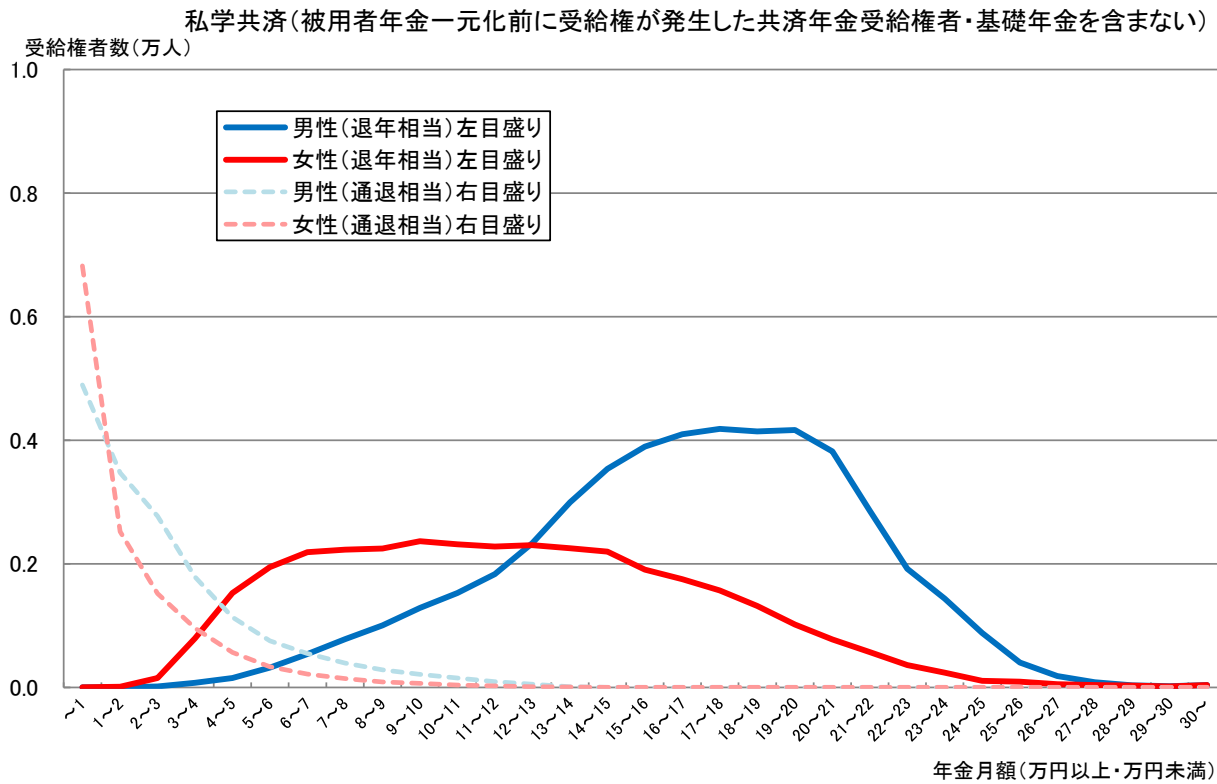
国共済（被用者年金一元化後に受給権が発生した厚生年金受給権者・基礎年金を含まない）  
受給権者数(万人)



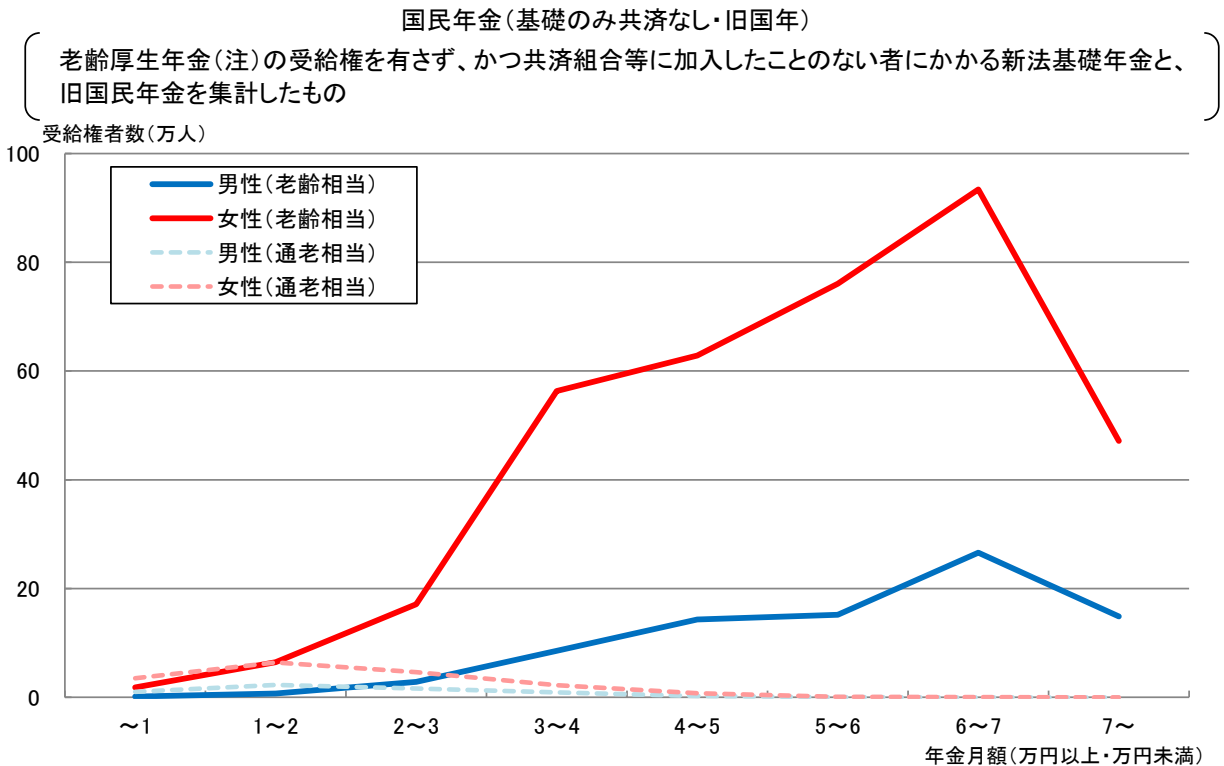
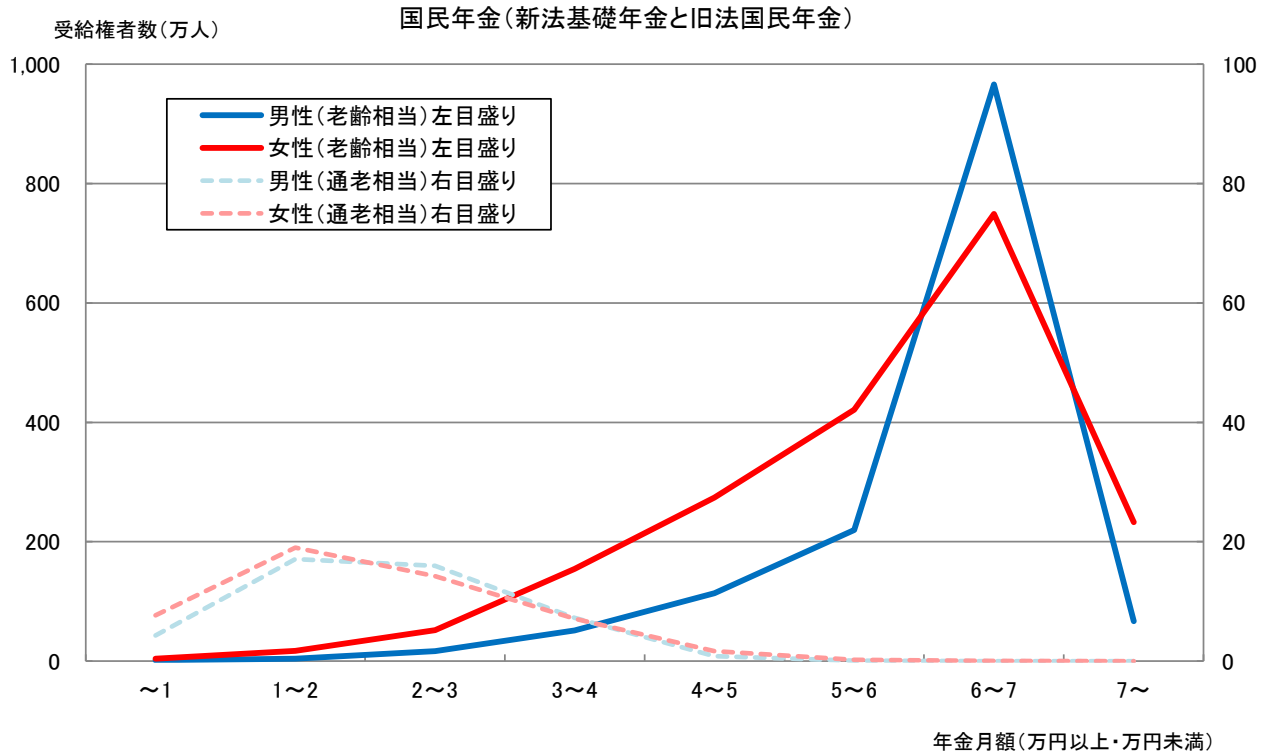
図表 2-2-25 老齡（退職）年金月額階級別受給権者数－令和6（2024）年度末－（続き）



図表 2-2-25 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数－令和6（2024）年度末－（続き）



図表 2-2-25 老齡（退職）年金月額階級別受給権者数－令和6（2024）年度末－（続き）



注 旧共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された時点でこれらの受給権が発生していた者の年金）を除く。

## 6 繰上げ（減額）支給・繰下げ（増額）支給の老齢（退職）年金受給権者数

2-2-65 図表 2-2-26 は、繰上げ（減額）支給・繰下げ（増額）支給の老齢（退職）年金の受給権者数<sup>57</sup>の推移をみたものである。

繰上げ（減額）支給の受給権者は、旧厚生年金、地共済及び私学共済では増加し、国共済及び国民年金では減少している。繰下げ（増額）支給の受給権者は、全ての制度で増加している。

また、図表 2-2-27 は、繰上げ・繰下げについて一定の選択を終えていると考えられる、年度末時点で 70 歳の老齢厚生年金受給権者及び老齢基礎年金受給権者（基礎のみ）の繰上げ率・繰下げ率<sup>58</sup>の推移をみたものである。令和 6（2024）年度末において、繰上げ率は、旧厚生年金 0.7%、国共済 0.0%、地共済 0.0%、私学共済 0.0%、基礎年金（基礎のみ）10.1%、繰下げ率は、旧厚生年金 4.2%、国共済 4.2%、地共済 2.0%、私学共済 6.6%<sup>59</sup>、基礎年金（基礎のみ）5.5%となっている。

---

<sup>57</sup> 国共済、地共済及び私学共済については、平成 27（2015）年 10 月の被用者年金一元化前の減額支給の退職共済年金を含み、旧厚生年金については、旧三共済及び旧農林年金の減額支給を含まない。

<sup>58</sup> 老齢厚生年金の繰上げ制度は、報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

<sup>59</sup> 第 99 回社会保障審議会年金数理部会における説明によると、私学共済の繰下げ率が高めである理由として、大学教員等において定年が高めに設定されている場合があるため、繰下げを選択する者の割合が多いと考えられるとのことであった。

図表2-2-26 繰上げ（減額）支給・繰下げ（増額）支給の老齢（退職）年金の受給権者数の推移

年度末	繰上げ（減額）支給					繰下げ（増額）支給					(参考)
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	繰下げ支給 旧厚生年金
平成（西暦）	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
17 (2005)	・	123	70	0.9	5,799					162	82
22 (2010)	・	106	64	0.9	5,463		0.3	0.6	1.8	310	204
27 (2015)	33	87	61	1.6	4,837		1.9	4.5	11.9	381	264
28 (2016)	46	82	61	2.1	4,663		2.3	5.3	13.1	401	279
29 (2017)	60	78	61	2.5	4,498	167	2.8	6.2	14.4	425	
30 (2018)	78	74	61	2.8	4,326	190	3.5	7.5	15.9	453	
元 (2019)	102	71	60	3.3	4,163	222	4.4	9.0	17.5	493	
2 (2020)	128	67	60	3.8	4,004	268	5.9	11.0	19.4	553	
3 (2021)	156	62	59	4.2	3,844	322	7.7	13.5	21.5	612	
4 (2022)	207	60	60	5.1	3,694	374	9.8	16.2	23.4	672	
5 (2023)	260	57	61	6.0	3,567	445	12.4	19.8	26.3	759	
6 (2024)	351	56	63	7.5	3,479	549	16.0	25.2	29.8	881	
対前年度増減率・増減差											
平成（西暦）	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
17 (2005)	・	△ 2.4	△ 2.4	△ 0.7	△ 1.2					13.7	20.6
22 (2010)	・	△ 3.6	△ 2.0	△ 1.4	△ 1.4		67.6	98.1	124.4	12.2	13.5
27 (2015)	49.6	△ 3.9	0.2	23.7	△ 3.1		44.1	48.6	39.3	4.6	6.0
28 (2016)	41.2	△ 5.2	0.3	29.0	△ 3.6		20.2	17.9	9.5	5.2	5.7
29 (2017)	29.3	△ 4.9	△ 0.5	19.2	△ 3.5		23.3	18.5	10.3	6.1	
30 (2018)	29.5	△ 5.2	△ 0.8	12.9	△ 3.8	13.9	25.2	19.5	10.1	6.6	
元 (2019)	32.2	△ 4.9	△ 0.5	17.6	△ 3.8	16.6	25.5	20.3	10.4	8.8	
2 (2020)	25.0	△ 5.2	△ 0.3	14.0	△ 3.8	20.7	32.8	22.9	10.8	12.3	
3 (2021)	21.7	△ 6.9	△ 1.1	10.8	△ 4.0	20.4	31.1	22.6	10.7	10.6	
4 (2022)	32.6	△ 4.2	1.2	20.4	△ 3.9	16.2	27.0	19.9	9.0	9.9	
5 (2023)	25.7	△ 4.2	0.8	17.7	△ 3.4	18.9	26.0	22.5	12.3	12.8	
6 (2024)	35.0	△ 2.3	3.5	25.6	△ 2.5	23.2	29.0	27.1	13.2	16.2	

注1 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。  
 注2 旧厚生年金の繰下げ支給については、平成29（2017）年度より本来と繰下げの分類を変更している。  
 ・平成28(2016)年度までの本来と繰下げの分類は、平成19(2007)年3月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定しており、平成28(2016)年度以前の数値には、当該受給権者のうち基礎年金のみの繰下げ者が含まれている。  
 ・平成29(2017)年度からは、当該受給権者についても老齢厚生年金の状況で繰下げを判定するよう変更した。  
 このため、平成28(2016)年度以前については参考に掲げた。

図表2-2-27 年度末時点で70歳の老齢年金受給権者の繰上げ率・繰下げ率の推移

年度末	繰上げ支給					繰下げ支給				
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	基礎年金 (基礎のみ)	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	基礎年金 (基礎のみ)
令和（西暦）	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2 (2020)	・	・	・	・	16.8	1.6	1.0	0.8	4.4	2.6
3 (2021)	・	・	・	・	15.9	2.0	2.1	1.1	6.4	3.1
4 (2022)	・	・	・	・	14.2	2.1	2.0	1.1	5.1	3.3
5 (2023)	0.9	・	・	・	11.5	3.2	3.0	1.4	6.2	4.6
6 (2024)	0.7	0.0	0.0	0.0	10.1	4.2	4.2	2.0	6.6	5.5

注 旧厚生年金は、令和5（2023）年3月末以前において70歳以上の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。また、国共済、地共済及び私学共済は、令和6（2024）年3月末以前において70歳以上の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

### 第3節 財政収支の現状及び推移

#### 1 一元化後の財政収支状況

2-3-1 一元化後の財政収支状況をとりとまとめるに当たり、厚生年金財政と被用者年金の一元化との関係について述べる。

被用者年金の一元化においては、効率的な事務処理を行う観点から、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等について共済組合等を実施機関として活用することとされたため、厚生年金の財政は、厚生年金勘定<sup>60</sup>及び厚生年金の実施機関たる共済組合等の厚生年金保険経理に分かれている。厚生年金勘定と共済組合等の厚生年金保険経理の間では、厚生年金拠出金・厚生年金交付金を通じて財政的に一元化されている。

2-3-2 ここで、被用者年金が一元化された平成27(2015)年10月以降、共済組合等における経理区分は、厚生年金相当部分（基礎年金拠出金等を含む）を継承した厚生年金保険経理と、その他職域加算部分等<sup>61</sup>を継承した経過的長期経理に分割された（図表2-3-1参照）。

このように、厚生年金の財政が厚生年金勘定及び厚生年金の実施機関たる共済組合等の厚生年金保険経理に分かれているため、厚生年金全体の財政状況をとりとまとめるためには、厚生年金勘定と各共済組合等の厚生年金保険経理を合算することが必要となる。

2-3-3 本節における財政収支項目の数値や積立金額は、原則として決算をもとにした決算ベースの額であるが、**7 基礎年金制度の実績（確定値ベース）**で扱う基礎年金拠出金、基礎年金交付金等及び**8 厚生年金制度の実績（確定値ベース）**で扱う厚生年金拠出金、厚生年金交付金等については、決算ベースの額が、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であることから、制度としての実績をみるのにより適当な確定値ベースでみている。

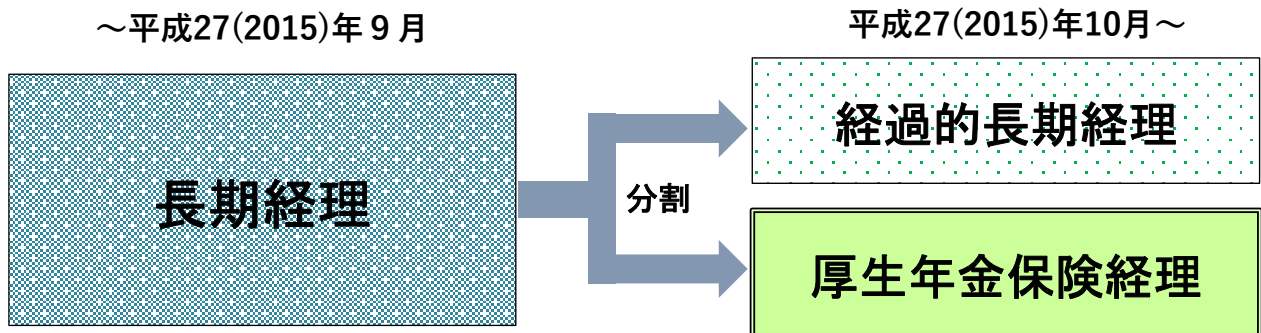
---

<sup>60</sup> 厚生年金勘定には、厚生年金基金が代行している部分は含まれない。

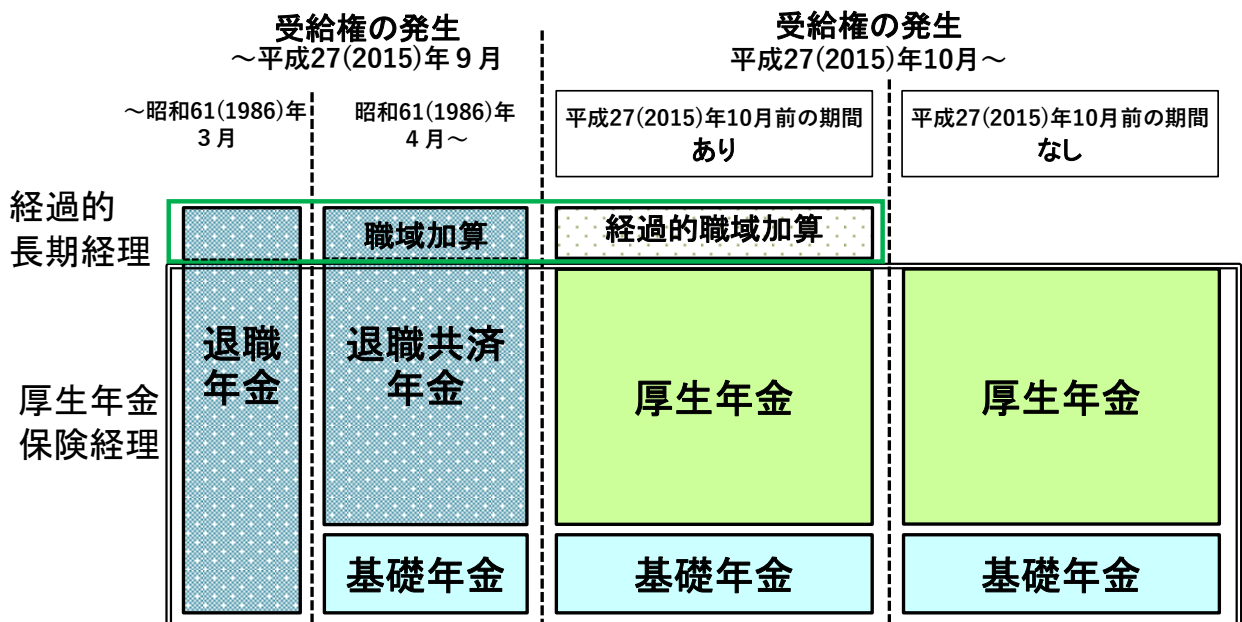
<sup>61</sup> 職域加算部分と経過的職域加算部分をまとめて職域加算部分等と呼ぶ。

図表2-3-1 被用者年金一元化に伴う共済組合等の年金経理

○ 共済組合等の年金経理



○ 平成27(2015)年10月以降の共済組合等の年金給付のイメージと各経理の関係



## 2 令和6(2024)年度の単年度収支状況

2-3-4 図表 2-3-2 は、令和6(2024)年度における単年度収支状況をまとめたものである。この単年度収支状況は、公的年金財政状況の把握の観点から制度横断的に比較・分析しているものであり、賦課方式を基本とする財政運営が行われていることを踏まえ、収支状況を「運用損益<sup>62</sup>分を除いた単年度収支残」と「運用損益」の2つに分けて分析している。

ここでは、

- ① 単年度の収入総額については、「運用損益」及び国民年金（基礎年金勘定）の「積立金より受入」<sup>63</sup> 兆 745 億円を除いて算出
- ② 単年度の支出総額については、国共済及び地共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③ 運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている<sup>64</sup>。

2-3-5 収入面では、公的年金制度全体の保険料収入が 43 兆 1,253 億円、国庫・公経済負担が 12 兆 987 億円となっている。国共済及び地共済の収入項目にある追加費用<sup>65</sup> は 3,188 億円、厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の収入項目にある独立行政法人福祉医療機構納付金<sup>66</sup> は 416 億円、厚生年金勘定の収入項目にある職域等費用納付金は 299 億円、解散厚生年金基金等徴収金は 67 億円である。

<sup>62</sup> 決算等では「運用収入」であるが、本報告書では統一して「運用損益」を用いる。

<sup>63</sup> 厚生年金及び国民年金（国民年金勘定）では、平成 16(2004)年改正以降、積立金を活用する財政運営となっていることから、当年度の事業運営上の財源に充てるため必要があるときには、あらかじめ積立金からの繰入を当年度の予算に計上している。

また、国民年金（基礎年金勘定）の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和 61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、被用者年金一元化法により、特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）が改正され、平成 24(2012)年度決算以降、収支残の一部または全部を積立金として積み立てている。国民年金（基礎年金勘定）における積立金からの受入は、当該年度の給付等の支出を支障なく行うという事業運営の観点から行われている。

<sup>64</sup> 平成 26(2014)年度に国民年金（国民年金勘定）に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

<sup>65</sup> 追加費用は、年金給付のうち制度発足前の期間である恩給公務員期間等の期間、すなわち基本的には国共済は昭和 34(1959)年前、地共済は昭和 37(1962)年前の期間に対応する部分に係る費用（恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分）を、国または地方公共団体等が事業主として負担しているものである。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国または地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。（本節 3（3）（149 頁）も参照）。

<sup>66</sup> 独立行政法人福祉医療機構納付金は、旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を承継した独立行政法人福祉医療機構が、当該業務で回収した回収金を年金特別会計の厚生年金勘定及び国民年金勘定へ納付したものである。旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、事業の廃止に必要な費用等を平成 17(2005)年度に厚生年金及び国民年金が支出したことに対応して、平成 18(2006)年度以降、年金住宅融資回収金等が収入となっている。

図表2-3-2 公的年金の単年度収支状況（制度横断的に比較・分析したもの）

—令和6（2024）年度—

区 分	厚生年金計	国民年金		公的年金 制度全体
		国民年金勘定	基礎年金勘定	
前年度末積立金 (㉞)	時価ベース	億円	億円	億円
	2,876,142	125,173	38,804	3,040,119
収入 (単年度)				
総額	注1 524,914	34,410	231,734	注1 557,001
保険料収入	417,264	13,989	・	431,253
国庫・公経済負担	101,302	19,685	・	120,987
追加費用	3,188	・	・	3,188
基礎年金交付金	1,746	711	・	①
職域等費用納付金	299	・	・	299
解散厚生年金基金等徴収金	67	・	・	67
基礎年金拠出金収入	・	・	231,600	②
独立行政法人福祉医療機構納付金	395	22	・	416
その他	653	4	134	791
支出 (単年度)				
総額	注1 496,990	37,329	257,264	注1 557,526
給付費	296,836	1,760	254,805	553,401
基礎年金拠出金	197,224	34,376	・	②
基礎年金相当給付費 (基礎年金交付金)	・	・	2,457	①
その他	2,930	1,193	2	4,126
運用損益分を除いた単年度収支残 (㉟)	注2 27,925 <27,857>	△2,920	△25,531	注2 △526 <△593>
運用損益 (㊱)	時価ベース	19,393	822	16
20,231				
その他 (㊲) 注3	時価ベース	370	63	-
433				
年度末積立金 (㉞+㉟+㊱+㊲)	時価ベース	2,923,830	123,138	13,289
3,060,257				
年度末積立金の対前年度増減額	時価ベース	47,688	△2,034	△25,515
20,138				

注1 厚生年金計は、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとりを収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、これに加えて公的年金制度内でのやりとり（①、②）を収入・支出両面から除いている。

注2 厚生年金計及び公的年金制度全体の<>内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注3 「その他（㊲）」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

注4 国共済及び地共済では、基礎年金交付金の対象となる給付の一部が経過の長期経理から支出されているが、ここでは、これを公的年金の収支に含めている。

2-3-6 この他、収入項目として、基礎年金拠出金収入(23兆1,600億円)、基礎年金交付金(2,457億円)、実施機関拠出金収入(4兆6,754億円)、厚生年金交付金(5兆439億円)、財政調整拠出金収入(2,319億円)があるが、これらは、本来、公的年金制度の合計でみると、収入・支出の双方に同額が計上され、それぞれ対応する支出項目と財政的には相殺するものである。

具体的には、

- ①厚生年金勘定の収入項目である「実施機関拠出金収入」は、国共済、地共済及び私学共済の支出項目である「厚生年金拠出金」に
- ②国共済、地共済及び私学共済の収入項目である「厚生年金交付金」は、厚生年金勘定の支出項目である「実施機関保険給付費等交付金」に
- ③国共済又は地共済の収入項目である「財政調整拠出金収入」は、国共済又は地共済の支出項目である「財政調整拠出金」に
- ④基礎年金勘定以外の収入項目である「基礎年金交付金」は、基礎年金勘定の支出項目の「基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）」に
- ⑤基礎年金勘定の収入項目である「基礎年金拠出金収入」は、基礎年金勘定以外の支出項目である「基礎年金拠出金」に

対応している<sup>67</sup>。

---

<sup>67</sup> これらのうち、「実施機関拠出金収入」、「厚生年金拠出金」、「厚生年金交付金」、「実施機関保険給付費等交付金」、「財政調整拠出金収入」及び「財政調整拠出金」は、厚生年金実施機関間でのやりとりを示す収入・支出項目であり、**図表 2-3-2**の厚生年金計の収入・支出両面から除いている。

2-3-7 したがって、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合には、公的年金制度内でのやりとりであるこれらの項目を収入・支出両面から除く必要がある（図表 2-3-3 参照）。

2-3-8 公的年金の収入総額をこうした考え方に基づいて算出すると、令和 6（2024）年度の運用損益分を除いた公的年金制度全体の収入総額は 55 兆 7,001 億円となる。支出面では、公的年金制度全体の給付費<sup>68</sup>が 55 兆 3,401 億円であり、同様に公的年金制度内でのやりとりを除いて算出した公的年金制度全体の支出総額は、55 兆 7,526 億円である。

2-3-9 これらの結果、公的年金制度全体の運用損益分を除いた単年度収支残は 526 億円のマイナスとなっている。また、運用損益は全制度でプラスとなっており、公的年金制度全体では時価ベースで 2 兆 231 億円のプラスとなっている。その結果、時価ベースの年度末積立金は、前年度末に比べ 2 兆 138 億円増加し、306 兆 257 億円となっている<sup>69</sup>。

2-3-10 単年度収支状況を制度及び厚生年金の実施機関別にみると、厚生年金勘定及び私学共済では、運用損益分を除いた単年度収支残がプラス、国共済、地共済、国民年金（国民年金勘定）及び国民年金（基礎年金勘定）ではマイナスとなっている。ここで、解散厚生年金基金等徴収金という一時的要因を除いても、厚生年金勘定で 3 兆 653 億円のプラスとなっている（図表 2-3-4 参照）。

---

<sup>68</sup> 給付費のうち、被用者年金各制度及び国民年金勘定の給付費には、その一部として基礎年金相当給付費が含まれており、これと基礎年金勘定の給付費である基礎年金給付費がいわゆる 1 階部分にあたる給付費となる。また、各制度が拠出した基礎年金拠出金、基礎年金相当給付費（いずれも公的年金制度全体では対応する収入項目と相殺するものである。）は、他制度の収入として受け入れられた後、最終的には公的年金制度の給付費の一部として支出される（図表 2-3-3 参照）。

<sup>69</sup> 厚生年金勘定の年度末積立金の対前年度増減額が、「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用損益」の合計に 370 億円一致しないのは、「業務勘定から積立金への繰入れ」のためである。国民年金（国民年金勘定）における 63 億円の不一致も同様の理由である。

図表2-3-3 公的年金の単年度収支状況 -令和6(2024)年度-

区 分		公的年金 制度全体
		億円
前年度末積立金 (㊦) 時価ベース		3,040,119
収 入  ( 単 年 度 )	総額	557,001
	保険料収入	431,253
	国庫・公経済負担	120,987
	追加費用	3,188
	基礎年金交付金	④ 2,457
	実施機関拠出金収入	① 46,754
	厚生年金交付金	② 50,439
	財政調整拠出金収入	③ 2,319
	職域等費用納付金	299
	解散厚生年金基金等徴収金	67
	基礎年金拠出金収入	⑤ 231,600
	独立行政法人福祉医療機構納付金	416
	その他	791
	総額	557,526
支 出  ( 単 年 度 )	給付費	553,401
	基礎年金拠出金	⑤ 231,600
	実施機関保険給付費等交付金	② 50,439
	厚生年金拠出金	① 46,754
	基礎年金相当給付費 (基礎年金交付金)	④ 2,457
	財政調整拠出金	③ 2,319
	その他	4,126
運用損益分を除いた単年度収支残 (㊧)		△526 <△593>*
運用損益 (㊨) 時価ベース	20,231	
その他 (㊩) 時価ベース	433	
年度末積立金 (㊦+㊧+㊨+㊩) 時価ベース	3,060,257	
年度末積立金の対前年度増減額 時価ベース	20,138	

\* 解散厚生年金基金等徴収金を控除した額

①②③④⑤の項目は、通常、合計で見ると収入・支出間で相殺されており、公的年金制度全体の財政には影響しないことから、公的年金制度全体の財政収支状況を見る場合は、これらの項目を収入・支出両面から除いている。

- ① 各実施機関から厚生年金勘定へ
- ② 厚生年金勘定から各実施機関へ
- ③ 国共済と地共済の両制度間における財政調整
- ④ 基礎年金勘定から各制度(実施機関)へ[基礎年金相当給付費に充てられる]
- ⑤ 各制度(実施機関)から基礎年金勘定へ

図表2-3-4 制度及び厚生年金の実施機関別にみた公的年金の単年度収支状況  
(制度横断的に比較・分析したもの) - 令和6(2024)年度 -

区 分	厚生年金					国民年金		公的年金 制度全体
	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	計	国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
前年度末積立金 (㉞) 時価ベース	2,430,478	101,579	303,997	40,089	2,876,142	125,173	38,804	3,040,119
収入 (単年度)								
総額	503,522	28,196	82,355	10,354	524,914 <sup>注1</sup>	34,410	231,734	557,001
保険料収入	363,545	13,198	34,978	5,543	417,264	13,989	・	431,253
国庫・公経済負担	90,957	2,610	6,505	1,231	101,302	19,685	・	120,987
追加費用	・	954	2,233	・	3,188	・	・	3,188
基礎年金交付金	1,304	134 <sup>注4</sup>	300 <sup>注4</sup>	9	1,746	711	・	④
実施機関拠出金収入	46,754	・	・	・	①	・	・	①
厚生年金交付金	・	11,274	36,005	3,160	②	・	・	②
財政調整拠出金収入	・	-	2,319	・	③	・	・	③
職域等費用納付金	299	・	・	・	299	・	・	299
解散厚生年金基金等徴収金	67	・	・	・	67	・	・	67
基礎年金拠出金収入	・	・	・	・	・	・	231,600	⑤
独立行政法人福祉医療機構納付金	395	・	・	・	395	22	・	416
その他	202	26	14	411	653	4	134	791
支出 (単年度)								
総額	472,802	30,517	83,503	9,680	496,990 <sup>注1</sup>	37,329	257,264	557,526
給付費	243,462	12,235 <sup>注4</sup>	37,921 <sup>注4</sup>	3,218	296,836	1,760	254,805	553,401
基礎年金拠出金	176,207	5,111	13,473	2,433	197,224	34,376	・	⑤
実施機関保険給付費等交付金	50,439	・	・	・	②	・	・	②
厚生年金拠出金	・	10,790	31,976	3,988	①	・	・	①
基礎年金相当給付費 (基礎年金交付金)	・	・	・	・	・	・	2,457	④
財政調整拠出金	・	2,319	-	・	③	・	・	③
その他	2,694	63	133	41	2,930	1,193	2	4,126
運用損益分を除いた単年度収支残 (㉟)	30,720 <sup>注2</sup> <30,653>	△2,321	△1,148	674	27,925 <sup>注2</sup> <27,857>	△2,920	△25,531	△526 <sup>注2</sup> <△593>
運用損益 (㊱) 時価ベース	16,051	862	1,897	583	19,393	822	16	20,231
その他 (㊲) <sup>注3</sup> 時価ベース	370	-	-	-	370	63	-	433
年度末積立金 (㊳+㊴+㊵+㊶) 時価ベース	2,477,618	100,120	304,746	41,346	2,923,830	123,138	13,289	3,060,257
年度末積立金の対前年度増減額 時価ベース	47,140	△1,459	750	1,257	47,688	△2,034	△25,515	20,138

注1 厚生年金計は、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間のやりとり (①～③) を収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、①～③に加えて公的年金制度内でのやりとり (④、⑤) を収入・支出両面から除いている。

注2 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体の<>内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注3 「その他 (㊲)」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金 (国民年金勘定) の「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

注4 国共済及び地共済では、基礎年金交付金の対象となる給付の一部が経過的長期経理から支出されているが、ここでは、これを公的年金の収支に含めている。

### 3 収入の推移

#### (1) 保険料収入

2-3-11 図表 2-3-5 は、公的年金の保険料収入の推移を示したものである。令和6(2024)年度の保険料収入は厚生年金計で41兆7,264億円、国民年金(国民年金勘定)で1兆3,989億円であり、公的年金制度全体の保険料収入は、43兆1,253億円である。

対前年度増減率をみると、厚生年金計では3.2%の増加、国民年金(国民年金勘定)では4.8%の増加、公的年金全体では3.3%の増加となっている。厚生年金の実施機関別では、厚生年金勘定は3.4%の増加、国共済は1.9%の増加、地共済は2.4%の増加、私学共済は3.9%の増加となっている。

これら保険料の増減要因については、厚生年金では2-3-12から2-3-13で、国民年金では2-3-14から2-3-18で、詳細に分析している。

図表2-3-5 公的年金の保険料収入の推移

年度	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	200,584	10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
22 (2010)	227,252	10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
27 (2015)	278,362	11,595	31,321	4,026	325,304	15,139	340,442
(厚生年金相当部分)	(278,362)	(11,055)	(29,646)	(3,864)	(322,926)		(338,065)
28 (2016)	294,754	12,070	32,003	4,031	342,858	15,069	357,927
29 (2017)	309,442	12,340	32,735	4,207	358,723	13,964	372,687
30 (2018)	319,287	12,744	33,476	4,384	369,892	13,904	383,795
元 (2019)	326,197	12,901	33,771	4,578	377,446	13,458	390,904
2 (2020)	320,612	12,849	34,553	4,788	372,802	13,365	386,168
3 (2021)	333,535	12,918	34,575	4,967	385,995	13,496	399,491
4 (2022)	340,583	12,814	34,197	5,144	392,737	13,802	406,539
5 (2023)	351,702	12,947	34,174	5,334	404,157	13,352	417,509
6 (2024)	363,545	13,198	34,978	5,543	417,264	13,989	431,253

## 対前年度増減率 (%)

17 (2005)	3.1	0.7	1.2	4.1	2.8	0.6	2.6
22 (2010)	2.2	△0.3	△1.1	3.6	1.7	△1.4	1.5
27 (2015)	5.8	2.9	1.2	1.5	5.1	△6.9	4.5
28 (2016)	5.9	9.2	8.0	4.3	6.2	△0.5	5.9
29 (2017)	5.0	2.2	2.3	4.4	4.6	△7.3	4.1
30 (2018)	3.2	3.3	2.3	4.2	3.1	△0.4	3.0
元 (2019)	2.2	1.2	0.9	4.4	2.0	△3.2	1.9
2 (2020)	△1.7	△0.4	2.3	4.6	△1.2	△0.7	△1.2
3 (2021)	4.0	0.5	0.1	3.7	3.5	1.0	3.5
4 (2022)	2.1	△0.8	△1.1	3.6	1.7	2.3	1.8
5 (2023)	3.3	1.0	△0.1	3.7	2.9	△3.3	2.7
6 (2024)	3.4	1.9	2.4	3.9	3.2	4.8	3.3

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の保険料収入と厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。また、( )内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。

注4 平成28(2016)年度の対前年度増減率は、平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものに対する率である。

2-3-12 図表 2-3-6 は、令和 6 (2024) 年度における厚生年金の保険料収入の増減要因を分析したものである。分析にあたっては、以下の方法で行った。

まず、保険料収入を以下の式で表し、各項目に分解する。

$$\text{保険料収入} = \text{被保険者数}^{70} \times \text{1人当たり標準報酬額}^{71} \times \text{保険料率}^{72} \times \alpha^{73}$$

上記の分解式において、被保険者数、1人当たり標準報酬額、保険料率を各々「前年度の数值」から「今年度の数值」に置き換えた値を算出し、その差をとることで、各項目の寄与額を算出した。次に、各項目の寄与額の前年度保険料収入に対する率を算出することで、保険料収入全体の増減率を要因別に分解した。なお、 $\alpha$  の変化による寄与分等を「その他」の要因による寄与分とした。

図表 2-3-6 厚生年金の保険料収入の増減要因の分析 —令和 6 (2024) 年度—

区分		厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済
		%	%	%	%
保険料収入の対前年度増減率		3.4	1.9	2.4	3.9
要因別の寄与分	被保険者数	1.5	△0.2	0.4	1.4
	1人当たり標準報酬額	1.8	2.0	2.0	0.4
	保険料率	—	—	—	2.2
	その他	△0.0	0.2	0.0	△0.0

注 1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の保険料収入に対する率で表している。

注 2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

2-3-13 厚生年金勘定では、1人当たり標準報酬額の寄与が 1.8% と大きく、次いで被保険者数の寄与が 1.5% となっている。国共済では、1人当たり標準報酬額の寄与が 2.0% となっている一方、被保険者数の減少による寄与が △0.2% となっている。地共済では、1人当たり標準報酬額の寄与が 2.0% と大きく、次いで被保険者数の寄与が 0.4% となっている。私学共済では、令和 6 (2024) 年度中に保険料率が引き上げられたこと<sup>74</sup>の寄与が 2.2% と大きく、次いで被保険者数の寄与が 1.4% となっている。

<sup>70</sup> 年度間平均値を用いた。

<sup>71</sup> 標準報酬総額（総報酬・年度間累計）を被保険者数（年度間平均値）で除した数値を用いた。

<sup>72</sup> 対象年度の保険料率を加重平均（収納月を考慮）した数値を用いた。

<sup>73</sup>  $\alpha$  は保険料収入の単純計算値と実績のずれを表す率で、以下の式で算出した。

$$\text{保険料収入実績} / (\text{被保険者数} \times \text{1人当たり標準報酬額} \times \text{保険料率})$$

※ 実績の保険料収入は、厚生年金基金の免除保険料率相当分、育休等による保険料免除分、収納状況、月別の数値が一定でないことによるずれ等の影響があるため、単純計算値（上記  $\alpha$  の式における分母）とは一致しない。そこで、このずれの状況を集約し  $\alpha$  としている。

<sup>74</sup> 図表 2-3-7 参照。

図表2-3-7 公的年金の保険料（率）の推移

年度 平成 /令和 (西暦)	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	旧日本鉄道	旧日本 たばこ産業	旧農林年金				平成16 (2004) 年度価格	名目額
15 (2003)	13.58 (4月)	15.69 (4月)	15.55 (4月)	15.22 (10月)	14.38 (9月)	12.96 (4月)	10.46 (4月)	13,300 (平成10年 4月～)
16 (2004)	13.934(10月)	↓	↓	14.704(10月)	14.509(10月)	13.384(10月)	↓	13,300
17 (2005)	14.288(9月)	↓	↓	15.058(9月)	14.638(9月)	13.738(9月)	10.814(4月)	13,580
18 (2006)	14.642(9月)	↓	↓	15.412(9月)	14.767(9月)	14.092(9月)	11.168(4月)	13,860
19 (2007)	14.996(9月)	↓	↓	15.766(9月)	14.896(9月)	14.446(9月)	11.522(4月)	14,140
20 (2008)	15.350(9月)	↓	↓	16.120(9月)	15.025(9月)	14.800(9月)	11.876(4月)	14,420
	↓	↓	↓	15.350(10月)	↓	↓	↓	↓
21 (2009)		15.704(9月)			15.154(9月)		12.230(4月)	14,700
22 (2010)		16.058(9月)			15.508(9月)		12.584(4月)	14,980
23 (2011)		16.412(9月)			15.862(9月)		12.938(4月)	15,260
24 (2012)		16.766(9月)			16.216(9月)		13.292(4月)	15,540
25 (2013)		17.120(9月)			16.570(9月)		13.646(4月)	15,820
26 (2014)		17.474(9月)			16.924(9月)		14.000(4月)	16,100
27 (2015)		↓			<15.293 :4~8月> <15.074 :4~8月>		14.354(4月)	16,380
		17.828(9月)			17.278(9月)		<13.389 :4~9月>	↓
		↓			<15.613 :9月> <15.390 :9月>		↓	↓
		↓			17.278(10月)		↓ [13.557(10月)]	↓
28 (2016)		18.182(9月)			17.632(9月)		14.708(4月) [13.911(9月)]	16,660
29 (2017)		18.3(9月)			17.986(9月)		15.062(4月) [14.265(9月)]	16,900
30 (2018)		↓			18.3(9月)		15.416(4月) [14.619(9月)]	↓
元 (2019)			↓				15.770(4月) [14.973(9月)]	17,000
2 (2020)			↓				16.124(4月) [15.327(9月)]	↓
3 (2021)			↓				16.478(4月) [15.681(9月)]	↓
4 (2022)			↓				16.832(4月) [16.035(9月)]	↓
5 (2023)			↓				17.186(4月) [16.389(9月)]	↓
6 (2024)			↓				17.540(4月) [16.743(9月)]	↓

注1 ( )内は改定月である。

注2 被用者年金一元化前の共済年金等の保険料率は、本人負担分の2倍を掲げた。

注3 平成27(2015)年度の&lt; &gt;内は、被用者年金一元化前の保険料率について、厚生年金相当部分を推計したものである。

注4 私学共済については、被用者年金一元化後の厚生年金勘定・職域年金経理の積立金を保険料の軽減に充てることが可能となっており、[ ]内は軽減後の保険料率(当該年度の9月(平成27年度は10月)から翌年度の8月まで適用)である。

2-3-14 国民年金（国民年金勘定）の保険料収入の増減要因の分析に当たり、国民年金保険料収入を現年度保険料収入と過年度保険料収入に分解したのが図表 2-3-8 であり、国民年金の免除等の状況の推移を示したのが図表 2-3-9 である。

令和 6（2024）年度の保険料収入は増加したが、これは過年度保険料収入が減少したが、それを上回って現年度保険料収入が増加したためである。

国民年金保険料の納付率の推移をみると、現年度納付率、最終納付率ともに年々上昇してきており、令和 6（2024）年度分現年度納付率は 78.6%、令和 4（2022）年度分最終納付率は 84.5%となっている。ここで、国民年金保険料の納付率とは、納付対象月数に対する納付月数の割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち実際に納付された月数である。

免除等の状況の推移をみると、令和 6（2024）年度は前年度と比べ、法定免除<sup>75</sup>者、申請 4 分の 3 免除者、申請半額免除者、申請 4 分の 1 免除者及び産前産後免除者は増加し、申請全額免除者、学生納付特例者、納付猶予者は減少している。全体の傾向としては、全額免除・猶予者<sup>76</sup>は減少し、一部免除者<sup>77</sup>は増加している。

2-3-15 しかし、現年度納付率、最終納付率ともに年々上昇してきているが、近年、国民年金第 1 号被保険者数が減少傾向にある中で、国民年金第 1 号被保険者に占める全額免除・納付猶予者の割合は増加傾向からここ数年ほぼ横ばいの状況となっており、令和 6（2024）年度においては 43.4%になっている（図表 2-3-9 を参照）。

その動向は、将来の年金水準にも影響を及ぼすことから、全額免除・納付猶予者について、その属性、免除・猶予期間や追納状況等の実態についての分析が望まれる。

---

<sup>75</sup> 障害基礎年金又は障害厚生年金（2 級以上）を受けている場合や生活保護による生活扶助を受けている場合等に、国民年金保険料の納付が免除される。

<sup>76</sup> 法定免除者、申請全額免除者、産前産後免除者、学生納付特例者、納付猶予者の合計。

<sup>77</sup> 申請 4 分の 3 免除者、申請半額免除者、申請 4 分の 1 免除者の合計。

図表2-3-8 国民年金（国民年金勘定）の保険料収入の内訳と国民年金保険料の納付率の推移

年度	保険料収入			現年度納付率	最終納付率
	現年度保険料	過年度保険料			
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	%	%
17 (2005)	19,480	18,062	1,418	67.1	72.4
22 (2010)	16,717	15,828	888	59.3	64.5
27 (2015)	15,139	14,037	1,102	63.4	73.1
28 (2016)	15,069	14,280	790	65.0	74.6
29 (2017)	13,964	13,237	728	66.3	76.3
30 (2018)	13,904	13,153	751	68.1	77.2
元 (2019)	13,458	12,817	641	69.3	78.0
2 (2020)	13,365	12,749	616	71.5	80.7
3 (2021)	13,496	12,836	660	73.9	83.1
4 (2022)	13,802	13,135	667	76.1	84.5
5 (2023)	13,352	12,765	587	77.6	
6 (2024)	13,989	13,486	503	78.6	
対前年度増減率 (%)					
	対前年度増減率 (%)			対前年度増減差	
17 (2005)	0.6	1.1	△5.0	3.5	4.2
22 (2010)	△1.4	△1.4	△0.8	△0.7	△0.8
27 (2015)	△6.9	△6.4	△12.4	0.3	0.9
28 (2016)	△0.5	1.7	△28.3	1.7	1.5
29 (2017)	△7.3	△7.3	△7.9	1.3	1.7
30 (2018)	△0.4	△0.6	3.2	1.8	0.9
元 (2019)	△3.2	△2.6	△14.6	1.1	0.8
2 (2020)	△0.7	△0.5	△3.9	2.2	2.7
3 (2021)	1.0	0.7	7.1	2.4	2.4
4 (2022)	2.3	2.3	1.1	2.2	1.5
5 (2023)	△3.3	△2.8	△12.0	1.6	
6 (2024)	4.8	5.6	△14.4	0.9	

注1 納付率とは、納付対象月数に対する納付月数の割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。)であり、納付月数はそのうち実際に納付された月数である。なお、納付対象月数、納付月数ともに保険料一部納付者についても1月と計数している。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

注3 現年度保険料には前納保険料(6ヵ月分前納分、1年度分前納分、2年度分前納分のほかに、口座振替の早割(当月保険料を当月末引落し)分による納付も含む。)を含んでいる。また、納付受託機関分の保険料が全て含まれている(過年度保険料、追納保険料を含む。)

第2章◆財政状況

図表2-3-9 国民年金の免除等の状況の推移

年度	第1号 被保険者	全額免除・猶予者						一部免除者			
		法定免除者	申請全額免除者	産前産後免除者	学生納付特例者	納付猶予者	申請3/4免除者	申請半額免除者	申請1/4免除者		
平成 /令和 (西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
17 (2005)	21,903	5,383	1,126	2,156	・	1,760	341	533	・	533	・
22 (2010)	19,382	5,513	1,263	2,215	・	1,659	376	436	243	137	56
27 (2015)	16,679	5,763	1,346	2,296	・	1,723	397	471	253	147	72
28 (2016)	15,754	5,830	1,347	2,211	・	1,757	514	432	220	139	73
29 (2017)	15,052	5,744	1,343	2,107	・	1,760	534	409	207	132	70
30 (2018)	14,711	5,741	1,351	2,050	・	1,788	552	397	200	128	69
元 (2019)	14,533	5,840	1,361	2,120	12	1,796	551	406	204	131	71
2 (2020)	14,495	6,098	1,387	2,355	9	1,766	581	359	185	113	61
3 (2021)	14,312	6,133	1,408	2,415	9	1,706	594	355	177	114	64
4 (2022)	14,047	6,073	1,432	2,395	8	1,656	582	329	165	105	59
5 (2023)	13,871	5,968	1,454	2,331	9	1,595	578	321	158	102	60
6 (2024)	13,680	5,932	1,462	2,295	10	1,587	578	332	161	107	65
対前年度増減率 (%)											
17 (2005)	△1.2	17.5	3.0	22.4	・	1.9	・	28.6	・	28.6	・
22 (2010)	△2.4	3.1	5.0	3.2	・	2.0	0.6	△8.0	△2.9	△12.3	△17.2
27 (2015)	△4.3	△4.3	0.2	△6.4	・	△3.2	△10.5	△23.2	△19.6	△25.2	△30.1
28 (2016)	△5.5	1.2	0.1	△3.7	・	2.0	29.3	△8.4	△12.9	△5.4	1.5
29 (2017)	△4.5	△1.5	△0.3	△4.7	・	0.2	3.9	△5.4	△5.9	△4.9	△4.7
30 (2018)	△2.3	△0.0	0.6	△2.7	・	1.6	3.4	△2.8	△3.3	△2.9	△1.1
元 (2019)	△1.2	1.7	0.8	3.4	・	0.4	△0.1	2.1	1.8	2.2	2.9
2 (2020)	△0.3	4.4	1.9	11.1	△21.5	△1.6	5.4	△11.4	△9.1	△13.3	△14.7
3 (2021)	△1.3	0.6	1.5	2.6	△1.7	△3.4	2.3	△1.3	△4.4	0.3	5.4
4 (2022)	△1.9	△1.0	1.6	△0.8	△10.4	△2.9	△2.1	△7.2	△6.7	△7.8	△7.4
5 (2023)	△1.3	△1.7	1.6	△2.7	10.7	△3.7	△0.7	△2.5	△4.3	△2.4	2.0
6 (2024)	△1.4	△0.6	0.5	△1.5	5.1	△0.5	△0.0	3.5	1.6	4.1	7.6
国民年金第1号被保険者数に占める割合 (%)											
17 (2005)	100.0	24.6	5.1	9.8	・	8.0	1.6	2.4	・	2.4	・
22 (2010)	100.0	28.4	6.5	11.4	・	8.6	1.9	2.2	1.3	0.7	0.3
27 (2015)	100.0	34.6	8.1	13.8	・	10.3	2.4	2.8	1.5	0.9	0.4
28 (2016)	100.0	37.0	8.6	14.0	・	11.2	3.3	2.7	1.4	0.9	0.5
29 (2017)	100.0	38.2	8.9	14.0	・	11.7	3.5	2.7	1.4	0.9	0.5
30 (2018)	100.0	39.0	9.2	13.9	・	12.2	3.8	2.7	1.4	0.9	0.5
元 (2019)	100.0	40.2	9.4	14.6	0.1	12.4	3.8	2.8	1.4	0.9	0.5
2 (2020)	100.0	42.1	9.6	16.2	0.1	12.2	4.0	2.5	1.3	0.8	0.4
3 (2021)	100.0	42.8	9.8	16.9	0.1	11.9	4.2	2.5	1.2	0.8	0.4
4 (2022)	100.0	43.2	10.2	17.0	0.1	11.8	4.1	2.3	1.2	0.7	0.4
5 (2023)	100.0	43.0	10.5	16.8	0.1	11.5	4.2	2.3	1.1	0.7	0.4
6 (2024)	100.0	43.4	10.7	16.8	0.1	11.6	4.2	2.4	1.2	0.8	0.5

注1 人数はいずれも年度末時点。

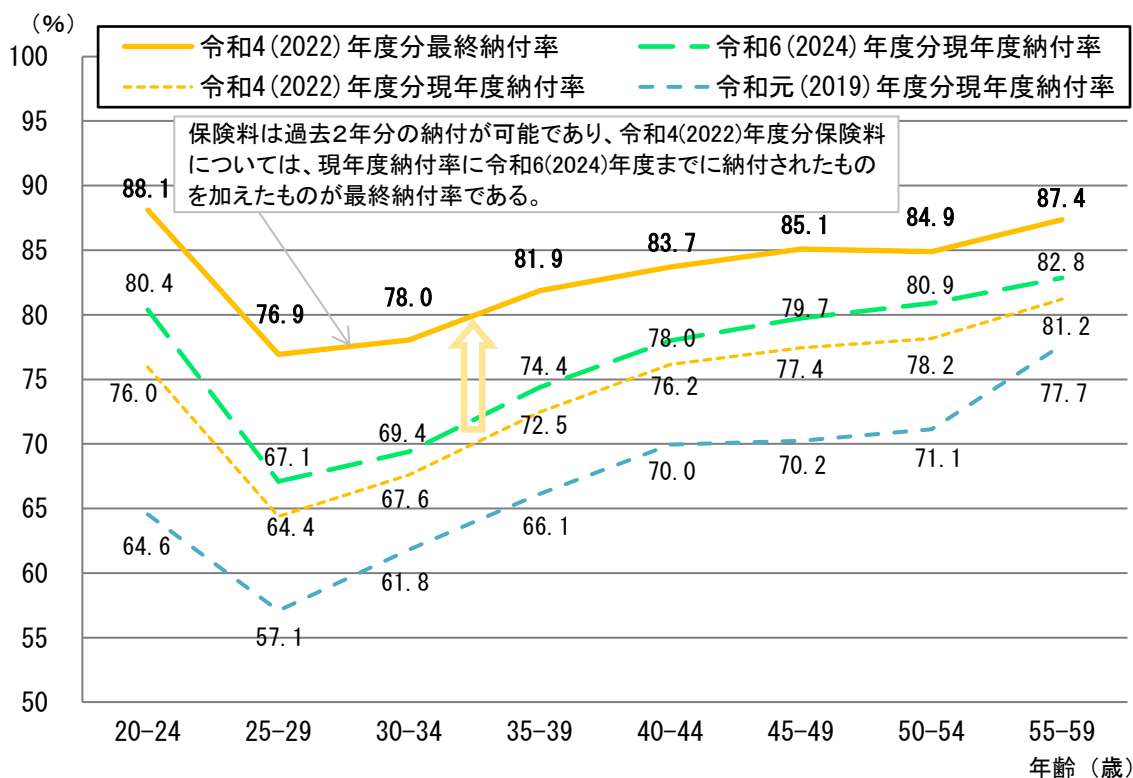
注2 第1号被保険者には任意加入者も含む。なお、年金局が毎年公表する「国民年金の加入・保険料納付状況」の全額免除・猶予割合等に用いる分母の第1号被保険者には任意加入者を含めておらず、分子には産前産後免除者を含めていないため、数値に差異があることに留意が必要である。

注3 納付猶予者は、平成27(2015)年度までは30歳未満、平成28(2016)年度以降は50歳未満の者が対象である。

2-3-16 なお、これまで国民年金（国民年金勘定）の現年度保険料収入についても厚生年金の保険料収入（2-3-12 参照）と同様の分析手法を用いて増減要因の分析を行ってきた。しかしながら、国民年金の保険料には多様な納付方法があり、現年度分の保険料収入を正確に把握することが難しい<sup>78</sup>。また、統計上の被保険者数や保険料免除被保険者数には一定期間を超える遡及訂正分は反映されないため、これらにより導く納付対象者数と実際の納付対象者数には乖離が生じる。これらの要因により生じる分析結果の誤差が許容できる範囲を超えたと判断したため、国民年金（国民年金勘定）の現年度保険料収入における増減要因の分析は取りやめることとした。

2-3-17 国民年金保険料の納付率について、年齢階級別にみたものが図表 2-3-10 である。最終的な納付状況を示す令和 4（2022）年度分最終納付率をみると、20～24 歳の年齢階級が最も高く、次いで 55～59 歳、45～49 歳、50～54 歳の年齢階級で高くなっている。また、納付状況の途中経過を示す令和 6（2024）年度分現年度納付率をみると、55～59 歳の年齢階級で最も高くなっている。

図表 2-3-10 国民年金保険料の年齢階級別納付率



<sup>78</sup> 国民年金（国民年金勘定）の現年度保険料収入は現金ベース（当年度4月～翌3月及び出納整理期間の翌4月に収納されたもの）で計上された数値となっており、当年度に納付された前納保険料、納付受託機関（コンビニエンスストア、農協等）分の保険料（過年度保険料、追納保険料を含む。）、過誤納保険料、付加保険料が含まれる一方で、前年度以前に納付された当該年度の前納保険料が含まれていない。

2-3-18 令和4(2022)年度分最終納付率と令和4(2022)年度分現年度納付率を比較すると、全ての年齢階級において上昇しており、特に若い年齢階級での上昇幅が大きい。現年度納付率について、令和6(2024)年度と令和元(2019)年度を比較すると、全ての年齢階級において納付率は上昇しており、特に20～24歳の年齢階級では16ポイント程度の上昇幅となっている。納付率に影響を与える要因には、経済環境の変化、国民年金保険料に対する納付意識の変化、第1号被保険者集団の変化、口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストア、インターネットバンキングやスマホ決済アプリによる納付方法の周知及び利用促進等の納めやすい環境づくりなど様々あり得るが、日本年金機構において国民年金の納付率向上の取組として、現年度納付率及び最終納付率に数値目標を設定し<sup>79</sup>、未納者に対する納付督促や強制徴収を実施していることもその一つであると考えられる。

---

<sup>79</sup> 納付率の数値目標は、①令和6(2024)年度分保険料の現年度納付率については、前年度実績以上の納付率を確保し、13年連続の向上を図る。②令和5(2023)年度分保険料の令和6(2024)年度末における納付率及び令和4(2022)年度分保険料の最終納付率については、80%台を確保する。とされた。

令和6(2024)年度分保険料の現年度納付率については前年度納付率+0.9ポイントの78.6%(13年連続の向上も達成)、令和5(2023)年度分保険料の過年度1年目における納付率は84.0%、令和4(2022)年度分保険料の最終納付率については84.5%であり、いずれも目標を達成している。

## (2) 国庫・公経済負担

2-3-19 図表 2-3-11 は、公的年金の国庫・公経済負担の推移を示したものである。令和 6 (2024) 年度の公的年金制度全体の国庫・公経済負担は、12 兆 987 億円である。

国庫・公経済負担の対前年度増減率を制度別にみると、私学共済と国民年金勘定を除く全ての制度で減少している。国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、基礎年金拠出金の増減が、国庫・公経済負担の増減の要因となっている。

ここで、国庫・公経済負担とは、基礎年金拠出金の 2 分の 1 に相当する額、国民年金が発足した昭和 36 (1961) 年 4 月前の期間 (恩給公務員期間等は除く) に係る給付に要する費用の一定割合<sup>80</sup>に相当する額等について、国庫または地方公共団体等が負担している額<sup>81</sup>のことである。また、国民年金においては、国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に特別国庫負担がある。

2-3-20 国庫・公経済負担の推移をみると、国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、基礎年金等給付費の増加を反映して基礎年金拠出金が増加してきたことが、国庫・公経済負担の増加の要因となっている。また、平成 16 (2004) 年度以降平成 21 (2009) 年度までは、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ (図表 2-3-12 参照) も増加要因となっていた。

2-3-21 ここで、基礎年金制度では、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、基礎年金交付金の概算額が算定され、その後、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値 (確定値) を用いて算出した確定額と概算額との差額が翌々年度に精算される仕組みとなっている。基礎年金勘定に実際に拠出・交付される額は、当該年度の概算額と前々年度の精算額の合計である。また、確定値ベースとは、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値 (確定値) を用いて算出した額等のことである。平成 22 (2010) 年度は、概算額算出に用いる国民年金 (国民年金勘定) の納付率の変更<sup>82</sup>により、各制度の基礎年金拠出金算定対象者数の構成比 (図表 2-3-22 参照) が変化したことで、概算額が国民年金 (国民年金勘定) で減少し、被用者年金で増加した。これに加え、平成 20 (2008) 年度に係る精算額も国民年金 (国民年金勘定) でマイナス、被用者年金でプラスとなったため、平成 22 (2010) 年度の国庫・公経済負担は、国民年金 (国民年金勘定) で大きく減少する一方、被用者年金で増加した。令和 5 (2023) 年度は基礎年金給付費が増加

<sup>80</sup> 厚生年金は 20%、国共済・地共済は 15.85%、私学共済・旧農林年金は 19.82%。

<sup>81</sup> 用語解説参考図表 2 (310 頁) を参照。

<sup>82</sup> 平成 21 (2009) 年度までの 80% から、平成 22 (2010) 年度は 62% に変更。

しているにもかかわらず大幅に減少した。これは、令和4年度までは（基礎年金拠出金を）予算の見通しにより、そのまま繰り入れしていたものを、より実勢に合わせて繰り入れるようにしたためである。

図表2-3-11 公的年金の国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	45,394	1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
22 (2010)	84,326	2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586
27 (2015)	92,264	3,011	7,496	1,215	103,985	18,094	122,079
(厚生年金相当部分)	(92,264)	(3,007)	(7,465)	(1,214)	(103,949)		(122,043)
28 (2016)	92,458	3,136 [3,000]	7,013	1,239	103,845 [103,709]	19,966	123,811 [123,675]
29 (2017)	94,819	2,895 [2,781]	7,037	1,218	105,969 [105,855]	19,363	125,332 [125,218]
30 (2018)	97,988	2,817	7,106	1,268	109,178	18,207	127,385
元 (2019)	100,262	2,967	7,451	1,339	112,019	17,684	129,703
2 (2020)	101,335	2,945	7,684	1,340	113,305	18,308	131,613
3 (2021)	101,906	3,001	7,699	1,358	113,965	18,915	132,880
4 (2022)	102,468	3,036	7,926	1,402	114,832	19,089	133,921
5 (2023)	91,979	2,691	6,862	1,230	102,762	18,272	121,034
6 (2024)	90,957	2,610	6,505	1,231	101,302	19,685	120,987
対前年度増減率(%)							
17 (2005)	6.1	4.1	0.9	7.6	5.6	11.8	7.1
22 (2010)	8.1	9.7	4.1	11.3	7.9	△17.8	3.0
27 (2015)	5.2	5.9	4.9	6.6	5.2	△6.2	3.4
28 (2016)	0.2	4.3	△6.0	2.0	△0.1	10.3	1.4
29 (2017)	2.6	△7.7	0.3	△1.7	2.0	△3.0	1.2
30 (2018)	3.3	△2.7	1.0	4.1	3.0	△6.0	1.6
元 (2019)	2.3	5.3	4.9	5.6	2.6	△2.9	1.8
2 (2020)	1.1	△0.7	3.1	0.1	1.1	3.5	1.5
3 (2021)	0.6	1.9	0.2	1.3	0.6	3.3	1.0
4 (2022)	0.6	1.2	2.9	3.2	0.8	0.9	0.8
5 (2023)	△10.2	△11.4	△13.4	△12.3	△10.5	△4.3	△9.6
6 (2024)	△1.1	△3.0	△5.2	0.1	△1.4	7.7	△0.0

- 注1 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。
- 注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
- 注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の国庫・公経済負担と厚生年金保険経理の国庫・公経済負担を加えたものである。また、( )内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の国庫・公経済負担のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の国庫・公経済負担を加えたものである。
- 注4 平成28(2016)年度の対前年度増減率は、平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の国庫・公経済負担のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の国庫・公経済負担を加えたものに対する率である。
- 注5 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の[ ]内の額は、実際に国庫が国共済に負担した額及びそれに基づく厚生年金計、公的年金制度全体の額である。当該額と決算額との差額は、国共済の基礎年金拠出金に係る前々年度の精算額(被用者年金一元化前に係るものに限る。)のうち国庫負担相当額(平成28(2016)年度136億円、平成29(2017)年度115億円)である。

図表2-3-12 基礎年金の国庫・公経済負担の引上げ

年度	基礎年金の国庫・公経済負担割合 ①	①欄で*を付した額の内訳						
		公的年金 制度全体 (うち国庫)		厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成(西暦)		億円	億円	億円	億円	億円	億円	
16(2004)	1/3 + 296億円*	296	(272)	206	8	21	3	58
17(2005)	1/3 + 11/1000 + 1,192億円*	1,192	(1,101)	822	30	82	10	248
18(2006)	1/3 + 25/1000							
19(2007)	1/3 + 32/1000							
20(2008)	1/3 + 32/1000							
21(2009)~	1/2							

注 基礎年金の国庫・公経済負担には、地方公共団体等の負担を含む。

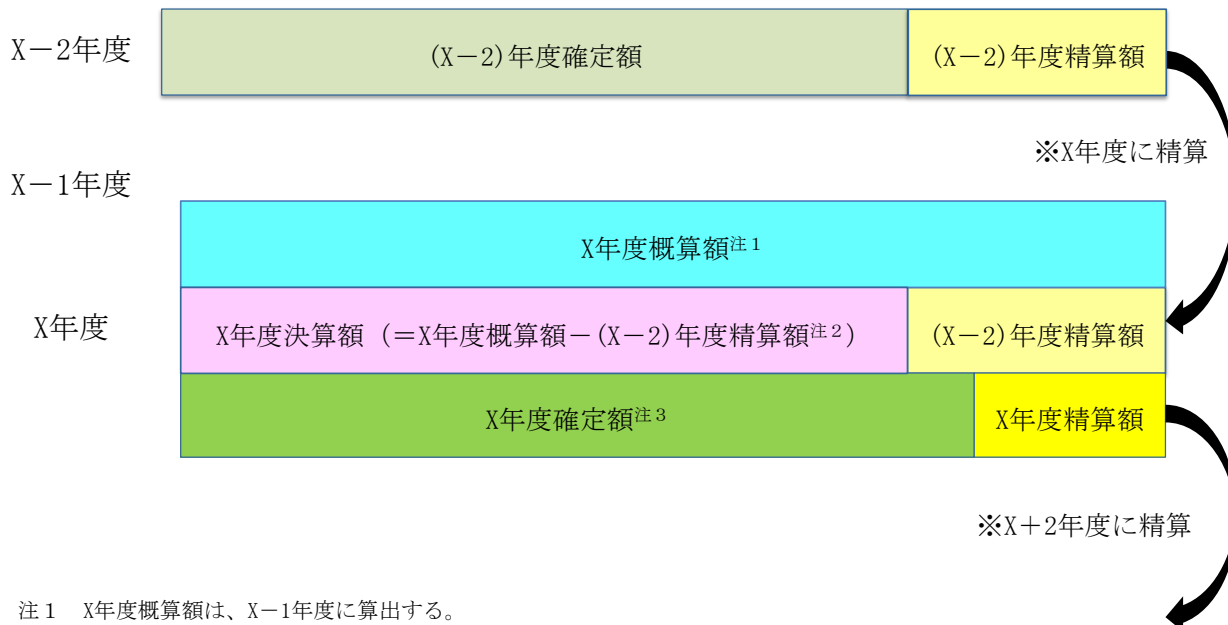
## 第2章◆財政状況

(参考) 基礎年金拠出金の概算・精算の仕組み

年度		概算額 ①	精算額 (前々年度の ①-③ ②)	決算額 ①-②	確定額 (確定値) ③	翌々年度に 精算 ①-③
令和 (西暦)		億円	億円	億円	億円	億円
3 (2021)	厚生年金勘定	212,566	16,048	196,518	188,042	24,524
	国共済	6,166	293	5,873	5,734	432
	地共済	16,281	797	15,484	14,992	1,289
	私学共済	2,902	220	2,682	2,624	278
	国民年金(国民年金勘定)	32,323	△968	33,291	33,390	△1,066
	公的年金制度全体	270,238	16,391	253,847	244,782	25,457
4 (2022)	厚生年金勘定	218,092	20,057	198,035	188,058	30,034
	国共済	6,264	313	5,951	5,634	630
	地共済	16,161	985	15,177	14,627	1,535
	私学共済	3,008	238	2,770	2,625	383
	国民年金(国民年金勘定)	32,643	△962	33,605	33,723	△1,080
	公的年金制度全体	276,169	20,631	255,538	244,667	31,502
5 (2023)	厚生年金勘定	202,033	24,508	177,525	191,916	10,117
	国共済	5,699	431	5,268	5,619	80
	地共済	14,875	1,288	13,587	14,536	339
	私学共済	2,707	278	2,429	2,671	35
	国民年金(国民年金勘定)	30,707	△1,062	31,769	33,940	△3,233
	公的年金制度全体	256,021	25,444	230,578	248,683	7,338
6 (2024)	厚生年金勘定	206,323	30,116	176,207	197,680	8,643
	国共済	5,752	641	5,111	5,683	70
	地共済	15,032	1,559	13,473	14,782	250
	私学共済	2,820	387	2,433	2,755	65
	国民年金(国民年金勘定)	33,177	△1,199	34,376	34,925	△1,748
	公的年金制度全体	263,103	31,503	231,600	255,824	7,279

注 精算額は、前々年度の①-③から調整額(基礎年金勘定に納付された基礎年金拠出金から生じた運用収入を拠出金按分率で按分した額)を加算し、過年度拠出に係る算定額を遡及訂正した場合の影響を含めている。

(イメージ図)



注1 X年度概算額は、X-1年度に算出する。

注2 一般的に概算額は確定額より大きくなるが、小さくなることもあり得る。その場合、決算額は当年度概算額に前々年度精算額を加算した額となる。

注3 X年度確定額は、X+1年度に確定する。

## (3) 追加費用

2-3-22 図表 2-3-13 は、国共済及び地共済に係る厚生年金相当部分の追加費用の推移を示したものである。令和 6 (2024) 年度の厚生年金相当部分の追加費用の額は、国共済 954 億円、地共済 2,233 億円となっている。この額の対前年度増減率をみると、国共済は 8.5%、地共済は 10.4%減少している。追加費用は共済制度発足前の期間にかかる給付であることから減少していくものであるが、追加費用についても翌々年度に精算が行われており、このことも増減に対して影響を与えている<sup>83</sup>。

図表 2-3-13 追加費用の推移

年度	厚生年金相当部分		
	国共済	地共済	計
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円
27 (2015)	2,228	2,326	4,554
28 (2016)	2,063	4,067	6,130
29 (2017)	1,945	4,551	6,496
30 (2018)	1,773	3,927	5,700
元 (2019)	1,640	3,661	5,302
2 (2020)	1,545	3,259	4,804
3 (2021)	1,323	3,086	4,408
4 (2022)	1,172	2,927	4,099
5 (2023)	1,044	2,493	3,536
6 (2024)	954	2,233	3,188
対前年度増減率 (%)			
28 (2016)	△7.4	74.9	34.6
29 (2017)	△5.7	11.9	6.0
30 (2018)	△8.9	△13.7	△12.3
元 (2019)	△7.5	△6.8	△7.0
2 (2020)	△5.8	△11.0	△9.4
3 (2021)	△14.4	△5.3	△8.2
4 (2022)	△11.4	△5.1	△7.0
5 (2023)	△11.0	△14.8	△13.7
6 (2024)	△8.5	△10.4	△9.9

注 平成27(2015)年度の厚生年金相当部分の額は、長期経理の追加費用のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の追加費用を加えたものである。

<sup>83</sup> 平成 29(2017)年度の地共済で増加しているのも、平成 28(2016)年度にマイナスの精算があったためである。なお、平成 28(2016)年度の地共済で増加しているのは、平成 27(2015)年度において、厚生年金保険経理からの給付に充てられる追加費用が本来受け入れるべき厚生年金保険経理に受け入れられなかったためである。この額 (2,246 億円)については、平成 29(2017)年度に、利子相当額を含め地共済の経過の長期経理から厚生年金保険経理に移管された。

(4) 運用損益

2-3-23 図表 2-3-14 は、公的年金の運用損益（時価ベース）の推移である。令和 6（2024）年度の厚生年金計の運用損益は 1 兆 9,393 億円のプラス<sup>84</sup>、公的年金制度全体では 2 兆 231 億円のプラスとなっている。

図表 2-3-14 公的年金の運用損益（時価ベース）の推移

年度末 平成 /令和（西暦）	厚生年金 勘定 億円	国共済 億円	地共済 億円	私学共済 億円	厚生年金計 （被用者年金計） 億円	国民年金		公的年金 制度全体 億円
						国民年金勘定 億円	基礎年金勘定 億円	
17（2005）	91,893	4,647	32,363	1,903	130,806	6,451	83	137,340
22（2010）	△3,069	979	△145	52	△2,183	△194	93	△2,284
27（2015）	△50,081	14	△8,493	△1,031	△59,591	△3,417	51	△62,957
（厚生年金相当部分）	（△50,081）	（131）	（△3,602）	（△602）	（△54,154）			（△57,520）
28（2016）	74,076	2,591	9,102	1,146	86,915	4,854	49	91,819
29（2017）	94,401	3,626	13,744	1,405	113,176	5,892	15	119,084
30（2018）	22,133	1,182	2,696	298	26,309	1,329	15	27,653
元（2019）	△78,605	△3,307	△10,138	△1,066	△93,115	△4,595	15	△97,696
2（2020）	356,837	15,096	46,816	5,624	424,373	20,489	10	444,873
3（2021）	95,174	4,308	12,582	1,628	113,692	5,319	4	119,016
4（2022）	27,664	1,234	3,639	613	33,151	1,493	4	34,649
5（2023）	431,030	18,879	55,616	7,472	512,996	22,567	3	535,566
6（2024）	16,051	862	1,897	583	19,393	822	16	20,231

- 注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注2 厚生年金勘定・国民年金の運用損益は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度は旧年金資金運用基金）における当年度の運用損益に年金特別会計で管理する積立金の運用損益を加えたものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金勘定・国民年金への按分は、厚生年金勘定・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。
- 注3 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計（被用者年金計）及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。
- 注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の運用損益と厚生年金保険経理の運用損益を加えたものである。また、( )内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の運用損益のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益を加えたものである。
- 注5 平成28(2016)年度の私学共済については、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。
- 注6 平成27(2015)年度以降の国共済の厚生年金保険経理の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用損益である。

<sup>84</sup> 詳細については、「令和 6 年度厚生年金保険法第 7 9 条の 9 第 1 項に基づく積立金の管理及び運用の状況に関する報告書（令和 8 年 3 月厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省）」を参照。

## (5) 運用利回り

2-3-24 図表 2-3-15 は、公的年金の運用利回り（時価ベース）の推移である。

令和 6（2024）年度の運用利回りは、厚生年金計では 0.67%、国民年金（国民年金勘定）では 0.66%となっている。

なお、令和 6（2024）年度の運用利回りは、全ての制度で前年度を下回っている。

図表 2-3-15 公的年金の運用利回り（時価ベース）の推移

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)
平成 /令和 17 (2005)	% 6.82	% 5.36	% 8.44	% 5.78	% ・	% 6.88
22 (2010)	△0.26	1.21	△0.04	0.16	・	△0.25
27 (2015)	△3.63	0.18	△1.76	△2.83	△3.23	△3.72
28 (2016)	5.47	3.71	4.75	5.76	5.30	5.63
29 (2017)	6.51	5.20	6.83	6.89	6.50	6.70
30 (2018)	1.43	1.65	1.27	1.35	1.42	1.46
元 (2019)	△5.00	△4.63	△4.81	△4.69	△4.96	△5.07
2 (2020)	23.96	22.62	23.81	25.27	23.90	24.39
3 (2021)	5.16	5.35	5.19	5.70	5.19	5.23
4 (2022)	1.42	1.47	1.46	1.99	1.44	1.43
5 (2023)	21.69	22.77	21.92	22.98	21.81	21.79
6 (2024)	0.66	0.86	0.61	1.42	0.67	0.66

注1 運用手数料控除後の運用利回りである。

注2 平成22(2010)年度までの国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、長期経理の運用利回りである。

注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、図表2-3-14の運用損益を運用元本平均残高の推計値(共済組合等の平成27年度の運用元本平均残高は、単年度収支状況(厚生年金相当部分の推計)から算出した前年度末積立金(推計値)と平成27(2015)年度末積立金の合計から図表2-3-14の運用損益を控除したものを2で除して得た額)で除することにより算出したものである。

注4 平成28(2016)年度の私学共済及び厚生年金計の運用利回りは、私学共済における被用者年金の一元化に伴い分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。

注5 平成28(2016)年度以降の国共済の数値は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用利回りである。

4 支出の推移

2-3-25 図表 2-3-16 は、支出のほとんどを占める公的年金の給付費の推移である。令和6(2024)年度は55兆3,401億円、対前年度で2.3%の増加となっている。国民年金(国民年金勘定)で減少したものの、厚生年金計及び国民年金(基礎年金勘定)で増加したため、公的年金制度全体では増加している。

2-3-26 厚生年金計では1.7%の増加であり、その内訳は、厚生年金勘定1.6%の増加、国共済1.0%の増加、地共済2.1%の増加、私学共済4.2%の増加となっている。

図表 2-3-16 公的年金の給付費の推移

年度末 平成 /令和 (西暦)	厚生年金 勘定 億円	国共済 億円	地共済 億円	私学共済 億円	厚生年金計 (被用者年金計) 億円	国民年金		公的年金 制度全体 億円
						国民年金勘定 億円	基礎年金勘定 億円	
17 (2005)	220,794	16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
22 (2010)	240,092	16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
27 (2015)	234,398	48,240	41,569	2,813	327,020	7,311	209,349	543,680
(厚生年金相当部分)	(234,398)	(13,800)	(39,070)	(2,665)	(289,932)			(506,592)
28 (2016)	234,814	13,611	39,101	2,723	290,248	6,400	216,833	513,481
29 (2017)	236,669	13,280	38,066	2,757	290,772	5,541	224,089	520,403
30 (2018)	238,045	13,097	38,149	2,818	292,108	4,770	229,047	525,925
元 (2019)	238,446	12,893	37,955	2,878	292,173	4,082	233,352	529,607
2 (2020)	239,047	12,649	37,454	2,917	292,067	3,491	238,053	533,612
3 (2021)	236,888	12,472	37,368	2,972	289,699	2,965	240,926	533,590
4 (2022)	236,932	12,275	37,314	3,021	289,542	2,476	241,968	533,986
5 (2023)	239,625	12,117	37,141	3,088	291,972	2,075	246,945	540,991
6 (2024)	243,462	12,235	37,921	3,218	296,836	1,760	254,805	553,401
対前年度増減率(%)								
17 (2005)	2.1	△0.5	0.3	2.6	1.7	△6.5	7.0	2.8
22 (2010)	0.7	0.3	1.7	3.5	0.8	△9.4	3.3	1.4
27 (2015)	0.6	△0.2	1.2	3.5	0.7	△11.7	4.7	2.1
28 (2016)	0.2	△1.4	0.1	2.2	0.1	△12.5	3.6	1.4
29 (2017)	0.8	△2.4	△2.6	1.3	0.2	△13.4	3.3	1.3
30 (2018)	0.6	△1.4	0.2	2.2	0.5	△13.9	2.2	1.1
元 (2019)	0.2	△1.6	△0.5	2.1	0.0	△14.4	1.9	0.7
2 (2020)	0.3	△1.9	△1.3	1.3	△0.0	△14.5	2.0	0.8
3 (2021)	△0.9	△1.4	△0.2	1.9	△0.8	△15.1	1.2	△0.0
4 (2022)	0.0	△1.6	△0.1	1.7	△0.1	△16.5	0.4	0.1
5 (2023)	1.1	△1.3	△0.5	2.2	0.8	△16.2	2.1	1.3
6 (2024)	1.6	1.0	2.1	4.2	1.7	△15.2	3.2	2.3

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注3 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の給付費と厚生年金保険経理の給付費を加えたものである。また、( )内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の給付費のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の給付費を加えたものである。

注5 平成28(2016)年度の対前年度増減率は、平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の給付費のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の給付費を加えたものに対する率である。

注6 平成27(2015)年度以降の国共済及び地共済では、基礎年金交付金の対象となる給付の一部が経過的長期経理から支出されているが、ここでは、これを公的年金の給付費に含めている。

2-3-27 国民年金では、基礎年金勘定で給付費の増加が続いており、令和6(2024)年度は3.2%の増加であった。一方、国民年金勘定では15.2%の減少となっており、一貫して減少している。これは、国民年金勘定の給付が主に旧法国民年金の老齢年金の給付であり、受給者の年齢の上昇とともに受給者数が減少し、給付費も減少していく傾向にあるからである。

## 5 運用損益分を除いた単年度収支残

2-3-28 図表 2-3-17 は、運用損益分を除いた単年度収支残の推移を示したものである。

令和 6 (2024) 年度は、厚生年金勘定及び私学共済ではプラス、国共済、地共済、国民年金（国民年金勘定）及び国民年金（基礎年金勘定）ではマイナスとなっており、厚生年金計はプラスに、公的年金制度全体はマイナスになっている。各勘定においてマイナスになった場合の不足分は運用益や積立金の取崩しにより賄っていることとなる。

2-3-29 なお、ここでは運用損益分を除いた状況をみているが、実際の財政運営はおおむね 100 年にわたる長期間で財政均衡を図ることとしており、単年度では運用益の活用や積立金の取崩しあるいは積増しを想定していることから、運用損益分を除いた単年度収支残がマイナスであることが、そのまま財政状況の悪化を意味するわけではない。公的年金制度の財政状況に関しては、財政検証による将来見通しと実績を比較してその乖離要因を分析・評価する必要がある。この点については第 3 章で詳述している。

2-3-30 運用損益分を除いた単年度収支残の推移をみると、解散厚生年金基金等徴収金という一時的要因を除くと、厚生年金計はマイナスの状況が続いてきたが、令和 4 (2022) 年度以降、解散厚生年金基金等徴収金を除いた後もプラスとなっている。厚生年金勘定は、令和 3 (2021) 年度以降、解散厚生年金基金等徴収金を除いた後もプラスとなっているが、これは、被保険者数や 1 人当たり標準報酬額（総報酬ベース）が増加したことによるものと考えられる。

2-3-31 国民年金（国民年金勘定）は、平成 22 (2010) 年度に一時プラスの状況に転じたが、平成 23 (2011) 年度以降は再びマイナスとなっている。

図表2-3-17 運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金勘定		国共済	地共済	私学共済	厚生年金計 (被用者年金計)		国民年金		公的年金 制度全体	
								国民年金勘定	基礎年金勘定		
平成 /令和 (西暦)	億円		億円	億円	億円	億円		億円	億円	億円	
17 (2005)	△71,123	<△105,690>	△1,521	△6,082	△252	△78,978	<△113,545>	△6,967	△1,430	△87,375	<△121,942>
22 (2010)	△63,044	<△63,137>	△3,266	△9,660	△282	△76,252	<△76,345>	2,388	5,553	△68,311	<△68,403>
27 (2015)	22,633	<△24,015>	△3,499	△9,876	△77	9,181	<△37,466>	△1,593	238	7,827	<△38,820>
(厚生年金相当部分)	(22,633)	(<△24,015>)	(△3,229)	(△11,947)	(△91)	(7,365)	(<△39,282>)	(△1,593)	(238)	(6,010)	(<△40,637>)
28 (2016)	30,955	<△12,889>	△2,401	△6,922	128	21,761	<△22,083>	△3,064	△305	18,392	<△25,452>
29 (2017)	10,078	<△6,075>	△2,084	△644	251	7,600	<△8,553>	△3,414	△1,074	3,113	<△13,041>
30 (2018)	1,961	<△5,340>	△1,160	△3,466	362	△2,303	<△9,604>	△2,100	2,473	△1,931	<△9,231>
元 (2019)	△986	<△1,944>	△1,596	△3,931	433	△6,079	<△7,038>	△1,790	3,911	△3,959	<△4,917>
2 (2020)	△9,011	<△9,561>	△1,294	△4,154	616	△13,844	<△14,394>	△2,514	4,651	△11,706	<△12,257>
3 (2021)	3,304	<2,228>	△1,164	△4,478	543	△1,795	<△2,870>	△3,016	7,592	2,781	<1,706>
4 (2022)	6,888	<6,763>	△1,111	△3,613	499	2,662	<2,537>	△2,725	9,174	9,111	<8,986>
5 (2023)	23,616	<23,459>	△2,174	△1,151	848	21,139	<20,982>	△2,022	△19,916	△799	<△956>
6 (2024)	30,720	<30,653>	△2,321	△1,148	674	27,925	<27,857>	△2,920	△25,531	△526	<△593>

注1 決算の収入から「運用損益」、厚生年金勘定・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注2 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体の〈 〉内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注4 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支残と厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残を加えたものである。また、( )内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支残のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残を加えたものである。

注7 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

6 積立金

2-3-32 図表 2-3-18 は、公的年金の積立金<sup>85</sup>（共済組合等については厚生年金保険経理の積立金であり、経過的長期経理の積立金を含まない）（時価ベース）の推移である。令和6（2024）年度末において、厚生年金全体では 292.4 兆円、公的年金制度全体では 306.0 兆円である。前年度末に比べ、厚生年金全体では 1.7%の増加、国民年金（国民年金勘定）では 1.6%の減少、公的年金全体では 0.7%の増加となった。

厚生年金の実施機関別にみると、国共済は減少しているが、それ以外の実施機関で増加している。

図表 2-3-18 公的年金の積立金（時価ベース）の推移

年度末 平成 /令和 (西暦)	厚生年金 勘定 億円	国共済 億円	地共済 億円	私学共済 億円	厚生年金計 (被用者年金計) 億円	国民年金		公的年金 制度全体 億円
						国民年金勘定 億円	基礎年金勘定 億円	
17 (2005)	1,403,465	91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
22 (2010)	1,141,532	80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
27 (2015)	1,339,311	71,552	195,697	20,652	1,627,212	87,768	32,181	1,747,161
28 (2016)	1,444,462	71,145	200,478	20,562	1,736,648	89,668	31,926	1,858,241
29 (2017)	1,549,035	72,687	213,577	22,219	1,857,518	92,210	30,867	1,980,595
30 (2018)	1,573,302	72,709	212,807	22,878	1,881,696	91,543	33,355	2,006,594
元 (2019)	1,493,896	67,805	198,739	22,246	1,782,686	85,232	37,281	1,905,199
2 (2020)	1,841,927	81,607	241,401	28,486	2,193,421	103,259	41,942	2,338,623
3 (2021)	1,940,615	84,751	249,506	30,656	2,305,528	105,642	49,539	2,460,709
4 (2022)	1,975,392	84,874	249,532	31,769	2,341,567	104,518	58,717	2,504,802
5 (2023)	2,430,478	101,579	303,997	40,089	2,876,142	125,173	38,804	3,040,119
6 (2024)	2,477,618	100,120	304,746	41,346	2,923,830	123,138	13,289	3,060,257
対前年度増減率(%)								
17 (2005)	1.5	3.5	6.8	5.0	2.8	△0.4	—	2.6
22 (2010)	△5.5	△2.7	△2.6	△0.7	△4.6	3.1	—	△4.3
27 (2015)	△2.0	・	・	・	・	△5.3	0.9	・
28 (2016)	7.9	△0.6	2.4	△0.4	6.7	2.2	△0.8	6.4
29 (2017)	7.2	2.2	6.5	8.1	7.0	2.8	△3.3	6.6
30 (2018)	1.6	0.0	△0.4	3.0	1.3	△0.7	8.1	1.3
元 (2019)	△5.0	△6.7	△6.6	△2.8	△5.3	△6.9	11.8	△5.1
2 (2020)	23.3	20.4	21.5	28.0	23.0	21.2	12.5	22.7
3 (2021)	5.4	3.9	3.4	7.6	5.1	2.3	18.1	5.2
4 (2022)	1.8	0.1	0.0	3.6	1.6	△1.1	18.5	1.8
5 (2023)	23.0	19.7	21.8	26.2	22.8	19.8	△33.9	21.4
6 (2024)	1.9	△1.4	0.2	3.1	1.7	△1.6	△65.8	0.7

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注2 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。  
 注3 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースの積立金は、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17(2005)年度は旧年金資金運用基金)における市場運用分について、株式等の評価損益も運用損益に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金勘定・国民年金への按分は、厚生年金勘定・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。  
 注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。  
 注5 平成27(2015)年10月の被用者年金一元化に伴い積立金の仕分けが行われたため、国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体について、平成28(2016)年度の対前年度増減率を算出してない。  
 注6 平成27(2015)年度以降の国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。  
 注7 平成28(2016)年度の国共済と私学共済は、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算により、厚生年金保険経理の積立金の一部が経過的長期経理に移管されているため、積立金が減少している。また、地共済は、経過的長期経理の積立金の一部が厚生年金保険経理に移管されている。

<sup>85</sup> 厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

2-3-33 図表 2-3-19 は、令和 6 (2024) 年度末の各制度（共済組合等については厚生年金保険経理分）の積立金の資産構成を示したものである。

図表 2-3-19 積立金の資産構成 —令和 6 (2024) 年度末—

区 分	厚生年金勘定	国民年金 (国民年金勘定)	区 分	国共済(厚生年金保険経理)	
	時価ベース	時価ベース		簿価ベース	時価ベース
	%	%		%	%
預託金	4.0	2.6	流動資産	11.9	9.2
市場運用分	96.0	97.4	現金・預金	4.0	3.1
〈市場運用分計〉	〈100.00〉	〈100.00〉	未収収益・未収金等	7.9	6.0
	(2,377,512)	(119,993)	固定資産	95.8	96.7
国内債券	〈25.43〉	〈25.43〉	預託金	13.4	10.5
国内株式	〈24.67〉	〈24.67〉	有価証券等	82.4	86.3
外国債券	〈25.11〉	〈25.11〉	包括信託	82.4	86.3
外国株式	〈24.79〉	〈24.79〉	不動産	—	—
年度末積立金	100.0 (2,477,618)	100.0 (123,138)	貸付金	—	—
			流動負債等	△7.7	△5.9
			年度末積立金	100.0 (77,013)	100.0 (100,120)

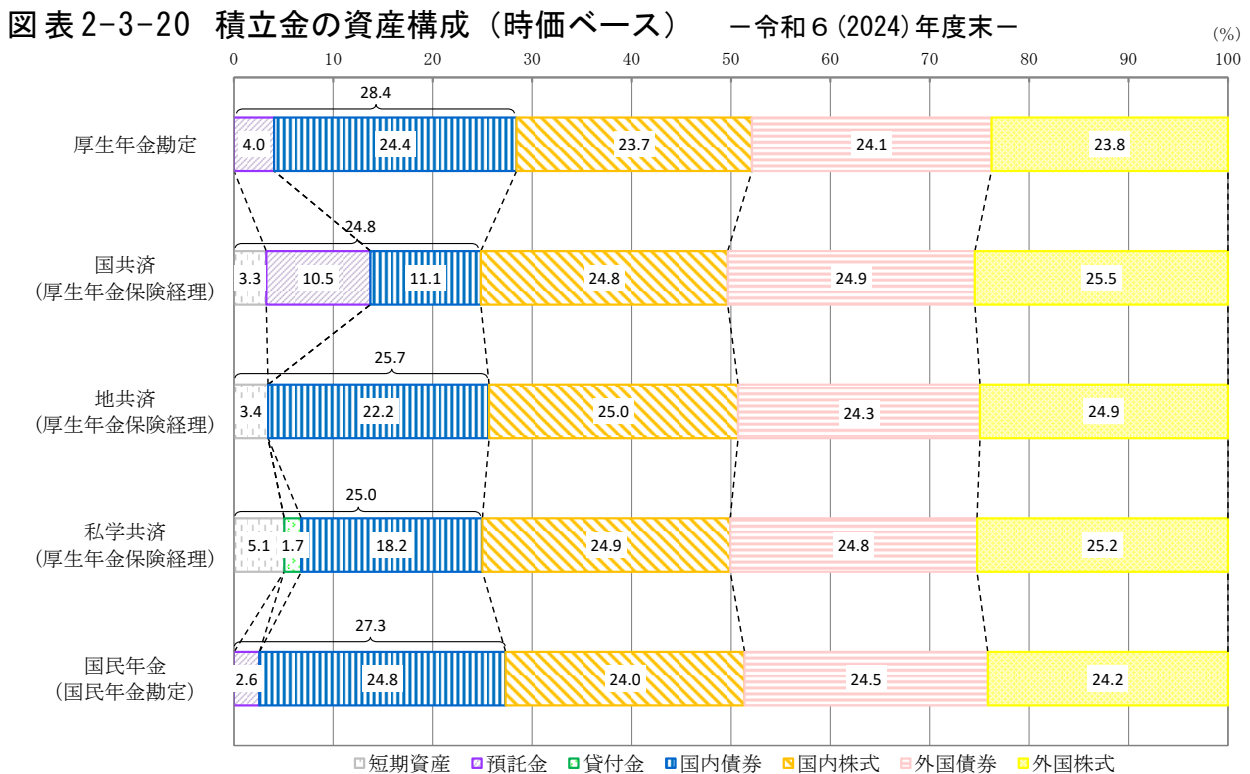
区 分	地共済(厚生年金保険経理)		区 分	私学共済(厚生年金保険経理)	
	簿価ベース	時価ベース		簿価ベース	時価ベース
	%	%		%	%
流動資産	11.6	9.4	流動資産	6.5	5.1
現金・預金	3.1	2.5	現金・預金	5.0	3.9
未収収益・未収金等	8.5	6.9	未収収益・未収金等	1.4	1.1
固定資産	88.5	90.6	固定資産	93.6	94.9
預託金	—	—	預託金	—	—
有価証券等	88.5	90.6	有価証券等	91.4	93.2
包括信託	88.5	90.6	包括信託	91.4	93.2
有価証券	—	—	有価証券	—	—
生命保険等	—	—	生命保険等	—	—
不動産	—	—	不動産	—	—
貸付金	—	—	貸付金	2.2	1.7
流動負債等	0.1	0.0	流動負債等	△0.0	△0.0
年度末積立金	100.0 (247,738)	100.0 (304,746)	年度末積立金	100.0 (32,560)	100.0 (41,346)

注1 厚生年金勘定には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 ( )内は実額(単位:億円)である。

2-3-34 図表 2-3-20 は、令和 6 (2024) 年度末の各制度（共済組合等については厚生年金保険経理分）の積立金の資産構成を图示したものである。また、図表 2-3-21 は、平成 27(2015) 年度末から令和 6 (2024) 年度末までの各制度の積立金の推移を資産構成とともに图示したものである。ここでは、図表 2-3-19 における厚生年金勘定及び国民年金勘定の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」を、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して、全体の中での構成割合を示している。

2-3-35 令和 6 (2024) 年度末の積立金の資産構成は、例えば国共済では預託金が大きな割合を占める等、制度により違いが見られるものの、伝統的 4 資産<sup>86</sup>に区分<sup>87</sup>したときの資産構成割合に制度間の大きな違いはない<sup>88</sup>。また、被用者年金一元化以降、国内債券又は預託金の構成割合が減少傾向にあり、国内株式、外国債券及び外国株式が増加傾向にあるといった変化が見られる<sup>89</sup>。このような資産構成が年金財政に与える影響についても注視していく必要がある。



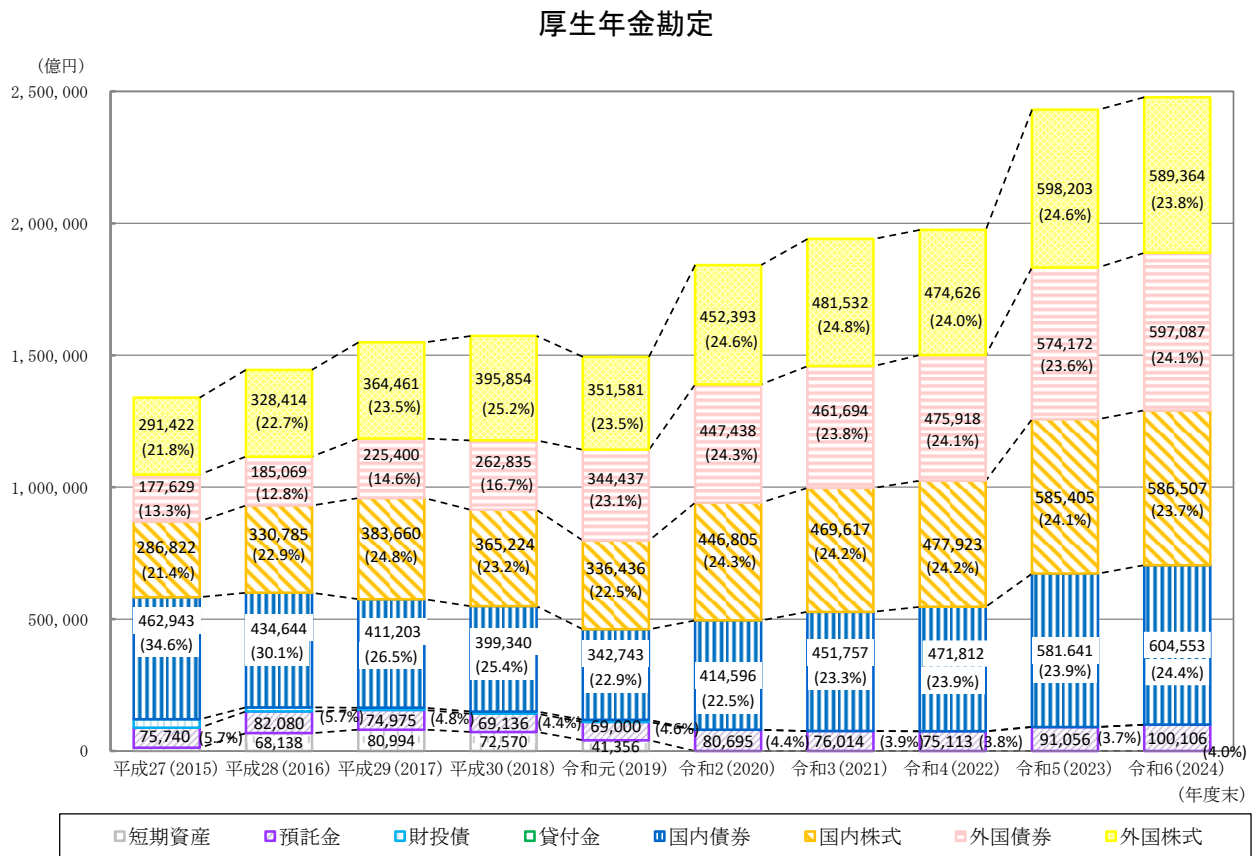
<sup>86</sup> 国内債券、国内株式、外国債券、外国株式のこと。

<sup>87</sup> 短期資産、預託金、貸付金を国内債券に含めている。

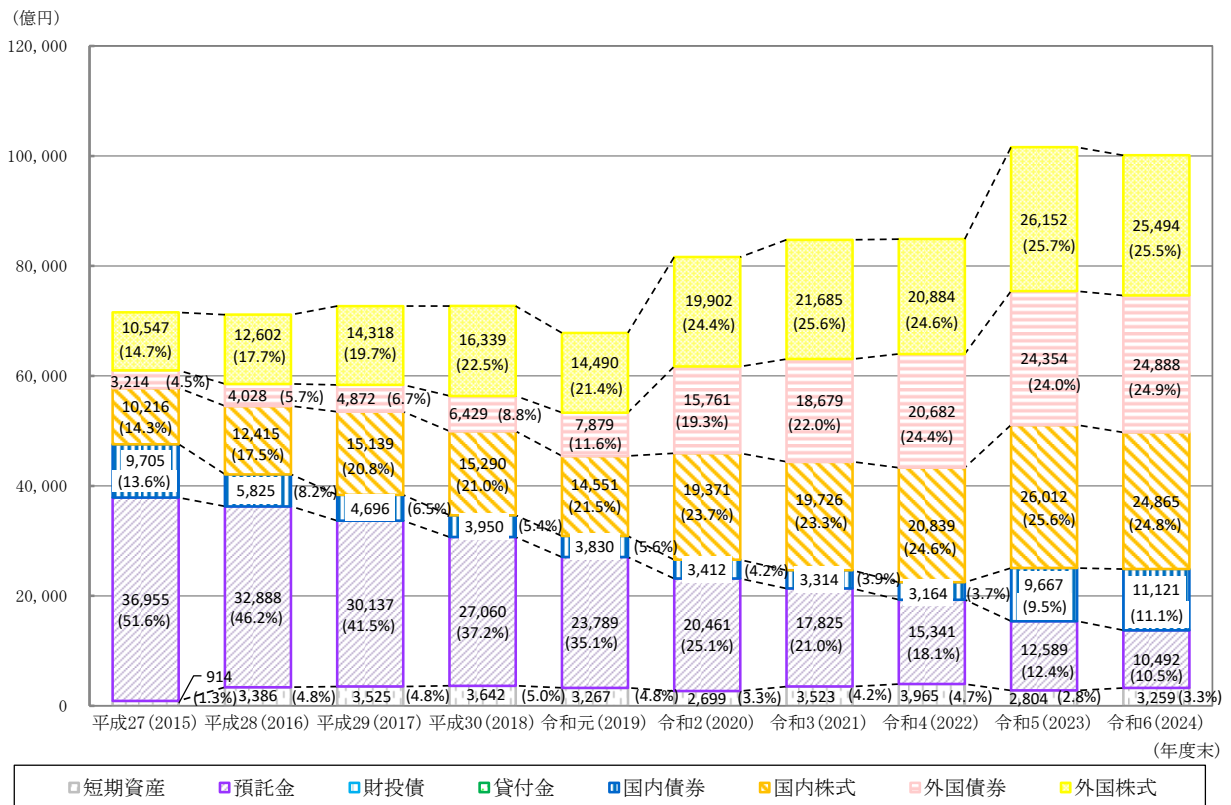
<sup>88</sup> 各管理運用主体が定めた基本ポートフォリオの資産構成割合が共通していること（図表 1-3-2 (35 頁) を参照。）によるものと考えられる。

<sup>89</sup> 共済組合等における平成 27(2015) 年 10 月 1 日の被用者年金一元化に伴う積立金の概算仕分け時点の資産構成は、「公的年金財政状況報告—令和 5 年度—」第 1 章〈参考〉被用者年金一元化に伴う積立金概算仕分け結果（平成 27(2015) 年 10 月 1 日）(83 頁) を参照。

図表2-3-21 公的年金の積立金（時価ベース）の資産構成別の推移

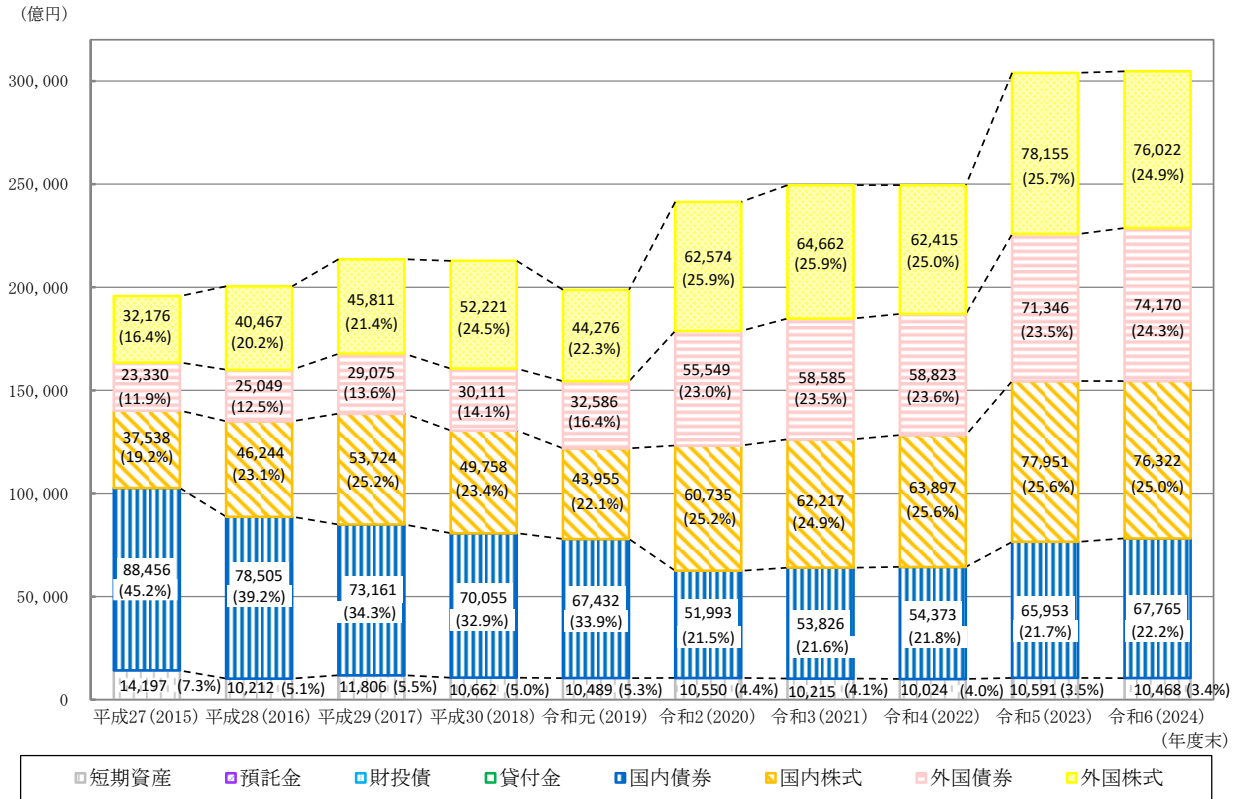


国共済（厚生年金保険経理）

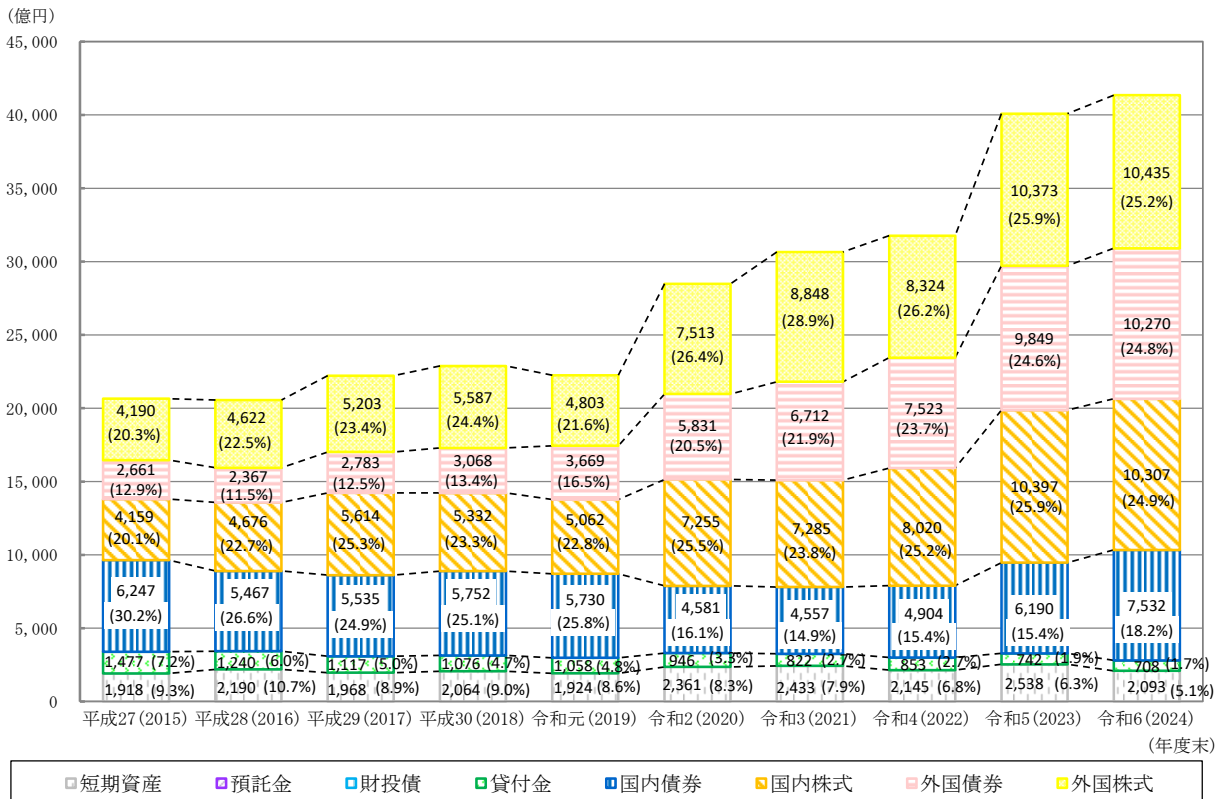


図表 2-3-21 公的年金の積立金（時価ベース）の資産構成別の推移（続き）

地共済（厚生年金保険経理）

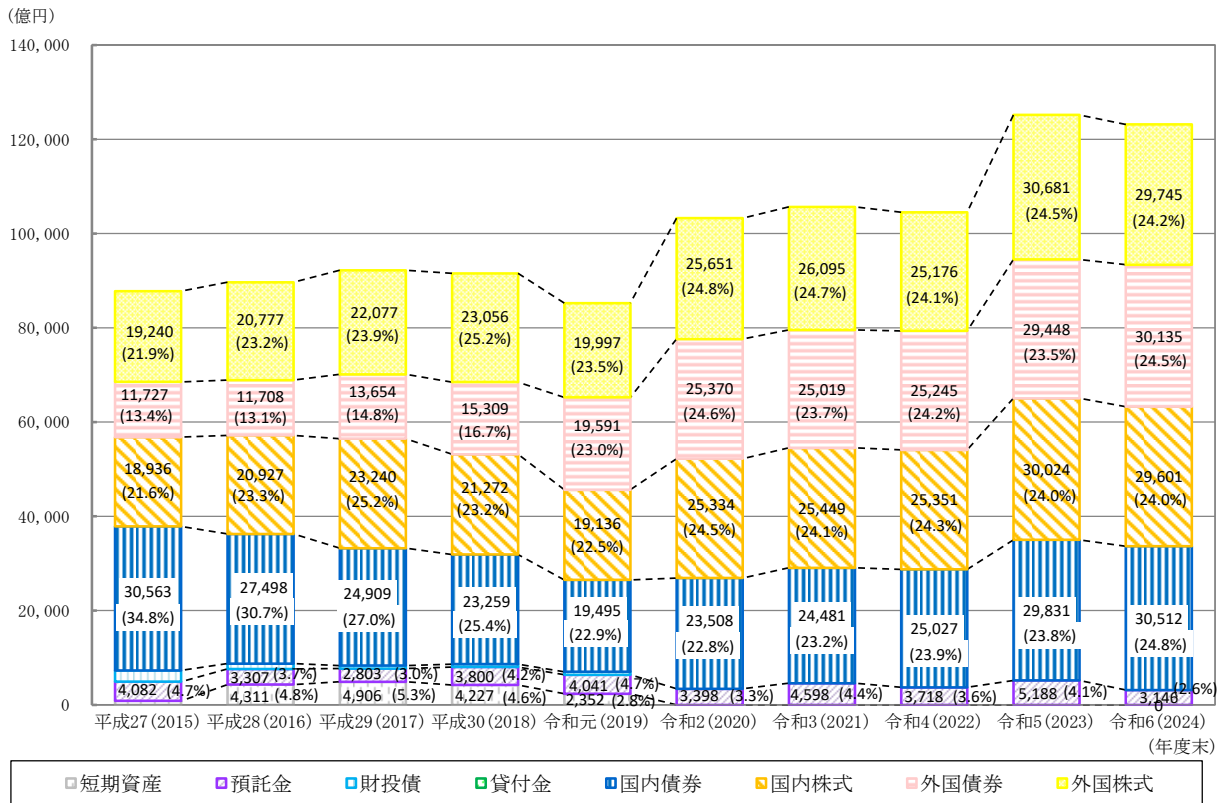


私学共済（厚生年金保険経理）



図表 2-3-21 公的年金の積立金（時価ベース）の資産構成別の推移（続き）

国民年金（国民年金勘定）



## 7 基礎年金制度の実績（確定値ベース）

2-3-36 図表 2-3-22 は、基礎年金等給付費、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、基礎年金拠出金単価及び基礎年金拠出金算定対象者数等の推移を確定値ベースでみたものである。決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であることから、基礎年金制度としての実績をみるには確定値ベースでみるのが適当である。

2-3-37 保険料・拠出金算定対象額は令和 4 (2022) 年度を除き毎年度増加してきた。令和 6 (2024) 年度は 2.8% の増加となっている。この保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分が各制度の基礎年金拠出金であり、当該算定対象額を各制度の基礎年金拠出金算定対象者数で按分した額となっている。

2-3-38 基礎年金拠出金算定対象者数（合計）は、平成 17 (2005) 年度に国民年金第 3 号被保険者の特例届出措置の影響等で増加し、平成 24 (2012) 年度に同年 10 月から 3 年間の時限措置で設けられた保険料の後納制度<sup>90</sup>による影響等で増加したほかは、減少傾向であった。平成 26 (2014) 年度から令和元 (2019) 年度まで増加していたが、令和 2 (2020) 年度からは、令和 4 (2022) 年度を除いて再び減少傾向に転じており、令和 6 (2024) 年度は 0.0% の減少となっている。

2-3-39 基礎年金拠出金単価は、上記の保険料・拠出金算定対象額及び基礎年金拠出金算定対象者数の動向を反映し、令和 6 (2024) 年度は 2.9% 増加し、38,778 円（月額）となっている。このうち、国庫・公経済負担分を除いた保険料相当額は、19,389 円<sup>91</sup>である。

ここで、基礎年金勘定の積立金（昭和 61 (1986) 年 4 月前に国民年金に任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金<sup>92</sup>及びその運用益）については、平成 27 (2015) 年度から令和 6 (2024) 年度までの各年度において基礎年金拠出金の軽減に充てることになっている。この軽減後の拠出金単価は、被用者年金で 38,524 円、国民年金で 38,659 円である。

<sup>90</sup> 平成 24 (2012) 年 10 月から 3 年間の時限措置で設けられた、時効になった保険料を過去 10 年分遡って納めることができる制度。平成 27 (2015) 年 10 月からは 3 年間の時限措置として 5 年分に短縮された。

<sup>91</sup> 令和 6 (2024) 年度の国民年金の保険料は 16,980 円であり、この額を下回っているが、積立金またはその運用収益を充当することにより、国民年金（国民年金勘定）の財政均衡が確保されている（「公的年金制度に係る令和 6 (2024) 年財政検証のピアレビュー」第 2 章第 2 節（3）（124 頁）参照）。

<sup>92</sup> 被用者年金の一元化が行われた時点の積立金残高は約 1.6 兆円（第 75 回社会保障審議会年金数理部会における年金局数理課の発言）であり、その後、各年度の基礎年金拠出金の軽減に使用された額は、図表 2-3-24 中の（ ）内を参照。

図表2-3-22 基礎年金等給付費、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移《確定値ベース》

年度	基礎年金等給付費 ①	特別国庫負担額 ②	保険料・拠出金算定対象額 ①-②	基礎年金拠出金単価 (①-②)/③/12	基礎年金拠出金算定対象者数					
					合計 ③	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	国民年金勘定
平成/令和 (西暦)	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人
17 (2005)	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766	1,519	4,097	523	11,701
22 (2010)	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970	1,399	3,615	527	9,141
27 (2015)	225,320	3,353	221,967	34,192	54,098	40,756	1,362	3,424	560	7,996
28 (2016)	230,371	3,414	226,957	34,863	54,250	41,482	1,353	3,394	568	7,453
29 (2017)	235,566	3,574	231,992	35,503	54,454	42,222	1,340	3,363	576	6,953
30 (2018)	238,691	3,721	234,971	35,797	54,700	42,618	1,328	3,327	581	6,846
元 (2019)	241,402	3,799	237,602	36,182	54,724	42,850	1,314	3,304	586	6,670
2 (2020)	244,734	3,906	240,828	36,813	54,516	42,669	1,307	3,385	591	6,564
3 (2021)	246,338	3,985	242,353	37,094	54,446	42,537	1,297	3,391	593	6,627
4 (2022)	246,223	4,053	242,170	37,043	54,480	42,599	1,276	3,313	595	6,696
5 (2023)	250,238	4,182	246,056	37,697	54,393	42,714	1,251	3,235	595	6,599
6 (2024)	257,378	4,366	253,012	38,778	54,372	42,762	1,229	3,198	596	6,587

対前年度増減率 (%)

17 (2005)	3.3	△0.2	3.4	0.3	3.1	4.2	2.2	1.8	4.5	△0.0
22 (2010)	1.2	△3.0	1.2	2.5	△1.2	△0.6	△0.9	△1.6	0.7	△4.1
27 (2015)	3.2	2.1	3.2	3.2	0.1	1.3	△0.5	△0.8	1.5	△5.2
28 (2016)	2.2	1.8	2.2	2.0	0.3	1.8	△0.6	△0.9	1.5	△6.8
29 (2017)	2.3	4.7	2.2	1.8	0.4	1.8	△0.9	△0.9	1.3	△6.7
30 (2018)	1.3	4.1	1.3	0.8	0.5	0.9	△0.9	△1.1	1.0	△1.5
元 (2019)	1.1	2.1	1.1	1.1	0.0	0.5	△1.1	△0.7	0.7	△2.6
2 (2020)	1.4	2.8	1.4	1.7	△0.4	△0.4	△0.6	2.4	0.9	△1.6
3 (2021)	0.7	2.0	0.6	0.8	△0.1	△0.3	△0.7	0.2	0.4	1.0
4 (2022)	△0.0	1.7	△0.1	△0.1	0.1	0.1	△1.6	△2.3	0.2	1.0
5 (2023)	1.6	3.2	1.6	1.8	△0.2	0.3	△2.0	△2.4	△0.0	△1.4
6 (2024)	2.9	4.4	2.8	2.9	△0.0	0.1	△1.7	△1.2	0.2	△0.2

年度	基礎年金拠出金算定対象者数の構成比					
	合計	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	国民年金勘定
平成/令和 (西暦)	%	%	%	%	%	%
17 (2005)	100.00	70.07	2.55	6.87	0.88	19.63
22 (2010)	100.00	73.14	2.56	6.61	0.96	16.73
27 (2015)	100.00	75.34	2.52	6.33	1.04	14.78
28 (2016)	100.00	76.46	2.49	6.26	1.05	13.74
29 (2017)	100.00	77.54	2.46	6.18	1.06	12.77
30 (2018)	100.00	77.91	2.43	6.08	1.06	12.51
元 (2019)	100.00	78.30	2.40	6.04	1.07	12.19
2 (2020)	100.00	78.27	2.40	6.21	1.08	12.04
3 (2021)	100.00	78.13	2.38	6.23	1.09	12.17
4 (2022)	100.00	78.19	2.34	6.08	1.09	12.29
5 (2023)	100.00	78.53	2.30	5.95	1.09	12.13
6 (2024)	100.00	78.65	2.26	5.88	1.10	12.12

注 平成17(2005)年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

2-3-40 図表 2-3-23 は、令和 6 (2024) 年度の基礎年金拠出金算定対象者数の内訳（確定値ベース）を示したものである。公的年金制度全体の国民年金第 2 号被保険者数に対する国民年金第 3 号被保険者数の比率は 0.16 であり、制度別にみると、国共済で高く私学共済で低い。

図表 2-3-23 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳 —令和 6 (2024) 年度確定値ベース—

区分	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)	合計
拠出金算定対象者数	千人 42,762	千人 1,229	千人 3,198	千人 596	千人 6,587	千人 54,372
国民年金第1号 ①					6,587	6,587
国民年金第2号 ②	36,906	1,001	2,761	533		41,201
国民年金第3号 ③	5,856	229	436	63		6,584
国民年金第2号に対する 国民年金第3号の比率 ③/②	0.16	0.23	0.16	0.12		0.16

2-3-41 図表 2-3-24 は、確定値ベースの基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の推移を示したものである。

厚生年金計では、基礎年金等給付費の増加に伴って保険料・拠出金算定対象額が増加していることを反映し、基礎年金拠出金は令和 4 (2022) 年度を除き増加しており、令和 6 (2024) 年度は 2.9% 増加している。一方、国民年金（国民年金勘定）では、拠出金算定対象者数の全体に占める割合が減少していることから、基礎年金拠出金は平成 26 (2014) 年度以降減少していたが、令和 2 (2020) 年度以降は増加しており、令和 6 (2024) 年度は 2.7% 増加した。

なお、2-3-39 で述べた令和 6 (2024) 年度における基礎年金勘定の積立金による基礎年金拠出金の軽減額は 1,553 億円であり、その内訳は、厚生年金勘定 1,306 億円、国共済 38 億円、地共済 98 億円、私学共済 18 億円、国民年金（国民年金勘定）94 億円である。

図表2-3-24 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》(特別国庫負担分を除く)

年度	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	115,207	4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
22 (2010)	143,640	5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
27 (2015)	165,922	5,543	13,941	2,280	187,687	32,690	220,377
	<167,225> (1,303)	<5,586> (44)	<14,050> (109)	<2,298> (18)	<189,160> (1,473)	<32,807> (118)	<221,967> (1,591)
28 (2016)	172,226	5,616	14,091	2,360	194,293	31,072	225,366
	<173,540> (1,314)	<5,659> (43)	<14,198> (107)	<2,378> (18)	<195,775> (1,482)	<31,181> (109)	<226,957> (1,591)
29 (2017)	178,584	5,669	14,224	2,436	200,913	29,521	230,435
	<179,880> (1,296)	<5,711> (41)	<14,327> (103)	<2,454> (18)	<202,371> (1,458)	<29,621> (99)	<231,992> (1,557)
30 (2018)	181,770	5,665	14,190	2,480	204,105	29,309	233,414
	<183,070> (1,300)	<5,706> (41)	<14,292> (101)	<2,498> (18)	<205,565> (1,460)	<29,406> (97)	<234,971> (1,557)
元 (2019)	184,745	5,666	14,246	2,525	207,182	28,863	236,045
	<186,048> (1,304)	<5,706> (40)	<14,346> (101)	<2,543> (18)	<208,644> (1,462)	<28,958> (95)	<237,602> (1,557)
2 (2020)	187,193	5,733	14,850	2,593	210,369	28,903	239,272
	<188,495> (1,302)	<5,773> (40)	<14,954> (103)	<2,611> (18)	<211,832> (1,463)	<28,997> (94)	<240,828> (1,557)
3 (2021)	188,042	5,734	14,992	2,624	211,392	29,405	240,797
	<189,343> (1,300)	<5,774> (40)	<15,095> (104)	<2,642> (18)	<212,854> (1,462)	<29,499> (95)	<242,353> (1,557)
4 (2022)	188,058	5,634	14,627	2,625	210,944	29,670	240,614
	<189,360> (1,302)	<5,673> (39)	<14,728> (101)	<2,644> (18)	<212,404> (1,461)	<29,766> (96)	<242,170> (1,556)
5 (2023)	191,916	5,619	14,536	2,671	214,743	29,758	244,501
	<193,222> (1,305)	<5,658> (38)	<14,635> (99)	<2,690> (18)	<216,204> (1,461)	<29,852> (94)	<246,056> (1,555)
6 (2024)	197,680	5,683	14,782	2,755	220,900	30,559	251,458
	<198,986> (1,306)	<5,720> (38)	<14,879> (98)	<2,774> (18)	<222,359> (1,459)	<30,653> (94)	<253,012> (1,553)
対前年度増減率(%)							
17 (2005)	4.4	2.5	2.0	4.8	4.2	0.3	3.4
22 (2010)	1.9	1.6	0.9	3.2	1.8	△1.7	1.2
27 (2015)	3.6	1.9	1.5	3.9	3.4	△2.6	2.5
28 (2016)	3.8	1.3	1.1	3.5	3.5	△4.9	2.3
29 (2017)	3.7	0.9	0.9	3.2	3.4	△5.0	2.2
30 (2018)	1.8	△0.1	△0.2	1.8	1.6	△0.7	1.3
元 (2019)	1.6	0.0	0.4	1.8	1.5	△1.5	1.1
2 (2020)	1.3	1.2	4.2	2.7	1.5	0.1	1.4
3 (2021)	0.5	0.0	1.0	1.2	0.5	1.7	0.6
4 (2022)	0.0	△1.8	△2.4	0.1	△0.2	0.9	△0.1
5 (2023)	2.1	△0.3	△0.6	1.8	1.8	0.3	1.6
6 (2024)	3.0	1.1	1.7	3.1	2.9	2.7	2.8

注 平成27(2015)年度以降の基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金(昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用益)による基礎年金拠出金の軽減後の額である。なお、< >内の額は軽減前の額であり、( )内の額は軽減額である。

2-3-42 図表 2-3-25 は、確定値ベースの基礎年金交付金の推移を示したものである。各制度とも減少を続けているが、これは、基礎年金交付金が、旧法年金に係る基礎年金相当給付費に充てられるものだからである。

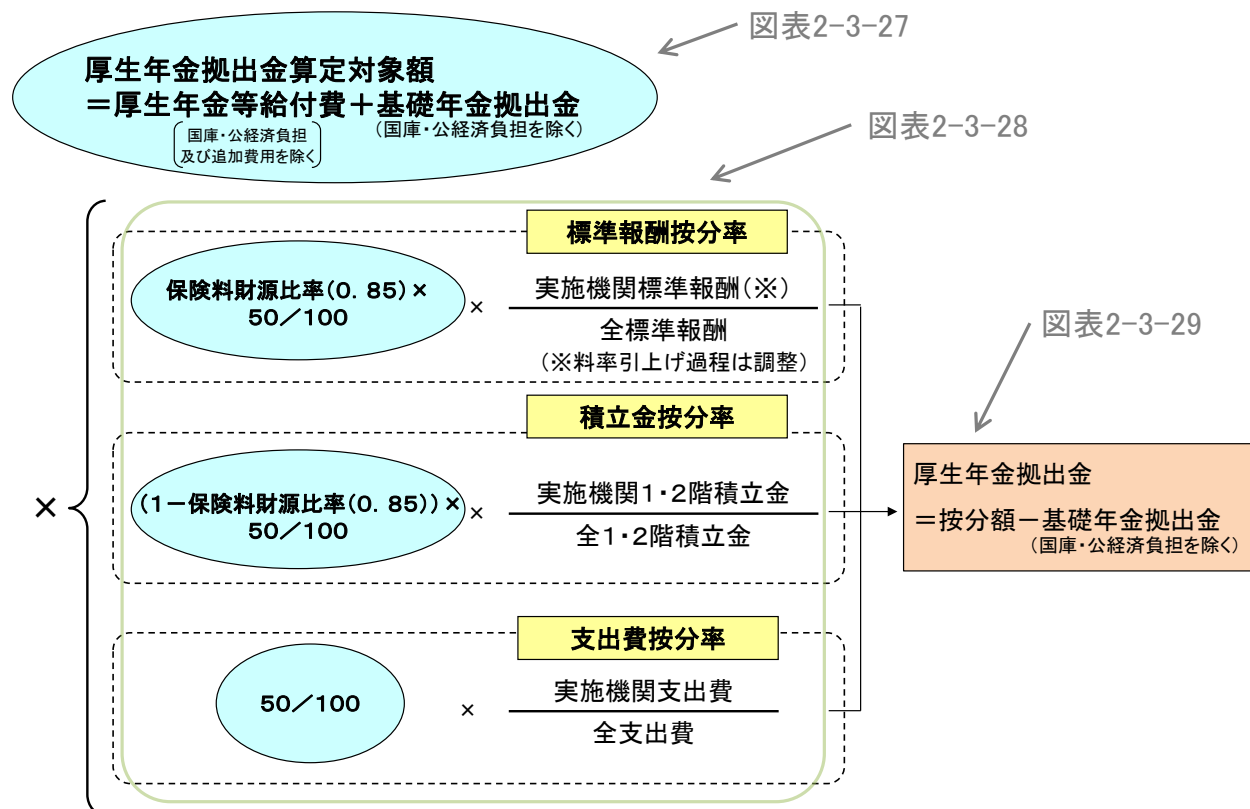
図表 2-3-25 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	18,923	1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
22 (2010)	13,864	1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
27 (2015)	7,513	678	1,464	58	9,713	6,286	15,999
28 (2016)	6,235	605	1,287	51	8,177	5,384	13,562
29 (2017)	5,280	526	1,114	43	6,964	4,537	11,501
30 (2018)	4,477	454	956	37	5,924	3,778	9,702
元 (2019)	3,771	390	814	31	5,006	3,106	8,112
2 (2020)	3,163	332	690	25	4,210	2,532	6,742
3 (2021)	2,581	278	575	20	3,455	2,026	5,481
4 (2022)	2,049	227	467	16	2,759	1,563	4,322
5 (2023)	1,616	185	378	12	2,192	1,188	3,380
6 (2024)	1,277	152	308	10	1,747	900	2,648
対前年度増減率(%)							
17 (2005)	△ 6.1	△5.3	△5.5	△6.3	△5.9	△6.9	△6.3
22 (2010)	△ 9.1	△7.7	△8.0	△9.0	△8.8	△10.2	△9.4
27 (2015)	△ 14.1	△10.4	△11.2	△12.7	△13.4	△13.2	△13.3
28 (2016)	△ 17.0	△10.8	△12.1	△13.0	△15.8	△14.3	△15.2
29 (2017)	△ 15.3	△13.0	△13.4	△14.9	△14.8	△15.7	△15.2
30 (2018)	△ 15.2	△13.6	△14.2	△15.1	△14.9	△16.7	△15.6
元 (2019)	△ 15.8	△14.2	△14.9	△15.2	△15.5	△17.8	△16.4
2 (2020)	△ 16.1	△14.7	△15.2	△19.8	△15.9	△18.5	△16.9
3 (2021)	△ 18.4	△16.3	△16.7	△19.3	△17.9	△20.0	△18.7
4 (2022)	△ 20.6	△18.3	△18.7	△21.3	△20.1	△22.9	△21.2
5 (2023)	△ 21.1	△18.5	△19.1	△22.0	△20.6	△24.0	△21.8
6 (2024)	△ 21.0	△18.1	△18.5	△21.0	△20.3	△24.2	△21.7

8 厚生年金制度の実績（確定値ベース）

2-3-43 厚生年金制度は、各実施機関に分かれて運営されているが、厚生年金拠出金・交付金を通じて財政的に一元化されている。ここで、決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計（初年度である平成 27(2015)年度及び2年目である平成 28(2016)年度は当年度の概算額）であることから、厚生年金制度としての実績をみるには確定値ベースでみるのが適当である。

図表 2-3-26 厚生年金拠出金計算のイメージ（当分の間の激変緩和措置中のもの）



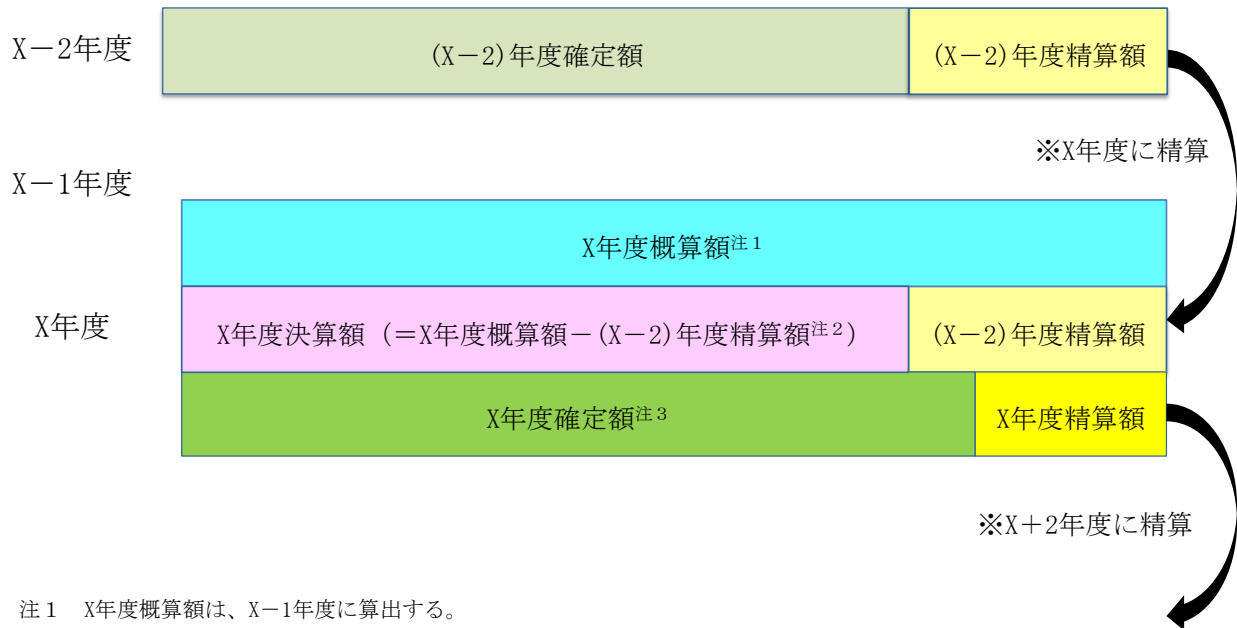
## 第2章◆財政状況

(参考) 厚生年金拠出金の概算・精算の仕組み

年度		概算額	精算額 〔 前々年度の ①-③ 〕 ②	決算額	確定額 (確定値)	翌々年度に 精算する額
		①		①-②	③	①-③
		億円	億円	億円	億円	億円
令和 (西暦) 3 (2021)	国 共 済	11,249	344	10,906	10,563	686
	地 共 済	33,195	453	32,742	31,241	1,954
	私 学 共 済	3,853	185	3,669	3,486	368
4 (2022)	国 共 済	10,572	312	10,260	10,428	143
	地 共 済	31,681	511	31,170	31,044	637
	私 学 共 済	3,716	211	3,506	3,554	162
5 (2023)	国 共 済	10,784	682	10,102	10,425	360
	地 共 済	32,362	1,942	30,420	30,950	1,412
	私 学 共 済	3,925	420	3,505	3,639	286
6 (2024)	国 共 済	10,947	157	10,790	10,613	334
	地 共 済	32,652	676	31,976	31,782	870
	私 学 共 済	4,061	72	3,988	3,788	273

注 精算額には、過年度拠出に係る算定額を遡及訂正した場合の影響を含めている。

(イメージ図)



注1 X年度概算額は、X-1年度に算出する。

注2 一般的に概算額は確定額より大きくなるが、小さくなることもあり得る。その場合、決算額は当年度概算額に前々年度精算額を加算した額となる。

注3 X年度確定額は、X+1年度に確定する。

2-3-44 図表 2-3-27 は、確定値ベースの厚生年金拠出金算定対象額の推移である。厚生年金拠出金算定対象額は厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除く）に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除く）を加えたものであり、令和6（2024）年度は40.8兆円である。

図表 2-3-27 厚生年金拠出金算定対象額の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金等給付費 〔国庫・公経済負担 及び追加費用を除く〕 ①	基礎年金拠出金 (国庫・公経済負担を除く) ②	厚生年金拠出金 算定対象額 ①+②
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円
27 (2015)	141,111	47,325	188,435
28 (2016)	280,962	97,913	378,874
29 (2017)	280,867	101,201	382,067
30 (2018)	282,483	102,795	385,279
元 (2019)	282,296	104,335	386,631
2 (2020)	282,458	105,926	388,384
3 (2021)	283,749	106,435	390,183
4 (2022)	285,122	106,207	391,330
5 (2023)	288,207	108,107	396,314
6 (2024)	296,396	111,183	407,580
対前年度増減率(%)			
28 (2016)	・	・	・
29 (2017)	△0.0	3.4	0.8
30 (2018)	0.6	1.6	0.8
元 (2019)	△0.1	1.5	0.4
2 (2020)	0.1	1.5	0.5
3 (2021)	0.5	0.5	0.5
4 (2022)	0.5	△0.2	0.3
5 (2023)	1.1	1.8	1.3
6 (2024)	2.8	2.8	2.8

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である(このため、平成28(2016)年度の対前年度増減率を算出していない。)

2-3-45 図表 2-3-28 は、確定値ベースの厚生年金拠出金按分率の推移である。厚生年金拠出金は標準報酬按分及び積立金按分を原則としつつ、当分の間は激変緩和措置として支出費按分も行われている。

図表2-3-28 厚生年金拠出金按分率《確定値ベース》の推移

年度	標準報酬按分率				積立金按分率				支出費按分率			
	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済
平成 /令和 (西暦)												
27 (2015)	0.355	0.015	0.040	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.423	0.018	0.054	0.005
28 (2016)	0.356	0.015	0.039	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.424	0.018	0.053	0.005
29 (2017)	0.357	0.014	0.038	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.425	0.018	0.052	0.005
30 (2018)	0.358	0.014	0.038	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.425	0.018	0.052	0.005
元 (2019)	0.358	0.014	0.037	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.424	0.018	0.053	0.005
2 (2020)	0.366	0.014	0.039	0.006	0.064	0.003	0.008	0.001	0.424	0.018	0.053	0.005
3 (2021)	0.366	0.014	0.039	0.006	0.064	0.003	0.008	0.001	0.424	0.018	0.053	0.005
4 (2022)	0.368	0.014	0.037	0.006	0.064	0.003	0.008	0.001	0.424	0.017	0.053	0.006
5 (2023)	0.369	0.014	0.036	0.006	0.064	0.003	0.008	0.001	0.425	0.017	0.053	0.006
6 (2024)	0.370	0.013	0.036	0.006	0.064	0.003	0.008	0.001	0.425	0.017	0.053	0.006

注 ここでは、小数第4位を四捨五入して表示しているが、実際には、厚生年金拠出金の金額に誤差が生じないよう、十分な桁数をもって計算が行われている。

2-3-46 図表2-3-29は、確定値ベースの厚生年金の実施機関たる共済組合等の厚生年金拠出金の推移である。

図表2-3-29 厚生年金拠出金《確定値ベース》の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	計
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円
27 (2015)	5,390	15,862	1,541	22,793
28 (2016)	10,756	30,852	3,086	44,694
29 (2017)	10,644	30,707	3,103	44,454
30 (2018)	10,672	31,019	3,177	44,868
元 (2019)	10,638	31,096	3,256	44,990
2 (2020)	10,597	31,251	3,377	45,225
3 (2021)	10,563	31,241	3,486	45,290
4 (2022)	10,428	31,044	3,554	45,026
5 (2023)	10,425	30,950	3,639	45,013
6 (2024)	10,613	31,782	3,788	46,182
対前年度増減率(%)				
28 (2016)	・	・	・	・
29 (2017)	△1.0	△0.5	0.6	△0.5
30 (2018)	0.3	1.0	2.4	0.9
元 (2019)	△0.3	0.2	2.5	0.3
2 (2020)	△0.4	0.5	3.7	0.5
3 (2021)	△0.3	△0.0	3.2	0.1
4 (2022)	△1.3	△0.6	2.0	△0.6
5 (2023)	△0.0	△0.3	2.4	△0.0
6 (2024)	1.8	2.7	4.1	2.6

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である(このため、平成28(2016)年度の対前年度増減率を算出していない。)

2-3-47 図表 2-3-30 は、確定値ベースの厚生年金の実施機関たる共済組合等に対する厚生年金交付金の推移である。

図表 2-3-30 厚生年金交付金《確定値ベース》の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	計
平成 /令和 27 (2015)	億円 5,397	億円 16,952	億円 1,303	億円 23,653
28 (2016)	10,875	32,714	2,657	46,246
29 (2017)	10,780	32,624	2,700	46,104
30 (2018)	10,815	33,148	2,769	46,732
元 (2019)	10,820	33,465	2,836	47,121
2 (2020)	10,772	33,425	2,882	47,079
3 (2021)	10,799	33,797	2,942	47,538
4 (2022)	10,803	34,202	2,997	48,003
5 (2023)	10,819	34,419	3,068	48,306
6 (2024)	11,079	35,528	3,201	49,808
対前年度増減率(%)				
28 (2016)	・	・	・	・
29 (2017)	△0.9	△0.3	1.6	△0.3
30 (2018)	0.3	1.6	2.5	1.4
元 (2019)	0.0	1.0	2.4	0.8
2 (2020)	△0.4	△0.1	1.6	△0.1
3 (2021)	0.2	1.1	2.1	1.0
4 (2022)	0.0	1.2	1.9	1.0
5 (2023)	0.1	0.6	2.4	0.6
6 (2024)	2.4	3.2	4.3	3.1

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である(このため、平成28(2016)年度の対前年度増減率を算出していない。)

#### 第4節 財政指標の現状及び推移

2-4-1 第3節では財政収支の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をより的確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せて把握する必要がある。

2-4-2 年金数理部会では、従来、財政状況の把握の一助とするため、制度の成熟度を表す「年金扶養比率」、保険料賦課ベースでみた給付費の大きさを表す「総合費用率」、「独自給付費率」、実質的な収支状況を表す「収支比率」、積立状況を表す「積立比率」の5つの財政指標を、平成20(2008)年度からは総合費用を同年度の保険料収入でどの程度まで賄えるかを表す「保険料比率」も作成し、分析を行ってきた<sup>93</sup>。

2-4-3 平成27(2015)年度の被用者年金の一元化に伴い、被用者年金は厚生年金に相当する部分までが財政的に一元化され、共済組合等の職域加算部分は廃止された。これを踏まえ、平成27(2015)年度以降、従来の「厚生年金相当部分に係る総合費用率」を「総合費用率」と、従来の「厚生年金相当部分に係る独自給付費率」を「独自給付費率」と再定義することとした。

また、財政的に一元化された以上、必ずしも全ての財政指標を実施機関別に把握する必要はないため、厚生年金計と国民年金の財政指標を基本とすることとした。ただし、この被用者年金の一元化が統合という形をとっていないことから、「年金扶養比率」と「積立比率」については、引き続き、実施機関別にもみていくこととする。

2-4-4 なお、第3章において、令和6(2024)年財政検証結果との比較を財政検証ベースの実績<sup>94</sup>により行っていることから、本節においても第3章と同様に、財政検証ベースにより財政指標を作成している。

---

<sup>93</sup> 令和2(2020)年度の報告において、「平成16(2004)年改正による財政フレームが確立した現在の年金制度の下で、それ以前から用いている財政指標が引き続き適切な指標となっているかについては、今後とも検討すべき課題である。」としたことから、令和3(2021)年度の報告の作成にあたり検討を行い、その結果として、引き続き、これらを作成していくこととなった。

<sup>94</sup> 財政検証ベースの実績の作成方法については、第3章《参考1》(239頁)を参照。

## 1 年金扶養比率

2-4-5 年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給（権）者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度（末）被保険者数}}{\text{年度（末）老齢・退職年金（老齢・退年相当）受給（権）者数}}$$

2-4-6 年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の老齢・退職年金の受給（権）者を支える被保険者数が多いことを意味する。一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過をたどる。最初のうちは、加入期間が長い老齢・退年相当の老齢・退職年金受給（権）者は被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給（権）者が相対的に増えてくるためである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあつては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

2-4-7 令和6（2024）年度末の受給権者ベースの年金扶養比率は、**図表 2-4-1** 及び **図表 2-4-2** に示すとおり、厚生年金計では 2.51、基礎年金では 1.95 となっている。

厚生年金の実施機関別では、私学共済が 4.27 で最も高く、国共済及び地共済はそれぞれ 1.75、1.44 と低くなっている。年金扶養比率の高い私学共済は成熟が進んでおらず、逆に年金扶養比率の低い国共済及び地共済は成熟が進んでいるといえる。

2-4-8 受給権者ベースの年金扶養比率の推移をみると、令和6（2024）年度末は前年度末と比べて、厚生年金計では 0.03 ポイントの上昇、基礎年金ではほぼ横ばいとなっている。また、厚生年金の実施機関別では、前年度末と比べ、旧厚生年金、国共済、私学共済で上昇しているが、地共済で減少している。

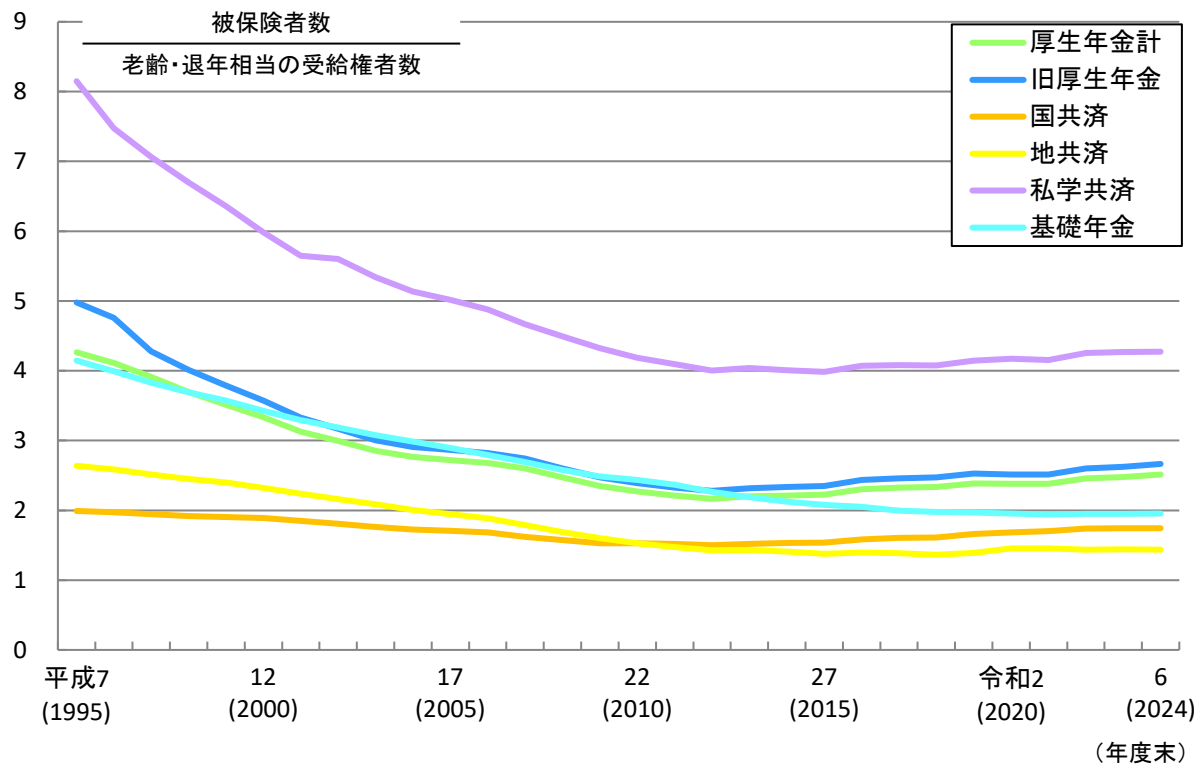
図表2-4-1 受給権者ベースの年金扶養比率（年度末）の推移

年度末	厚生年金					基礎年金
	計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成 /令和 (西暦)						
17 (2005)	2.72	2.87	1.71	1.95	5.02	2.89
22 (2010)	2.27	2.39	1.53	1.53	4.19	2.44
27 (2015)	2.22	2.35	1.54	1.38	3.98	2.08
28 (2016)	2.30	2.44	1.58	1.40	4.07	2.05
29 (2017)	2.32	2.46	1.61	1.39	4.08	2.00
30 (2018)	2.33	2.47	1.61	1.36	4.08	1.98
元 (2019)	2.38	2.53	1.66	1.39	4.15	1.97
2 (2020)	2.38	2.51	1.69	1.46	4.17	1.95
3 (2021)	2.38	2.51	1.70	1.46	4.15	1.94
4 (2022)	2.46	2.60	1.74	1.44	4.25	1.95
5 (2023)	2.48	2.62	1.74	1.44	4.27	1.95
6 (2024)	2.51	2.66	1.75	1.44	4.27	1.95
対前年度増減差						
17 (2005)	△0.04	△0.04	△0.02	△0.06	△0.12	△0.09
22 (2010)	△0.08	△0.08	△0.00	△0.07	△0.14	△0.05
27 (2015)	0.01	0.02	0.00	△0.03	△0.03	△0.05
28 (2016)	0.08	0.09	0.04	0.02	0.09	△0.03
29 (2017)	0.02	0.02	0.03	△0.01	0.01	△0.05
30 (2018)	0.01	0.01	0.00	△0.02	△0.00	△0.02
元 (2019)	0.05	0.05	0.05	0.03	0.07	△0.01
2 (2020)	△0.00	△0.01	0.03	0.07	0.02	△0.01
3 (2021)	△0.00	△0.00	0.02	0.00	△0.02	△0.01
4 (2022)	0.08	0.09	0.04	△0.02	0.10	0.01
5 (2023)	0.02	0.02	0.00	0.00	0.01	△0.00
6 (2024)	0.03	0.04	0.00	△0.00	0.01	0.00

注1 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給権者数は、退年相当の退職共済年金受給権者と老齢相当の老齢厚生年金受給権者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を公的年金被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表2-4-2 受給権者ベースの年金扶養比率（年度末）の推移



2-4-9 図表 2-4-3 は年度<sup>95</sup>の受給者ベースの年金扶養比率の推移を示したものである。年度の受給者ベースの年金扶養比率は、年度末の受給権者ベースとおおむね同様の傾向を示している。

図表 2-4-3 受給者ベースの年金扶養比率（年度）の推移

年度	厚生年金					基礎年金
	計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成 /令和 27 (2015)	2.35	2.50	1.56	1.42	4.39	2.12
28 (2016)	2.39	2.54	1.59	1.42	4.37	2.09
29 (2017)	2.44	2.59	1.62	1.42	4.37	2.05
30 (2018)	2.45	2.60	1.64	1.41	4.34	2.01
元 (2019)	2.47	2.63	1.67	1.41	4.34	2.00
2 (2020)	2.49	2.63	1.71	1.49	4.36	1.98
3 (2021)	2.48	2.62	1.73	1.50	4.34	1.97
4 (2022)	2.49	2.64	1.75	1.47	4.34	1.97
5 (2023)	2.54	2.69	1.76	1.46	4.35	1.97
6 (2024)	2.56	2.72	1.76	1.46	4.36	1.98
対前年度増減差						
28 (2016)	0.03	0.04	0.02	△0.00	△0.01	△0.04
29 (2017)	0.05	0.06	0.04	0.00	△0.00	△0.04
30 (2018)	0.01	0.01	0.02	△0.02	△0.03	△0.04
元 (2019)	0.03	0.03	0.03	0.01	△0.00	△0.01
2 (2020)	0.02	0.01	0.04	0.07	0.02	△0.01
3 (2021)	△0.01	△0.01	0.02	0.01	△0.02	△0.01
4 (2022)	0.01	0.01	0.02	△0.02	0.00	△0.00
5 (2023)	0.05	0.06	0.01	△0.01	0.01	0.00
6 (2024)	0.02	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00

注1 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給者数は、退年相当の退職共済年金受給者と老齢相当の老齢厚生年金受給者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を公的年金被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給者数として算出した。

注3 当該年度中の各月末の被保険者数または受給者数の合計を12で割ることで算出した年度間平均値によるものである（ただし、国共済、地共済及び基礎年金の受給者数については前年度末と当年度末の平均によるものである。）。

<sup>95</sup> 当該年度中の各月末の被保険者数または受給者数の合計を12で割ることで算出した年度間平均値によるものである（ただし、国共済、地共済及び基礎年金の受給者数については前年度末と当年度末の平均によるものである。）。

## 2 厚生年金計の総合費用率<sup>96</sup>とその分解

2-4-10 総合費用率は、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出<sup>97</sup>－国庫・公経済負担」（以下、「総合費用」という。）の標準報酬総額に対する比率であり、積立金を持たない完全な賦課方式で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{標準報酬総額}} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}}$$

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給（権）者数を総合費用に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える。ただし、年金扶養比率とは逆に、総合費用率は制度の成熟とともに上昇する。なお、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬の概念がないことから総合費用率は作成できない。

2-4-11 総合費用率の計算式における分子の総合費用を、基礎年金以外に関する支出（以下、「独自給付費用」という。）と基礎年金に関する支出（以下、「基礎年金費用」という。）に分解する。

$$\text{独自給付費用} = \text{総合費用} - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}^{98}$$

$$\text{基礎年金費用} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}$$

独自給付費用率は独自給付費用の標準報酬総額に対する比率、基礎年金費用率は基礎年金費用の標準報酬総額に対する比率であり、独自給付費用率と基礎年金費用率は総合費用率を分解したものである。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付費用}}{\text{標準報酬総額}} = \frac{\text{総合費用} - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}}$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金費用}}{\text{標準報酬総額}} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}}$$

<sup>96</sup> 被用者年金の一元化に伴い、被用者年金は厚生年金相当部分までが財政的に一元化され、共済組合等の職域加算部分は廃止されたことから、平成 27(2015)年度報告書から、従来「厚生年金相当部分に係る総合費用率」としていたものを「総合費用率」と、従来「厚生年金相当部分に係る独自給付費用率」としていたものを「独自給付費用率」と再定義している。

<sup>97</sup> 実質的な支出には追加費用を含まない（用語解説「実質的な支出」（296 頁）を参照）。

<sup>98</sup> 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、基礎年金拠出金の 2 分の 1 が国庫・公経済負担で賄われているためである。

2-4-12 厚生年金計の総合費用率とその分解は図表2-4-4のとおりである。令和6(2024)年度の総合費用率は17.6%、うち独自給付費用率は12.8%、基礎年金費用率は4.8%である。前年度と比べると、総合費用率は0.2ポイント低下しており、その内訳は、独自給付費用率は0.2ポイント低下し、基礎年金費用率はほぼ横ばいとなっている。また、令和6(2024)年度の総合費用率と保険料率(18.3%)とを比較すると、総合費用率の方が0.7ポイント低くなっている。

図表2-4-4 厚生年金計の総合費用率の推移とその分解

年度	総合費用率 ①			保険料率 ②	差 (①-②) ポイント	比 (①/②)
	独自給付 費用率	基礎年金 費用率				
平成 /令和 (西暦)	%	%	%	%		
17 (2005)	18.0	13.3	4.7	14.288	3.7	1.26
22 (2010)	20.3	15.2	5.2	16.058	4.3	1.27
27 (2015)	19.8	14.8	5.0	17.828	2.0	1.11
28 (2016)	19.4	14.4	5.0	18.182	1.2	1.07
29 (2017)	18.9	14.0	5.0	18.3	0.6	1.03
30 (2018)	18.8	13.8	5.1	18.3	0.5	1.03
元 (2019)	18.6	13.5	5.1	18.3	0.3	1.01
2 (2020)	18.5	13.4	5.1	18.3	0.2	1.01
3 (2021)	18.3	13.3	5.0	18.3	△0.0	1.00
4 (2022)	17.9	13.0	4.8	18.3	△0.4	0.98
5 (2023)	17.8	12.9	4.8	18.3	△0.5	0.97
6 (2024)	17.6	12.8	4.8	18.3	△0.7	0.96
対前年度増減差						
17 (2005)	△0.0	△0.0	0.0			
22 (2010)	0.6	0.2	0.4			
27 (2015)	△0.2	△0.3	0.1			
28 (2016)	△0.4	△0.4	△0.0			
29 (2017)	△0.5	△0.4	△0.0			
30 (2018)	△0.1	△0.2	0.1			
元 (2019)	△0.3	△0.3	0.0			
2 (2020)	△0.1	△0.1	△0.0			
3 (2021)	△0.2	△0.1	△0.1			
4 (2022)	△0.4	△0.3	△0.1			
5 (2023)	△0.1	△0.1	△0.0			
6 (2024)	△0.2	△0.2	0.0			

注1 総合費用率及び独自給付費用率は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注2 平成27(2015)年度までの国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注3 令和2(2020)年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

注4 保険料率②は、各年度末における旧厚生年金のものである。

### 3 保険料比率及び収支比率

#### (1) 保険料比率

2-4-13 保険料比率は、保険料収入の総合費用に対する比率であり、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分(総合費用)について、同一年度の保険料収入でどの程度まで賄えるかを示した指標である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{総合費用}} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}$$

保険料比率が100%以上ならば、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用益等、他の収入も用いなければならない状況にある。

2-4-14 令和6(2024)年度の保険料比率は、**図表 2-4-5**のとおり、厚生年金計で102.8%、国民年金(国民年金勘定)で84.6%となっている。国民年金(国民年金勘定)については、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない分が保険料収入より多くなっており、運用益の活用や積立金の取崩し等により補わなければならない状況となっている。

2-4-15 国民年金(国民年金勘定)の保険料比率は、平成22(2010)年度には100%を大きく上回る水準となった。これには、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げに加え、平成20(2008)年度に係るマイナスの精算額の影響を受けた平成22(2010)年度における決算ベースの基礎年金拠出金の大幅な減少<sup>99</sup>も大きく影響しており(2-3-21(145頁)参照)、平成22(2010)年度の保険料比率は本来より高い水準となっていた。また、令和2(2020)年度については、算出にあたり、確定値を用いるとともに保険料収入から過誤納の払戻しを控除したこともあり、9.6ポイント低下している<sup>100</sup>。

<sup>99</sup> 平成22(2010)年度の国民年金(国民年金勘定)の基礎年金拠出金(決算ベース)は、対前年度で22.0%減少した(長期時系列表(4)の8(1)を参照)。

<sup>100</sup> 決算ベースで算出した場合の保険料比率は90.7%であり、前年度に比べて4.1ポイント低下している。

(2) 収支比率

2-4-16 収支比率は、総合費用の「保険料収入＋運用損益」に対する比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{保険料収入} + \text{運用損益}}$$

$$= \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用損益}}$$

収支比率が100%以下ならば、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用益で賄っているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、それ以外の財源が必要な状況にある。

2-4-17 令和6(2024)年度の収支比率(時価ベース)は、**図表2-4-5**のとおり、厚生年金計で92.8%、国民年金(国民年金勘定)で111.0%となっており、厚生年金計は100%を下回っていることから自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用益で賄っている状況にあるが、国民年金(国民年金勘定)は100%を上回っていることから自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用益では賄えず、積立金の取崩し等、それ以外の財源が必要な状況にある。厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)ともに前年度の水準から大きく上昇しているが、これは、令和6(2023)年度の運用損益が前年度より減少した影響が大きい。

図表2-4-5 保険料比率及び収支比率の推移

年度	保険料比率			収支比率		
	厚生年金計	旧厚生年金	国民年金 (国民年金勘定)	厚生年金計	旧厚生年金	国民年金 (国民年金勘定)
平成 /令和 (西暦)	%	%	%	%	%	%
17 (2005)	・	75.5	85.7	・	88.5	87.6
22 (2010)	・	76.3	125.8	・	137.5	80.4
27 (2015)	87.0	・	98.1	141.5	・	131.6
28 (2016)	91.2	・	89.8	86.0	・	84.2
29 (2017)	94.8	・	87.2	79.1	・	80.7
30 (2018)	95.8	・	93.7	97.1	・	97.4
元 (2019)	97.3	・	94.8	138.3	・	160.2
2 (2020)	96.4	・	85.2	47.7	・	45.2
3 (2021)	99.4	・	84.7	77.0	・	83.6
4 (2022)	101.0	・	85.8	91.1	・	104.5
5 (2023)	101.5	・	82.7	42.6	・	43.8
6 (2024)	102.8	・	84.6	92.8	・	111.0
対前年度増減差						
17 (2005)	・	…	△6.3	・	△23.8	△7.9
22 (2010)	・	△0.1	32.1	・	38.8	△0.9
27 (2015)	・	・	1.3	・	・	67.3
28 (2016)	4.2	・	△8.3	△55.5	・	△47.4
29 (2017)	3.6	・	△2.7	△6.9	・	△3.5
30 (2018)	1.0	・	6.5	18.0	・	16.8
元 (2019)	1.4	・	1.1	41.2	・	62.7
2 (2020)	△0.8	・	△9.6	△90.7	・	△115.0
3 (2021)	3.0	・	△0.5	29.3	・	38.4
4 (2022)	1.6	・	1.1	14.1	・	20.9
5 (2023)	0.5	・	△3.1	△48.5	・	△60.8
6 (2024)	1.3	・	1.9	50.2	・	67.2

注1 旧厚生年金及び厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注2 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前の保険料収入は、厚生年金相当部分の推計値である。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前の運用損益は、長期経理の運用損益を被用者年金一元化に伴う積立金の概算仕分けを用いて按分した推計値である。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 平成28(2016)年度の私学共済の運用損益は、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。

注7 令和2(2020)年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

## 4 積立比率

2-4-18 積立比率は、前年度末積立金の当該年度の総合費用に対する比率であり、前年度末の積立金が、実質的な支出<sup>101</sup>のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{総合費用}} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

各年度の積立比率は、その前年度末の積立金の水準を反映したものであり、当年度の運用実績は反映されないことに留意する必要がある。例えば令和6(2024)年度の積立比率は、令和5(2023)年度末積立金を基に算出され、令和6(2024)年度中の運用実績は反映されない。

2-4-19 図表2-4-6及び図表2-4-7は積立比率(時価ベース)の推移を示したものである。

令和6(2024)年度の積立比率(時価ベース)は、厚生年金計では7.4、国民年金(国民年金勘定)では9.1となっている。厚生年金の実施機関別では、国共済が6.5とやや低く、地共済が8.4とやや高くなっている。私学共済は7.8で厚生年金計と同程度となっている。

令和6(2024)年度は前年度と比べて、厚生年金の全ての実施機関及び国民年金の積立比率が大きく上昇している。これは、積立比率には令和5(2023)年度末の積立金が反映されるが、令和5(2023)年度中の運用実績が好調であったことから令和5(2023)年度末の積立金が前年度末から大きく上昇したことが寄与していると考えられる。

なお、国共済及び私学共済の平成29(2017)年度の積立比率(時価ベース)が平成28(2016)年度に比べて低下しているのは、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算により、平成28(2016)年度に厚生年金保険経理の積立金の一部が経過的長期経理に移管された<sup>102</sup>こともあり、平成28(2016)年度末積立金の額が減少した影響が大きい。

<sup>101</sup> 公的年金制度において、保険料収入、運用損益、及び国庫・公経済負担により賄うことになる支出のこと。厚生年金勘定では、

給付費＋基礎年金拠出金－基礎年金交付金＋実施機関保険給付費等交付金－実施機関拠出金収入となる。詳しくは、用語解説「実質的な支出」(296頁)を参照。

<sup>102</sup> 地共済については、平成28(2016)年度に、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算により、経過的長期経理の積立金の一部が厚生年金保険経理に移管されている。

図表2-4-6 積立比率（時価ベース）の推移

年度	厚生年金					国民年金 (国民年金勘定)
	計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成 /令和 (西暦)						
17 (2005)	・	6.2	・	・	・	5.2
22 (2010)	・	4.8	・	・	・	7.3
27 (2015)	5.2	5.1	5.2	5.4	5.2	7.5
28 (2016)	4.9	4.8	4.9	5.0	4.9	6.6
29 (2017)	5.0	4.9	4.9	5.6	4.8	7.1
30 (2018)	5.1	5.1	5.1	5.8	5.1	7.8
元 (2019)	5.1	5.1	5.0	5.7	5.1	8.1
2 (2020)	4.9	4.9	4.9	5.2	4.8	7.1
3 (2021)	6.0	6.0	6.0	6.4	6.0	8.1
4 (2022)	6.3	6.2	6.2	6.8	6.3	8.2
5 (2023)	6.2	6.2	5.6	7.0	6.4	8.1
6 (2024)	7.4	7.4	6.5	8.4	7.8	9.1

## 対前年度増減差

17 (2005)	・	△0.2	・	・	・	△0.4
22 (2010)	・	△0.0	・	・	・	2.1
27 (2015)	・	0.3	・	・	・	1.1
28 (2016)	△0.3	△0.3	△0.3	△0.4	△0.3	△0.9
29 (2017)	0.1	0.1	△0.0	0.6	△0.1	0.4
30 (2018)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.7
元 (2019)	0.0	0.0	△0.1	△0.1	0.0	0.3
2 (2020)	△0.2	△0.2	△0.2	△0.4	△0.3	△1.1
3 (2021)	1.1	1.1	1.2	1.1	1.2	1.0
4 (2022)	0.3	0.3	0.2	0.5	0.3	0.1
5 (2023)	△0.1	△0.0	△0.7	0.2	0.1	△0.1
6 (2024)	1.2	1.2	0.9	1.4	1.4	1.0

注1 旧厚生年金及び厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含めた推計値である。

注2 国民年金(国民年金勘定)は、国庫負担繰延額を含んだ推計値である。

注3 国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注4 平成27(2015)年度の積立比率算出における国共済、地共済及び私学共済の積立金は、単年度収支状況(厚生年金相当部分の推計)から算出した前年度末積立金(推計値)である。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 令和2(2020)年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

図表2-4-7 積立比率（時価ベース）の推移

